

諏訪広域連合
第8期介護保険事業計画

令和3年3月
諏訪広域連合

はじめに



平成 15 年度から諏訪広域連合が保険者となり実施しております介護保険事業につきましては、皆様の多大なご支援とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度は、平成 12 年 4 月の施行から 21 年が経過し、この間、介護サービス提供基盤の整備の充実により、現在は高齢者やその家族を支えるうえで欠かせない制度として定着してまいりました。

一方、わが国では、令和 7 年（2025 年）には団塊の世代が後期高齢者となり、令和 22 年（2040 年）にはその子供たちの世代が 65 歳以上となるなど、高齢化はさらに進み医療や介護の必要性が更に見込まれています。

こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活していくことを可能にするため、多職種連携による包括的な支援体制の構築・強化を図ることが必要となります。

当広域連合においては、構成市町村の特性に応じた生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりに向けた体制の整備・強化を進める「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくとともに、介護に従事する人材の確保と育成は必要不可欠となります。介護現場の様子や介護職員として働いている方の声等を積極的に発信しながら、県や関係機関と連携・協力し、介護の仕事のイメージアップを図っております。

当広域連合では、令和 7 年（2025 年）及び令和 22 年（2040 年）の超高齢社会像を見据えて、令和 3 年（2021 年）度から令和 5 年（2023 年）度までの 3 年間を対象年度といたしました「諏訪広域連合第 8 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後は、構成市町村や関係機関等と連携を図りながら、本計画の基本理念の具現化に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「諏訪広域連合介護保険委員会」の委員の皆さまには、様々な視点からご意見やご提言をいただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、本計画が着実、円滑に実施されますよう圏域住民各位のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 3 年 3 月

諏 訪 広 域 連 合
広域連合長 金子 ゆかり

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけと計画期間	1
1-3	計画の策定体制	2
1-4	基本理念	4
1-5	基本指針の改正について	5
第2章	諏訪広域圏と高齢者の概況	8
2-1	諏訪広域圏の概要	8
2-2	高齢者の状況	9
2-3	高齢者の世帯	15
2-4	認知症高齢者の状況	16
第3章	介護保険事業の実施状況	18
3-1	要支援・要介護認定者の推移及び推計	18
3-2	介護保険サービスの利用状況	20
3-3	構成市町村ごとの利用状況	28
3-4	地域支援事業の実施状況	34
3-5	第7期計画値との比較	39
第4章	地域包括ケア体制の強化	43
4-1	地域包括ケアシステムの深化・推進	43
4-2	日常生活圏域の設定	44
4-3	地域包括支援センターの運営支援	44
4-4	地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現	45
4-5	介護予防・重度化防止の推進	46
4-6	認知症施策の充実	47
4-7	高齢者虐待防止対策の推進	49
4-8	地域密着型サービスの充実	49
4-9	災害・感染症対策の体制整備	50
第5章	介護保険事業の適正かつ円滑な運営	51
5-1	介護保険サービス基盤の充実	51
5-2	要介護認定等	53
5-3	適切なサービス利用の促進	54
5-4	相談体制・苦情対応の充実	56
5-5	適正な事業運営の推進	57
5-6	事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	59

第6章 介護保険事業量及び給付費の推計	60
6-1 居宅サービス	60
6-2 地域密着型サービス	74
6-3 施設サービス	82
第7章 地域支援事業の推進	85
7-1 介護予防・日常生活支援総合事業	85
7-2 包括的支援事業	91
7-3 任意事業	99
第8章 保険料の算定	101
8-1 所得段階別被保険者数の推計	101
8-2 介護保険給付費等	102
資 料 編	105
資料1 高齢者等実態調査の結果概要	105
資料2 サービス提供事業者アンケート調査の結果概要	132
資料3 ケアマネジャーアンケート調査の結果概要	142
資料4 パブリックコメントの結果と考え方	154
資料5 諏訪広域連合介護保険委員会	161
資料6 諏訪広域圏内 介護保険サービス事業所一覧（令和3年1月現在）	165
資料7 諏訪広域圏内 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧	180
資料8 用語解説	182

※数値の表記について

計画書に記載している各種数値について、四捨五入にて表記している場合、表記上の数値を合計した数値と「合計」の数値が合わないことがあります。

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

本広域圏における高齢者人口は、令和2(2020)年10月現在で63,645人、高齢化率は32.5%となり、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年には、介護ニーズが高まることが見込まれます。また、高齢者の一人暮らし世帯や認知症高齢者の増加、核家族化や近隣関係の希薄化等、高齢者を取り巻く環境が変化し、社会全体で高齢者を支える地域づくりが求められる中、令和22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者自身が「支え手」として活躍できる仕組みの必要性が高まっています。

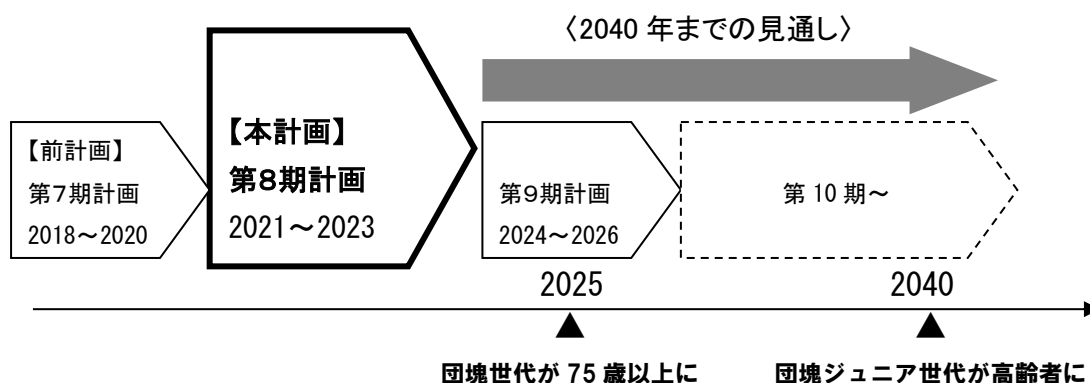
第8期計画では、令和7(2025)年及び令和22(2040)年の超高齢社会像を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、構成市町村やサービス提供事業者の関係機関や地域の各種団体、地域住民等と連携・協力しながら取り組んでいく必要があります。

こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化、制度改正等に対応し、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりと介護保険事業の適正な運営を推進するため、第7期介護保険事業計画(以下「前計画」という。)の見直しを行い、新たに第8期介護保険事業計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

1-2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられるもので、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

計画の期間は、介護保険法に基づき、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間となります。



1-3 計画の策定体制

本計画は、以下の体制により策定しました。

(1) 介護保険委員会

計画策定にあたり、介護保険被保険者の代表や保健、医療及び福祉関係団体の代表等で構成する介護保険委員会において、本広域圏における介護保険運営や高齢者を取り巻く状況、地域が抱える課題等を確認・評価するとともに、今後の介護ニーズの見通し等を踏まえ、計画内容について協議を重ねてきました。会議の開催状況は以下のとおりです。

	日時	協議内容等
第1回	令和2年7月9日	<ul style="list-style-type: none">・第8期介護保険事業計画策定について・高齢者等実態調査結果報告（速報版）について・令和元年度地域支援事業の実施状況について・令和2年度保険者機能強化推進交付金について・介護保険事業者意向調査結果について
第2回	令和2年9月10日	<ul style="list-style-type: none">・高齢者実態調査（最終版）・自由意見について・第7期介護保険事業計画実績分析について・第8期事業計画の施設整備について・介護保険事業の推移 令和元年度事業運営状況について
第3回	令和2年10月20日	<ul style="list-style-type: none">・介護保険法の改正（令和3年度）等について・サービス提供事業所・介護支援専門員アンケート集計報告・被保険者数、要介護認定者数の推計について・サービス見込み量の算出について・第8期介護保険料の試算について・第8期介護保険施設・居住系サービス等の整備（案）
第4回	令和2年12月15日	<ul style="list-style-type: none">・第8期介護保険事業計画（素案）について・介護保険料の設定について・パブリックコメントの募集について
第5回	令和3年2月 （書面にて開催）	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果と考え方について・第8期事業計画（素案）第8章・資料編について
第6回	令和3年3月16日	<ul style="list-style-type: none">・第8期介護保険事業計画（素案）の最終検討・第8期介護保険事業計画（案）の提出

(2) アンケート調査等の実施

①高齢者等実態調査

要介護・要支援認定を受けていて在宅で生活している方（居宅要介護・要支援認定者）及び要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方（元気高齢者）を対象に、長野県と協力し、実態調査を実施しました。

○調査方法：郵送調査

○調査期間：令和元年11月29日～令和元年12月25日

対 象	発送数	有効回収数	有効回収率
居宅要介護・要支援認定者等	8,023 票	5,238 票	65.2%
元気高齢者	997 票	727 票	72.9%

②ケアマネジャー・サービス提供事業所アンケート調査

ケアマネジメントの状況や介護サービスの提供状況、今後の事業展開等を把握するため、ケアマネジャー及びサービス提供事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

○調査方法：郵送調査

○調査期間：令和2年6月5日～令和2年6月19日

対 象	発送数	有効回収数	有効回収率
ケアマネジャー	176 票	126 票	71.6%
サービス提供事業所	341 票	258 票	75.7%

(3) 構成市町村

本広域圏の構成市町村の担当課及び地域包括支援センターと定期的な協議を行い、調整を図りながら策定しました。

(4) 県との連携

サービス見込量の推計、保険料の設定及び計画策定等において、県からの助言、指導等の支援を受けるとともに、県が策定する医療計画及び介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、県との協議の場を設け、緊密に連携しながら策定しています。

1-4 基本理念

介護保険制度の趣旨や高齢者を取り巻く環境等を踏まえ、本計画における基本的な考え方を以下の4つとし、基本理念を以下のとおりとします。

(1) 高齢者の自立支援

高齢者自身が自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限活かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。

(2) 尊厳の保持と権利擁護

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、全ての高齢者の尊厳と権利が守られるための体制の強化を図ります。

(3) 利用者本位のサービス提供

利用者が安心してサービス提供を受けることができるよう、サービスを必要とする人が希望するサービスを適切に選択できるための体制の充実とサービス水準の確保・向上を図ります。

(4) 地域による支え合いの支援

地域共生社会の実現に向けて、高齢者自身も支える側として活動しつつ、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを支援します。

1-5 基本指針の改正について

介護保険法第116条第1項に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）が改正されました。概ねの内容は以下のとおりです。

(1) 第8期計画において記載を充実する事項

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

② 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ・要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- ・教育等、他の分野との連携に関する事項について記載

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

(2) 基本指針構成等の見直し（追加された項目等）

① 保険者機能強化推進交付金等の活用

- ・拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について

② 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について

③ 市町村地域防災計画、新型インフルエンザ等対策行動計画との調和

- ・災害時に備えた連携した取り組みや新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取り組み等を定める場合には地域防災計画は新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮する

④ 認知症施策推進大綱を踏まえた取組

- ・認知症施策推進大綱を踏まえて取り組むよう努めること

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み方針

⑥ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項

- ・介護職に限らない専門職を含めた人材確保の重要性について
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について
- ・担い手確保のための取組として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入等による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策

⑦ 認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱等を踏まえ、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について
- ・教育、地域づくり等他の分野の関連施策との連携等に関する事項について

⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、指導監督の徹底等による質の確保について

⑨ 一般会計に関する事項

- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した一般会計による介護予防等に資する独自事業について

⑩ 災害に対する備えの検討

⑪ 感染症に対する備えの検討

⑫ その他

- ・就労的活動支援コーディネーターも市町村が進める地域づくり活動の中心的な役割を担うことについて
- ・2040年度の推計を計画に記載
- ・保険者機能強化推進交付金等の評価を活用したPDCAサイクルの重要性について
- ・地域包括支援センターの体制強化の具体的な取組について

第2章 諏訪広域圏と高齢者の概況

2-1 諏訪広域圏の概要

(1) 諏訪広域圏の位置

本広域圏は長野県、広くは日本列島のほぼ中央に位置し、東経 138 度から 138 度 24 分、北緯 35 度 48 分から 36 度 10 分の範囲にあり、東西約 35 km、南北約 41 km、周囲約 150 km で、面積は 715. 41k m²、標高は諏訪湖で 759m、最も高い八ヶ岳の主峰赤岳で 2, 899m です。

(2) 自然的条件

本広域圏は、周囲を山に囲まれ、諏訪湖を中心とする 2 市 1 町と、八ヶ岳山麓に広がる 1 市 1 町 1 村により盆地を形成しています。その形状はフォッサマグナ（糸魚川・静岡構造線）を西端とし、それと平行に走る東端の断層との間の地溝帯にできた構造盆地であり、北西から南東方向にかけて細長く伸びています。

諏訪湖は諏訪盆地の北西に位置し、上川、宮川、砥川、横河川等の各水系が流入し、長野県一の大きな湖です。諏訪湖を中心とする平坦地は、湖に流入する河川の土砂によってできた沖積地で、河口では三角州上の地形をつくっています。

一方、八ヶ岳山麓は緩やかに傾斜した広々とした平地で、その中に集落が形成され、耕地が開け、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。

気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、四季の変化に富んでいます。

また、圏域の高原には、多様な動植物が豊かに生息分布していることも特性となっています。

(3) 交通体系

本広域圏の主要な交通機関として、中央自動車道・長野自動車道、国道 20 号、J R 中央本線が圏域を南北に縦貫しています。

中央自動車道・長野自動車道は、首都圏、中京・関西圏、日本海方面を短時間で結び、産業経済、文化をはじめ生活圏域の拡大に大きな役割を果たしています。

幹線道路としての国道は、20 号、142 号、152 号、299 号があり、圏域と主要都市を結んでいます。J R 中央本線は、高速性と大量輸送機能を有した基幹交通機関となっています。

2-2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

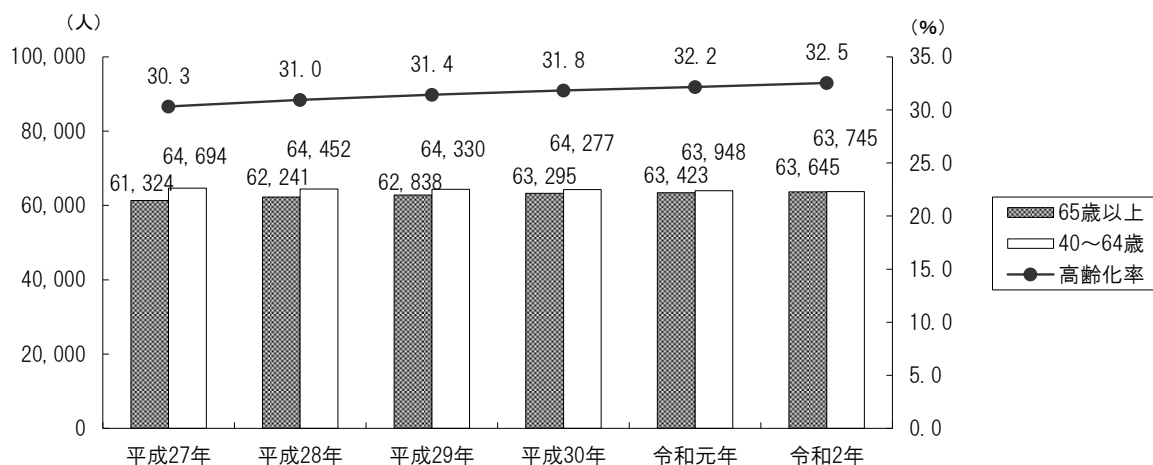
本広域圏の総人口は、減少傾向が続いており、令和2（2020）年10月1日現在で195,654人となっています。

一方、高齢者（65歳以上）人口は増加し続けており、令和2（2020）年10月1日現在で63,645人、高齢化率は32.5%まで上昇しています。前期高齢者は減少し、後期高齢者が増加してきています。

第2号被保険者となる40歳から64歳人口は、令和2（2020）年10月1日現在で63,745人となっています。

【単位：人、％】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口（A）	202,279	201,064	199,983	198,847	197,169	195,654
0～14歳（B）	26,203	25,639	24,991	24,408	23,813	23,268
割合（B÷A）	13.0	12.8	12.5	12.3	12.1	11.9
15～64歳（C）	114,752	113,184	112,154	111,144	109,933	108,741
割合（C÷A）	56.7	56.3	56.1	55.9	55.8	55.6
40～64歳	64,694	64,452	64,330	64,277	63,948	63,745
65歳以上（D）	61,324	62,241	62,838	63,295	63,423	63,645
割合（D÷A）	30.3	31.0	31.4	31.8	32.2	32.5
65歳～74歳（E）	30,258	30,256	29,766	29,248	28,507	28,205
割合（E÷D）	49.3	48.6	47.4	46.2	44.9	44.3
75歳以上（F）	31,066	31,985	33,072	34,047	34,916	35,440
割合（F÷D）	50.7	51.4	52.6	53.8	55.1	55.7



出展：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 計画期間における高齢者人口の推計

第8期介護保険事業計画の策定にあたり、計画期間及び団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年の総人口及び高齢者人口を推計します。構成市町村ごとに住民基本台帳人口(各年10月1日現在)を基にコーホート変化率法により推計し、広域圏全体の推計値は、構成市町村ごとの推計値の合算とします。

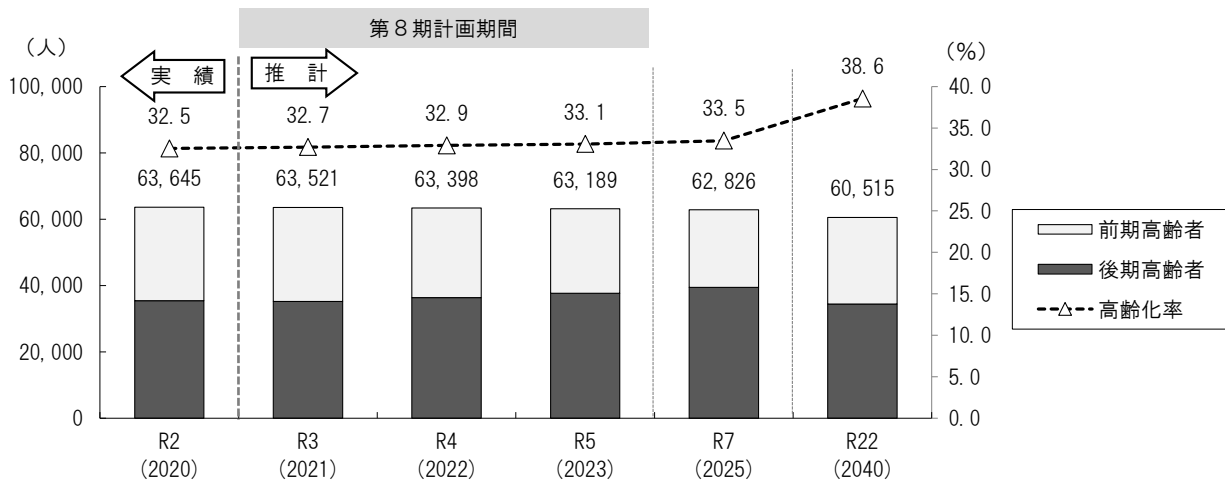
(コーホート変化率法)

あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して将来人口を算出する方法。例えば、x年に20歳の人口が100人、x+1年に21歳の人口が102人だった場合、20歳→21歳の変化率を102%と設定する。

【広域全体】

令和2(2020)年以降、高齢者人口は減少傾向に転じ、第8期計画期間の最終年度となる令和5(2023)年には、高齢者数が63,189人となると推計されます。

一方、高齢化率は上昇し続け、令和2(2020)年の32.5%から令和5(2023)年には33.1%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には38.6%になると予想されます。



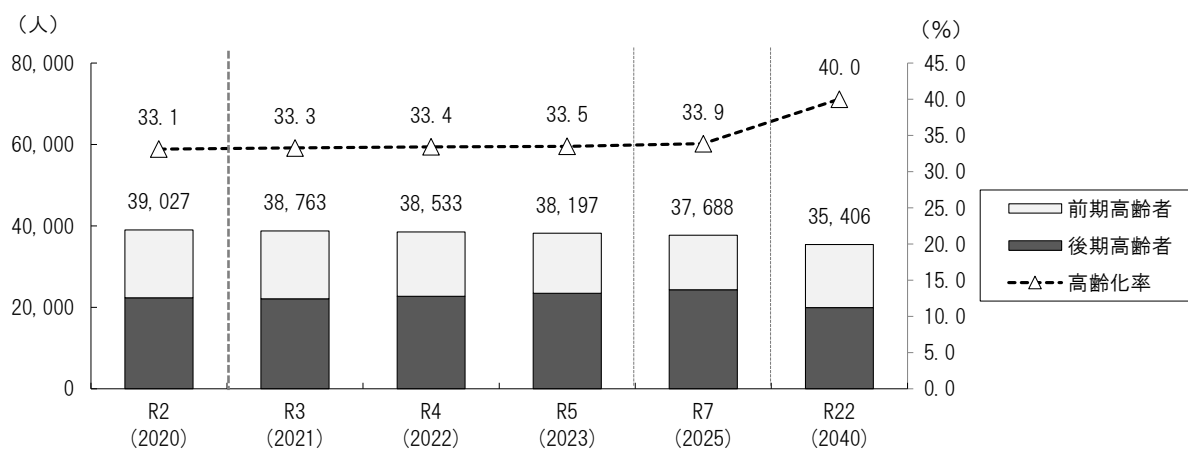
【単位：人、%】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	195,654	194,262	192,718	191,116	187,682	156,970	▲ 4,538
高齢者	63,645	63,521	63,398	63,189	62,826	60,515	▲ 456
前期高齢者	28,205	28,286	27,027	25,524	23,370	26,111	▲ 2,681
後期高齢者	35,440	35,235	36,371	37,665	39,456	34,404	2,225
高齢化率	32.5	32.7	32.9	33.1	33.5	38.6	0.5

※各年10月1日現在の実績及び推計値

【湖周】

湖周（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）では、総人口、高齢者数ともに減少傾向となり、高齢化率は微増傾向で推移すると見込まれます。



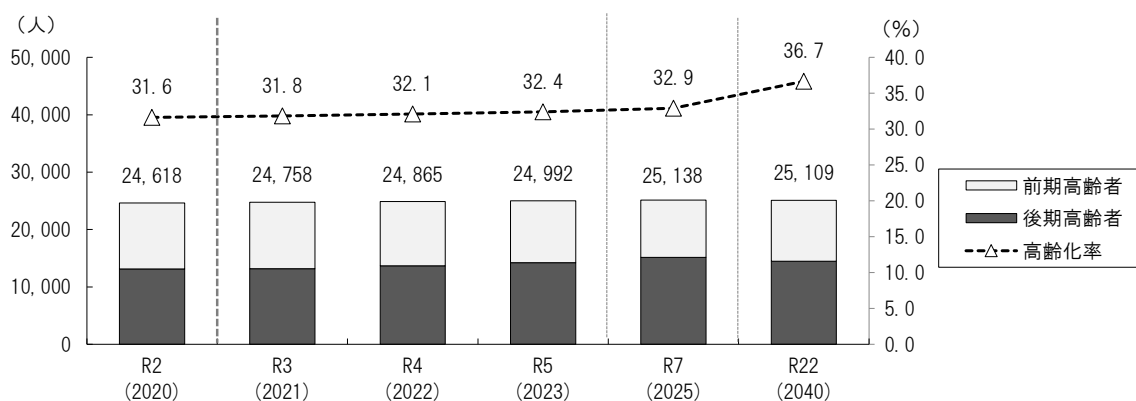
【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	117,829	116,524	115,287	114,009	111,303	88,502	▲ 3,820
高齢者	39,027	38,763	38,533	38,197	37,688	35,406	▲ 830
前期高齢者	16,714	16,687	15,853	14,775	13,398	15,467	▲ 1,939
後期高齢者	22,313	22,076	22,680	23,422	24,290	19,939	1,109
高齢化率	33.1	33.3	33.4	33.5	33.9	40.0	0.4

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

【岳麓】

岳麓（茅野市、富士見町、原村）では、総人口が減少する一方、高齢者が増加し続け、高齢化率も令和5（2023）年で32.4%まで上昇すると予想されます。



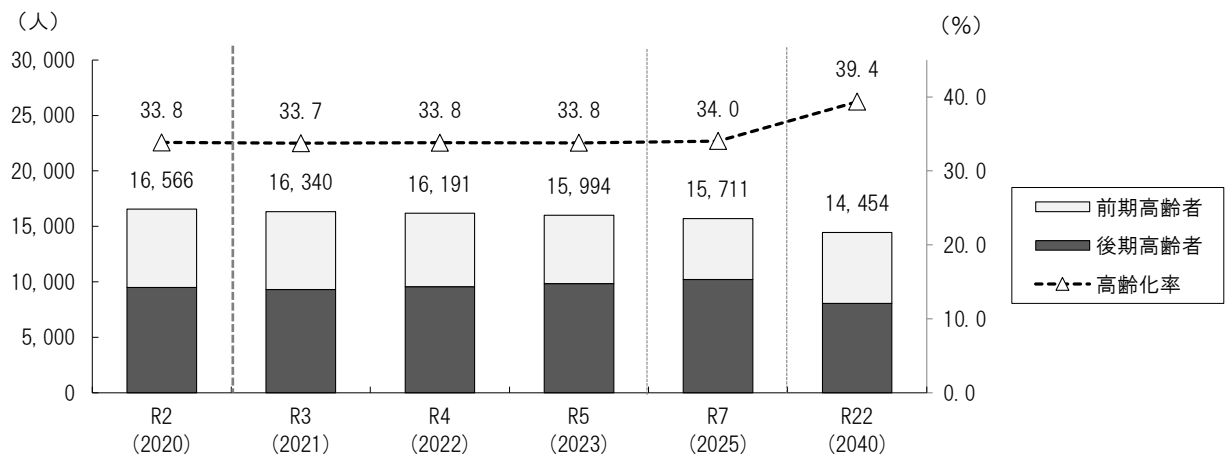
【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	77,825	77,738	77,431	77,107	76,379	68,468	▲ 718
高齢者	24,618	24,758	24,865	24,992	25,138	25,109	374
前期高齢者	11,491	11,599	11,174	10,749	9,972	10,644	▲ 742
後期高齢者	13,127	13,159	13,691	14,243	15,166	14,465	1,116
高齢化率	31.6	31.8	32.1	32.4	32.9	36.7	0.8

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

構成市町村別人口推計の結果は以下のとおりです。

【岡谷市】

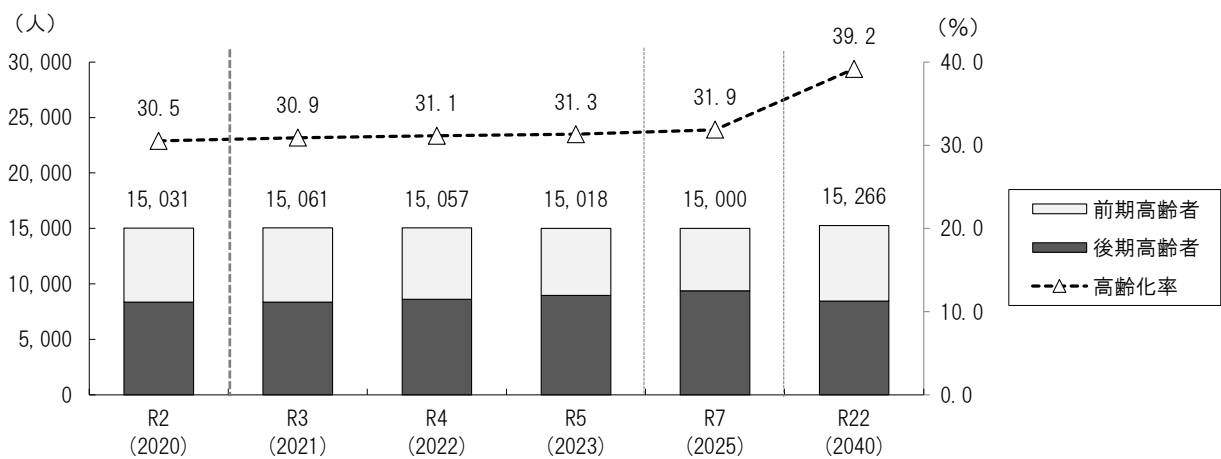


【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	48,952	48,422	47,876	47,320	46,153	36,724	▲ 1,632
高齢者	16,566	16,340	16,191	15,994	15,711	14,454	▲ 572
前期高齢者	7,058	7,026	6,625	6,142	5,506	6,386	▲ 916
後期高齢者	9,508	9,314	9,566	9,852	10,205	8,068	344
高齢化率	33.8	33.7	33.8	33.8	34.0	39.4	▲ 0.0

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

【諏訪市】

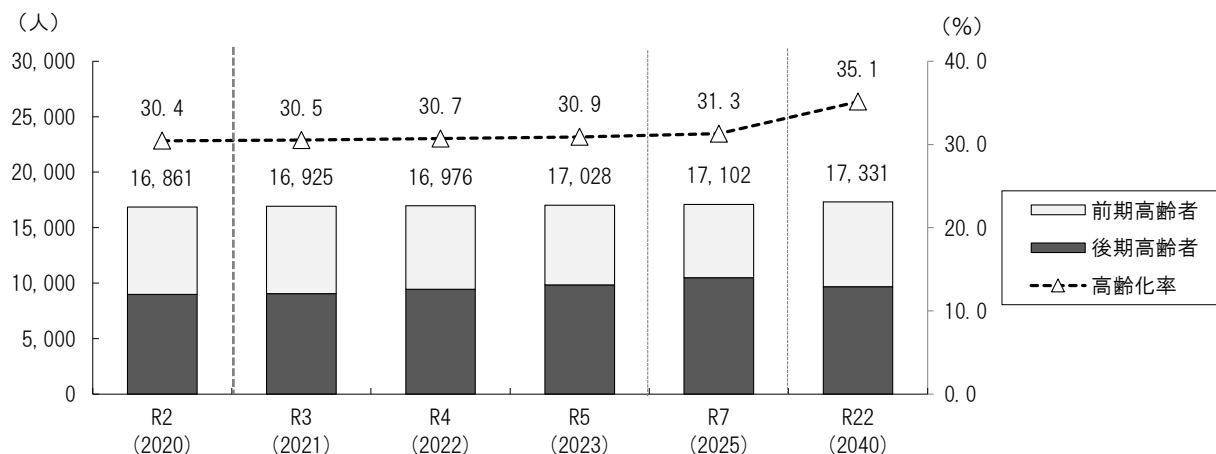


【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	49,243	48,742	48,352	47,950	47,073	38,972	▲ 1,293
高齢者	15,031	15,061	15,057	15,018	15,000	15,266	▲ 13
前期高齢者	6,660	6,701	6,435	6,043	5,614	6,800	▲ 617
後期高齢者	8,371	8,360	8,622	8,975	9,386	8,466	604
高齢化率	30.5	30.9	31.1	31.3	31.9	39.2	0.8

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

【茅野市】

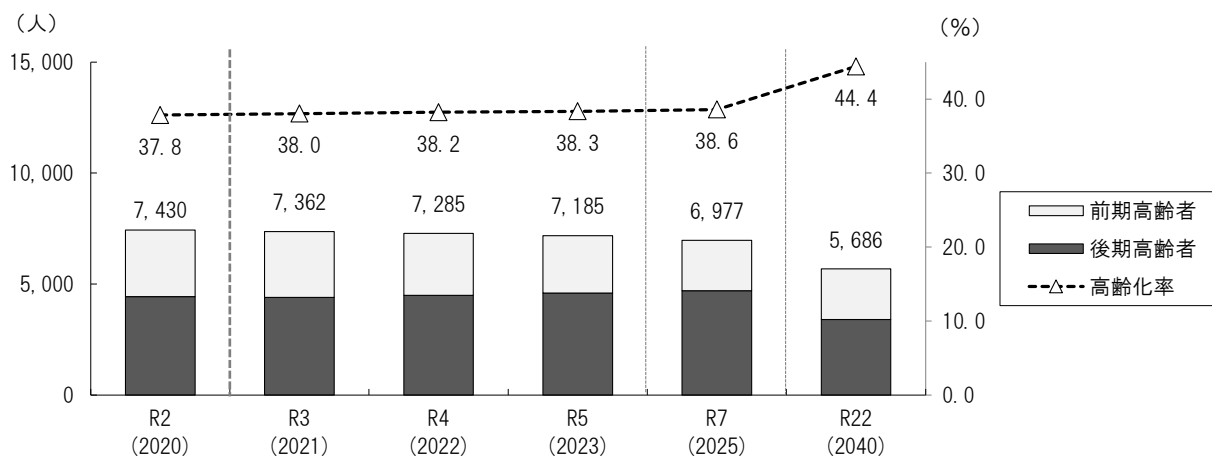


【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	55,377	55,470	55,290	55,097	54,660	49,338	▲ 280
高齢者	16,861	16,925	16,976	17,028	17,102	17,331	▲ 167
前期高齢者	7,872	7,874	7,523	7,190	6,602	7,644	▲ 682
後期高齢者	8,989	9,051	9,453	9,838	10,500	9,687	▲ 849
高齢化率	30.4	30.5	30.7	30.9	31.3	35.1	0.5

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

【下諏訪町】

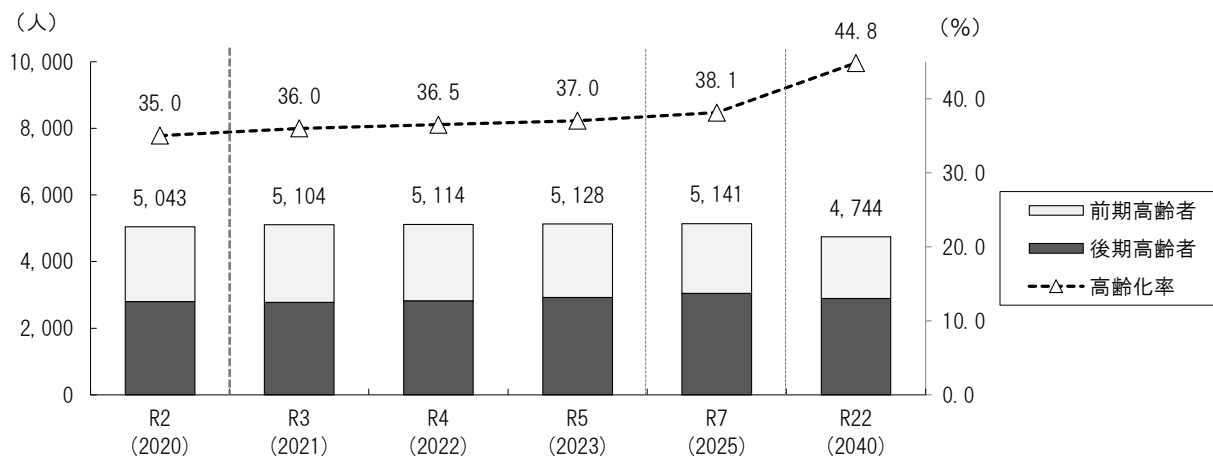


【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	19,634	19,360	19,059	18,739	18,077	12,806	▲ 895
高齢者	7,430	7,362	7,285	7,185	6,977	5,686	▲ 245
前期高齢者	2,996	2,960	2,793	2,590	2,278	2,281	▲ 406
後期高齢者	4,434	4,402	4,492	4,595	4,699	3,405	▲ 161
高齢化率	37.8	38.0	38.2	38.3	38.6	44.4	0.5

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

【富士見町】

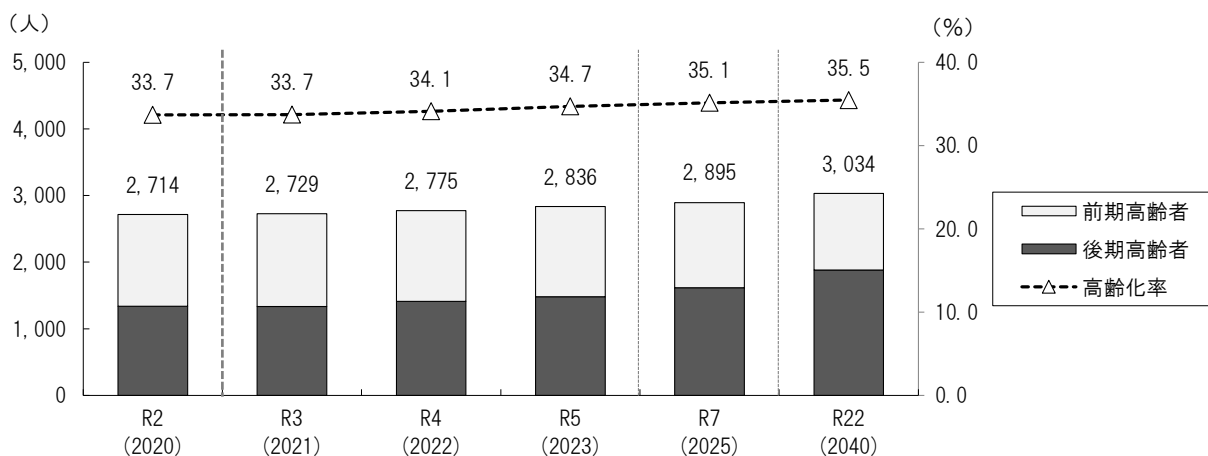


【単位：人、％】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	14,395	14,178	14,011	13,842	13,482	10,579	▲ 553
高齢者	5,043	5,104	5,114	5,128	5,141	4,744	85
前期高齢者	2,244	2,329	2,289	2,202	2,091	1,850	▲ 42
後期高齢者	2,799	2,775	2,825	2,926	3,050	2,894	127
高齢化率	35.0	36.0	36.5	37.0	38.1	44.8	2.0

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

【原村】



【単位：人、％】

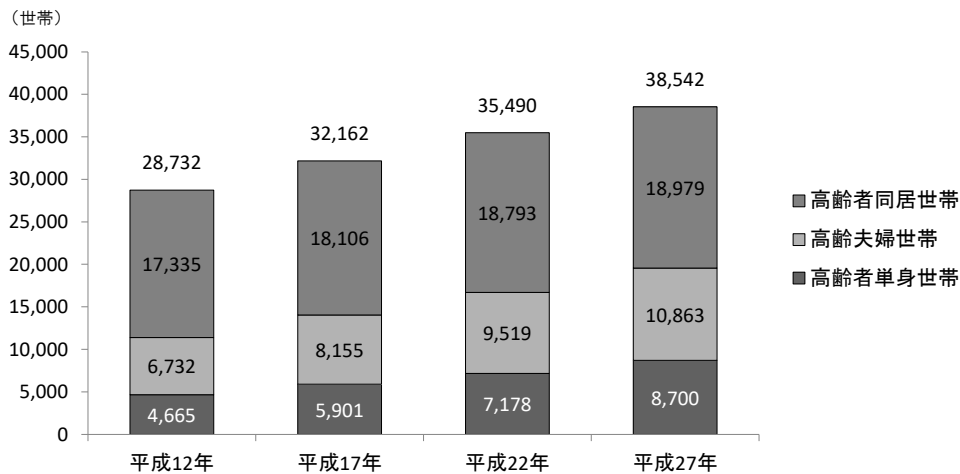
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
人口	8,053	8,090	8,130	8,168	8,237	8,551	115
高齢者	2,714	2,729	2,775	2,836	2,895	3,034	122
前期高齢者	1,375	1,396	1,362	1,357	1,279	1,150	▲ 18
後期高齢者	1,339	1,333	1,413	1,479	1,616	1,884	140
高齢化率	33.7	33.7	34.1	34.7	35.1	35.5	1.0

※各年 10月1日現在の実績及び推計値

2-3 高齢者の世帯

高齢者のいる世帯数の推移を国勢調査の結果でみると、平成27(2015)年10月現在で38,542世帯となっており、平成12(2000)年から15年間で9,810世帯増加し、特に一人暮らし高齢者世帯や高齢夫婦世帯の数が増加しています。

■ 高齢者世帯数の推移（構成別）



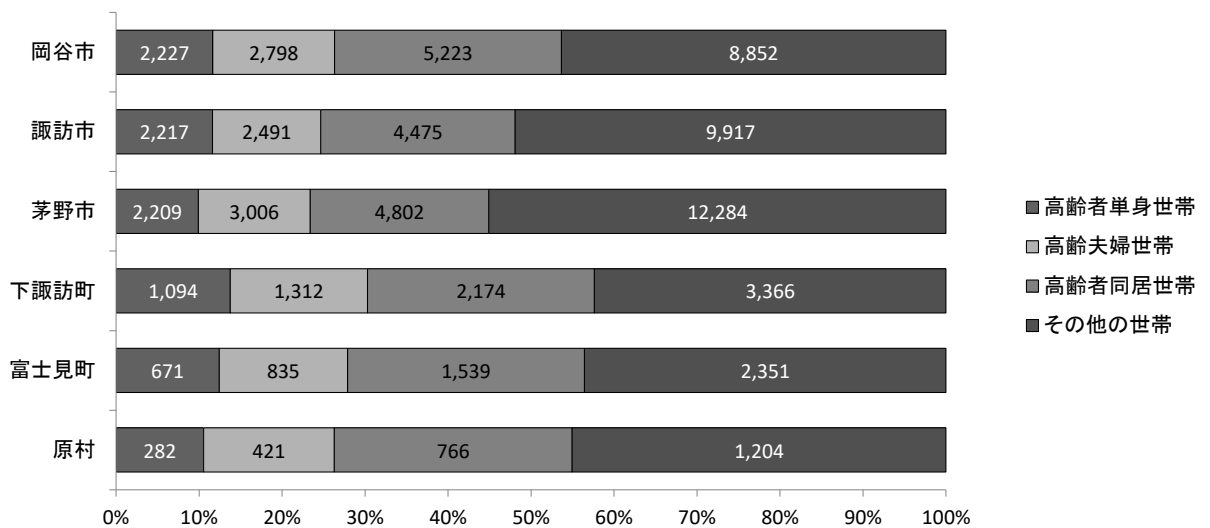
【単位：世帯、％】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	74,926	78,390	78,195	76,516
高齢者世帯	28,732	32,162	35,490	38,542
割合	38.3	41.0	45.4	50.4
単身世帯	4,665	5,901	7,178	8,700
割合	6.2	7.5	9.2	11.4
夫婦世帯	6,732	8,155	9,519	10,863
割合	9.0	10.4	12.2	14.2
同居世帯	17,335	18,106	18,793	18,979
割合	23.1	23.1	24.0	24.8

（出典）国勢調査

■ 構成市町村別高齢者世帯の状況（平成27年）

（単位：世帯）



（出典）国勢調査

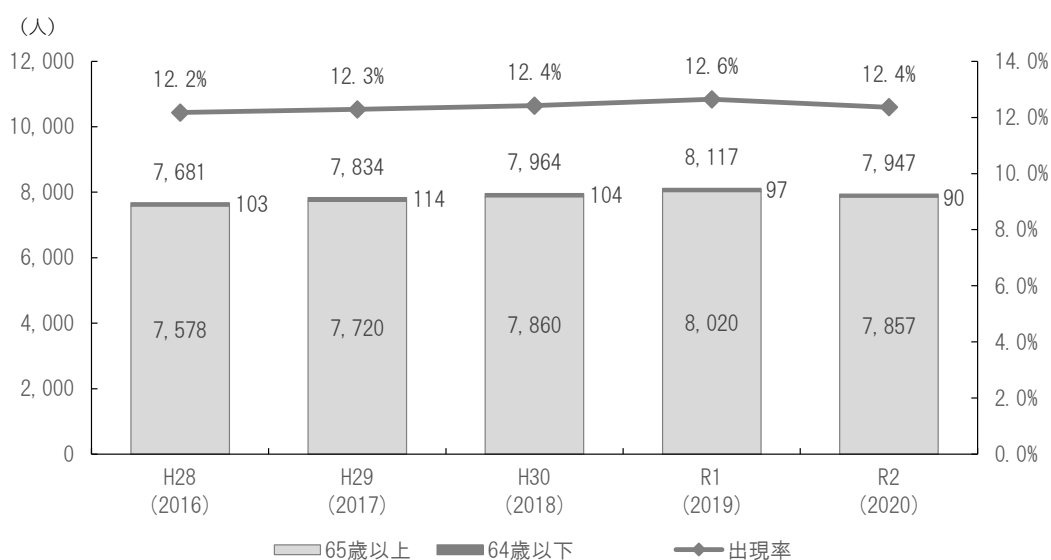
2-4 認知症高齢者の状況

(1) 認知症高齢者等の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度がⅡ以上の認知症の人は、令和2(2020)年10月現在で7,947人となっています。そのうち、64歳以下の方が90人、65歳以上の方が7,857人で、65歳以上人口に占める認知症高齢者の割合(出現率)は12.4%となっています。認知症高齢者等の人数、出現率とも、令和元(2019)年まで増加傾向にありましたが、令和2(2020)年に減少しています。

日常生活自立度別にみると、Ⅱbが最も多く、全体の約4割を占めています。

■ 認知症高齢者等の人数及び出現率の推移



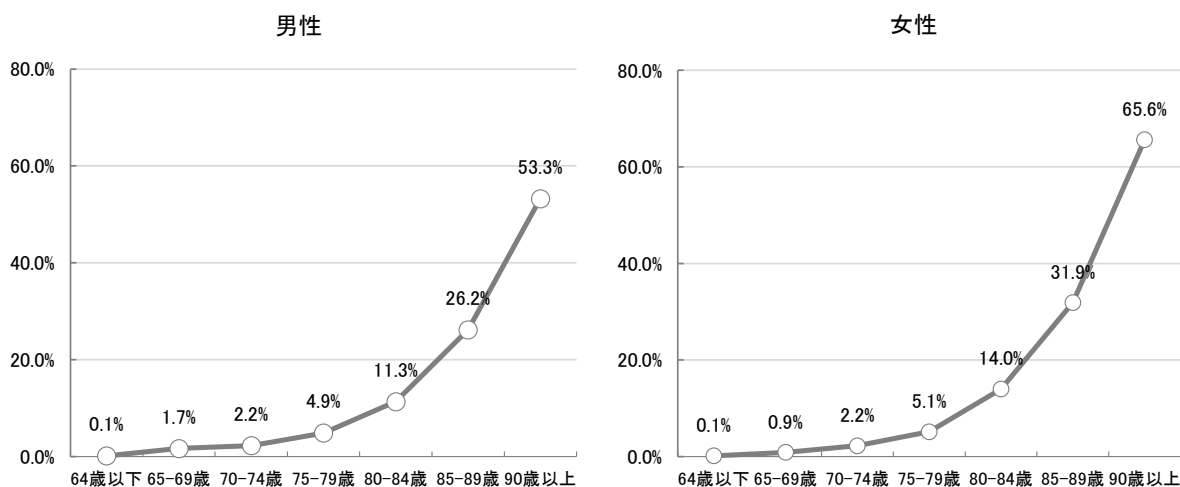
【単位：人】

		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
Ⅱ a	64歳以下	23	26	25	20	20
	65歳以上	1,075	1,141	1,164	1,214	1,226
Ⅱ b	64歳以下	39	39	37	27	20
	65歳以上	3,087	3,067	3,069	3,138	2,984
Ⅲ a	64歳以下	25	30	21	24	23
	65歳以上	2,146	2,251	2,305	2,304	2,282
Ⅲ b	64歳以下	3	1	2	3	2
	65歳以上	398	386	392	380	371
Ⅳ	64歳以下	9	11	13	18	20
	65歳以上	775	784	835	903	908
M	64歳以下	4	7	6	5	5
	65歳以上	97	91	95	81	86
計	64歳以下	103	114	104	97	90
	65歳以上	7,578	7,720	7,860	8,020	7,857

(出典) 要介護認定情報

性別・年齢別の出現率をみると、男女ともに年齢とともに上昇しており、90歳以上では、男性で53.3%、女性で65.6%となっています。

■性別・年齢別_認知症高齢者等の出現率（令和2年）

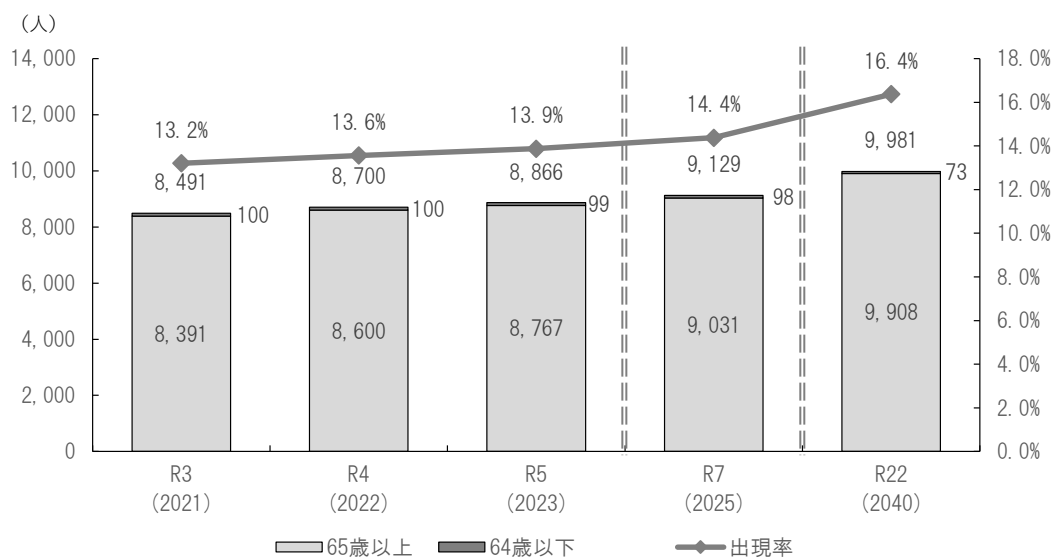


（出典）要介護認定情報

（2）計画期間における認知症高齢者等の推計

性別・年齢別の認知症出現率の推移から計画期間における出現率を設定し、将来推計人口を乗じて、計画期間における認知症高齢者等の推計をすると、計画最終年度の令和5(2023)年で8,866人、令和22(2040)年には9,981人になると見込まれます。

■認知症高齢者等の人数及び出現率の推移



第3章 介護保険事業の実施状況

3-1 要支援・要介護認定者の推移及び推計

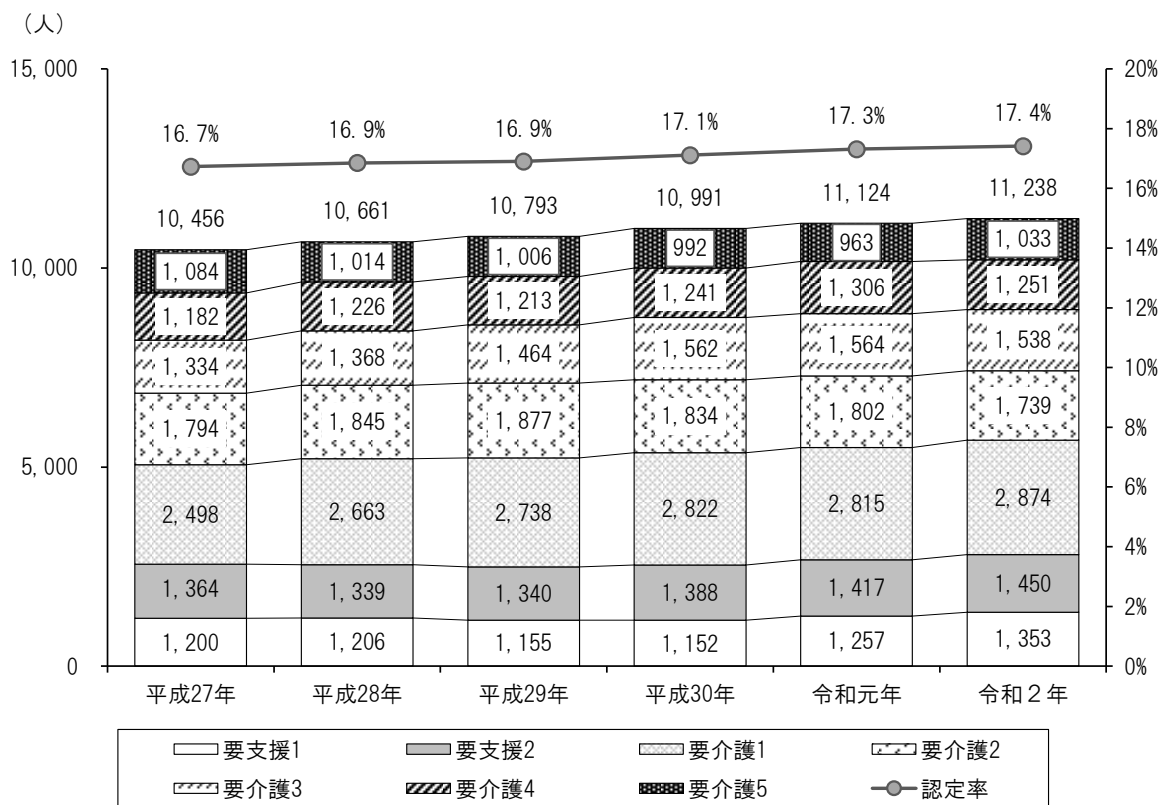
(1) 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は年々増加してきています。平成27(2015)年9月末の10,456人から5年間で782人(7.5%)増加し、令和2(2020)年9月末現在で11,238人となっています。

第1号被保険者数に対する認定者数の割合(認定率)も増加傾向にあり、平成27(2015)年9月末の16.7%から令和2(2020)年9月末には17.4%と0.7ポイント上昇しています。

要介護度別にみると、特に要介護1及び要介護3で大きく増加し、要介護5は減少してきています。

■ 要介護度別認定者数及び認定率の推移



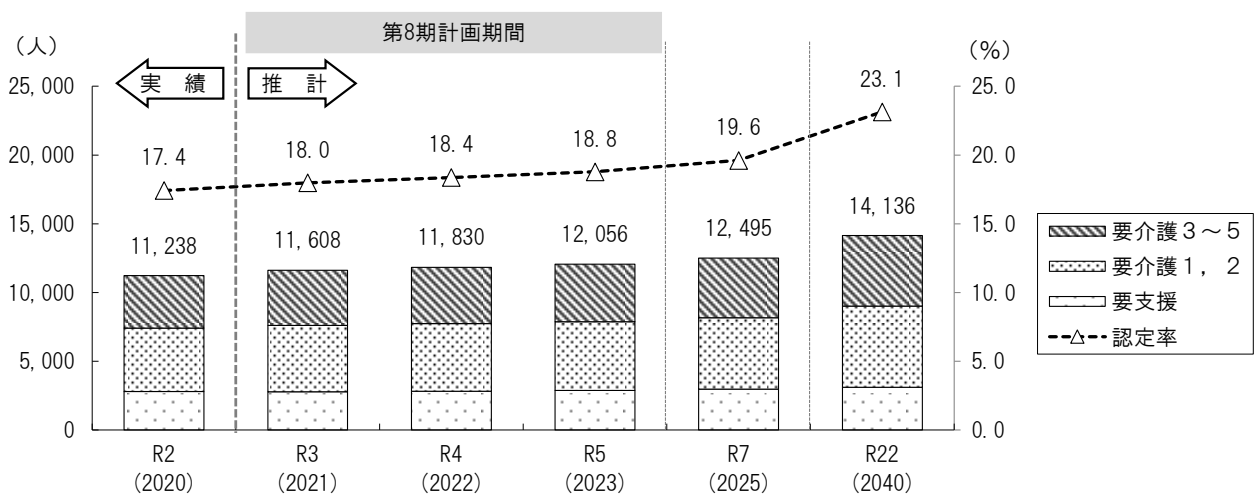
※認定率は第1号被保険者の認定者数により算出。

(出典) 介護保険事業状況報告(各年9月月報)

(2) 計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計

計画期間中の要支援・要介護認定者数について、本広域圏全体の男女別・5歳ごと年齢別の要介護度別認定率の実績を勘案して計画期間の認定率を設定し、将来推計人口に乗じて算出すると、高齢者数は減少傾向になるものの、認定率の高い後期高齢者の増加等により認定者数が増加し、令和5（2023）年には認定者数12,056人、認定率18.8%まで上昇すると見込まれます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、認定者数が12,495人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、認定者数が14,136人になると推計されます。



【単位：人、%】

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)	増減 (R2-R5)
要支援1	1,353	1,305	1,327	1,349	1,395	1,434	-4
要支援2	1,450	1,470	1,493	1,520	1,568	1,675	70
要介護1	2,874	2,936	2,995	3,053	3,169	3,545	179
要介護2	1,739	1,884	1,923	1,959	2,035	2,352	220
要介護3	1,538	1,639	1,673	1,707	1,771	2,093	169
要介護4	1,251	1,368	1,395	1,424	1,480	1,776	173
要介護5	1,033	1,006	1,024	1,044	1,077	1,261	11
合計	11,238	11,608	11,830	12,056	12,495	14,136	818
認定率	17.4	18.0	18.4	18.8	19.6	23.1	1.4

※認定率は第1号被保険者の認定者数により算出。

※R2は「介護保険事業状況報告9月月報」（9月末現在）、R3以降は各年9月末時点の推計値。

3-2 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス別利用者数

① 受給者数及び受給率の推移

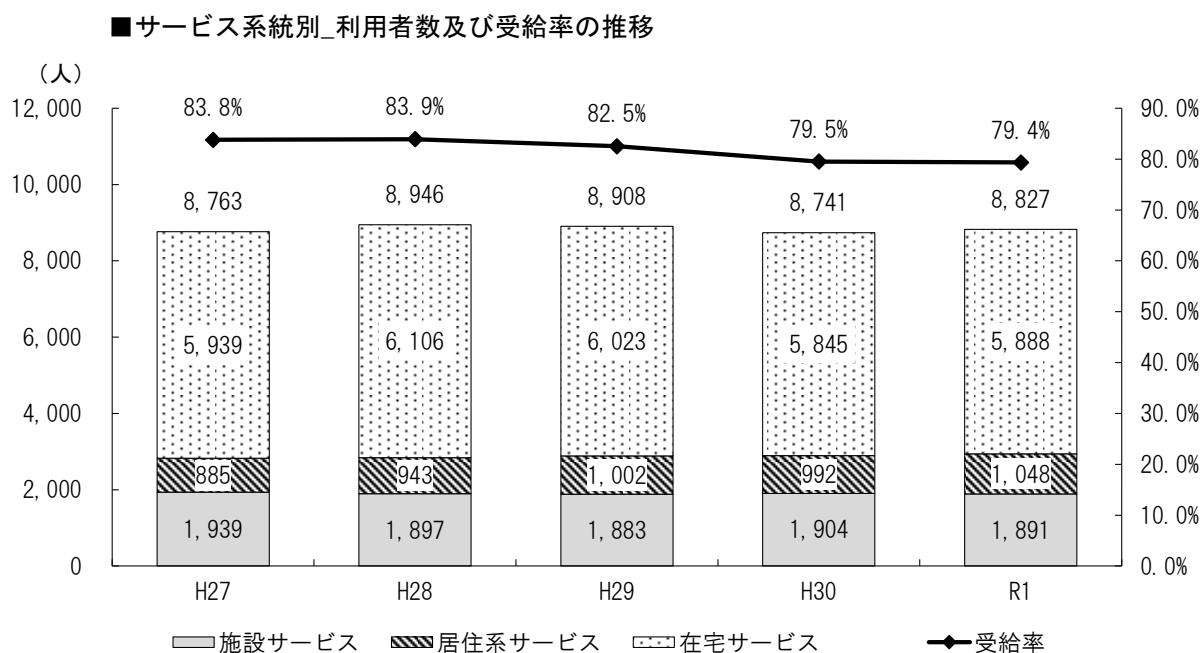
介護保険サービス受給者数は、令和元（2019）年度（月平均）で8,827人、認定者における受給者の割合（受給率）は79.4%で、平成28（2016）年度以降、減少傾向となっています。

サービス系統別にみると、サービス利用者全体のうち、在宅サービスが約7割、施設サービスが約2割、居住系サービスが約1割となっています。

在宅サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）への移行等に伴い、平成29（2017）年度、平成30（2018）年度は減少していますが、令和元（2019）年度には再び増加しています。

施設サービスは、事業所の廃止に伴い、平成28（2016）年度に大きく減少した後、1,900人前後で推移しています。

居住系サービスは増加傾向にあり、平成27（2015）年度から4年間で163人（18.4%）増加しています。



■ サービス系統別構成比の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
施設サービス	22.1%	21.2%	21.1%	21.8%	21.4%
居住系サービス	10.1%	10.5%	11.2%	11.3%	11.9%
在宅サービス	67.8%	68.3%	67.6%	66.9%	66.7%

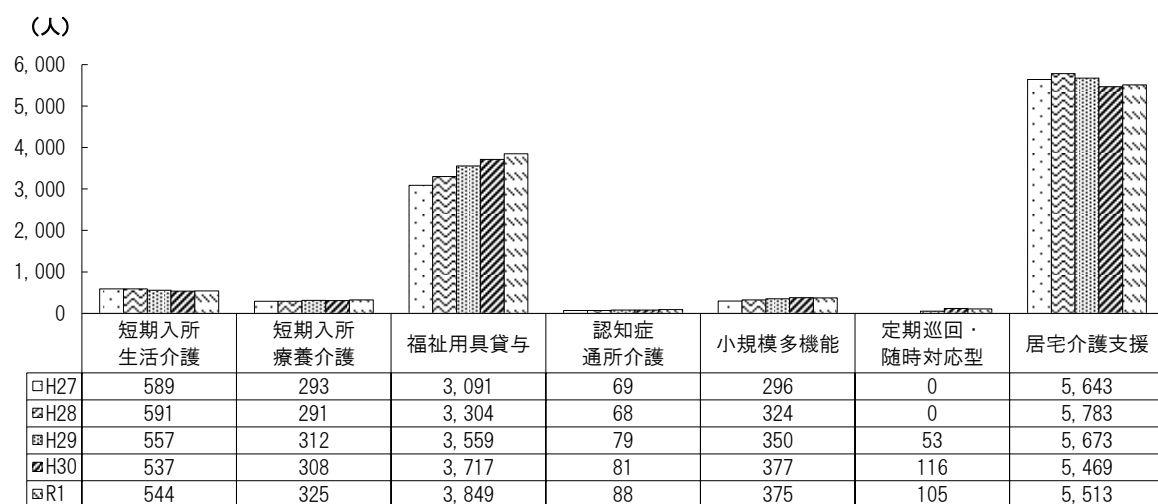
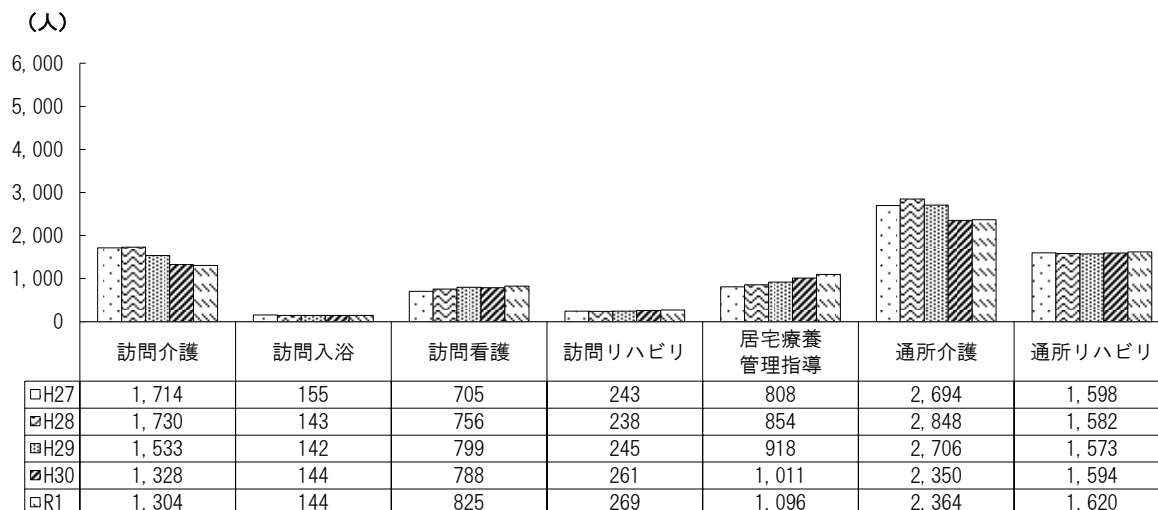
※四捨五入の関係により、各サービスの合計が100にならない場合があります。（以下、同様）

②サービス別利用者数の推移

在宅サービスのサービス別利用者数の推移をみると、「福祉用具貸与」、「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「小規模多機能型居宅介護」等が増加しているほか、平成 29 (2017) 年度から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が利用されています。

「訪問介護」、「通所介護」は、要支援者の総合事業への移行に伴い、利用者が減少しています。

■在宅サービス_利用者数（月平均）の推移



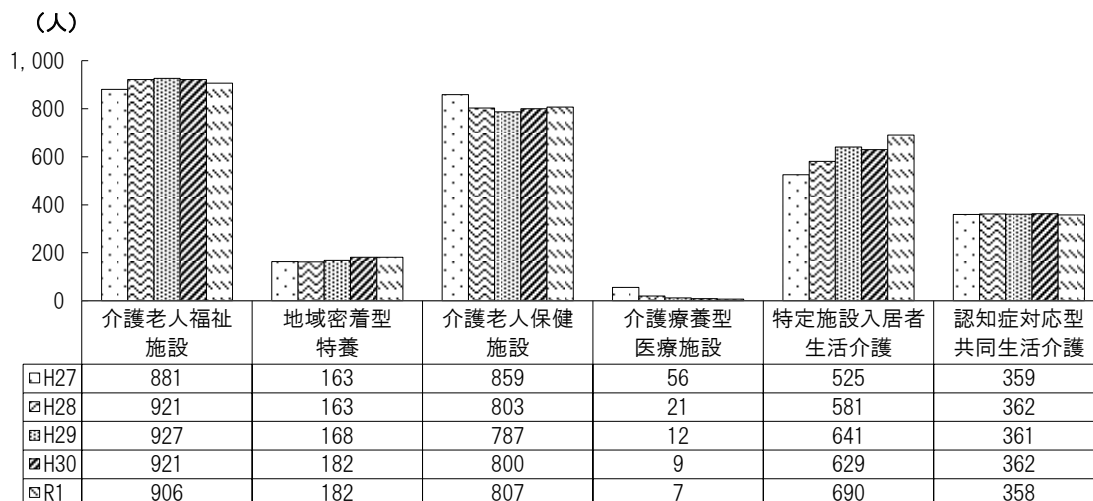
※通所介護は、地域密着型通所介護を含む。

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

施設・居住系サービスでは、「特定施設入居者生活介護」が増加傾向にあります。

「介護老人福祉施設」は令和元年度に減少し、「地域密着型介護老人福祉施設」は平成30（2018）年度に増加しています。「介護老人保健施設」は、事業所の廃止に伴い平成28（2016）年度に減少して以降は、概ね横ばいで推移しています。

■施設・居住系サービス_利用者数（月平均）の推移



※介護療養型医療施設は、介護医療院を含む。特定施設入居者生活介護は、地域密着型を含む。

（出典）地域包括ケア「見える化」システム

■在宅サービス_受給率の推移

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリ
H27	16.4%	1.5%	6.7%	2.3%	7.7%	25.8%	15.3%
H28	16.2%	1.3%	7.1%	2.2%	8.0%	26.7%	14.8%
H29	14.2%	1.3%	7.4%	2.3%	8.5%	25.1%	14.6%
H30	12.1%	1.3%	7.2%	2.4%	9.2%	21.4%	14.5%
R1	11.7%	1.3%	7.4%	2.4%	9.8%	21.3%	14.6%

	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	認知症通所介護	小規模多機能	定期巡回・随時対応型	居宅介護支援
H27	5.6%	2.8%	29.6%	0.7%	2.8%	0.0%	54.0%
H28	5.5%	2.7%	31.0%	0.6%	3.0%	0.0%	54.2%
H29	5.2%	2.9%	33.0%	0.7%	3.2%	0.5%	52.6%
H30	4.9%	2.8%	33.8%	0.7%	3.4%	1.1%	49.8%
R1	4.9%	2.9%	34.6%	0.8%	3.4%	0.9%	49.6%

■施設・居住系サービス_受給率の推移

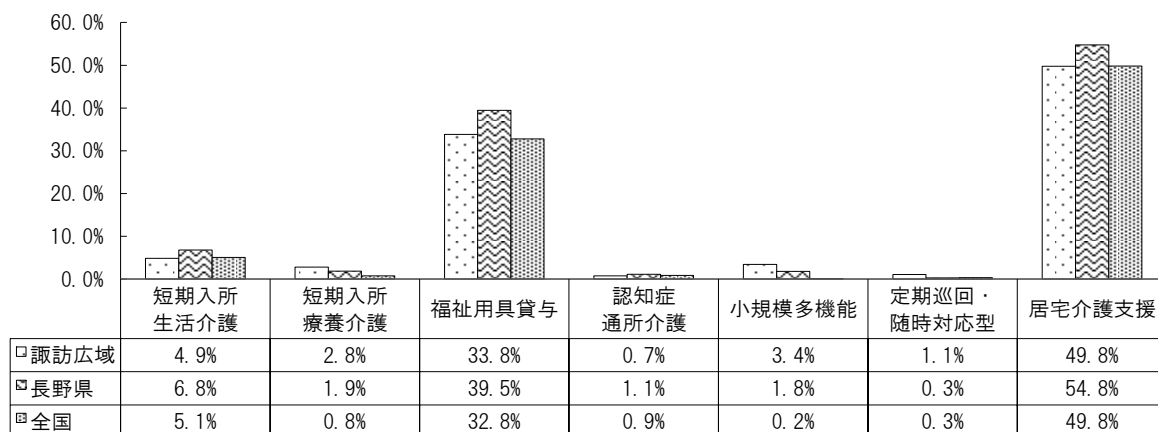
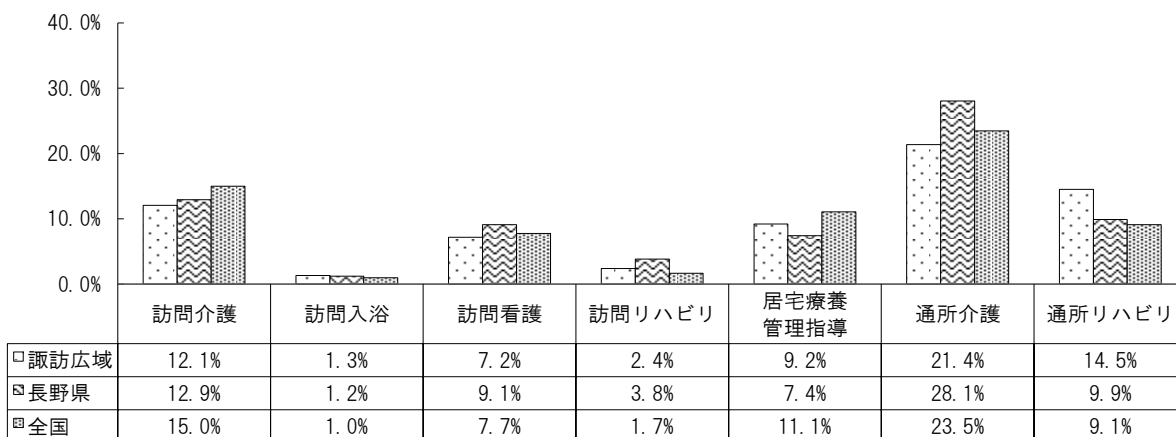
	介護老人福祉施設	地域密着型特養	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
H27	8.4%	1.6%	8.2%	0.5%	5.0%	3.4%
H28	8.6%	1.5%	7.5%	0.2%	5.4%	3.4%
H29	8.6%	1.6%	7.3%	0.1%	5.9%	3.3%
H30	8.4%	1.7%	7.3%	0.1%	5.7%	3.3%
R1	8.1%	1.6%	7.3%	0.1%	6.2%	3.2%

③他自治体との比較

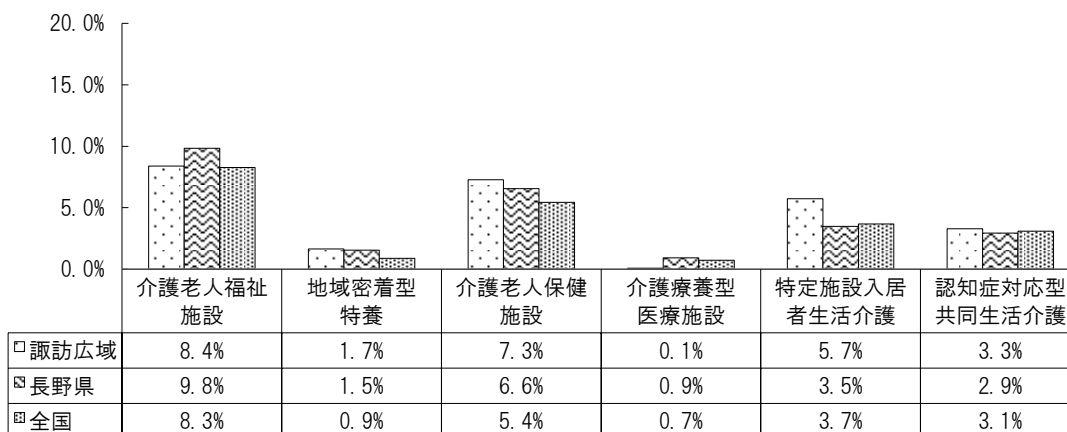
本広域圏の各サービスの受給率を全国と比べると、「通所リハビリ」、「短期入所療養介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「特定施設入居者生活介護」の受給率が高く、「訪問介護」、「通所介護」の受給率が低くなっています。

長野県と比べると、「通所リハビリ」、「特定施設入居者生活介護」の受給率が高く、「通所介護」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」の受給率が低くなっています。

■在宅サービス



■施設・居住系サービス



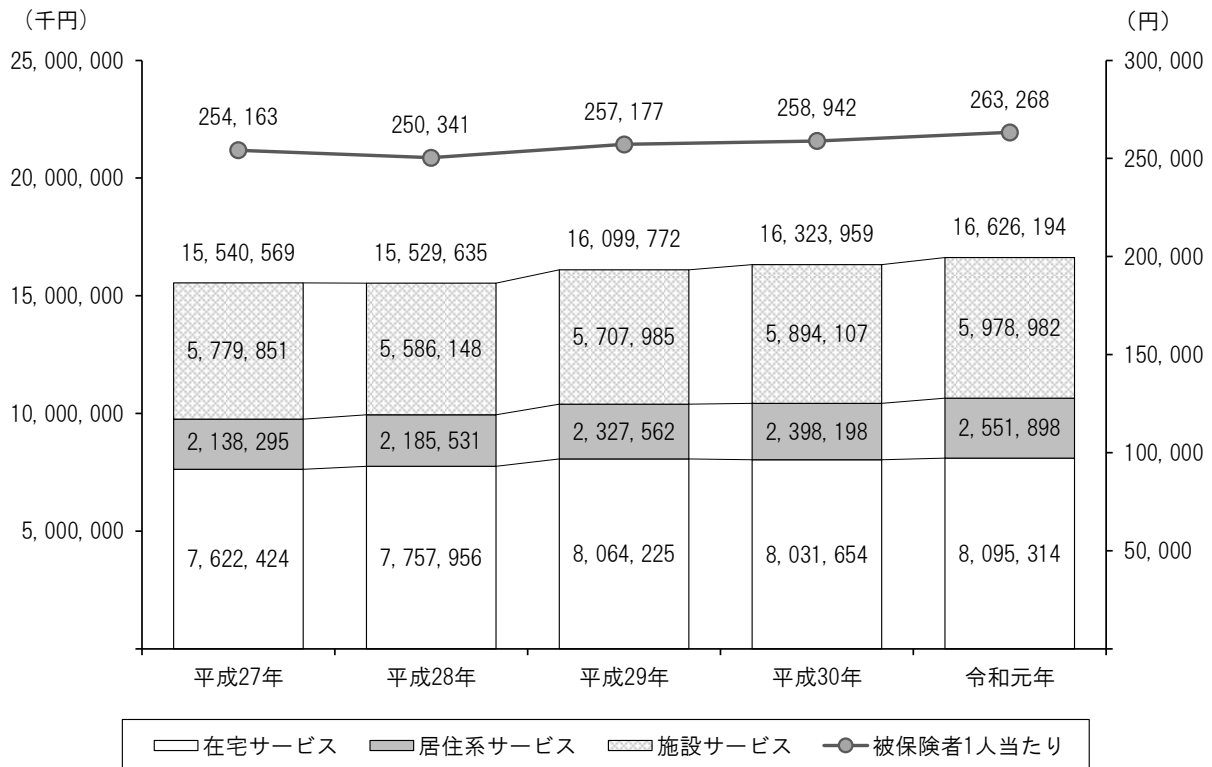
(出典) 介護保険事業状況報告 年報 (H30) より算出

(2) 給付費

①給付費の推移

介護保険サービス給付費は増加傾向にあり、平成27(2015)年度の約155億4千万円から4年間で約10億9千万円増加し、令和元(2019)年度は約166億3千万円となっています。

第1号被保険者1人当たり給付費も増加してきており、令和元(2019)年度で263,268円となっています。



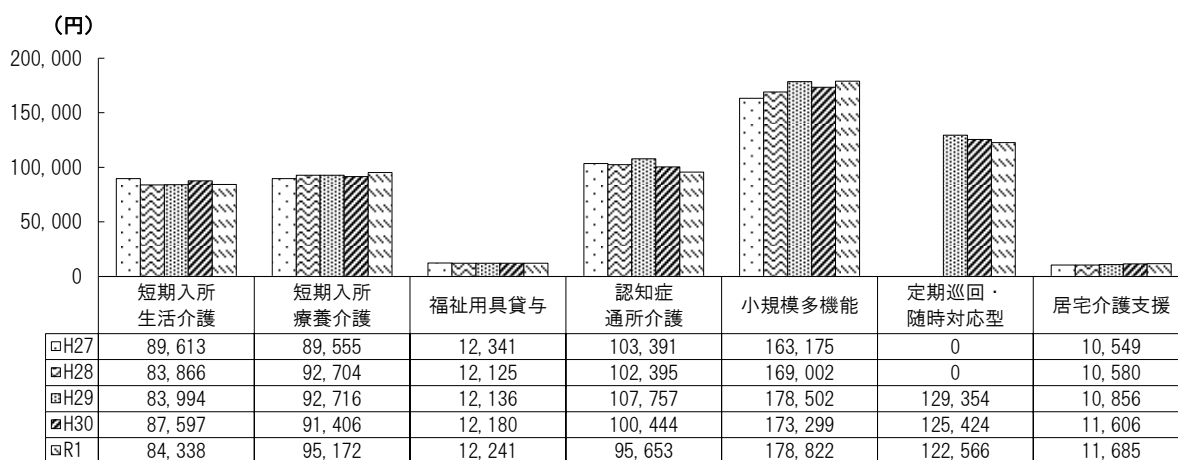
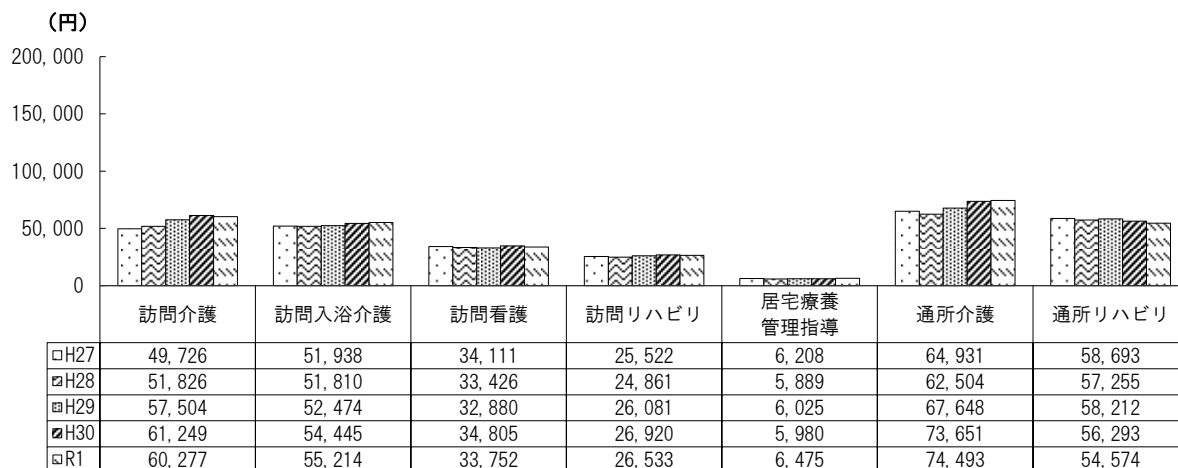
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

②利用者一人あたり給付費の推移

サービスごとの利用者一人あたり給付費の推移をみると、在宅サービスでは、要支援者が総合事業に移行した「訪問介護」、「通所介護」で増加しているか、「小規模多機能型居宅介護」等で増加傾向が見られます。

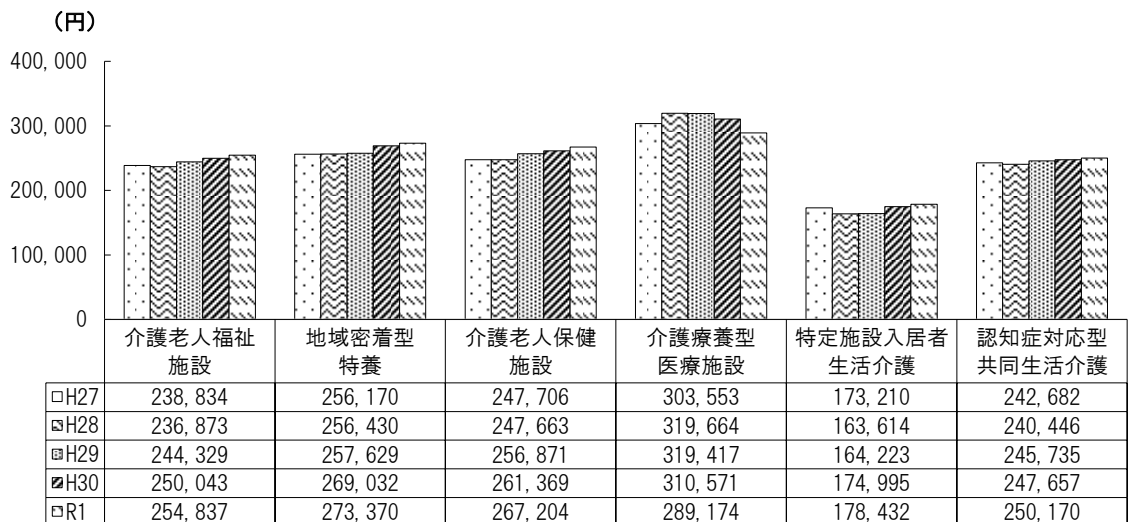
施設・居住系サービスでは、「介護老人保健施設」、「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」で増加してきています。

■在宅サービス



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

■施設・居住系サービス

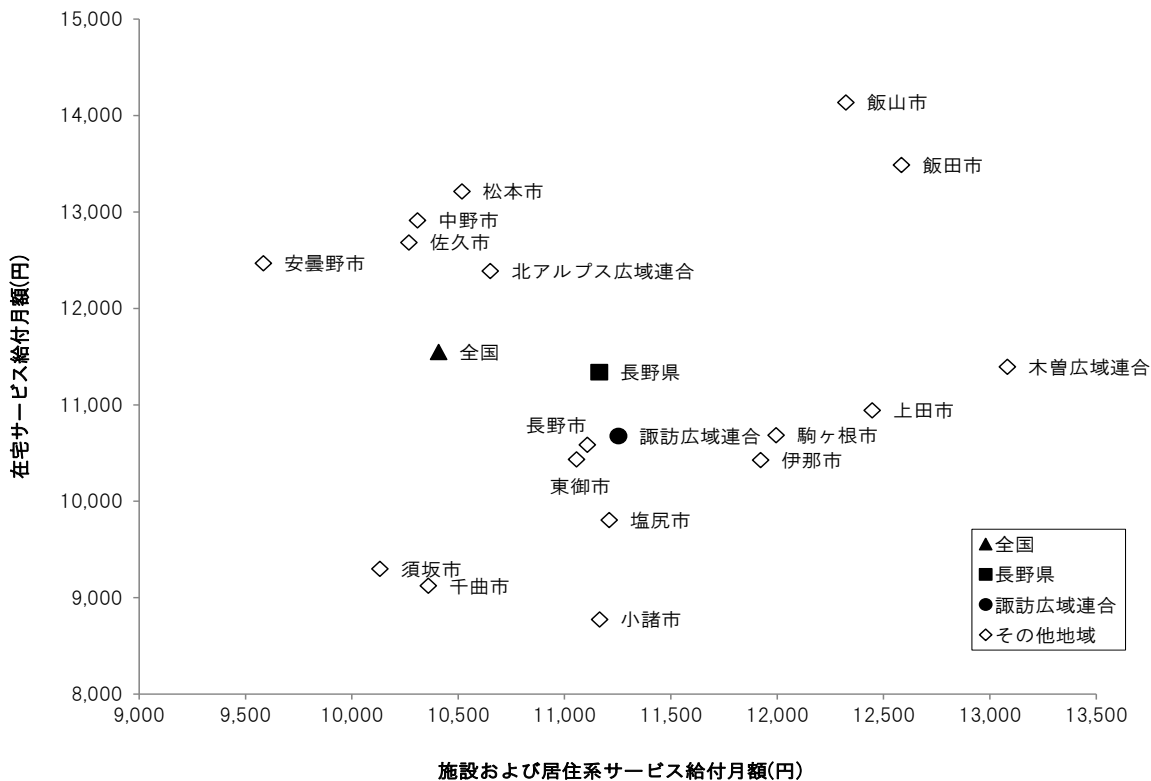


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

③他自治体との比較

在宅サービス、施設・居住系サービス別の被保険者一人あたりの給付月額を、全国、長野県及び県内保険者（市・広域連合）と比較すると、本広域圏は、在宅サービスがやや低く施設・居住系サービスが平均並みの水準となっています。

■サービス系統別_被保険者1人あたり給付月額

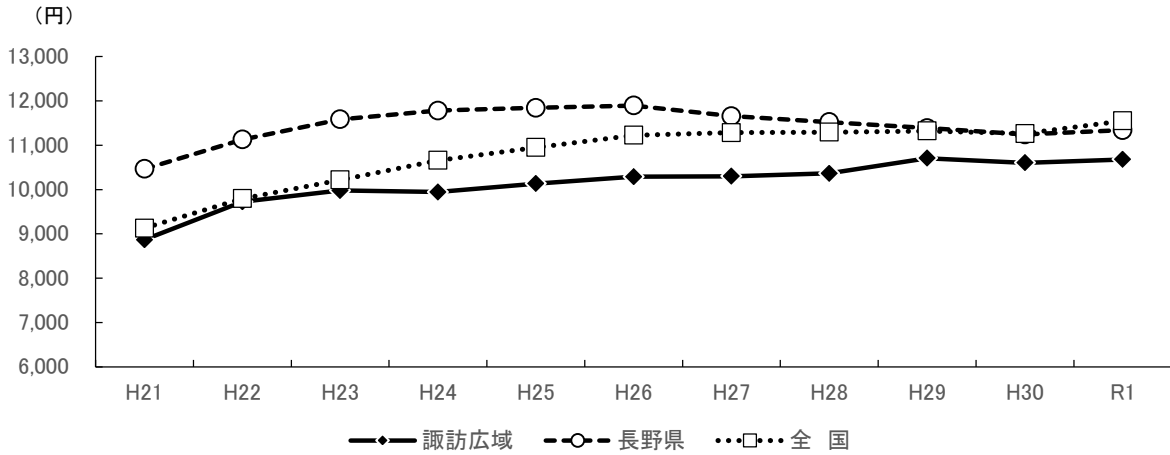


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

第1号被保険者一人当たり給付費の推移を全国、長野県と比較すると、在宅サービスでは、本広域圏は低い水準で推移していますが、長野県が減少してきている中、本広域圏は微増傾向にあり、その差が縮まってきています。

施設・居住系サービスでは、平成21年度時点では、全国、長野県よりやや低い水準でしたが、本広域圏では平成26年度まで大きく増加し、全国より高く、長野県と同程度の水準となっています。

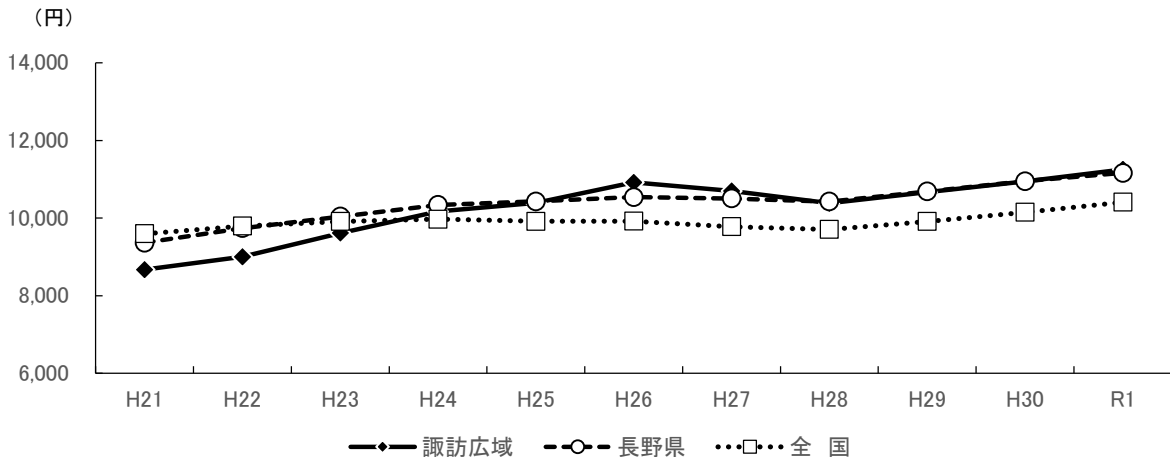
■在宅サービス



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
諏訪広域	8,866	9,722	9,977	9,944	10,132	10,289	10,298	10,365	10,707	10,604	10,678
長野県	10,464	11,128	11,585	11,779	11,842	11,895	11,656	11,520	11,385	11,242	11,339
全国	9,128	9,793	10,217	10,657	10,949	11,225	11,282	11,295	11,320	11,262	11,548

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

■施設・居住系サービス



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
諏訪広域	8,668	8,999	9,612	10,171	10,391	10,917	10,698	10,383	10,669	10,948	11,253
長野県	9,365	9,737	10,039	10,340	10,428	10,542	10,505	10,427	10,687	10,952	11,163
全国	9,597	9,795	9,913	9,971	9,915	9,920	9,779	9,709	9,912	10,151	10,408

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

3-3 構成市町村ごとの利用状況

(1) 岡谷市

■人口	47,924 人	■認定者数	2,799 人	■認定率	16.6 %
■高齢者数	16,410 人	■高齢化率	34.4 %		

※人口、高齢者数は令和2年4月1日、認定者数は令和2年3月31日現在

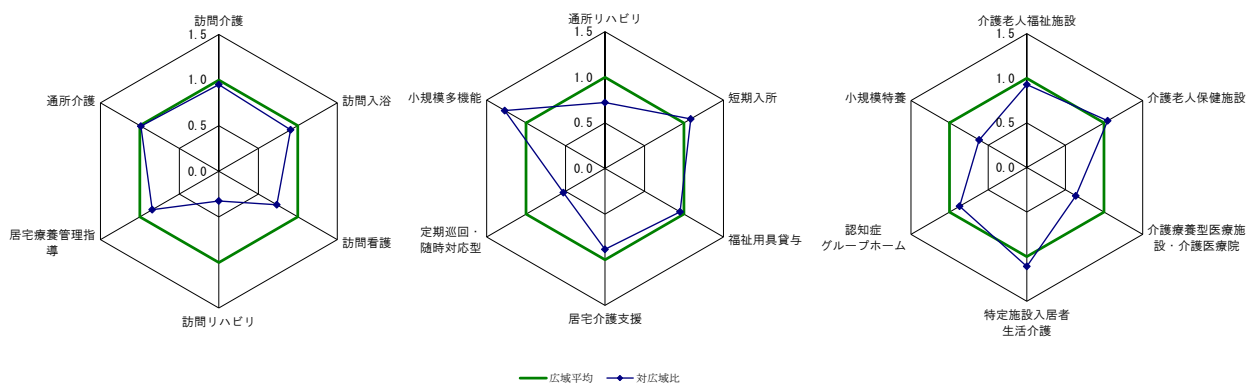
※高齢化率は、年齢不詳を総人口に含まない割合

■サービス利用率（令和元年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
岡谷市	12.6%	1.3%	5.8%	0.9%	10.3%	23.6%
対広域比	0.95	0.91	0.73	0.33	0.84	0.99

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能
岡谷市	11.3%	5.9%	35.9%	47.2%	0.5%	4.6%
対広域比	0.72	1.09	0.95	0.89	0.53	1.27

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症グループホーム	小規模特養
岡谷市	8.0%	8.2%	0.0%	7.4%	3.0%	1.1%
対広域比	0.93	1.05	0.64	1.11	0.87	0.62



【特徴】

- 在宅サービスでは、本広域圏内において「小規模多機能型居宅介護」の利用率が高く、「訪問リハビリ」、「通所リハビリ」、「訪問看護」の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、本広域圏内において「介護療養型医療施設・介護医療院」、「小規模特養」の利用率が低くなっています。

(2) 諏訪市

■人口	48,448人	■認定者数	2,649人	■認定率	17.4%
■高齢者数	14,960人	■高齢化率	31.0%		

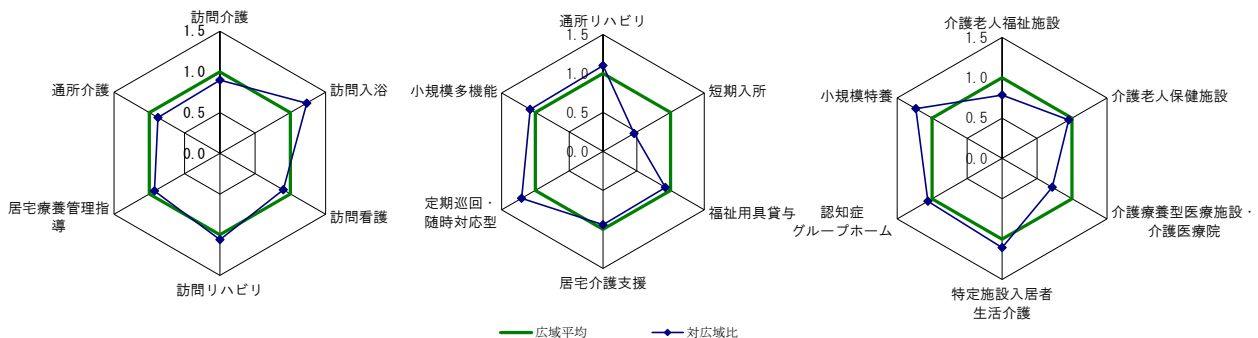
※人口、高齢者数は令和2年4月1日、認定者数は令和2年3月31日現在
 ※高齢化率は、年齢不詳を総人口に含まない割合

■サービス利用率（令和元年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
諏訪市	12.0%	1.7%	7.1%	2.8%	11.3%	20.9%
対広域比	0.90	1.23	0.90	1.06	0.93	0.88

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能
諏訪市	17.2%	2.5%	34.9%	50.2%	1.2%	3.9%
対広域比	1.10	0.46	0.92	0.94	1.20	1.08

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症グループホーム	小規模特養
諏訪市	6.8%	7.5%	0.1%	7.4%	3.6%	2.1%
対広域比	0.79	0.96	0.72	1.10	1.06	1.23



【特徴】

- 在宅サービスでは、本広域圏内において、「訪問入浴」、「定期巡回・随時対応型」の利用率が高くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、「小規模特養」の利用率が高く、「介護療養型医療施設・介護医療院」、「介護老人福祉施設」の利用率が低くなっています。

(3) 茅野市

■人口	55,106 人	■認定者数	2,803 人	■認定率	16.5 %
■高齢者数	16,755 人	■高齢化率	30.5 %		

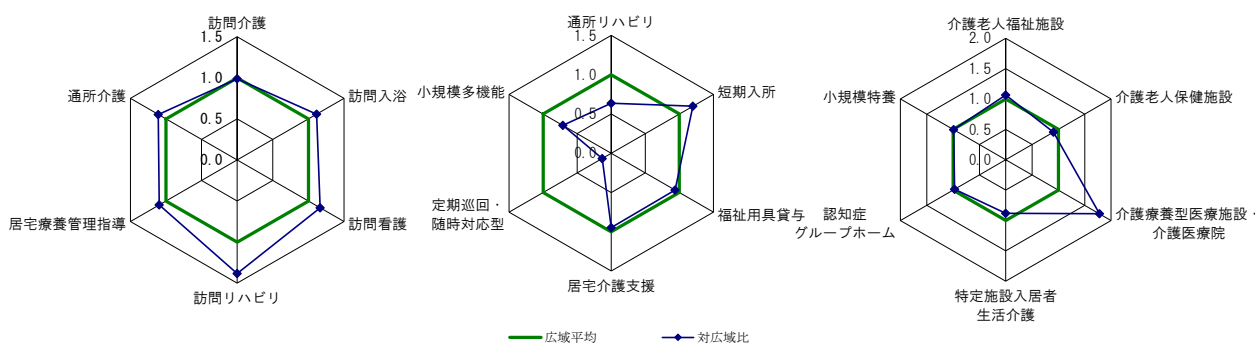
※人口、高齢者数は令和2年4月1日、認定者数は令和2年3月31日現在
 ※高齢化率は、年齢不詳を総人口に含まない割合

■サービス利用率（令和元年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
茅野市	13.2%	1.6%	9.2%	3.6%	13.4%	26.4%
対広域比	0.99	1.12	1.16	1.38	1.09	1.11

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能
茅野市	10.0%	6.5%	35.4%	50.5%	0.1%	2.6%
対広域比	0.64	1.20	0.94	0.95	0.13	0.71

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症グループホーム	小規模特養
茅野市	9.2%	7.1%	0.1%	5.9%	3.3%	1.7%
対広域比	1.06	0.91	1.78	0.88	0.97	0.99



【特徴】

- 構成市町村の中で最も人口及び高齢者数が多く、高齢化率は最も低い地域です。
- 在宅サービスでは、本広域圏内において「訪問リハビリ」、「短期入所」の利用率が高く、「通所リハビリ」の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、本広域圏内において「介護療養型医療施設・介護医療院」の利用率が高くなっています。

(4) 下諏訪町

■人口	19,054 人	■認定者数	1,581 人	■認定率	21.0 %
■高齢者数	7,297 人	■高齢化率	38.4 %		

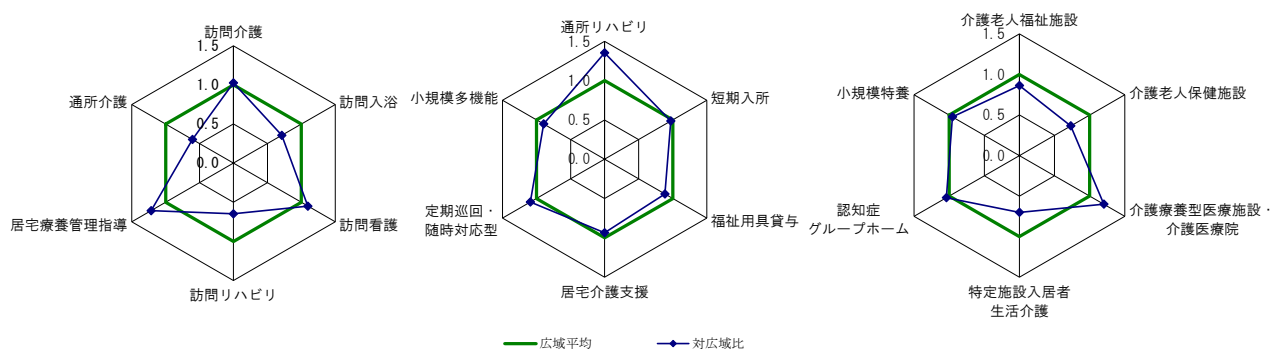
※人口、高齢者数は令和2年4月1日、認定者数は令和2年3月31日現在
 ※高齢化率は、年齢不詳を総人口に含まない割合

■サービス利用率（令和元年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
下諏訪町	13.7%	1.0%	8.7%	1.7%	14.8%	14.5%
対広域比	1.03	0.71	1.10	0.65	1.21	0.61

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能
下諏訪町	21.2%	5.3%	33.4%	49.9%	1.1%	3.3%
対広域比	1.35	0.97	0.88	0.94	1.09	0.90

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症グループホーム	小規模特養
下諏訪町	7.5%	5.7%	0.1%	4.7%	3.6%	1.6%
対広域比	0.86	0.73	1.20	0.70	1.04	0.95



【特徴】

- 構成市町村の中で、高齢化率、認定率ともに最も高い地域です。
- 在宅サービスでは、本広域圏内において「通所リハビリ」、「居宅療養管理指導」の利用率が高く、「訪問リハビリ」、「通所介護」、「訪問入浴」の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、本広域圏内において「介護療養型医療施設・介護医療院」の利用率が高く、「特定施設入居者生活介護」、「介護老人保健施設」の利用率が低くなっています。

(5) 富士見町

■人口	13,840 人	■認定者数	850 人	■認定率	16.8 %
■高齢者数	4,993 人	■高齢化率	36.2 %		

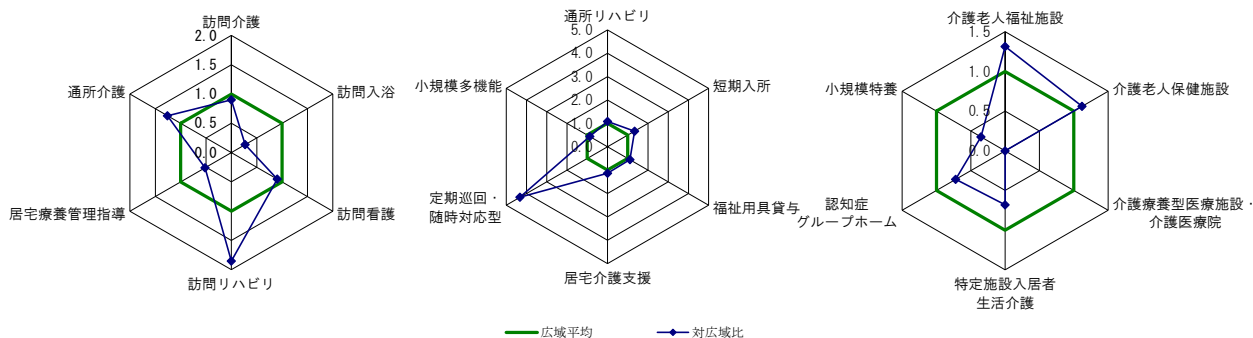
※人口、高齢者数は令和2年4月1日、認定者数は令和2年3月31日現在
 ※高齢化率は、年齢不詳を総人口に含まない割合

■サービス利用率（令和元年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
富士見町	12.0%	0.4%	7.2%	4.8%	6.3%	30.0%
対広域比	0.90	0.27	0.91	1.85	0.52	1.26

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能
富士見町	16.9%	7.3%	41.9%	60.7%	4.4%	3.2%
対広域比	1.08	1.34	1.11	1.14	4.33	0.87

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症グループホーム	小規模特養
富士見町	11.4%	8.8%	0.0%	4.6%	2.5%	0.6%
対広域比	1.31	1.12	0.00	0.68	0.72	0.35



【特徴】

- 在宅サービスでは、本広域圏内において「定期巡回・随時対応型」、「訪問リハビリ」、「短期入所」、「通所介護」の利用率が高く、「訪問入浴」、「居宅療養管理指導」の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、本広域圏内において「介護老人福祉施設」の利用率が高く、「介護療養型医療施設・介護医療院」、「小規模特養」、「特定施設入居者生活介護」、「認知症グループホーム」の利用率が低くなっています。

(6) 原村

■人口	7,676人	■認定者数	427人	■認定率	16.1%
■高齢者数	2,683人	■高齢化率	35.0%		

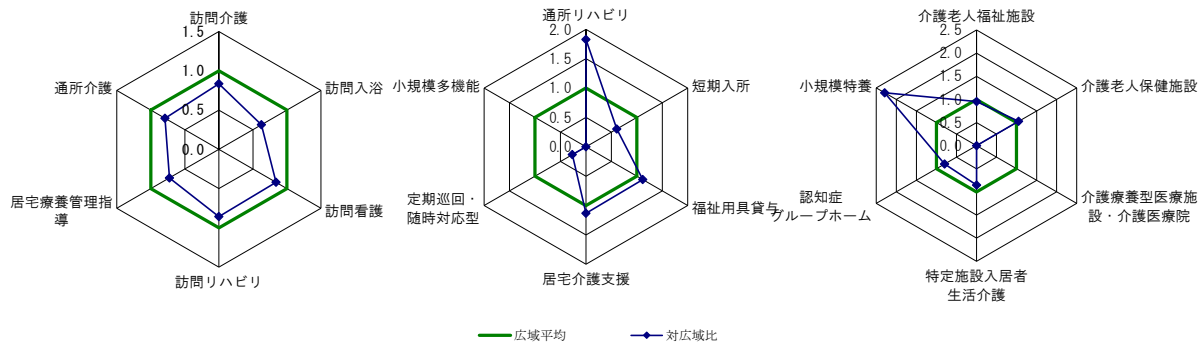
※人口、高齢者数は令和2年4月1日、認定者数は令和2年3月31日現在
 ※高齢化率は、年齢不詳を総人口に含まない割合

■サービス利用率（令和元年度）

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護
原村	11.1%	0.9%	6.6%	2.2%	8.9%	18.9%
対広域比	0.83	0.63	0.84	0.86	0.73	0.79

	通所リハビリ	短期入所	福祉用具貸与	居宅介護支援	定期巡回・随時対応型	小規模多機能
原村	28.6%	3.3%	42.1%	60.3%	0.3%	0.0%
対広域比	1.83	0.61	1.12	1.13	0.27	0.00

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設・介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症グループホーム	小規模特養
原村	8.2%	8.2%	0.0%	5.7%	2.7%	4.0%
対広域比	0.95	1.05	0.00	0.85	0.79	2.29



【特徴】

- 構成市町村の中で最も人口、高齢者数が少なく、認定率が最も低い地域です。
- 在宅サービスでは、本広域圏内において「通所リハビリ」の利用率が高く、「定期巡回・随時対応型」、「短期入所」、「訪問入浴」、「居宅療養管理指導」、「小規模多機能」の利用率が低くなっています。
- 施設・居住系サービスでは、本広域圏内において「小規模特養」の利用率が高く、「介護療養型医療施設・介護医療院」、「認知症グループホーム」の利用率が低くなっています。

3-4 地域支援事業の実施状況

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

要支援者及び事業対象者に対し、従来の訪問介護に相当する身体介護や生活援助をはじめ、多様なサービスの提供を行う事業です。令和元年度実績で、旧介護予防訪問介護相当サービスが延べ5,657件、緩和基準サービス（サービスA）が延べ469件となっています。サービスB・C・Dの実績はありませんでした。

■訪問型サービスの実施状況

【単位：件】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
旧介護予防訪問介護相当サービス	延件数	平成30年度	967	1,438	898	859	326	119	4,607
		令和元年度	1,163	1,777	952	1,378	276	111	5,657
緩和基準サービス	延件数	平成30年度	190	40	0	48	176	0	454
		令和元年度	193	48	0	55	173	0	469

②通所型サービス

要支援者及び事業対象者に対し、従来の通所介護に相当する身体介護や生活援助をはじめ、多様なサービスの提供を行う事業です。令和元年度実績で、旧介護予防通所介護相当サービスが延べ9,595件、緩和基準サービス（サービスA）が延べ1,461件となっています。サービスB・Cの実績はありませんでした。

■通所型サービスの実施状況

【単位：件】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
旧介護予防通所介護相当サービス	延件数	平成30年度	2,548	2,477	2,407	723	566	200	8,921
		令和元年度	2,667	2,790	2,642	727	516	253	9,595
緩和基準サービス	延件数	平成30年度	117	752	0	27	389	116	1,401
		令和元年度	88	582	287	0	383	121	1,461

③介護予防ケアマネジメント

介護予防及び生活支援を目的として、利用者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が提供されるよう、専門的な必要な援助を行うもので、アセスメント、ケアプランの作成、モニタリングを行う事業です。令和元年度実績で1,904件となっています。

■介護予防ケアマネジメントの実施状況

【単位：件】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
介護予防ケアマネジメント事業	件数	平成30年度	423	337	358	291	179	94	1,682
		令和元年度	501	489	426	296	174	18	1,904

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの作成・配布や講演会、教室等の開催を行う事業です。パンフレット等の作成・配布は3市町で実施しています。また、令和元年度実績で、講演会等の開催に3,097人が参加し、介護予防教室には延べ39,357人が参加しています。

■ 介護予防普及啓発事業の実施状況

【単位：人】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
パンフレット等の作成・配布	実施の有無	平成30年度	有り	有り	無し	有り	無し	無し	-
		令和元年度	有り	有り	無し	有り	無し	無し	-
講演会等の開催	参加人数	平成30年度	164	212	-	2,396	1,005	-	3,777
		令和元年度	122	246	-	1,892	837	-	3,097
介護予防教室等の開催	参加延人数	平成30年度	5,619	2,001	18,744	4,525	10,869	2,027	43,785
		令和元年度	5,501	2,213	13,640	4,649	11,811	1,543	39,357

② 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動を支援する事業です。令和元年度実績で、ボランティア等の人材育成が50回、地域活動組織の育成・支援が2,126回、地域活動の実施が865回となっています。

■ 地域介護予防活動支援事業の実施状況

【単位：回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
ボランティア等の人材育成	開催回数	平成30年度	15	-	-	-	9	44	68
		令和元年度	-	-	-	-	12	38	50
地域活動組織の育成・支援	開催回数	平成30年度	10	184	-	-	496	24	714
		令和元年度	1,378	120	-	-	606	22	2,126
地域活動の実施	実施回数	平成30年度	1,503	-	656	394	48	24	2,625
		令和元年度	12	-	512	271	51	19	865

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防活動において、リハビリテーション専門職との連携を促進する事業です。事業実績は以下のとおりとなっています。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況

【単位：回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
住民への助言	開催回数	平成30年度	19	-	240	48	98	-	405
		令和元年度	22	-	33	43	157	-	255
介護職員へ助言	開催回数	平成30年度	-	6	-	-	-	-	6
		令和元年度	-	-	-	-	-	-	0
ケアマネジメント支援	開催回数	平成30年度	-	-	-	-	-	3	3
		令和元年度	-	3	-	-	-	3	6

(3) 総合相談支援事業

地域の高齢者の様々な相談に対する支援を行うとともに、関係者とのネットワークを構築し、適切な支援・サービスにつなげる事業です。令和元年度実績で、相談者の実人数が1,565人、相談回数が延べ9,521回となっています。

■総合相談支援事業の実施状況

【単位：人・回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
総合相談支援事業	相談者実人数	平成30年度	883	212	358	123	151	257	1,984
		令和元年度	357	340	494	60	149	165	1,565
	延相談回数	平成30年度	4,260	854	1,366	548	879	724	8,631
		令和元年度	4,387	2,182	1,303	328	1,036	285	9,521

(4) 権利擁護事業

高齢者の尊厳や権利が失われずに、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待の予防・対応等を行う事業です。令和元年実績で、成年後見制度に関する相談者の実人数が97人、相談回数が延べ337回、高齢者虐待に関する相談者の実人数が71人、相談回数が延べ556回となっています。

■権利擁護事業の実施状況

【単位：人・回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
成年後見制度等に関する事	相談者実人数	平成30年度	13	23	7	21	1	6	71
		令和元年度	21	46	5	18	3	4	97
	延相談回数	平成30年度	24	67	35	135	3	40	304
		令和元年度	34	205	14	58	18	8	337
高齢者虐待に関する事	相談者実人数	平成30年度	38	5	9	28	5	4	89
		令和元年度	19	18	7	19	3	5	71
	延相談回数	平成30年度	256	20	22	194	13	9	514
		令和元年度	236	106	39	122	46	7	556

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業です。令和元年実績で、相談回数が延べ1,358回、研修開催回数が21回、講習会開催回数が1回となっています。

■在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

【単位：回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
在宅医療・介護連携に関する相談	相談回数	平成30年度	0	63	878	0	0	0	941
		令和元年度	0	62	1,296	0	0	0	1,358
在宅医療・介護関係者の研修	開催回数	平成30年度	2	12	2	1	3	1	21
		令和元年度	4	12	1	1	3	0	21
在宅医療・介護に関する講習会	開催回数	平成30年度	1	0	2	0	0	0	3
		令和元年度	0	0	1	0	0	0	1

(6) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく事業です。令和元年実績で、生活支援コーディネーターが25人配置され、協議体による会議を24回開催しています。

■生活支援体制整備事業の実施状況

【単位：人、回】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
生活支援コーディネーター	配置人数	平成30年度	2	1	10	1	6	4	24
		令和元年度	2	1	10	2	6	4	25
協議体	開催回数	平成30年度	2	1	19	3	3	1	29
		令和元年度	5	3	13	2	1	0	24

(7) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で総合的に支援する事業です。令和元年実績で、訪問による相談の実人数が157人、認知症の人の家族からの相談の実人数が252人となっています。

■認知症総合支援事業の実施状況

【単位：人】

			岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計
訪問相談	実人数	平成30年度	20	5	14	4	111	0	154
		令和元年度	21	5	11	6	114	0	157
認知症の人の家族からの相談	実人数	平成30年度	12	93	9	19	111	0	244
		令和元年度	11	88	11	28	114	0	252

(8) 地域ケア会議推進事業

医療、介護等の多職種が協働して包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するため、地域ケア会議を開催する事業です。令和元年実績で、個別会議の開催が44

回、全体会議の開催が36回となっています。

■地域ケア会議推進事業の実施状況

【単位：回】

		岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	計	
個別会議	開催回数	平成30年度	8	10	14	4	4	2	42
		令和元年度	12	17	9	3	2	1	44
全体(市町村)会議	開催回数	平成30年度	11	8	6	0	12	1	38
		令和元年度	11	8	5	0	10	2	36

(9) 任意事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るための取組等を行う事業です。令和元年実績で、認定審査結果の点検が11,124件、ケアプラン点検が67,568件、住宅改修・福祉用具等の点検が1,326件、医療情報の突合・縦覧点検が7,118件となっています。

■任意事業の実施状況

【単位：件】

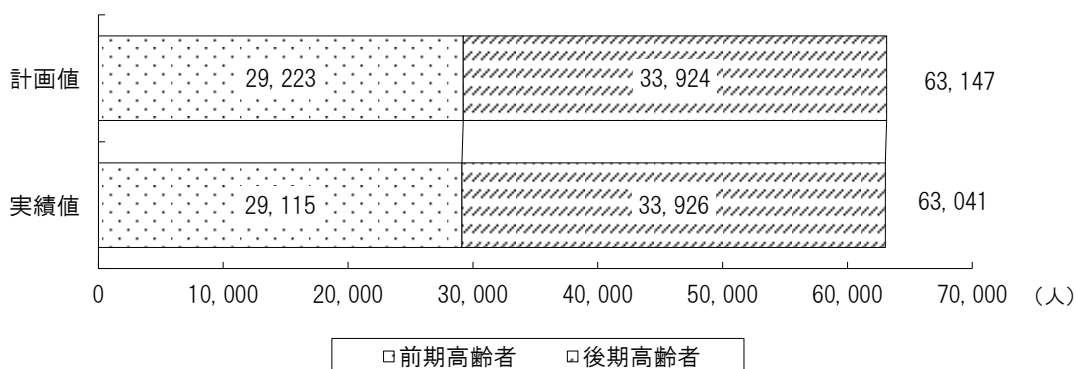
		平成30年度	令和元年度
認定審査結果の点検	件数	9,986	11,124
ケアプラン点検	件数	66,882	67,568
住宅改修・福祉用具等の点検	件数	1,378	1,326
医療情報の突合・縦覧点検	件数	6,664	7,118

3-5 第7期計画値との比較

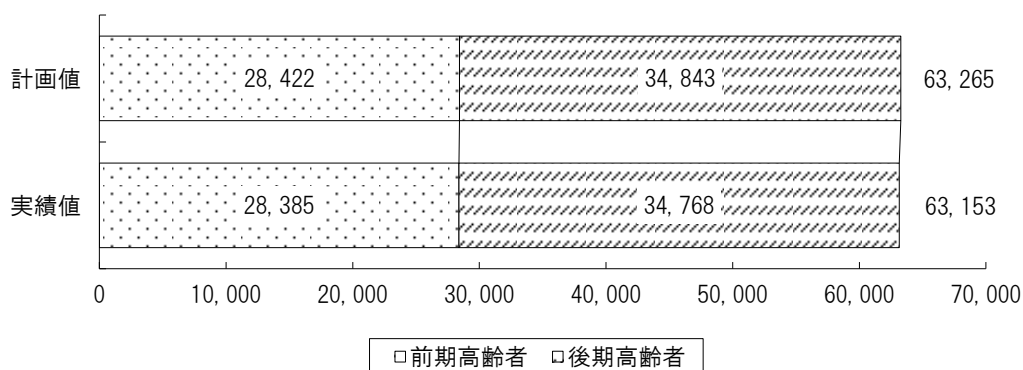
(1) 第1号被保険者数

第1号被保険者数の実績を計画値と比べると、平成30(2018)年度で106人(0.2%)、令和元(2019)年度で112人(0.2%)下回っていますが、ほぼ計画値どおりで推移しています。

■平成30(2018)年度



■令和元(2019)年度



		計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者	人	63,147	63,265	63,041	63,153	99.8%	99.8%
前期高齢者	人	29,223	28,422	29,115	28,385	99.6%	99.9%
後期高齢者	人	33,924	34,843	33,926	34,768	100.0%	99.8%

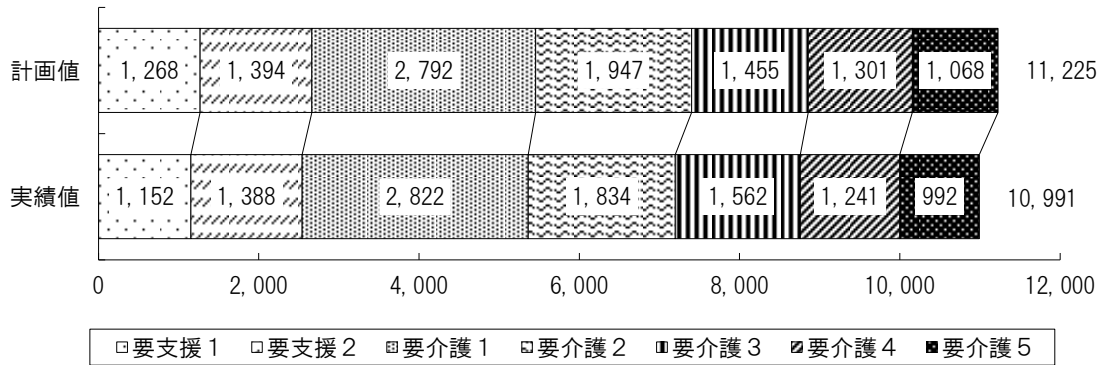
(出典) 介護保険事業状況報告(各年9月月報)

(2) 認定者数

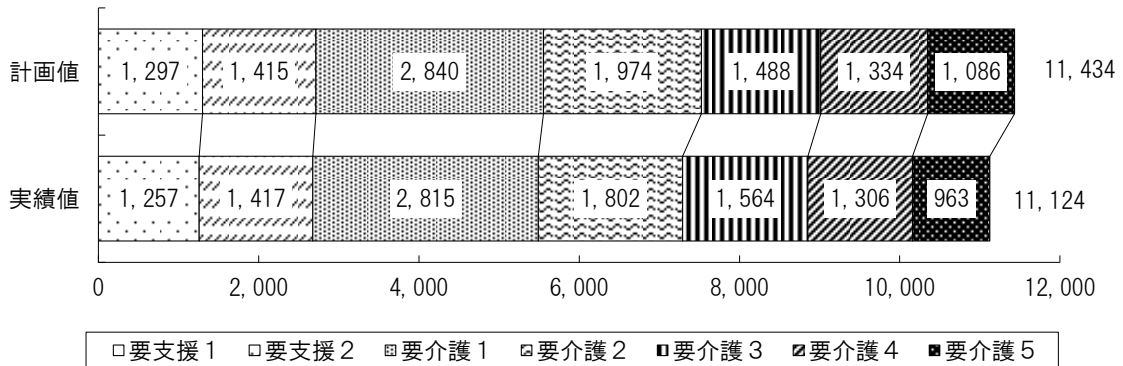
要支援・要介護認定者数の実績値を計画値と比べると、平成 30（2018）年度で 234 人（2.1%）、令和元年度で 310 人（2.7%）少なく、計画値をやや下回る数値で推移しています。

要介護度別にみると、要支援 1、要介護 2、4、5 で計画値を下回る一方、要介護 3 で上回っており、要支援 2、要介護 1 ではほぼ計画どおりに推移しています。

■平成 30（2018）年度



■令和元（2019）年度



	単位	計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
認定者数	人	11,225	11,434	10,991	11,124	97.9%	97.3%
要支援 1	人	1,268	1,297	1,152	1,257	90.9%	96.9%
要支援 2	人	1,394	1,415	1,388	1,417	99.6%	100.1%
要介護 1	人	2,792	2,840	2,822	2,815	101.1%	99.1%
要介護 2	人	1,947	1,974	1,834	1,802	94.2%	91.3%
要介護 3	人	1,455	1,488	1,562	1,564	107.4%	105.1%
要介護 4	人	1,301	1,334	1,241	1,306	95.4%	97.9%
要介護 5	人	1,068	1,086	992	963	92.9%	88.7%
認定率	%	17.5%	17.8%	17.1%	17.3%	97.9%	97.2%

(出典) 介護保険事業状況報告（各年9月月報）

(3) 利用者数

サービスごとの利用者数（年間）を計画値と比較すると、在宅サービスでは、令和元年度において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「居宅療養管理指導」で計画値を1～2割程度上回り、「住宅改修」、「短期入所生活介護」、「訪問看護」、「訪問介護」等で計画値を1～2割程度下回っています。

施設・居住系サービスでは、令和元年度において「地域密着型特定施設入居者生活介護」で計画値を約1割上回り、「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「特定施設入居者生活介護」では計画値を約1割下回っています。

■在宅サービス

		計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
訪問介護	人/年	16,764	17,016	15,932	15,650	95.0%	92.0%
訪問入浴介護	人/年	1,728	1,788	1,733	1,733	100.3%	96.9%
訪問看護	人/年	10,608	10,800	9,456	9,900	89.1%	91.7%
訪問リハビリテーション	人/年	3,024	3,072	3,135	3,232	103.7%	105.2%
居宅療養管理指導	人/年	11,772	12,012	12,129	13,146	103.0%	109.4%
通所介護	人/年	18,636	18,840	17,779	17,791	95.4%	94.4%
地域密着型通所介護	人/年	10,464	10,548	10,424	10,581	99.6%	100.3%
通所リハビリテーション	人/年	19,464	19,704	19,129	19,434	98.3%	98.6%
短期入所生活介護	人/年	7,260	7,380	6,444	6,523	88.8%	88.4%
短期入所療養介護（老健）	人/年	3,696	3,780	3,587	3,795	97.1%	100.4%
短期入所療養介護（病院等）	人/年	120	120	111	105	92.5%	87.5%
福祉用具貸与	人/年	44,604	45,312	44,601	46,190	100.0%	101.9%
特定福祉用具販売	人/年	720	732	779	775	108.2%	105.9%
住宅改修	人/年	744	756	599	551	80.5%	72.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	720	1,080	1,396	1,264	193.9%	117.0%
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	人/年	1,020	1,032	976	1,056	95.7%	102.3%
小規模多機能型居宅介護	人/年	4,068	4,068	4,520	4,499	111.1%	110.6%
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	276	0	9	-	3.3%
介護予防支援・居宅介護支援	人/年	65,328	66,120	65,623	66,150	100.5%	100.0%

■施設・居住系サービス

		計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
介護老人福祉施設	人/年	11,460	11,760	11,053	10,874	96.4%	92.5%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	2,040	2,388	2,182	2,180	107.0%	91.3%
介護老人保健施設	人/年	9,444	9,444	9,599	9,682	101.6%	102.5%
介護療養型医療施設	人/年	72	72	111	86	154.2%	119.4%
特定施設入居者生活介護	人/年	7,944	8,904	7,514	8,119	94.6%	91.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	144	144	37	161	25.7%	111.8%
認知症対応型共同生活介護	人/年	4,284	4,284	4,348	4,295	101.5%	100.3%

（出典）地域包括ケア「見える化」システム

(4) 介護給付

給付費の実績値を計画値と比較すると、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスを合わせた「総給付費」の対計画比は、平成30(2018)年度が98.0%、令和元年度96.5%と、やや計画値を下回っています。

サービス系統別にみると、在宅サービスで計画値を下回り、居住系サービス、施設サービスではほぼ計画値どおりとなっています。

		計画値		実績値		対計画比	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
総給付費	千円	16,652,751	17,228,542	16,323,959	16,626,194	98.0%	96.5%
在宅サービス	千円	8,491,490	8,739,769	8,031,654	8,095,314	94.6%	92.6%
居住系サービス	千円	2,386,625	2,545,837	2,398,198	2,551,898	100.5%	100.2%
施設サービス	千円	5,774,636	5,942,936	5,894,107	5,978,982	102.1%	100.6%
第1号被保険者1人あたり給付費	円	263,714	272,323	258,942	263,268	98.2%	96.7%

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

第4章 地域包括ケア体制の強化

4-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護や支援が必要になっても、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制が求められています。また、今後高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、多職種連携による包括的な支援体制の構築・強化を図るとともに、地域特性に応じた生活支援や介護予防、認知症施策等の地域づくりを推進するための地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、第8期計画の具体的な施策により目指す目標を定め、達成状況を点検、評価するとともに、その結果について公表することとします。

【第8期計画における成果目標（アウトカム）】

指 標		前回 (H28)	現状値 (R1)	目標値 (R4)
生活機能評価における リスク判定該当者の割合 (元気高齢者)	運動器の機能低下	15.5%	12.4%	10.3%
	転倒リスク	28.7%	27.8%	26.9%
	閉じこもりリスク	19.7%	15.7%	11.7%
	栄養リスク	0.8%	0.7%	0.6%
	口腔リスク	19.7%	16.5%	13.3%
	認知症リスク	—	44.2%	40.0%
	うつ傾向	41.5%	36.9%	32.3%
要支援・要介護認定を受けていない人の割合		83.1%	82.6%	82.1%
1年後に要介護度が維持もしくは改善している人の割合		75.6%	76.1%	76.6%
利用している介護保険サービスに「満足している」人の割合		40.9%	42.4%	43.9%
介護保険サービスを利用したことにより、心身の状態が「よくなった」もしくは「どちらかといえばよくなった」人の割合		—	64.8%	68.0%
地域包括支援センターと連携しているケアマネジャーの割合		78.0%	80.2%	82.4%
現在の仕事に満足しているケアマネジャーの割合		30.1%	33.3%	35.5%
現在のスタッフが充足している事業所の割合		36.9%	42.2%	47.5%
医療職と介護職の連携がとれていると思う事業所の割合		83.8%	76.0%	80.0%

4-2 日常生活圏域の設定

本広域圏を構成する市町村ごとに、高齢化の進行度合いや地域資源の状況、これまで積み重ねてきた高齢者施策や地域住民による取組状況等が異なっていることから、地域の実情に応じて日常生活圏域ごとにケアシステムを構築していく必要があります。

日常生活圏域は構成市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況などを総合的に勘案して設定することとされています。当広域連合では、これまでと同様に市町村単位で1圏域を基本とし、茅野市においては市内の保健福祉サービスセンターを拠点とした4圏域とします。



4-3 地域包括支援センターの運営支援

(1) 地域包括支援センターの設置、運営

岡谷市、諏訪市、茅野市では、包括的支援事業を当広域連合から受託し、市が地域包括支援センターを設置します。

下諏訪町、富士見町、原村では、包括的支援事業を法人等に委託することから、当広域連合から法人等に包括的支援事業を委託し、委託を受けた法人等が地域包括支援センターを設置します。

当広域連合では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの運営支援を行います。

(2) 地域包括支援センターの周知及び地域連携に向けた支援

地域包括支援センターが地域住民の信頼を得ながら円滑に活動できるよう、センター機能の周知に向けた広報・啓発活動を市町村と協働して推進します。

また、地域の高齢者の状況を的確に把握し、適切なサービス提供を図るため、関係機関のほか、地域の自治会や民生委員、医療機関等との連携を促進するためのネットワーク構築支援を行います。特に、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議が地域支援事業に位置づけられており、地域包括支援センターにおける円滑な実施・充実に向けた支援を行います。

(3) 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展やそれに伴う相談件数の増加等を勘案し、業務量に応じた機能強化を図ります。また、包括的支援事業に位置づけられている在宅医療・介護連携や認知症施策、権利擁護等の推進を図る中で、それぞれの役割を担う機能の強化を図ります。さらに、構成市町村による地域包括支援センターの定期的な点検・評価を実施し、一体的かつ効率的な運営を図るとともに、職員の資質向上と人材確保に努めます。

(4) 運営協議会の設置

地域包括支援センターの設置・運営に関し、公正・中立性の確保や人材確保支援等の観点から、サービス事業者、関係団体、利用者、被保険者の代表などで構成される「地域包括支援センター運営協議会」で協議します。

(5) 各地域包括支援センターとの連携

当広域連合と地域包括支援センター及び構成市町村の連携強化を図り、利用者の視点に立った質の高い支援を行うために定期的に開催している「地域包括支援センター連絡会」の拡充を図ります。

4-4 地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現

「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、高齢者一人ひとりの状態を把握しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備に努めます。

(1) 多職種連携・協働体制の強化

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう支えるため、在宅医療・介護連携体制の強化を進め、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のさまざまな局面において円滑な情報提供・情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげます。

また、地域ケア会議等を活用しながら、さまざまな生活課題を抱える高齢者への対応を検討するとともに、その積み重ねや課題分析等を通じて地域に共通する課題を抽出し、有効な支援に取り組むことができるよう、多職種連携・協働体制の強化を図ります。

(2) 多様なサービス提供主体による支え合いの推進

地域包括ケアを推進していくためには、関係機関や専門家によるサポートのみならず、地域住民の参画が欠かせません。令和 22 (2040) 年の超高齢社会像を見据え、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者自身がサポートの担い手として役割を持ち、活躍することができる地域社会を構築していくことが必要です。

生活支援コーディネーター及び協議体が中心となり、地域で活動する各種団体やNPO法人、民間事業所等への働きかけにより、地域包括ケアネットワークへの参画を促すとともに、高齢者が積極的に地域活動に参加して活躍し、協働して支え合う地域社会づくりを推進します。

(3) 安心して暮らせる住まいの確保

高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護が必要な状態でも暮らしづらかったり、見守りや生活支援が必要な高齢者が増加しています。

地域で安心して暮らしていくことができるよう、県及び構成市町村の関係部局と連携し、個々の状態にあった住まいの確保に努めます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿になっている状況を踏まえ、これらの設置状況の把握に努めるとともに、介護サービス相談員を積極的に活用するなど、質の確保に向けた取組を推進します。

4-5 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が、その能力に応じて自立した日常生活を送ることができ、要支援・要介護状態になることの予防や要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するための取組を推進します。

推進にあたっては、高齢者の心身の状態が、自立、フレイル、要支援、要介護、またはその状態が変わっていくというように、連続的に捉えた支援に努めます。

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護・医療・健診情報等の活用を図りつつ、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、適切な医療サービスにつなげることにより、疾病予防・重症化予防の促進を図ります。

(2) 医療専門職等との連携

心身機能等の向上のための機能回復訓練に加え、生活機能全体を向上させ、高齢者が活動的で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、地域における保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職との連携・協力による取組を推進するとともに、要支援者等への計画的なリハビリテーションサービスの提供を図ります。

4-6 認知症施策の充実

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれることから、認知症予防及び早期発見に向けた取組を推進するとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう、地域全体で見守り、支え合う環境整備を推進します。また、認知症高齢者を介護する家族の負担は大きく、身体的・精神的な負担を軽減する取組が今後一層重要となってくることから、家族・介護者支援の充実を図ります。

(1) 普及啓発・本人発信支援の推進

認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子ども、学生をはじめ、幅広い人たちを対象とした認知症サポーター養成講座の拡大を図ります。

また、認知症に関する相談窓口の周知を図るとともに、認知症の人本人の意見の把握や施策の企画・立案、施策評価への本人視点の反映等に努めます。

(2) 認知症予防の推進

介護予防事業や広報・啓発活動を通じて、認知症に対する知識の普及や理解促進に努め、認知症の予防と早期発見を図ります。

また、通いの場の拡充や通いの場等におけるかかりつけ医・保健師・管理栄養士等の専門職による認知症予防の取組を推進します。

(3) 専門的サポート体制の充実と介護者への支援

保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化や認知症サポート医など専門的人材の確保を図ります。特に、第6期から設置している「認知症初期集中支援チーム」について、関係機関との連携、情報共有を図りながら、認知症高齢者の状況把握に努め、早期からの相談支援につなげていく体制の強化を図るとともに、「認知症地域支援推進員」の活用等により、状態に応じた適切な支援が受けられる体制の整備を推進します。

また、認知症高齢者やその家族が安心して利用できる介護保険サービスの充実に努め

るとともに、認知症カフェ等を活用した取組や家族教室、家族同士のピア活動等を通して、介護者への支援の充実に努めます。

(4) 認知症ケア拠点の整備

身近な地域における認知症ケアの拠点である認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などについて計画的な整備を推進するとともに、質の高いサービスを提供するため職員の資質向上を促進します。

(5) 若年性認知症の対応

若年性認知症（65歳未満の認知症）に対する理解促進を図りつつ、相談支援や居場所づくり、就労・社会参加等に向けた支援等の実施体制の整備やサービス提供の促進に努めます。

また、若年性認知症の人が利用できるサービスとして、自立支援医療（精神科通院）、障害年金や介護保険のサービス等があり、各種支援制度に関する情報の周知に努めます。

(6) 認知症バリアフリーの推進

認知症サポーターによる見守り活動、ICT（情報通信技術）を活用した検索システムの活用等により、地域全体で認知症高齢者を見守る体制の構築・強化を図ります。

また、キャラバンメイトのフォローアップ研修等を行うことで、メイトによるサポーター養成を促進し、メイトの活躍の場が広がるよう充実に努めるとともに、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」等の構築を図ります。

(7) 権利擁護の推進

高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、住み慣れた地域において安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センターにおける相談体制の充実や成年後見制度の利用支援、虐待防止及び早期発見・早期対応に向けたネットワークづくり、成年後見支援センターの運営・活用促進など、権利擁護支援体制の充実に努めます。

(8) 認知症ケアパスの作成・活用

認知症の症状に応じた適切なサービスの提供がなされるよう、標準的な認知症ケアパスを作成します。また、認知症高齢者を支える地域資源を把握しながら、認知症ケアパスを機能させるための適切なケアマネジメント及び多職種間の連携強化を図ります。

4-7 高齢者虐待防止対策の推進

(1) 虐待の発生防止対策

高齢者を介護する家族等の負担軽減や不安・悩みに対する相談支援等を行うことにより、養護者による虐待発生の未然防止、再発防止に努めます。また、介護サービス事業所等において、職員の高齢者虐待に対する知識普及・介護技術向上のための研修やストレス対策等の実施を促進し、虐待の発生防止と早期発見につなげます。

(2) 早期発見・見守りネットワークの構築

高齢者虐待が疑われるケースを把握した場合に、迅速かつ適切な支援につなげることができるよう、関係機関の連携強化を図ります。また、虐待を早期に把握するため、家族や施設職員、住民等に高齢者虐待についての知識を深めることや、相談窓口、高齢者虐待防止法等の周知を図ります。

4-8 地域密着型サービスの充実

(1) 地域密着型サービスの基盤整備

要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活を送ることができるよう、地域密着型サービスの整備を推進します。

地域密着型サービスは、原則として利用者は当広域連合（保険者）の被保険者に限定されます。また当広域連合には、地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の権限が与えられ、介護報酬も地域の実情に応じた設定ができるようになるサービスもあります。

日常生活圏域ごとの介護サービスのニーズを把握し、整備状況を踏まえながら、適切な整備を進めます。

(2) 介護保険委員会の設置

地域密着型サービスの実施については、保険者に指定等の権限が与えられています。地域密着型サービスの指定に際しては、被保険者、関係団体の代表などで構成される「介護保険委員会」で被保険者などの意見を反映させます。

4-9 災害・感染症対策の体制整備

(1) 災害に対する備え

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難訓練の実施等）が求められる介護サービス事業所を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととされました。日頃からサービス提供事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動を促進するとともに、サービス提供事業所等で策定している災害に関する具体的な計画の定期的な確認や災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

また、構成市町村では、「避難行動要支援者名簿」を活用し、地域で暮らす高齢者をはじめとした災害時に避難の援助を必要とする方を把握し、地域の関係者らと有事の備えをしています。

(2) 感染症に対する備え

日頃からサービス提供事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制や県、保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を図ります。

また、全ての介護サービス事業所に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症対策の強化が義務付けられました。感染症発生時においても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供されるための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有して業務にあたることのできるための取組を推進します。

第5章 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

5-1 介護保険サービス基盤の充実

(1) サービス基盤の整備方針

① 居宅サービス

高齢化の進展とともに需要の増加が予想されるため、本広域圏の住民ニーズを的確に把握し、より広い選択と質の高いサービスが供給できるよう引き続き点検・評価しながら民間事業者の参入促進による供給体制の整備を進めます。

特に、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に対応するサービスの提供体制の確保・充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について、日常生活圏域間での均衡に配慮しながら、計画的な整備を推進します。

② 施設・居住系サービス

在宅介護重視の基本的な考え方は維持しつつ、特養入所待機者数、保険給付費、保険料負担や、県の施設整備の考え方、高齢者等実態調査、サービス提供事業者・ケアマネジャーアンケート調査の結果を勘案しながら、必要な整備数や整備時期を設定します。

また、施設整備を行う場合には、本広域圏内の地域バランスを考慮し、湖周地域（岡谷市・諏訪市・下諏訪町）と岳麓地域（茅野市・富士見町・原村）で高齢者人口比に応じ、均衡がとれるようにします。

③ 施設整備の考え方

特養入所待機者と高齢者等実態調査での施設入所希望者から、要介護度や所在（在宅、老健、病院等）、世帯の状況（一人暮らし、高齢者のみの世帯など）、年金受給額などの状況に基づき、緊急性や個々に適した施設などを考慮した上で必要整備数を検討しつつ、事業者の意向や各種制度の動向等を踏まえ、さらに、令和7（2025）年及び令和22（2040）年の人口構造の変化を見据えた計画的な整備を進めます。

介護老人福祉施設の施設形態については、これまで、プライバシーの確保や家族も訪問しやすいなどのメリットがある個室ユニット型施設の重点整備を行ってきましたが、実態調査の結果等から、経済的状況により施設入所が困難な高齢者が増えてきている状況がうかがえることから、今後は、多床室型とのバランスの維持に配慮した整備を進めます。

施設サービス名	第7期計画まで (~R2年度)	第8期計画 (R3~R5年度)	
		整備計画	期末累計
介護老人福祉施設 (特養、地域密着型を含む)	1,163	39	1,202
介護老人保健施設	874	20	894
介護療養型医療施設	6	0	6
認知症高齢者グループホーム	378	72	450
特定施設入居者生活介護 (混合型、地域密着型を含む)	814	248	1,062
合計	3,235	379	3,614

(参考) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き
高齢者向け住宅の入居定員総数 (令和2年11月1日現在)

種別	入居定員総数
有料老人ホーム	590人
サービス付き高齢者向け住宅	137人

(2) サービスの質の向上

介護保険制度は多くの住民に浸透し、介護サービス利用者は年々増加し続けています。このため、介護保険サービスの適切な提供が求められており、居宅介護支援事業者の役割が非常に重要となっています。とりわけ、ケアマネジャーは要介護者等の状態を的確に把握しながら、サービス事業者との連絡調整を行い、ケアプランを作成するという介護保険制度の要ともなる重要な役割を担っています。そのため、現任者研修会などを通じてケアマネジャーの資質の向上が図られるよう各種研修会を実施・支援していきます。

そのほか、サービス事業者に対する苦情などに対しては、県と連携して指定基準に基づく指導を行うとともに、サービスに対する苦情の分析や利用者のニーズを把握し、事業者への情報提供を行うことにより、より質の高いサービスの促進に努めます。

また、構成市町村においては、介護サービス相談員をサービス提供事業所に派遣し、利用者の日常的な不満や疑問に対応しながら介護サービスの改善や質の向上を図ります。

(3) 介護従事者の確保と育成

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年における介護ニーズに対応していくためには、介護を担う人材の量・質の確保・育成が不可欠です。事業者アンケートの結果を見ると、第7期策定時と比べるとやや改善傾向がみられるものの、5割以上の事業所でマンパワーが不足し、サービス提供体制の確保と安定的な経営において、人材の確保・育成やサービスを担う人材の質の向上が必要と感じているなど、介護従事者の確保、育成は

依然として大きな課題となっています。

当広域連合が独自で行った介護従事者アンケート調査（令和元年度実施）においても、人手不足の状況があり、その要因の一つとして「介護のイメージの悪さ」を上げている方が多数おりました。そのため、「介護のイメージアップ」を図ることを目的として、実際の介護職場からの声を「介護のお仕事のホント！」と題し、「広報すわこういき」に掲載することや、就職前の子供やその保護者及び一般住民を対象に、介護の仕事を広く知ってもらうため「介護フェスタ」を開催するなど、定期的に地域へ発信をしながら、介護現場のイメージアップを図りつつ、介護従事者の確保を進めていきます。

また、県・関係機関と連携・協力し、介護の仕事の魅力向上や介護人材の確保にかかる各種事業の活用促進、処遇改善加算の取得に必要な手続の指導や補助、介護サービス事業者の適切な事業運営を促すための事業所の育成・指導、事業所における積極的な取組を支援するための情報提供等を行うとともに、地域の関係機関等との連携を図りながら、人材の育成・確保策について検討していきます。

さらに、介護従事者の負担軽減と作業の効率化等を図るため、事業者や関係機関と連携し、介護分野におけるICT導入支援や介護ロボットなど最新技術の導入支援に向けた取組を検討します。

（４）事業者相互間の連携の確保

本広域圏に事業所を有する介護サービス事業者による「諏訪圏域介護保険指定事業者連絡協議会」により、安心してサービスが受けることができるよう、会員相互の資質向上や情報交換・連携などを図ります。

また、「同一サービス種類事業者連絡会」を開催し、事業者間の情報交換、情報の共有を行い、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、一層のサービスの質向上を目指します。

広域化の目的の一つである「圏域市町村内の住民が同じ負担で同じサービスが受けられる体制の整備」の実現を目指し、事業者の主体的な取組や活動が行えるよう、その体制の整備に努めていきます。

さらに、ケアマネジャーとサービス事業者との連携を図り、介護サービス利用者のニーズに即した最良のサービス提供ができるよう事業者全体の連携の確保を図っていきます。

5-2 要介護認定等

（１）認定調査

当広域連合では、調査の公平性や信頼性を確保する上からも、要介護認定に係る訪問調査は、認定調査員資格を有する構成市町村職員が行います。施設入所者の調査は入所

している介護保険施設への委託により行う場合もありますが、公正性、信頼性を確保するため、概ね3回に一度は構成市町村職員が行います。

また、公正公平な要介護認定を迅速に行うため、認定調査員の確保と資質の向上が重要となりますので、県・構成市町村と連携して新任研修会の開催や現任研修会への参加を働きかけます。

(2) 介護認定審査会

介護認定審査業務は、認定事務の公平性・公正性・専門性の確保のため、当広域連合に介護認定審査会を設置して審査判定を行っています。

また、要介護度の審査判定の均質化を図るため、定期的な委員研修会等を開催します。

(3) 要介護認定の迅速化

要介護認定の迅速化を図るため、平成25年度から合議体の数及び審査会の開催回数を増やし、全体の期間短縮のほか、特に末期がんの方の認定に配慮し迅速な認定に努めています。

5-3 適切なサービス利用の促進

(1) 広報活動の充実

介護保険サービスの適切な利用や円滑な提供を実施するためには、被保険者やその家族に介護保険制度の趣旨や内容、利用の方法などが十分に理解されることが大切です。

当広域連合及び構成市町村の広報紙やホームページを活用し、できる限りわかりやすい表現に努めながら、広報活動の充実を図るとともに、民生委員、シルバー人材センター、高齢者クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者などと連携し、幅広く情報提供を行うなど、あらゆる機会や媒体を通じて介護保険制度の普及、啓発に努めます。

(2) 介護サービス計画の作成支援

① ケアマネジャーの資質の向上

利用者の意向を尊重し、必要なサービスを適切かつ効率的に利用できる介護サービス計画の作成に資するため、現任者研修の受講の働きかけや定期的な連絡会議の開催により、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。

また、地域包括支援センターによるケアマネジャーへの指導、助言、支援を推進します。

② 情報提供

サービス事業者連絡協議会等を通じて介護サービス計画作成に必要な情報提供を行います。

(3) サービス情報の提供

介護保険制度は、契約によるサービス提供であり、利用にあたっては、さまざまな種類のサービスを多くの事業者の中から利用者の意思により選択することとなります。

このため、利用者が安心してサービスを選択し、利用するためには、サービス内容や事業者に関する情報を十分提供するとともに、利用に際してのさまざまな相談に適切に応じていく必要があります。

当広域連合では、広域管内を事業地域とする事業者の情報をまとめた冊子等を作成し、要介護認定者等に配布していくとともに、サービス事業者連絡協議会等を活用するなど、独自の情報収集・提供方法を構築していくよう努めます。

(4) 低所得者への対応

利用料の軽減については、高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費等の制度があります。また、低所得者の方を対象にした社会福祉法人等による負担軽減制度のほか、当広域連合では単独事業として利用者負担額助成事業を実施しています。

今後も、利用料を支払えないことにより必要とする介護サービスが利用できない事態に至らないよう、各種制度について丁寧に説明し、適切なサービス利用につなげるとともに、地域支援事業等による介護用品等の支給や購入等に対する助成を行います。

(5) 介護老人福祉施設の入所事務への対応

当広域連合においては、介護保険制度開始から特養の入所事務（申込みの受付・入所判定委員会の設置・優先順位付）を構成市町村が行ってききましたが、施設と希望者が申込み時からつながることで早く正確に希望者の状況を把握することができ入所の円滑化が期待できることから、平成30年10月より入所事務を各特養に移行しました。移行後は、年2回「特養連絡会」を開催し、事務移行後の状況や取り扱いの平準化を図っています。引き続き、「特養連絡会」を開催し、特養入所の平準化を図ります。

5-4 相談体制・苦情対応の充実

(1) 相談窓口の充実

① 地域包括支援センター

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらないさまざまな形での支援を可能とするため、包括的支援事業として地域包括支援センターにおいて引き続き総合相談支援事業を行っていきます。

② 市町村窓口

利用者の利便性の向上を図るため、基本的に構成市町村が行う業務として、介護保険に関する各種の申請手続や相談を受け付けます。また、各種申請手続は住所地市町村にこだわらず、構成市町村内のどこの窓口でも受け付ける体制の整備充実を図ります。

介護保険制度は、保健・医療・福祉との関連が密接であるとともに、制度が複雑であるため、窓口に関わる職員の資質の向上を図っていきます。

③ 介護サービス相談員

構成市町村全てにおいて介護サービス相談員による相談活動が実施されており、定期的に施設などを訪問しながら利用者と事業者、保険者をつなぐ役目を果たしています。施設サービスや地域密着型サービス利用者を主な対象として活動していますが、相談事業は地域に密着した活動が要求されるため、今後も構成市町村の業務として対応していきます。

④ 関係機関との連携

利用者本人に合ったきめ細かいサービスの提供のためには、本人の状態や生活実態、家族等の状況等を把握した上で、介護保険以外の保健・福祉サービスと組み合わせて提供していくことが重要であることから、構成市町村の保健福祉担当課をはじめ関係機関との連携を図っていきます。

(2) 苦情対応体制の充実

苦情等は、構成市町村が第一次的な窓口として対応しますが、要介護認定や保険料等の徴収金に関するの不服は長野県介護保険審査会に審査請求を、介護サービス等についての苦情は長野県国民健康保険団体連合会にそれぞれ申し立てが行える仕組みが制度的に位置づけられています。

このため、今後も県や国民健康保険団体連合会など関係機関との連携を図り、円滑に苦情処理を行うための体制整備を推進していくとともに、全県・全国の相談窓口やサービス事業者などに寄せられる苦情の事例を収集・蓄積し、サービスの質の向上につなげるように努めていきます。

また、介護保険制度自体の問題といえることが苦情や事業者のサービス提供上の課題となっている面もあるため、制度の改善については県や国に要望していきます。

さらに、高齢者等実態調査の結果を今後の施策推進に反映させるとともに、利用者に対しアンケート調査などを実施し、介護保険サービスに対するご意見を丁寧に拾い上げ、サービス基盤整備やサービス提供の質の向上に役立てていきます。

5-5 適正な事業運営の推進

(1) 構成市町村との協力

① 窓口業務

認定申請をはじめ各種申請の受付や相談などの窓口業務は、住民の利便性を図る観点から基本的に構成市町村の窓口で行います。

② 協力体制

介護保険制度の適切な運営及びサービスの基盤整備の促進を図るため、常に構成市町村との緊密な協議と連携を図ります。

(2) 事務処理の効率化

広域化のメリットの一つとして掲げられた事務処理の効率化について、ICT等の積極的な活用を行い、事務の正確かつ迅速な処理など当広域連合と構成市町村が一体となった効率的な事務処理体制の整備を図ります。

(3) 介護費用等の適正化

介護給付の適正化は、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、そのことによる介護給付費や介護保険料の増大を抑え、持続可能な介護保険制度の構築を図ることが必要です。

当広域連合では引き続き、「要介護認定の適正化」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」を行います。また、「ケアプランの点検」については、利用者に対して在宅での自立支援に向けた質の高いケアプランが提供されることを主眼に構成市町村と連携した取組を行います。

なお、「介護給付費通知」については、費用対効果を考慮しつつ、実施に向けて検討していきます。

(4) 介護保険料上昇等への対応

第8期計画では、令和7(2025)年度及び令和22(2040)年における介護ニーズや必要な保険料水準に関する中長期的な推計を行い、持続可能な制度とするための中長期的な視野に立った計画策定が求められています。介護サービスの利用者や利用量の増加により、保険給付費は増加し、それに伴い、第1号被保険者の保険料にも影響が出てきます。

介護給付費準備基金に積み立てられた余剰金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方になっています。介護給付費準備基金を繰入れ、介護保険料上昇の抑制を図ります。

(5) 介護保険料の収納率向上

介護保険料の徴収については、事務の切り分けにより構成市町村が主体となり、納付相談や臨戸徴収等を毎月計画的に実施しており、令和元年度における収納率の状況は全体では99.48%、普通徴収では91.60%となっています。

今後も、当広域連合と構成市町村が連携を密にし、滞納者に対する納付相談等の機会を増やすことにより、納付意識を常に促すことや、要介護認定を受けている滞納者に対しては、給付制限の対象となることがないように優先して納付相談等を行うなど、保険料収納の向上に向けてさらなる取組を行います。

(6) 住民参加による推進体制の充実

介護保険事業のみならず保健・医療・福祉の体制について、住民の意見・提案を行政施策へ実効的に反映させるために、住民ニーズを十分に把握し、住民との合意形成を行う仕組みを整備していくことが必要です。

さらに、情報公開のもと住民や関連機関と行政が本事業計画の進捗状況等について定期的に点検し、計画推進における課題等を調査・検討して円滑に本事業が展開されるよう、「介護保険委員会」を設置しています。

(7) PDCAサイクルによる事業推進

平成29年の法改正では、保険者の機能強化を図るため、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に対する目標を設定し、実績評価及び評価結果の公表を行うとともに、都道府県を通して国に報告することとされました。

こうした仕組みを活用しつつ、計画に記載した取組の進捗状況や目標の達成状況を定期的に点検・評価し、改善策につなげていくPDCAサイクルを通じて、より効果的な施策の推進を図ります。

(8) 保険者機能強化推進交付金等の活用

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を推進するとともに、新たな事業

への積極的な展開を含め、より一層の強化を図るため、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を活用します。

5-6 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進

当広域連合は、地域密着型サービス事業者に対し、指定権者として集団指導や実地指導を実施し、適正な運営を指導するとともに、事業者からの相談には随時対応しています。

また、制度改正の周知や、感染症情報などについて当広域連合のホームページにより、情報提供の迅速化と確実性を確保しています。

介護人材の育成は急務であることから、人材育成のための研修機会を確保するため、事業者に対し研修を計画的に実施するよう働きかけています。

今後も事業者に対する相談・指導及び情報提供を継続することによりサービスの質的向上を図るとともに、居宅介護支援事業所の指定権者として、相談件数の増加や指導対象事業者の増加に対応するための体制整備を行います。

(1) 事業者に対する相談・指導の実施

事業者からの相談対応や、地域密着型サービス及び総合事業の事業者に対する国の方針と当広域連合の基準条例に基づく指導等を引き続き実施します。

(2) 事業者に対する情報提供の充実

今後も引き続きホームページやEメールを活用して、制度改正の周知や感染症情報など事業者に対して情報提供を行います。

(3) 介護人材の確保とサービスの質の向上

利用者のニーズに応じた質の高いサービスの提供や、介護技術等の向上を目的とした人材育成研修の充実を事業所に働きかけます。

また、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業者及び介護予防生活支援サービス事業者に対し、実地指導や集団指導、情報提供等を行いサービスの質の向上を図ります。

(4) 事業者に対する指導監督の強化

事業者の指導監督については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護サービスの質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導・助言を効果的に行います。

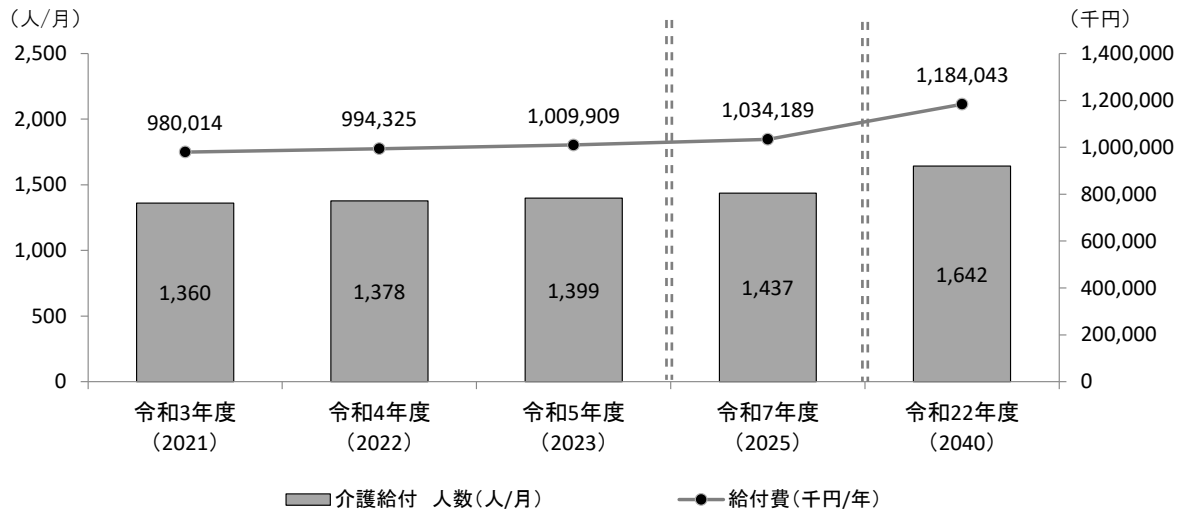
また、介護保険制度の信頼性を維持するため、指定基準違反が疑われる場合には、適宜監査を行い、指定基準違反などが認められた場合には、公正かつ適切な措置を行います。

今後はさらに、介護サービス事業者の指導監督業務を積極的に進めるため、指導監督体制の充実、強化、資質向上を図り、介護保険制度のより一層の適正な運営を目指します。

第6章 介護保険事業量及び給付費の推計

6-1 居宅サービス

(1) 訪問介護

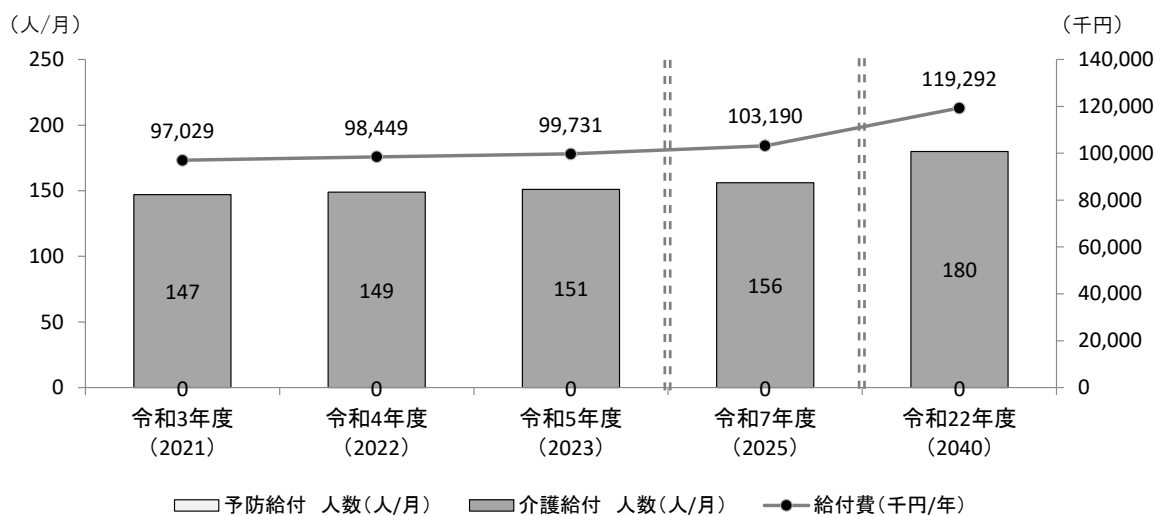


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護給付 回数(回/月)	31,140	31,584	32,079	32,836	37,584
介護給付 人数(人/月)	1,360	1,378	1,399	1,437	1,642
給付費(千円/年)	980,014	994,325	1,009,909	1,034,189	1,184,043

【施策の方向】

- ケアマネジャー調査では、サービス提供事業量の不足感が大幅に高くなっています。また、要介護認定者数の増加に伴う利用ニーズが見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。
- 事業者調査では、サービスを担うヘルパーが不足していると回答している事業所も多く、関係事業者との連携のもと、人材の確保・育成を図り、高齢者のニーズに即したサービス提供体制の確保とより質の高いサービス提供に努めます。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

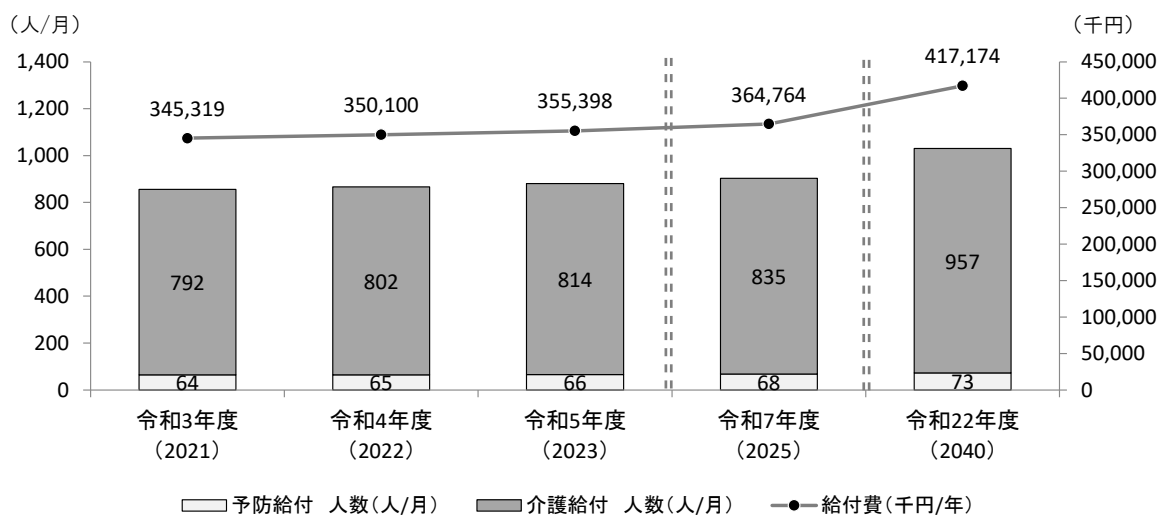


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 回数(回/月)	0	0	0	0	0
予防給付 人数(人/月)	0	0	0	0	0
介護給付 回数(回/月)	700	710	720	745	861
介護給付 人数(人/月)	147	149	151	156	180
給付費(千円/年)	97,029	98,449	99,731	103,190	119,292

【施策の方向】

- ここ数年は利用者数が減少してきていますが、要介護認定者数の増加に伴う利用ニーズが見込まれます。
- 重度認定者の利用割合が高いサービスであり、できる限り在宅での生活を続けるためには必要なサービスであることから、ニーズに基づく提供体制の確保に努めます。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

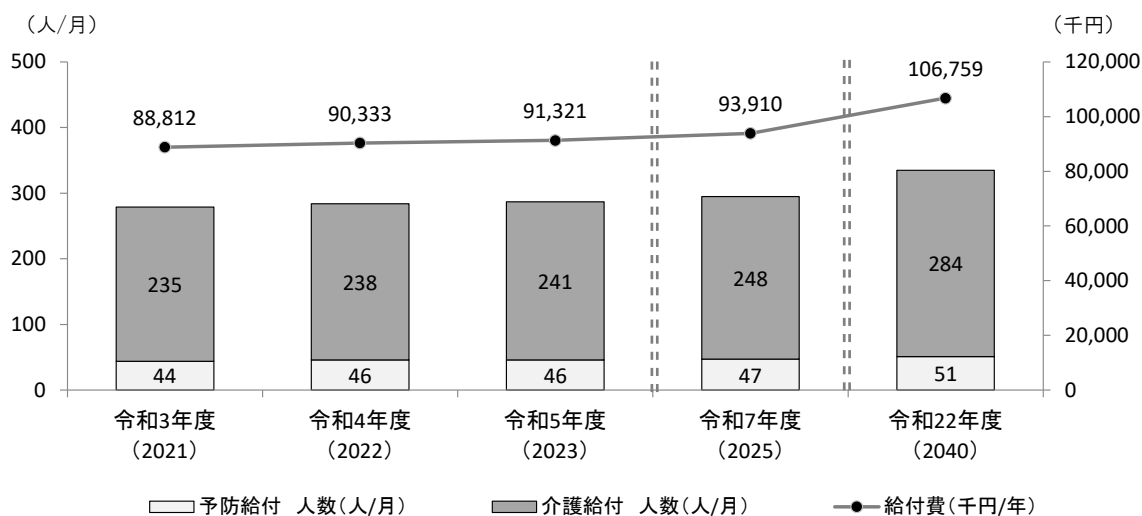


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 回数(回/月)	321	326	332	341	367
予防給付 人数(人/月)	64	65	66	68	73
介護給付 回数(回/月)	4,300	4,357	4,422	4,539	5,208
介護給付 人数(人/月)	792	802	814	835	957
給付費(千円/年)	345,319	350,100	355,398	364,764	417,174

【施策の方向】

- 重度認定者の利用割合が高いサービスであり、できる限り在宅での生活を続けるためには必要なサービスであることから、ニーズに基づく提供体制の確保に努めます。
- 在宅医療・介護連携を推進する観点からも、臨時や緊急時の対応も含め円滑なサービス提供体制を引き続き強化していきます。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

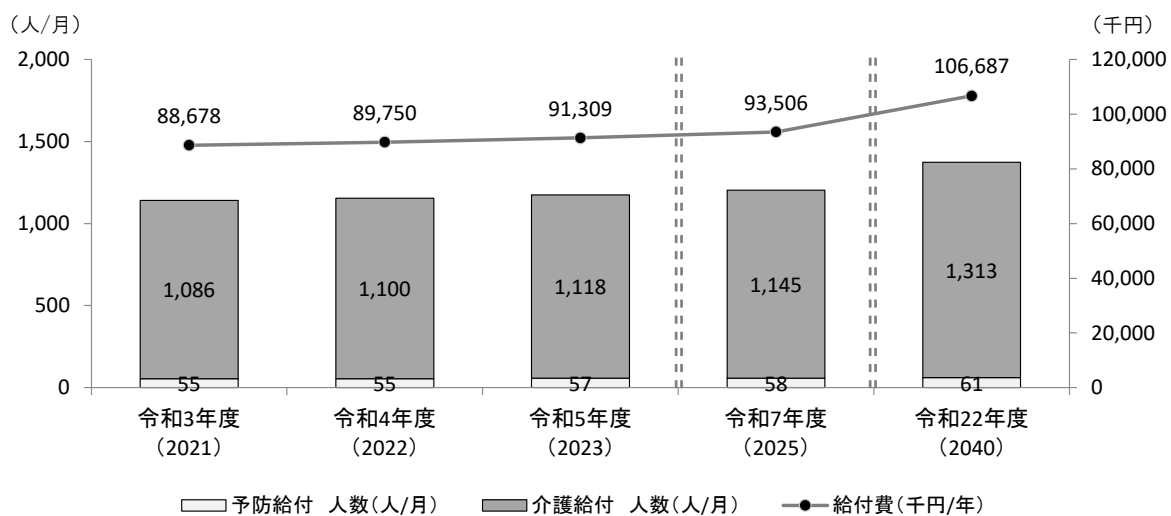


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 回数 (回/月)	353	369	369	377	409
予防給付 人数 (人/月)	44	46	46	47	51
介護給付 回数 (回/月)	2,189	2,217	2,245	2,311	2,647
介護給付 人数 (人/月)	235	238	241	248	284
給付費 (千円/年)	88,812	90,333	91,321	93,910	106,759

【施策の方向】

- ここ数年は利用者数が減少してきていますが、要介護認定者数の増加に伴う利用ニーズが見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

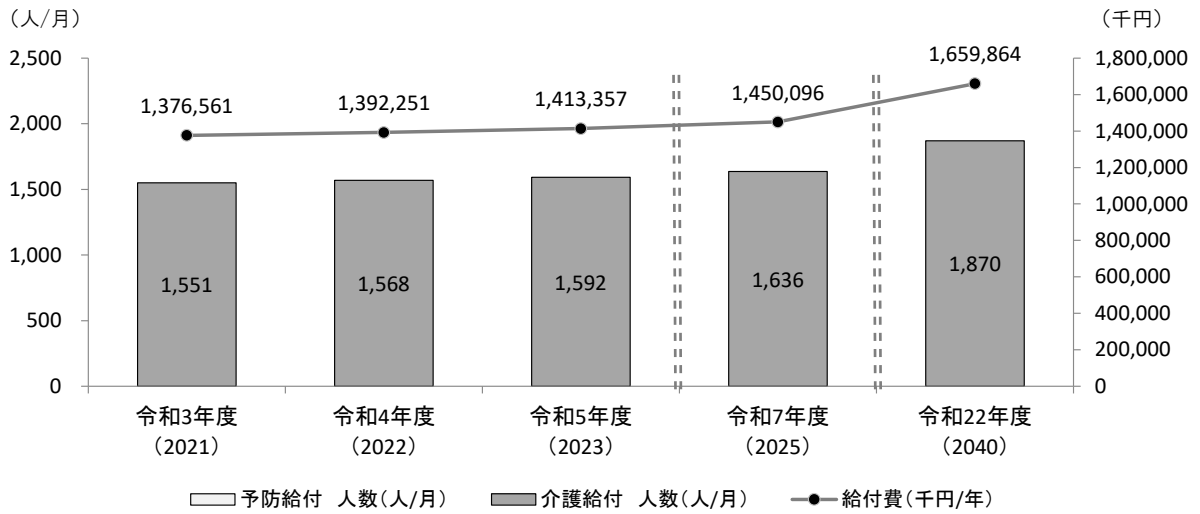


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	55	55	57	58	61
介護給付 人数 (人/月)	1,086	1,100	1,118	1,145	1,313
給付費 (千円/年)	88,678	89,750	91,309	93,506	106,687

【施策の方向】

- ここ数年、利用者数が増加傾向にあるサービスであり、今後もニーズが増加することが見込まれます。
- 在宅で一貫した療養管理指導が受けられるよう、地域ケア会議の活用等を図りながら、医師、薬剤師等とケアマネジャーや関係サービス事業所間の連携強化に向けて支援します。

(6) 通所介護

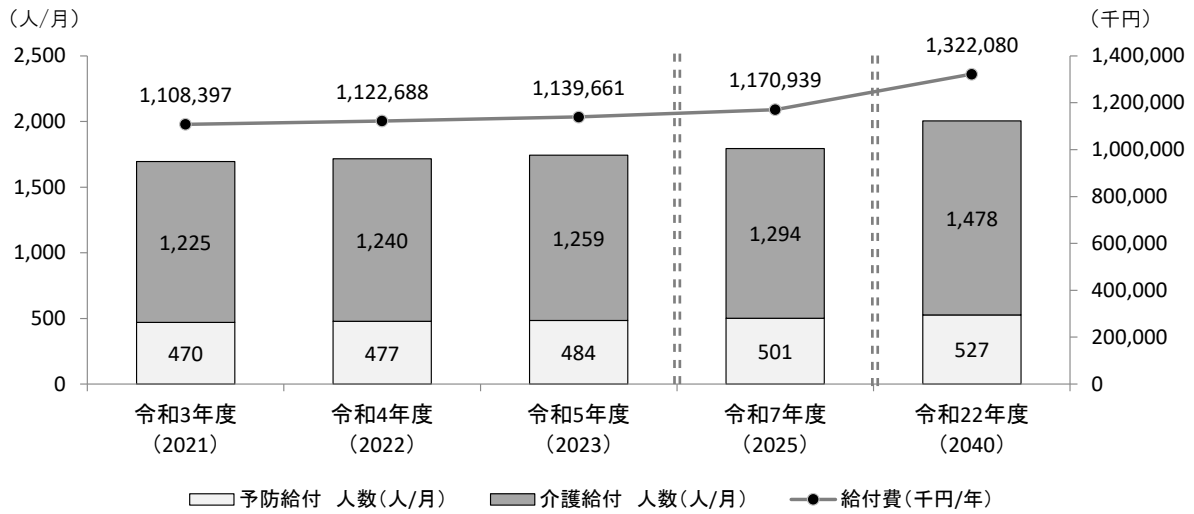


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護給付 回数 (回/月)	14,493	14,652	14,876	15,285	17,479
介護給付 人数 (人/月)	1,551	1,568	1,592	1,636	1,870
給付費 (千円/年)	1,376,561	1,392,251	1,413,357	1,450,096	1,659,864

【施策の方向】

- 今後、要介護認定者数の増加により利用者数の増加も見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

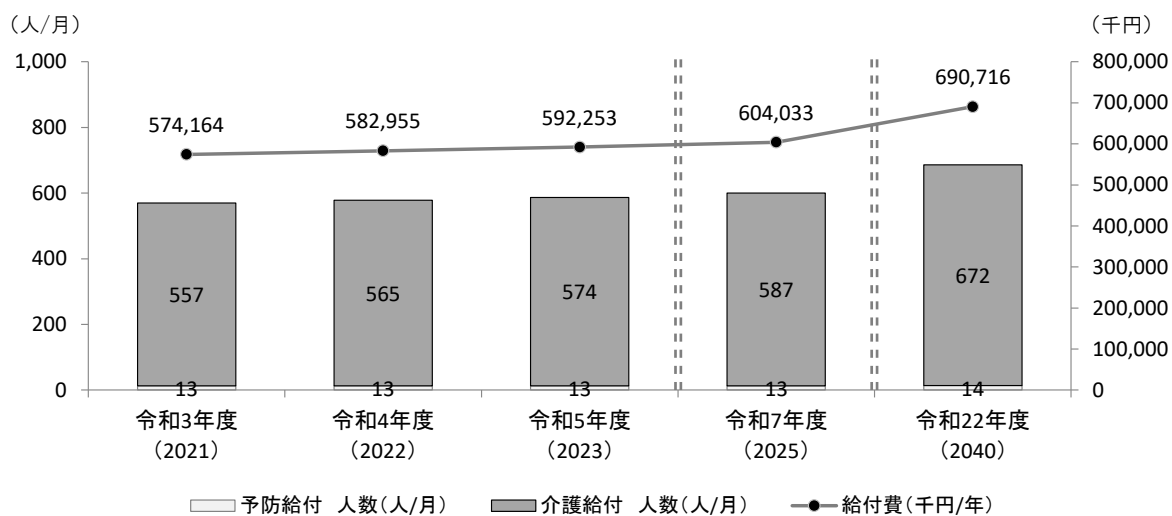


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	470	477	484	501	527
介護給付 回数 (回/月)	9,897	10,016	10,171	10,450	11,941
介護給付 人数 (人/月)	1,225	1,240	1,259	1,294	1,478
給付費 (千円/年)	1,108,397	1,122,688	1,139,661	1,170,939	1,322,080

【施策の方向】

○利用率が増加傾向にあり、今後も要介護認定者数の増加に伴う利用者の増加が見込まれますが、ケアマネジャー調査では、提供を断られることがあるサービスとして上位にあげられ、第7期策定時と比べても増加しており、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

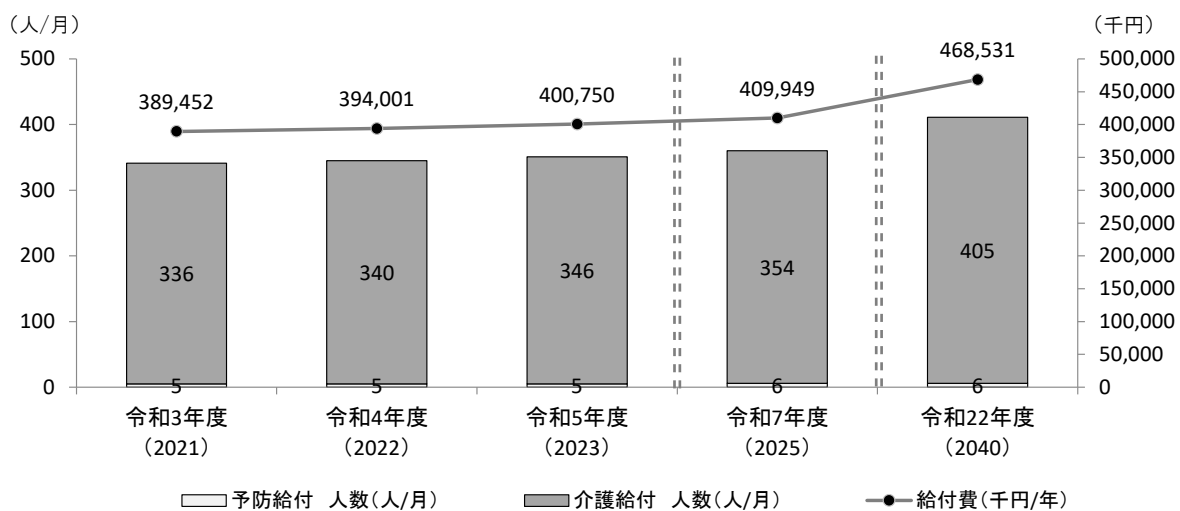


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 日数 (日/月)	82	82	82	82	88
予防給付 人数 (人/月)	13	13	13	13	14
介護給付 日数 (日/月)	6,049	6,139	6,238	6,366	7,283
介護給付 人数 (人/月)	557	565	574	587	672
給付費 (千円/年)	574,164	582,955	592,253	604,033	690,716

【施策の方向】

- ケアマネジャー調査の結果では、不足感が最も高いサービスであり、提供を断られたサービスとしても最も高くなっており、民間事業者への働きかけ等により、提供基盤体制の充実に努めます。
- 具体的には、基準該当事業所（定員20人未満）の参入の促進や、有料老人ホームの空床利用の検討、国の緊急ショート施策を促進します。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

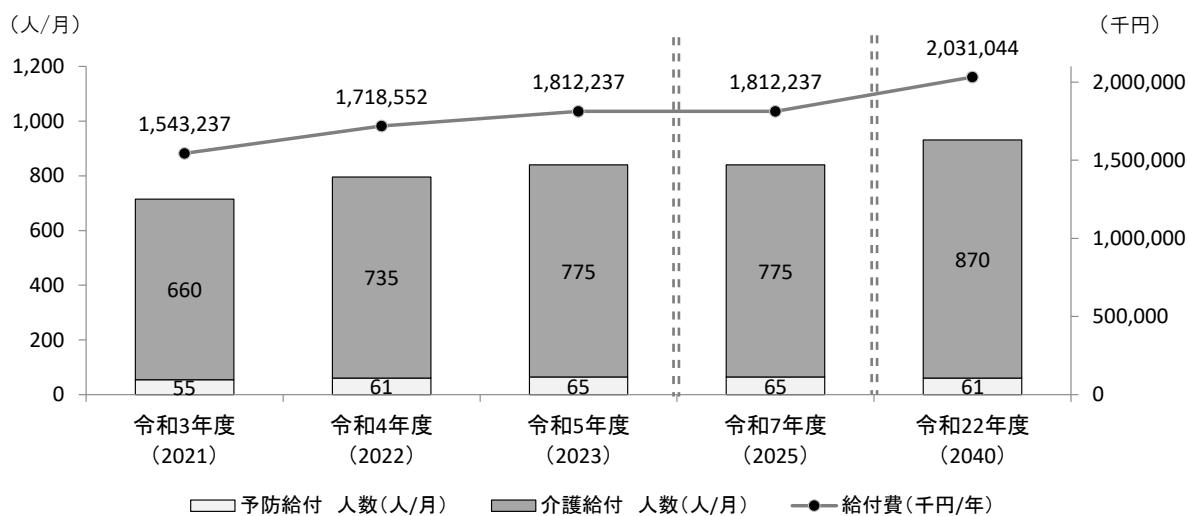


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 日数(日/月)	31	31	31	37	37
予防給付 人数(人/月)	5	5	5	6	6
介護給付 日数(日/月)	3,125	3,161	3,216	3,286	3,757
介護給付 人数(人/月)	336	340	346	354	405
給付費(千円/年)	389,452	394,001	400,750	409,949	468,531

【施策の方向】

- ケアマネジャー調査の結果では、不足感が高いサービスであり、提供を断られたサービスとしても最も高くなっており、民間事業者への働きかけ等により、提供基盤体制の充実に努めます。
- 介護老人保健施設に対しては、ニーズに対応した短期入所療養介護用のベッド利用が可能となるよう要請します。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

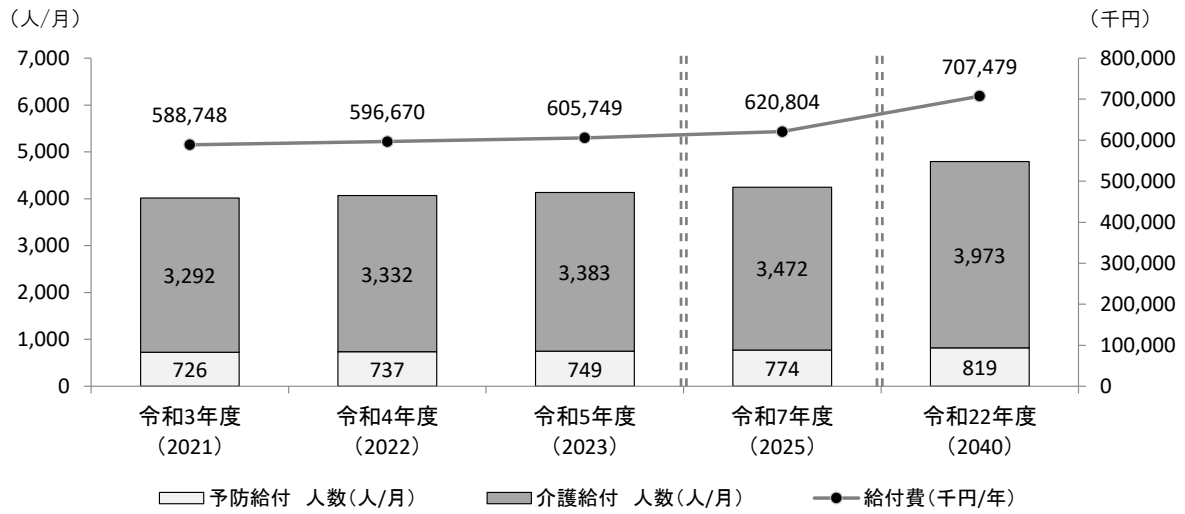


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	55	61	65	65	61
介護給付 人数 (人/月)	660	735	775	775	870
給付費 (千円/年)	1,543,237	1,718,552	1,812,237	1,812,237	2,031,044

【施策の方向】

- 第6期から特養の入所基準が原則要介護3以上になったことから、施設入所が必要な高齢者の受け皿となっています。
- 第4期計画以降、特養待機者解消に向けて積極的に整備を進めた結果、整備率において、県下で最も高くなっていますが、入居率が高く、今後、待機者も出るとされることから、既存のサービス付高齢者向け住宅（サ高住）や住宅型有料老人ホームからの転換を見込みます。
- 要介護認定が要支援に改善されても引き続き施設サービスが利用できるよう、「混合型」での整備を行うものとします。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

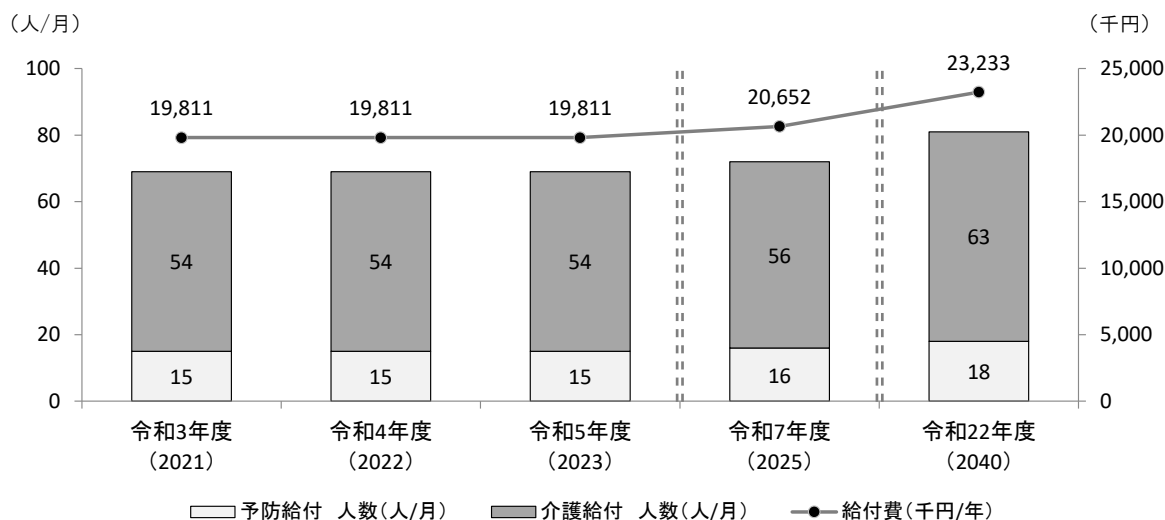


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	726	737	749	774	819
介護給付 人数 (人/月)	3,292	3,332	3,383	3,472	3,973
給付費 (千円/年)	588,748	596,670	605,749	620,804	707,479

【施策の方向】

- 利用者が福祉用具を有効に使えるよう、個々の身体状況に適した福祉用具の貸与について、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

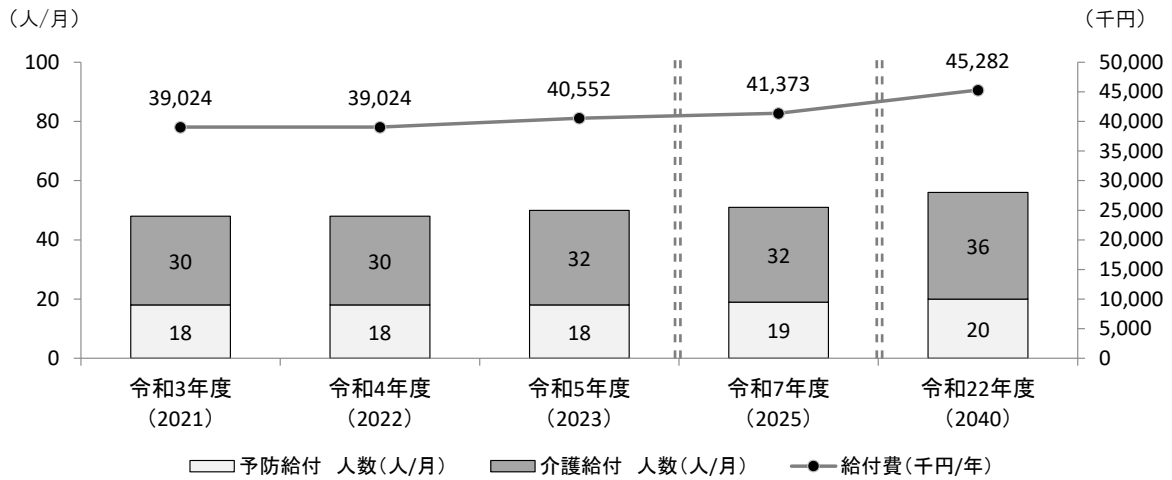


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数(人/月)	15	15	15	16	18
介護給付 人数(人/月)	54	54	54	56	63
給付費(千円/年)	19,811	19,811	19,811	20,652	23,233

【施策の方向】

- 利用者が福祉用具を有効に使えるよう、個々の身体状況に適した福祉用具の購入について、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。
- 特定福祉用具販売は償還払いとなっていますが、費用の支払いが困難な場合には貸付制度が活用できることについて周知します。また、利用者に一時的に負担のかからない手続を研究してまいります。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

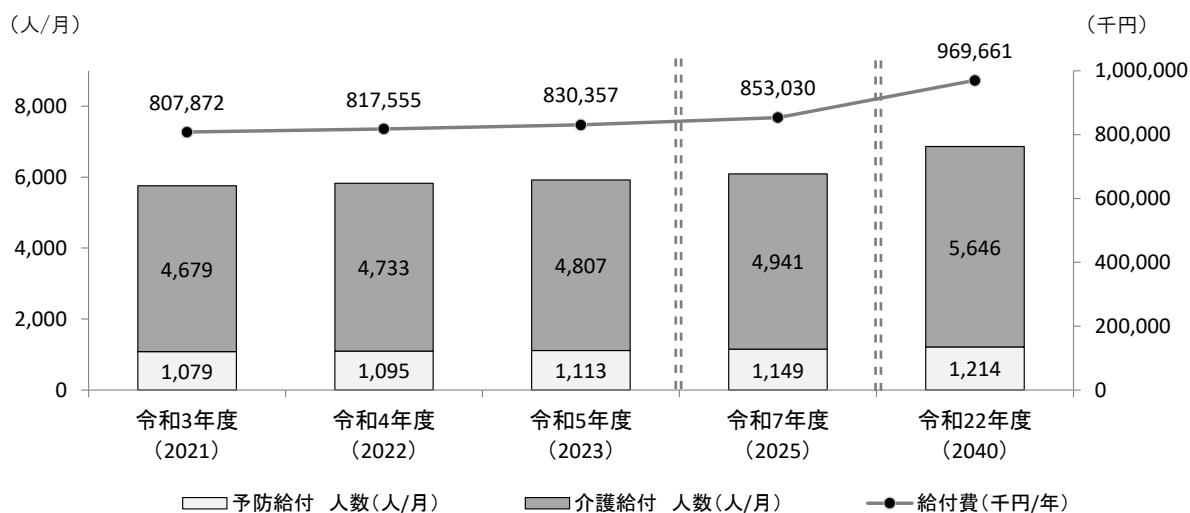


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	18	18	18	19	20
介護給付 人数 (人/月)	30	30	32	32	36
給付費 (千円/年)	39,024	39,024	40,552	41,373	45,282

【施策の方向】

- 住宅改修について広く周知に努め、事前審査の段階で適切、効果的な利用を促進するため、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。
- 住宅改修は償還払いとなっていますが、費用の支払いが困難な場合には貸付制度が活用できることについて周知します。また、利用者に一時的に負担のかからない手続を研究してまいります。
- 利用者の利便に資するため、事業者の指導を強化するとともに、構成市町村相談窓口の充実を図ります。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援



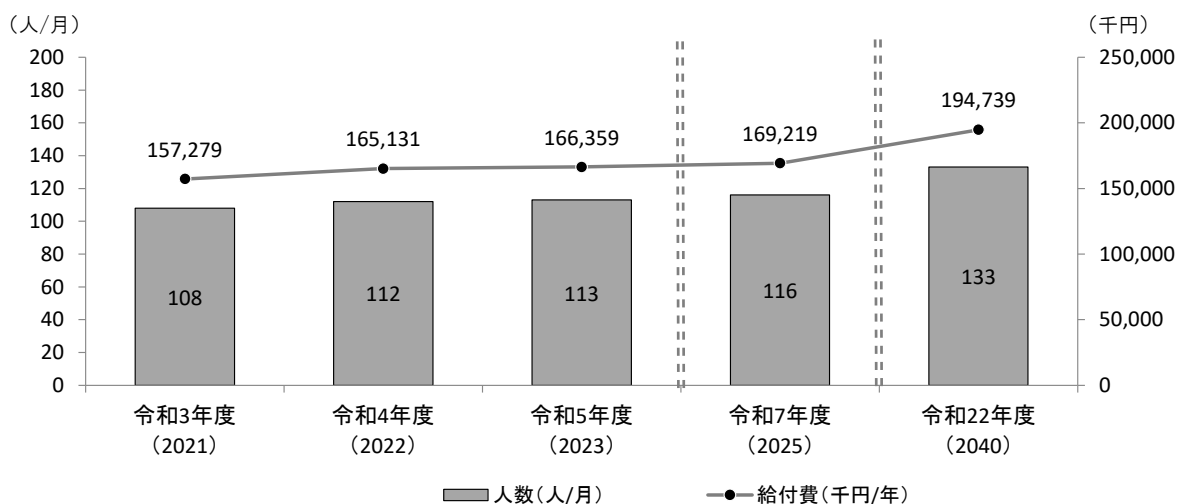
	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	1,079	1,095	1,113	1,149	1,214
介護給付 人数 (人/月)	4,679	4,733	4,807	4,941	5,646
給付費 (千円/年)	807,872	817,555	830,357	853,030	969,661

【施策の方向】

- 要介護認定者数の増加に加え、利用率も増加傾向にあることから、ニーズに対応できる提供基盤の充実に努めます。
- ケアマネジャーを対象に、利用者にとってより良いケアプランの作成に資するため、情報交換や研修会を行います。
- 適正なケアプランが作成されているか、また、ケアプランに不満がないかチェックを行うとともに、ケアマネジャーとの連絡会を開催し、適正なケアプラン作成を促進します。
- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが、困難事例等の相談に応じ、支援や関係機関への橋渡しなどをします。
- 職員（保健師）を対象に、予防支援の研修を行うなど質の向上に努めます。

6-2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



	第8期			中長期	
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
人数(人/月)	108	112	113	116	133
給付費(千円/年)	157,279	165,131	166,359	169,219	194,739

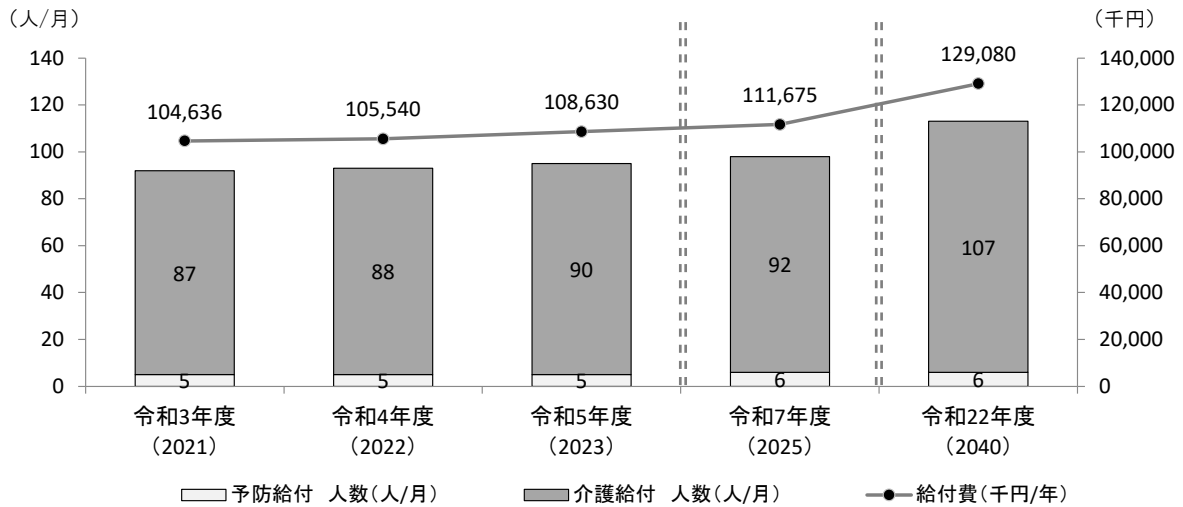
	第8期			中長期	
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
岡谷市(人/月)	27	28	28	29	33
諏訪市(人/月)	26	27	27	28	32
茅野市(人/月)	27	28	28	29	33
下諏訪町(人/月)	16	16	17	17	20
富士見町(人/月)	8	9	9	9	10
原村(人/月)	4	4	4	4	5

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 第7期において1事業所が整備されましたが、今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加が見込まれ、訪問介護、訪問看護を短時間に多頻度で利用する必要がある人も増加すると考えられます。
- また、医療・介護の連携体制が強化されるとサービスを必要とする人が増加することが予想されます。
- 今後、在宅での療養が必要な要介護認定者が増加することが見込まれることから、地域包括ケアシステムの要となるサービスとして整備を促進します。また、整備にあたっては、日常生活圏域間の均衡に配慮しながら、計画的な整備を行います。

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護



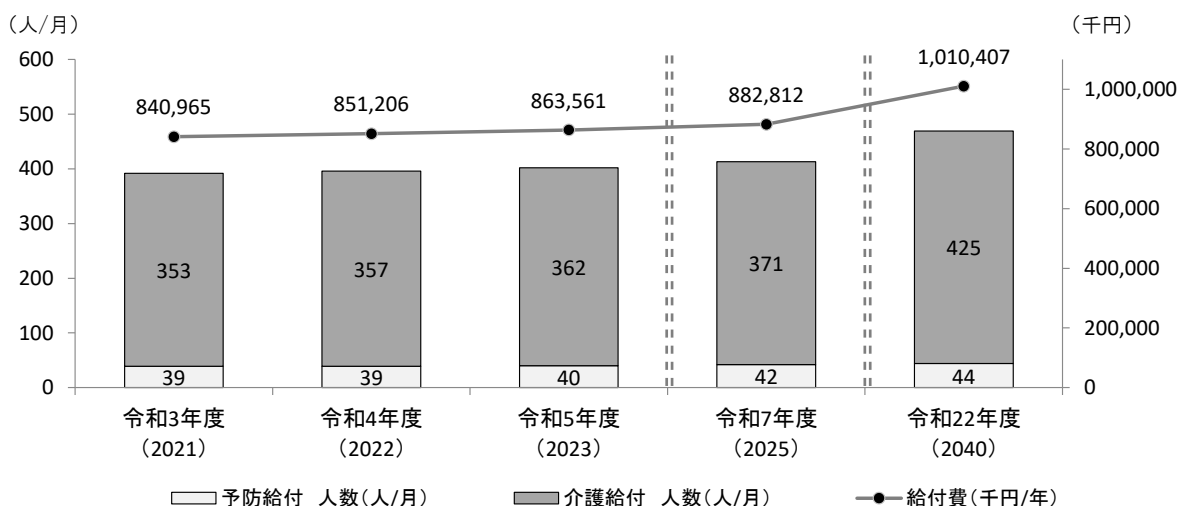
	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 回数 (回/月)	24	24	24	31	31
予防給付 人数 (人/月)	5	5	5	6	6
介護給付 回数 (回/月)	825	833	855	873	1,015
介護給付 人数 (人/月)	87	88	90	92	107
給付費 (千円/年)	104,636	105,540	108,630	111,675	129,080
	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岡谷市 (人/月)	23	23	24	25	28
諏訪市 (人/月)	22	22	23	23	27
茅野市 (人/月)	23	24	24	25	28
下諏訪町 (人/月)	13	13	13	14	16
富士見町 (人/月)	7	7	7	7	9
原村 (人/月)	4	4	4	4	5

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、身近な地域で利用できるようサービス提供事業者の参入促進を図ります。
- 認知症高齢者が生活をしている地域に、認知症の理解が深まるよう事業者への指導を行っていきます。

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	39	39	40	42	44
介護給付 人数 (人/月)	353	357	362	371	425
給付費 (千円/年)	840,965	851,206	863,561	882,812	1,010,407

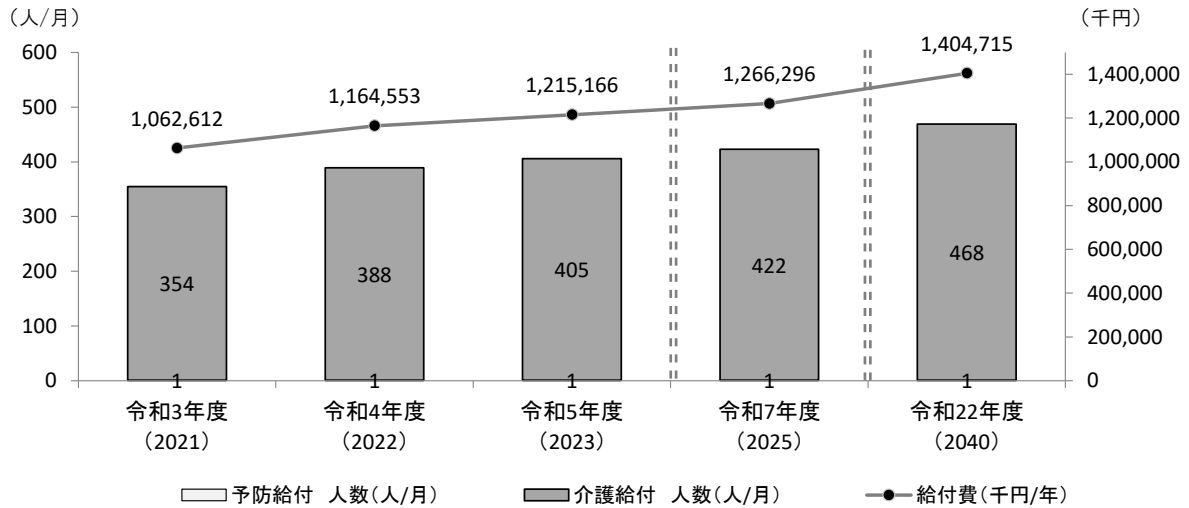
	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岡谷市 (人/月)	99	100	101	104	118
諏訪市 (人/月)	94	95	96	99	112
茅野市 (人/月)	99	100	101	104	118
下諏訪町 (人/月)	55	56	57	58	67
富士見町 (人/月)	30	30	31	32	36
原村 (人/月)	15	15	16	16	18

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 当該サービスは、利用者の状況に応じてなじみの事業者からサービス提供を受けることができるため、認知症高齢者のサービス拠点としての期待が高まっており、整備の促進を図ります。
- 地域包括ケアの柱として、構成市町村における地域の実情やバランスを考慮し、サテライト型を中心に整備を進めます。
- 定期的に運営推進会議を開催し、泊まり、通い、訪問サービスの提供が円滑、適切であるかの確認や、地域との交流等について協議の場を設けるよう事業者への指導を徹底します。

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付 人数 (人/月)	1	1	1	1	1
介護給付 人数 (人/月)	354	388	405	422	468
給付費 (千円/年)	1,062,612	1,164,553	1,215,166	1,266,296	1,404,715

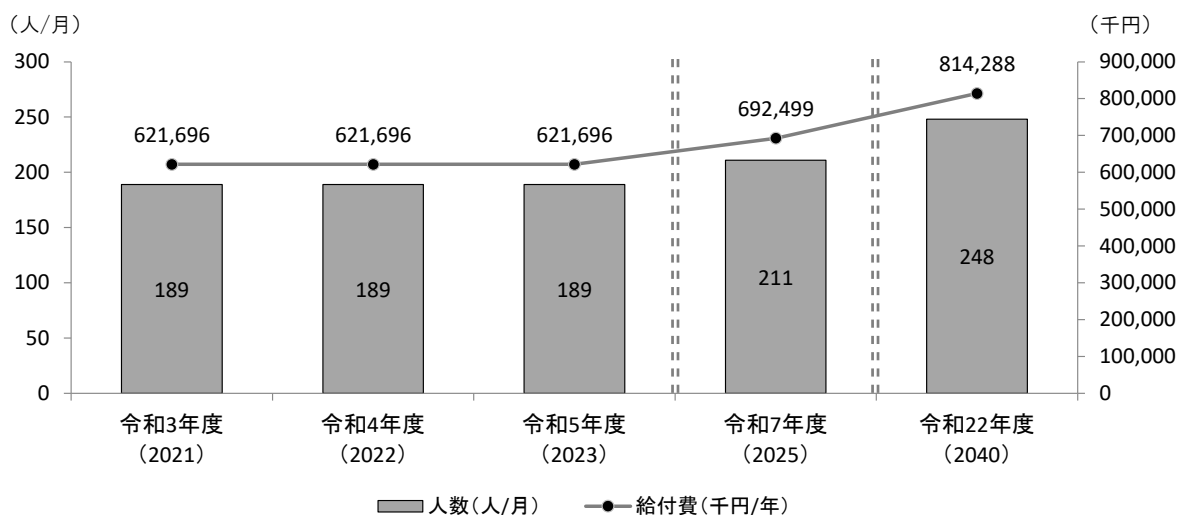
	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岡谷市 (人/月)	89	98	102	106	118
諏訪市 (人/月)	85	93	97	101	112
茅野市 (人/月)	89	98	102	106	118
下諏訪町 (人/月)	51	55	58	61	67
富士見町 (人/月)	27	30	31	32	36
原村 (人/月)	14	15	16	17	18

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 第7期では、18人分の整備を行いました。今後、要介護認定者の増加とともに認知症高齢者の増加が見込まれ、また、一定程度の待機者もいることから、第8期では72人分の整備を進めます。
- 運営推進会議を定期的を開催することで、地域との交流を図るとともに、地域に認知症の理解が深まるよう事業者への指導を行っていきます。
- 利用者の経済的負担の軽減を図るため、他保険者の状況を参考にしながら助成について検討していきます。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



	第8期			中長期	
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
人数(人/月)	189	189	189	211	248
給付費(千円/年)	621,696	621,696	621,696	692,499	814,288

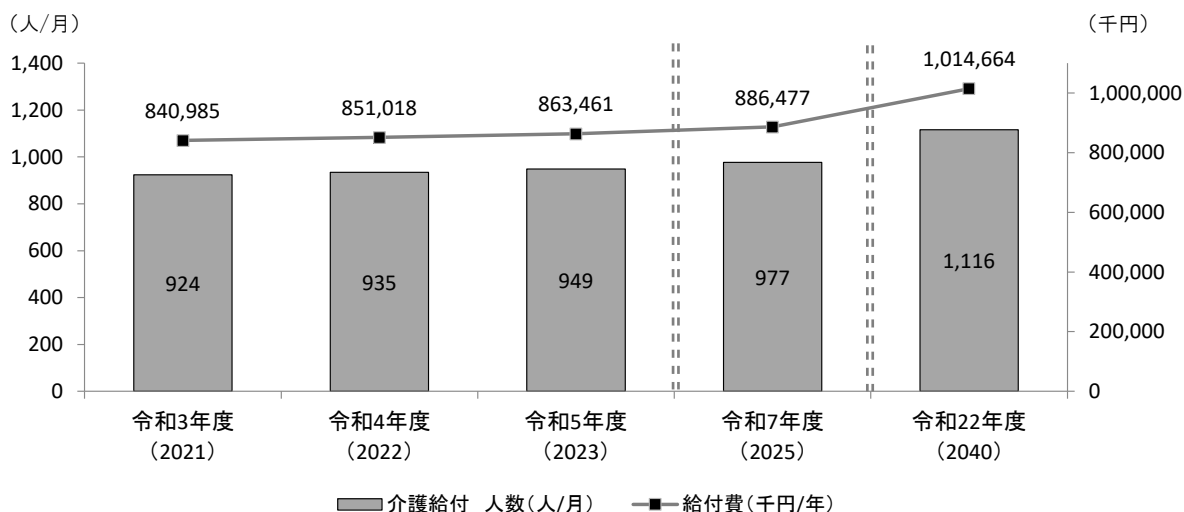
	第8期			中長期	
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
岡谷市(人/月)	48	48	48	53	62
諏訪市(人/月)	45	45	45	50	59
茅野市(人/月)	48	48	48	53	62
下諏訪町(人/月)	26	26	26	31	36
富士見町(人/月)	15	15	15	16	19
原村(人/月)	7	7	7	8	10

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 介護ニーズが高まる令和7(2025)年度には重度要介護者の増加に対応できる基盤整備が求められるため、第8期では地域バランスを考慮しながら29人分の整備を進めます。
- 運営推進会議を定期開催することで、地域との交流を深め、地域に馴染んだ施設になるよう事業者への指導を徹底します。

(6) 地域密着型通所介護



	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護給付 回数 (回/月)	8,899	9,004	9,138	9,397	10,743
介護給付 人数 (人/月)	924	935	949	977	1,116
給付費 (千円/年)	840,985	851,018	863,461	886,477	1,014,664

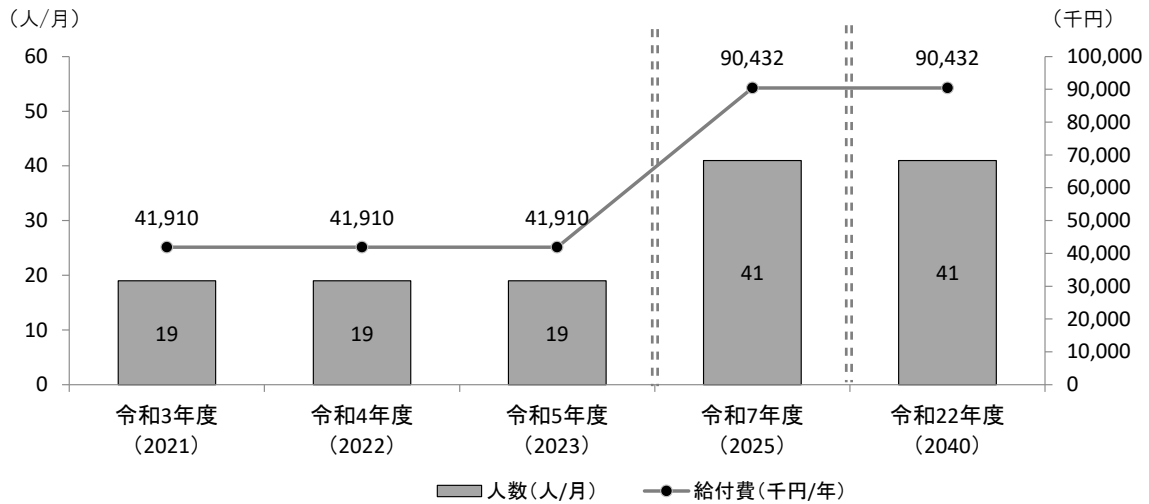
	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
岡谷市 (人/月)	232	235	239	246	281
諏訪市 (人/月)	221	223	226	233	266
茅野市 (人/月)	232	235	239	246	281
下諏訪町 (人/月)	132	133	135	139	159
富士見町 (人/月)	71	72	73	75	86
原村 (人/月)	36	37	37	38	43

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 平成28年度から、小規模（利用定員18人以下）の通所介護事業所について、地域密着型通所介護として位置づけられています。
- 今後、要介護認定者数の増加により利用者数の増加も見込まれることから、ニーズに対応できる事業者の確保に努めます。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護



	第8期			中長期	
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
人数(人/月)	19	19	19	41	41
給付費(千円/年)	41,910	41,910	41,910	90,432	90,432
	第8期			中長期	
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
岡谷市(人/月)	5	5	5	10	10
諏訪市(人/月)	5	5	5	10	10
茅野市(人/月)	5	5	5	10	10
下諏訪町(人/月)	2	2	2	6	6
富士見町(人/月)	1	1	1	3	3
原村(人/月)	1	1	1	2	2

※日常生活圏域ごとの見込量は、日常生活圏域ごとの要介護認定者数の割合で按分して算出します。

【施策の方向】

- 第6期から特養の入所基準が原則要介護3以上になったことから、介護度は低いが施設入所が必要な高齢者の受け皿となっています。
- 定員が29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、第8期は29人分の整備を進めます。

(8) 夜間対応型訪問介護

【施策の方向】

- ケアマネジャー調査では、供給が不足していると感じるサービスとして上位にあがっているなどニーズが一定程度見込まれますが、今後、利用者のニーズや動向を踏まえながらサービスの基盤整備を検討していきます。
- 当該サービスの整備促進については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供の動向を踏まえつつ、利用者のニーズ等を見極めたうえで、検討を行います。

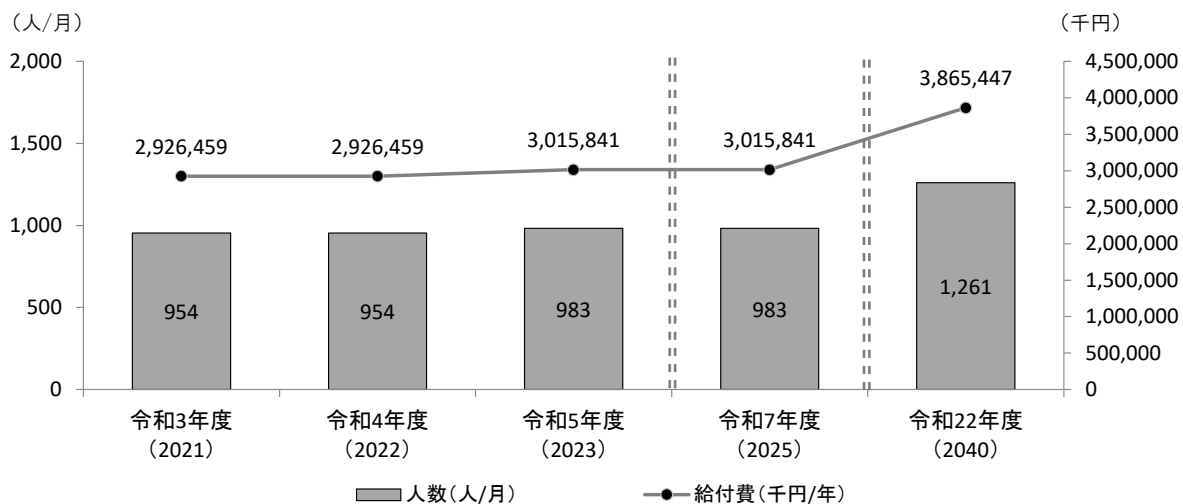
(9) 看護小規模多機能型居宅介護

【施策の方向】

- 看護小規模多機能型居宅介護は、要介護認定を受けた在宅高齢者の中でも医療ニーズの高い高齢者への支援充実を目的としています。小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで提供することにより、利用者の医療ニーズに応じて柔軟なサービスを受けることができます。
- 既存の小規模多機能型居宅介護に訪問看護機能を併設させる転換型による整備も認めることとします。
- 整備にあたっては、日常生活圏域間の均衡に配慮し、整備を進めます。

6-3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

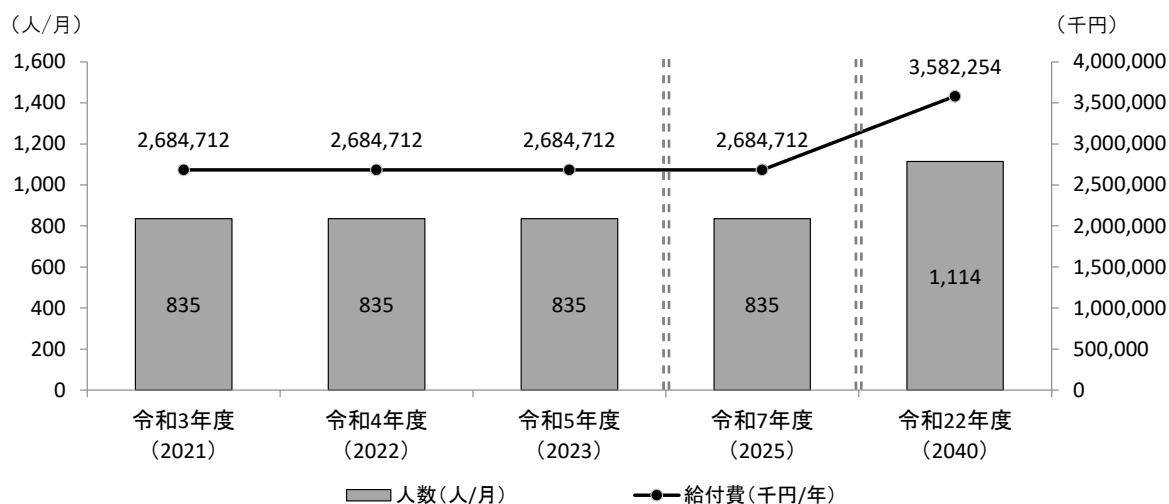


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
人数 (人/月)	954	954	983	983	1,261
給付費 (千円/年)	2,926,459	2,926,459	3,015,841	3,015,841	3,865,447

【施策の方向】

- 第8期では、既存施設での短期入所からの転換による整備を行います。
- 居室形態については、個室ユニット型と従来型（多床室）の均衡に配慮した整備を行うこととします。
- 質の高いサービスを提供するため、施設職員の技術向上を促進します。

(2) 介護老人保健施設

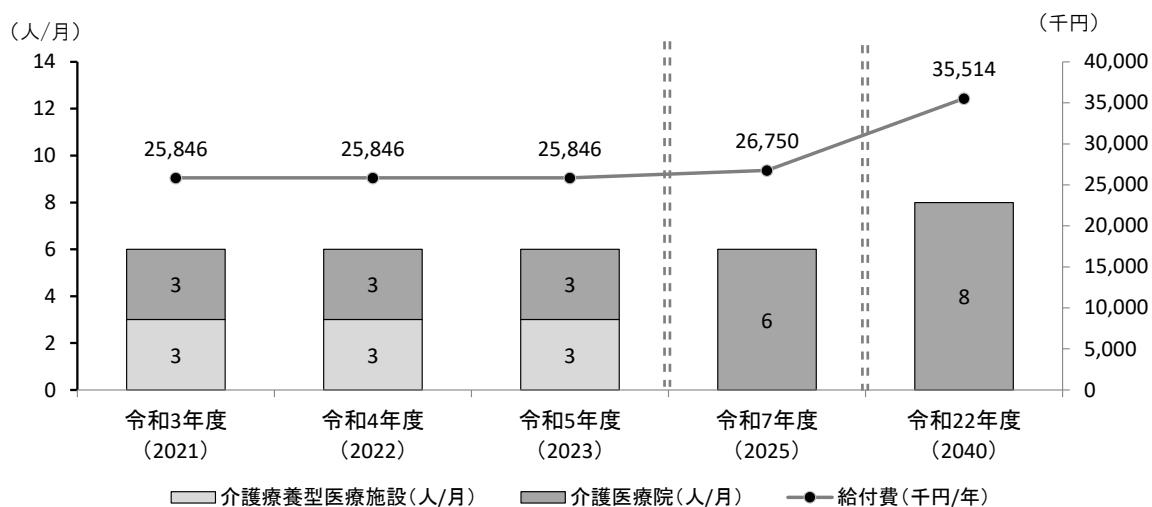


	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
人数(人/月)	835	835	835	835	1,114
給付費(千円/年)	2,684,712	2,684,712	2,684,712	2,684,712	3,582,254

【施策の方向】

- 本広域圏においては、比較的基盤整備が進んでいるサービスであり、また特養の整備により、真に老健の利用が必要な要介護者が入所しやすくなると見込まれます。
- 第6期中に事業所の廃止や減床により計画数を下回っているため、既存施設の20床増を見込みます。
- 質の高いサービスを提供するため、施設職員の技術向上を促進します。

(3) 介護医療院・介護療養型医療施設



	第8期			中長期	
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護医療院 (人/月)	3	3	3	6	8
介護療養型医療施設 (人/月)	3	3	3	-	-
給付費 (千円/年)	25,846	25,846	25,846	26,750	35,514

【施策の方向】

- 平成29年度末で廃止することとされていましたが、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されることとなり、介護医療院への転換のための準備期間として、令和5(2023)年度末までの経過措置が設けられています。
- 第8期においては、国の動向を注視しつつ対応をしてまいります。

第7章 地域支援事業の推進

7-1 介護予防・日常生活支援総合事業

令和22（2040）年を見据えた地域包括ケアシステムの実現に向け、構成市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とし、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。

事業は、当広域連合から構成市町村へ委託し実施しています。具体的な事業メニューは、市町村の従来からの取組状況や地域性・独自性を尊重し、市町村の判断で取組事業を選択し対応します。

なお、保険者の判断により、希望する居宅要介護被保険者が総合事業を利用することが可能になったことから、介護保険給付と総合事業を組み合わせたケアプランの作成を含め、ケアマネジャーによるケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が確保されるよう、連携体制の構築を図ります。

（1）実施方針

① 住民及び事業者等への周知

住民や事業者等に対しさまざまな機会を通じて総合事業の目的、制度やサービス内容、サービスメニュー、手続方法及び利用者負担等について周知するとともに、パンフレット等を活用し、被保険者やその家族などにわかりやすく説明し周知を図ります。

② サービス提供体制の確保

サービス提供事業所の地域支援事業への参入意向を踏まえつつ、専門的なサービスの提供体制を確保します。また、NPO法人やボランティア団体、地域住民等が行う支援活動の状況を把握しつつ、地域包括ケアネットワークへの参画を促すなど連携した取組を推進していく中で、それぞれの地域の実情に応じて主体的かつ効果的な支援が行われる体制づくりに努めます。

③ 関連データの活用

総合事業の推進にあたり、介護レセプトや要介護認定情報のデータに加え、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報等について、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、活用促進を図ります。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

訪問型サービスは、旧介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移送支援を想定しています。

■ 訪問型サービスの類型

基準	旧介護予防訪問介護相当サービス	多様なサービス			
サービス種類	①訪問介護	②訪問型サービスA 緩和した基準によるサービス	③訪問型サービスB 住民主体による支援	④訪問型サービスC 短期集中予防サービス	⑤訪問サービスD 移送支援
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL/IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	住民主体による支援に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

【施策の方向】

- 旧介護予防訪問介護相当サービスについて、提供体制の確保及び整備を図ります。
- 住民主体による支援について、地域で行われている活動状況を把握しつつ、介護予防普及啓発事業など介護予防活動参加者の主体的なグループ活動等を支援し、担い手としての参加を図ります。
- 地域のニーズを探りつつ、さらなる多様なサービスの充実を検討していきます。

■ 目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
旧介護予防訪問介護相当サービス	延件数(件)	5,704	5,873	6,075
多様なサービス	延件数(件)	428	461	526

② 通所型サービス

通所型サービスは、旧介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定しています。

■通所型サービスの類型

基準	旧介護予防通所介護相当サービス	多様なサービス		
		②通所型サービスA	③通所型サービスB	④通所型サービスC
サービス種類	①通所介護	緩和した基準によるサービス	住民主体による支援	短期集中予防サービス
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、主体的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なサービス ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL/IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

【施策の方向】

- 対象者にとって魅力あるプログラムの提供を図るとともに、プログラム終了後も継続的に介護予防活動を行うためのフォローアップ体制について整備していきます。
- 住民主体による支援について、地域で行われている活動状況を把握しつつ、介護予防普及啓発事業など介護予防活動参加者の主体的なグループ活動等を支援し、担い手としての参加を図ります。
- 事業の利用促進を図ることにより、費用対効果の高い支援につなげるとともに、利用者が拡大することで多様な主体の参入を促します。
- 地域のニーズを探りつつ、さらなる多様なサービスの充実を検討していきます。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
旧介護予防通所介護相当サービス	延件数(件)	9,689	10,010	10,374
多様なサービス	延件数(件)	1,598	1,656	1,737

③ その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、地域での自立した日常生活を支援するための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果が認められるサービスで、栄養改善や見守りを目的とした配食サービスや住民ボランティア等による定期的な安否確認及び緊急時の対応等を想定しています。

【施策の方向】

- 構成市町村で実施している生活支援事業との組み合わせによる事業実施を検討します。
- 高齢者の生活支援ニーズの把握に努めながら、地域で活動する各種団体等と連携し、効果的な支援サービスの提供体制の構築を図ります。
- 地域特性にマッチした生活支援サービスを各種団体と連携し模索していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、介護予防及び生活支援を目的として、利用者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が提供されるよう、専門的な必要な援助を行うもので、アセスメント、ケアプランの作成、モニタリングを行います。

現行の予防給付に対するケアマネジメント同様に実施するものに加え、利用者の状態や利用するサービス内容等に応じて、簡略化したケアマネジメントや初回のみケアマネジメントを実施します。

なお、要支援者に対し、予防給付とサービス事業を組み合わせ提供する場合には、介護予防支援として予防給付によるケアマネジメントを実施します。

【施策の方向】

- 地域包括支援センターにおいて、自立支援の視点からアセスメントを行い、一人ひとりの状態に応じたケアプランの作成と事業の実施、実施後の評価を行います。
- ケアマネジメントに関する研修会や情報交換会、ケアプランの評価等、また、社会資源、地域資源の把握、活用を進めることにより、適切なケアプラン作成に努めます。
- リハビリテーション専門職をはじめ多職種との連携・協働によるケアマネジメント体制の構築を図ります。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防ケアマネジメント	件数(件)	1,991	2,069	2,154

(3) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動につなげます。

【施策の方向】

- 民生委員をはじめ、各関係機関や地域活動団体等と連携し、情報収集するとともに、総合相談支援事業など他事業との連携を図り、見守りや支援が必要な高齢者の状況把握に努めます。
- 住民に対する普及啓発を行うことで、本人や家族の気づきを促し、地域包括支援センターへの相談等につなげます。
- 他事業での相談や活動の中から地域の潜在的な課題を発見し、支援を要する者を早期に把握し介護予防活動につなげられるよう努めます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の配布や、講演会、健康教室等を開催します。

【施策の方向】

- あらゆる媒体を用いた広報、有識者による講演、地区の集まりの場での出前講座の開催や介護予防のための教室等を通じて介護予防の重要性について広く普及啓発に努め、高齢者自身の介護予防に関する意識を高めるための取組を推進します。
- 介護予防に関する教室終了者が運動等を継続できるよう、健康づくりや保健事業への参加者に対する介護予防への意識啓発に努め、住民主体によるグループ活動支援や通いの場の推進を図ります。
- 自ら介護予防に積極的に取り組むことができるためのツールの提供や「(仮称)介護予防手帳」の配布など、セルフマネジメントの推進を図ります。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
講演会	参加人数(人)	698	717	738
介護予防教室	参加延人数(人)	27,334	27,757	28,302

③ 地域介護予防活動支援事業

地域に根差した介護予防を推進するため、ボランティア等の人材育成や自発的な介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行います。

【施策の方向】

- 元気な高齢者が自らサービスの担い手として活動できるよう、各種講座や研修会、情

報提供などを通じて、介護予防に関するボランティアの育成や地域活動組織の育成・支援を行います。

- 介護予防普及啓発事業の修了者が介護予防ボランティアとして活動できる場の創出や相互支援の仕組みづくり等により、介護予防活動の担い手としての参加促進を図ります。
- 介護予防ボランティアに興味のある方と、支援が必要な方のニーズの把握をし、双方のマッチングを図ることで、活動支援につなげていきます。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動組織の育成・支援	開催回数(回)	540	645	750
社会参加を通じた地域活動	実施回数(回)	2,080	2,287	2,494

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の実施状況や目標の達成状況を検証・評価し、結果に基づいて実施方法等の改善に取り組むとともに、次期事業計画への反映を図ります。

【施策の方向】

- 実施過程（プロセス）や活動量（アウトプット）、成果（アウトカム）において、地域の実情に応じた評価方法、評価指標を検討、設定し、適切な評価を行います。
- 地域全体の評価と併せ、本人一人ひとりが介護予防の効果を実感できる方法を検討します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

【施策の方向】

- 地域ケア会議やサービス担当者会議へのリハビリテーション専門職等の定期的な参加を促進し、自立支援に向けたプロセスの共有と実践につなげます。
- 住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職等の参加機会の充実を図り、効果的な取組の促進や参加意欲の喚起を図ります。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
住民への助言	開催回数(回)	276	303	332
介護職員へ助言	開催回数(回)	2	3	4
ケアマネジメント支援	開催回数(回)	12	12	13

7-2 包括的支援事業

岡谷市、諏訪市、茅野市では、当広域連合との委託契約によって事業を実施します。

下諏訪町、富士見町、原村では、法人等に委託することから、事業実施にあたり、町村が全面的に関与し、責任を持つことを前提に、当広域連合と法人等との委託契約によって事業を実施します。

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービスや各種制度の利用につなげます。

ア 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援へとつなぎ、継続的な見守り等を行うことができるよう、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等、地域におけるさまざまな関係機関・団体等のネットワークの構築を図ります。

イ 実態把握

地域におけるさまざまな関係機関・団体等と連携し、ネットワークも活用しながら、高齢者や家族等の状況について実態把握を行います。特に、地域から孤立している要介護高齢者や介護を含め重層的な困難を抱えている世帯等について、必要な支援につなげることができるよう、実態把握に努めます。

ウ 総合相談支援

本人、家族、近隣住民や地域のネットワークを通じて受けた相談に対し、的確な状況把握等を行いつつ、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

【施策の方向】

- サービス提供機関や専門相談機関、在宅介護支援センターや社会福祉協議会等の関係機関及び民生委員等との連携を強化し、総合相談支援業務に必要なネットワークを構築します。
- ネットワークや地域ケア会議等を活用し、認知症初期集中支援チームとも連携しながら、認知症の一人暮らし高齢者など地域の高齢者の実態把握に努め、できる限り初期段階からの相談支援が行える体制の整備を図ります。
- 高齢者が抱える重層的な困難やその背景等を各関係機関で共有しつつ、課題や支援の方向性を明確にした継続的、専門的相談を実施します。

○問題の早期相談、早期対応がなされるよう、各関係機関と連携して相談窓口のさらなる周知を進めていきます。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総合相談支援	相談者実人数(人)	2,000	2,053	2,098
	延相談回数(回)	11,059	11,239	11,482

(2) 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、ケアマネジャーだけでは十分に問題解決できない困難な状況にある高齢者に対して、地域において安心して尊厳のある生活をおくることができるよう、関係機関と連携し、専門的・継続的視点から必要な支援を行います。

ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対し、成年後見制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介を行います。申し立てを行える親族がないと思われる場合や申し立てを行う意思がない場合は、構成市町村による申し立てにつなげます。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等により高齢者を老人福祉施設等へ入所させることが必要と判断した場合は、構成市町村による措置入所につなげます。

ウ 高齢者虐待への対応

虐待等の事例を把握した場合は、速やかに状況を確認する等、適切な対応を行います。

エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭が重層的な困難を抱えていたり、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が連携しつつ、全体で対応を検討し、必要な支援を行います。

オ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー等に必要な情報提供を行います。

【施策の方向】

○構成市町村、関係機関と連携し、成年後見制度の幅広い普及と成年後見支援センタ

一の活用に向けた広報等の取組を行います。

- 高齢者虐待の早期発見及び適切な対応に向け、専門関係機関等を含めた「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築や地域の実情に合わせた「高齢者虐待等対応マニュアルの作成」を進めます。
- 高齢者虐待の発生要因となる背景や課題について、個別ケースや地域共有の課題を把握、検討し、発生の未然防止や再発防止に努めます。
- 住民や関係機関等に対し高齢者虐待についての知識や理解を深める取組を推進するとともに、虐待に関する相談窓口の周知を図ります。
- 困難ケースの増加に対応するため、職員のスキルアップや専門職等との連携の強化を図ります。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度に関すること	相談者実人数(人)	70	71	73
	延相談回数(回)	215	215	220
高齢者虐待に関すること	相談者実人数(人)	98	99	100
	延相談回数(回)	636	637	638

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主治医や地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的に、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成に関する相談・指導、支援困難事例への助言等を行います。また、医療機関、関係施設、ボランティアなど地域におけるさまざまな社会資源との連携・協力体制の構築を図ります。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。また、地域のケアマネジャーが地域における健康づくりや交流促進のための地域活動団体等の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

イ 地域のケアマネジャーのネットワークの活用

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相互の情報交換を行う場を創出するなど、ケアマネジャーのネットワークの構築・活用を図ります。

ウ 日常的個別指導・相談

ケアマネジャーからの個別の相談窓口の設置やケアプラン作成の技術指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地から個別指導、相談への対応を行います。また、必要に応じて、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

エ 支援困難事例等への指導・助言

地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関と連携しながら具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

【施策の方向】

- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、地域の関係機関等との連携のもとに、包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。併せて主任ケアマネジャーの育成・確保に努めます。
- 施設、在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援します。
- 構成市町村に設置されている介護サービス事業者及びケアマネジャー連絡会を通じ、情報の共有化や困難事例の検討などを行い相互の資質向上を図るとともに、ケアマネジャーが抱えるさまざまな問題解決に向けた後方支援の充実を図ります。
- 予防給付に関するケアマネジメント及び総合事業における介護予防事業に関するケアマネジメント相互の連携を図り、包括的・継続的なケアの提供に努めます。
- 関係機関との連携体制づくり、介護支援専門員同士のネットワークづくり、実践力向上等、個々の介護支援専門員を支援します。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関と介護事業所等の連携体制の構築を図ります。

以下の①・②・③について、PDCAサイクルに沿って取組を推進していきます。

① 現状分析・課題抽出・施策立案 (Plan 計画)

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、施策の立案を行います。

ア 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所の機能等の社会資源及び在宅医療・介護サービス利用者の情報を把握、整理したうえで、医療・介護関係者の連携を支援する施策の立案等に活用するとともに、医療・介護関係者がそれぞれの役割等について、理解を深めます。また、医療・介護関係者の連携に必要な情報を提供することにより、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにします。さらに、把握した情報を活用して、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援します。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策の検討を行います。また、将来の人口動態や地域特性に応じた在宅医療などのニーズの推計を算出し、課題の抽出を行い、これに対応する施策を立案します。立案時には、事業の評価・見直し時期も合わせて設定し、目標に向けた取組の評価・改善を行います。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取組について検討します。

② 対応策の実施（Do 実行）

医療・介護関係者が在宅医療・介護連携について相談できる窓口の設置や、住民や医療・介護関係者が在宅医療と介護に関する理解を深め、在宅療養を必要とする人（家族）が適切なサービスを選択できるように普及啓発を実施します。また、医療・介護関係者との協働・連携を深めるため、地域の実情に応じて情報共有や知識の習得等のための研修などの支援を実施します。

オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する人材を配置し、相談を受け付けます。また、必要に応じて、地域の医療・介護関係者の連携を支援する相談会の開催や、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連絡の調整、患者、利用者、家族の要望を踏まえた地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

キ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会やシンポジウム等の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備する等、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。

カ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修を行います。また、必要に応じて地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

③ 対応策の評価及び改善の実施（Check 評価）

実施した対応策について、立案時に設定した評価時期に、地域の実情に応じて設定した指標等を用いて評価を行います。その評価結果を踏まえ、目標設定や課題抽出、対応策の実施内容等について、再度検討し、取組の選択と集中を繰り返しながら、地域包括ケアシステムの実現に向けて、さらなる改善を行います。

【施策の方向】

- 地域の医師会等と連携しながら、個々のケースにおける情報共有や意見交換はもとより、医療と介護がさらに円滑に互いの情報を提供し合い共有していくための仕組みと顔のみえる関係づくりを推進し、生活状況に応じた医療や心身の状態に応じた適切な介護につなげます。
- 地域医療・介護連携推進センター等を活用し、医療・介護関係者等の連携体制の強化を図ります。
- 県や関係自治体等と連携し、広域的に取り組むべき課題について協議します。
- 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の周知を図り、医療と介護の連携が密になるように支援します。

■ 目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在宅医療・介護連携に関する相談	相談回数(回)	1,382	1,389	1,391
在宅医療・介護関係者の研修	開催回数(回)	20	20	20
在宅医療・介護に関する講習会	開催回数(回)	2	5	4

(5) 生活支援体制整備事業

地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に行います。

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

地域において、生活支援の担い手の養成やニーズに応じたサービスの開発等を行うとともに、サービス提供体制のネットワーク構築を行うなど、生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。

【施策の方向】

- 社会福祉協議会等と連携し、既存の活動を活用しながら、コーディネーター機能の創出及び生活支援コーディネーターの確保に努めます。
- 生活支援コーディネーターによる地域、各団体との情報共有や、ニーズの把握、マッチング、資源開発を進めていきます。

② 協議体の設置

構成市町村が主体となり、生活支援コーディネーター及びサービス提供主体等が参画し、生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けた情報共有と連携・協働による資源開発等を推進します。

【施策の方向】

- 構成市町村単位で設置されている協議体の活用を図り、住民の参画を促しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな生活支援体制の整備に努めます。
- 協議体による地域の課題解決がなされるように支援をします。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活支援コーディネーター	配置人数(人)	25	26	27
協議体	開催回数(回)	27	29	31

③ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」について、地域住民の就労に関するニーズの把握を行い、配置の必要性について検討します。

(6) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「認知症初期集中支援チーム」により認知症の人やその家族に早期に関わりを持ち、「地域支援推進員」による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

① 認知症初期集中支援推進事業

地域包括支援センターに複数の専門職による支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者又は認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

【施策の方向】

- 認知症専門医をはじめ、地域の医師会や病院等と連携・協力し、認知症施策の方向性を共有しながら、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援の充実を図ります。

- 認知症初期集中支援チームへの幅広い職種の参加やチームと関係機関・関係者との連携強化を図り、より専門的な支援ができる体制の強化を図ります。
- 地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能についての周知や理解・協力の促進を図ります。
- 初期集中支援チーム検討委員会を設置し、活動状況等について検討します。
- 初期集中支援チームや認知症ケアパスを活用して、早期発見を進めます。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問相談	実人数(人)	180	192	204

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。

【施策の方向】

- 地域における認知症高齢者支援の中核的な役割を担う人材の確保に努め、認知症の人やその家族を地域で支える環境整備を進めます。
- 認知症カフェ等の活動の充実を図り、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症高齢者を支え、家族の負担軽減につなげます。
- 認知症初期集中支援チームや協議体との連携を強化し、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整します。
- 認知症ケアパスについて、当事者や家族の声を活かした見直しや普及に向けて主導的な役割を担います。
- 医療や介護の導入後に、地域とのつながりが途切れないように推進員が支援する仕組みづくりをします。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症の人の家族からの相談	実人数(人)	280	292	304

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備するため、認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座の開催を推進し、「チームオレンジ」の立ち上げ及び運営支援を図るため「チームオレンジコーディネーター」の配置をします。

【施策の方向】

- 認知症サポーターの育成促進のため、養成講座及びステップアップ講座の開催を推

進めます。

- コーディネーターを配置し地域ごとにチームオレンジが整備されるように活動を進めていきます。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
チームオレンジ (ステップアップ講座)	受講者数(人)	156	166	176

(7) 地域ケア会議推進事業

医療、介護等の多職種が協働して包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するため、地域ケア会議を開催します。

【施策の方向】

- 地域包括支援センター等において、多職種協働による個別ケースの課題解決に向けた会議を開催します。
- 個別ケースの検討を積み重ねて地域課題を抽出するとともに、地域課題の解決に向けた施策検討や資源開発を行います。
- ケアマネジャーが個別ケースを提出しやすい環境づくりに配慮しつつ、ケアマネジメントの資質向上に資するための効果的な実施に努めます。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個別会議	開催回数(回)	47	47	47
全体(市町村)会議	開催回数(回)	33	34	36

7-3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付費等費用の適正化に向けて、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供するよう促します。その方策として、以下の4つの主要適正化事業を実施します。

ア 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している全ての認定調査の結果について点検等を実施します。

イ ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

ウ 住宅改修・福祉用具の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施行後の点検をし、受給者の状態にそぐわない住宅改修が行われていないか実地確認します。

エ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

【施策の方向】

- 介護給付等費用適正化事業については、当広域連合が実施主体となり、構成市町村と連携を図りながら実施します。
- ケアプランの点検においては、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指します。
- 介護給付費通知については、費用対効果を踏まえつつ、実施に向けた検討を行います。

■目標事業量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認定審査結果の点検	件数	11,608	11,830	12,056
ケアプラン点検	件数	70,420	71,758	73,121
住宅改修・福祉用具等の点検	件数	1,382	1,408	1,435
医療情報の突合・縦覧点検	件数	7,418	7,559	7,703

(2) その他の任意事業

任意事業にはこのほかに、高齢者を介護する家族の支援を目的とした事業などがありますが、構成市町村の従来からの取組や地域性、独自性などを活かし、地域の実情に応じたメニューを実施していきます。

第8章 保険料の算定

8-1 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者（65歳以上）の保険料額は、本人や世帯の所得に応じて原則9段階に区分されています。

当広域連合では、負担能力に応じた保険料賦課の考え方に基づき、よりきめ細かい保険料負担段階を設定するため、第8期計画においては、14段階に区分することとします。

【単位：人】

所得段階	所得段階区分の内訳		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計	
第1段階	本人非課税	生活保護費受給者等	6,452	6,439	6,418	19,309	
第2段階		前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計					80万円以下
第3段階							80万円超 120万円以下
第4段階							120万円超
第5段階 (基準額)							80万円以下
第6段階	本人課税	前年の合計所得金額	80万円超	12,380	12,358	12,317	37,055
第7段階			80万円未満	6,138	6,127	6,107	18,372
第8段階			80万円以上 125万円未満	6,116	6,104	6,085	18,305
第9段階			125万円以上 200万円未満	7,768	7,753	7,727	23,248
第10段階			200万円以上 300万円未満	4,172	4,163	4,150	12,485
第11段階			300万円以上 400万円未満	1,527	1,524	1,519	4,570
第12段階			400万円以上 600万円未満	1,082	1,080	1,077	3,239
第13段階			600万円以上 1000万円未満	637	636	633	1,906
第14段階			1000万円以上 1500万円未満	258	257	256	771
		1500万円以上	329	328	327	984	
合計			63,521	63,398	63,189	190,108	

※（注）合計所得金額について

- ・第1段階から第5段階については、年金収入にかかる所得を控除した額。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

8-2 介護保険給付費等

(1) 総給付費

第7期の給付実績を基にサービス利用単位（1回、1日、1人）の給付費を設定し、前項で推計したサービス見込量を乗じ、さらに介護報酬の改定等を勘案して算出しています。

【単位：千円】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
介護給付	17,019,496	17,411,278	17,769,122	52,199,896
在宅サービス	8,108,556	8,221,314	8,347,569	24,677,439
居住系サービス	2,613,790	2,889,320	3,030,928	8,534,038
施設サービス	6,297,150	6,300,644	6,390,625	18,988,419
予防給付	437,326	447,750	457,324	1,342,400
在宅サービス	387,095	392,457	398,374	1,177,926
居住系サービス	50,231	55,293	58,950	164,474
総給付費	17,456,822	17,859,028	18,226,446	53,542,296

(2) 標準給付費

標準給付費は、「総給付費」に「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」及び「算定対象審査支払手数料」を加えた額となります。

【単位：千円】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
総給付費	17,456,822	17,859,028	18,226,446	53,542,296
特定入所者介護サービス費等給付額	451,082	404,902	412,637	1,268,620
高額介護サービス費等給付額	336,456	337,941	344,397	1,018,793
高額医療合算介護サービス費等給付額	56,817	57,903	59,010	173,730
算定対象審査支払手数料	15,891	16,195	16,504	48,590
標準給付費	18,317,068	18,675,969	19,058,993	56,052,029

(3) 地域支援事業費

第7期の実績を基に、第8期計画期間における後期高齢者数及び総給付費の伸びを勘案して算出しています。

【単位：千円】

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
地域支援事業費	1,163,046	1,192,602	1,224,922	3,580,570
介護予防・日常生活支援総合事業費	609,415	628,983	651,363	1,889,761
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	386,406	393,377	400,314	1,180,097
包括的支援事業（社会保障充実分）	167,225	170,242	173,244	510,712

(4) 基金繰入

介護給付費準備基金に積み立てられた剰余金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方となっています。

令和2年度末時点の残高が1,125,838千円になると見込まれており、介護保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金から538,000千円を取り崩し、歳入に繰り入れることとします。

準備基金残高（令和2年度末時点）	1,125,838千円
準備基金取崩額（令和3～5年度合計）	538,000千円

(参考) 第1号被保険者の保険料額

所得段階	所得段階区分の内訳		調整率	保険料額			
				年額	月額		
第1段階	本人非課税	世帯非課税	生活保護費受給者等	0.30 (0.45)	19,620円 (29,430円)	1,635円 (2,452円)	
第2段階			前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計	80万円以下	0.50 (0.65)	32,700円 (42,510円)	2,725円 (3,542円)
第3段階				80万円超 120万円以下	0.65 (0.70)	42,510円 (45,780円)	3,542円 (3,815円)
第4段階	本人課税	世帯課税	前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計	80万円以下	0.90	58,860円	4,905円
第5段階 (基準額)				80万円超	1.00	65,400円	5,450円
第6段階			前年の合計所得金額	80万円未満	1.05	68,670円	5,722円
第7段階				80万円以上 125万円未満	1.10	71,940円	5,995円
第8段階				125万円以上 200万円未満	1.35	88,290円	7,357円
第9段階				200万円以上 300万円未満	1.60	104,640円	8,720円
第10段階				300万円以上 400万円未満	1.70	111,180円	9,265円
第11段階				400万円以上 600万円未満	1.90	124,260円	10,355円
第12段階				600万円以上 1000万円未満	2.05	134,070円	11,172円
第13段階				1000万円以上 1500万円未満	2.20	143,880円	11,990円
第14段階				1500万円以上	2.35	153,690円	12,807円

※住民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象に、公費により保険料率が軽減されます。

下段カッコは、公費負担による軽減前の保険料率と保険料額になります。

資料編

資料1 高齢者等実態調査の結果概要

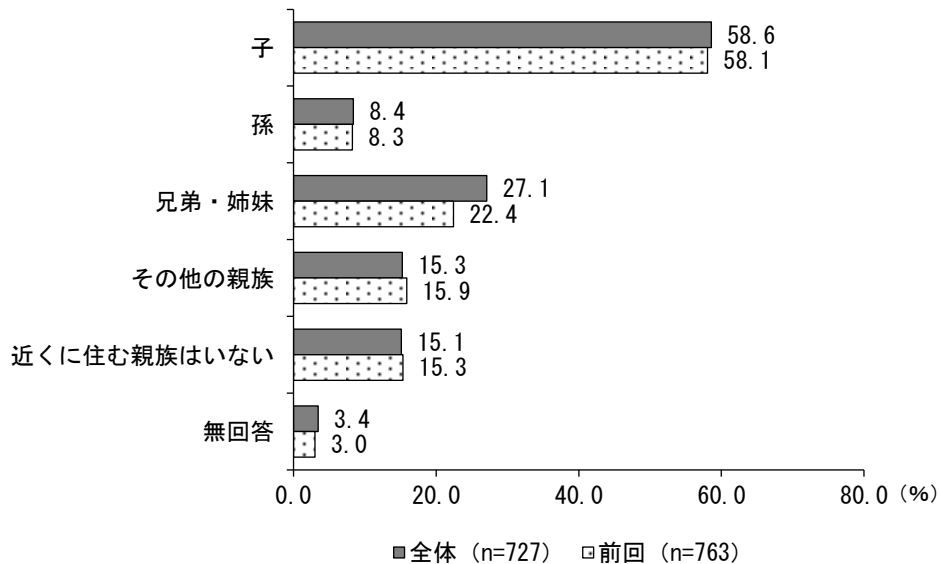
(1) 家族や近所づきあいについて

ア 30分以内に駆けつけてくれる親族の有無（元気高齢者・認定者）

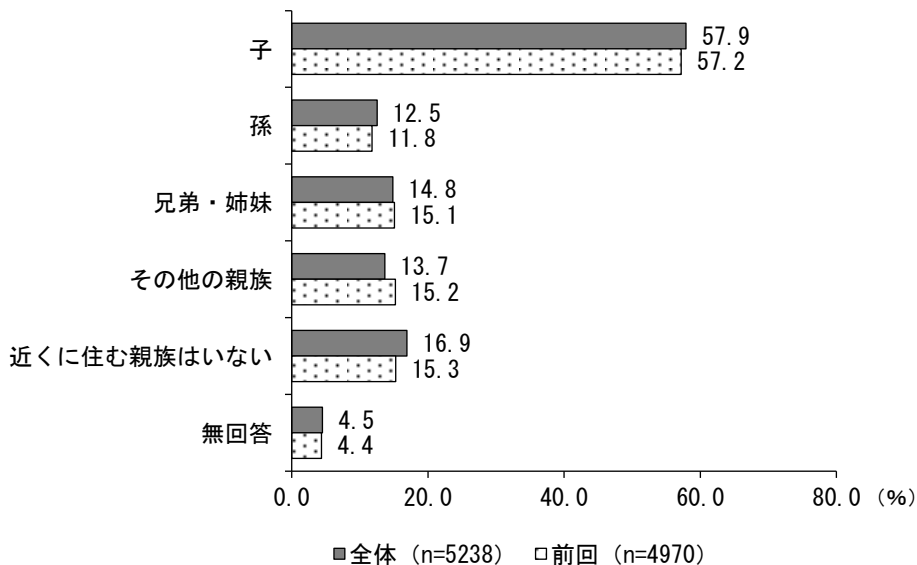
○元気高齢者の58.6%、認定者の57.9%が「子」と回答しています。

○前回調査と比べると、元気高齢者で「兄弟・姉妹」の割合がやや増加しています。

【元気高齢者】



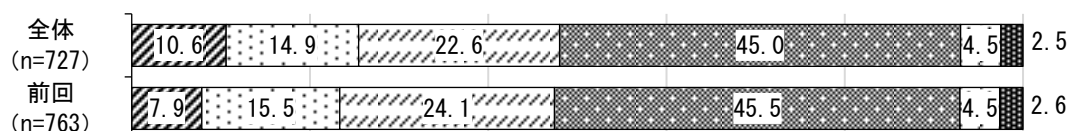
【居宅要介護・要支援認定者】



イ 近所づきあいの程度（元気高齢者・認定者）

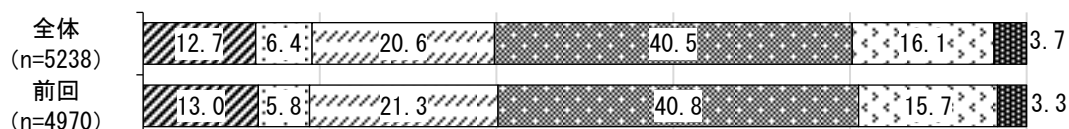
- 「あいさつ、立ち話をする程度の人がいる」が最も高く、元気高齢者で45.0%、認定者で40.5%となっています。
- 前回調査と比べると、元気高齢者で「常に自宅の様子を見にきてくれる（電話をくれる）人がある」の割合がやや増加しています。

【元気高齢者】



- 常に自宅の様子を見にきてくれる(電話をくれる)人がある
- お互いに訪問し合う人がある
- 困った時に気軽に頼める人がある
- あいさつ、立ち話をする程度の人がある
- 付き合いはない
- 無回答

【居宅要介護・要支援認定者】



- 常に自宅の様子を見にきてくれる(電話をくれる)人がある
- お互いに訪問し合う人がある
- 困った時に気軽に頼める人がある
- あいさつ、立ち話をする程度の人がある
- 付き合いはない
- 無回答

(2) 社会参加・生きがいについて

ア 地域の会やグループへの参加状況（元気高齢者）

○「参加している」が49.7%、「参加していない」が47.3%となっています。



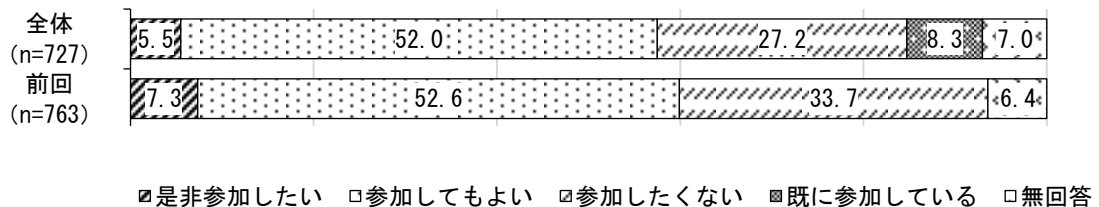
イ 有志による地域・グループ活動への参加意向（元気高齢者）

○参加者として「参加したい」と回答した人は、「是非」と「してもよい」を合わせると57.5%、「既に参加している」と回答した人は8.3%となっています。

○企画・運営者（お世話役）として「参加したい」と回答した人は「是非」と「してもよい」を合わせると36.3%、「既に参加している」と回答した人は5.4%となっています。

○前回調査と比べると、企画・運営者（お世話役）として「参加したい」と回答した人が大きく減少しています。

■参加者として



■企画・運営者（お世話役）として

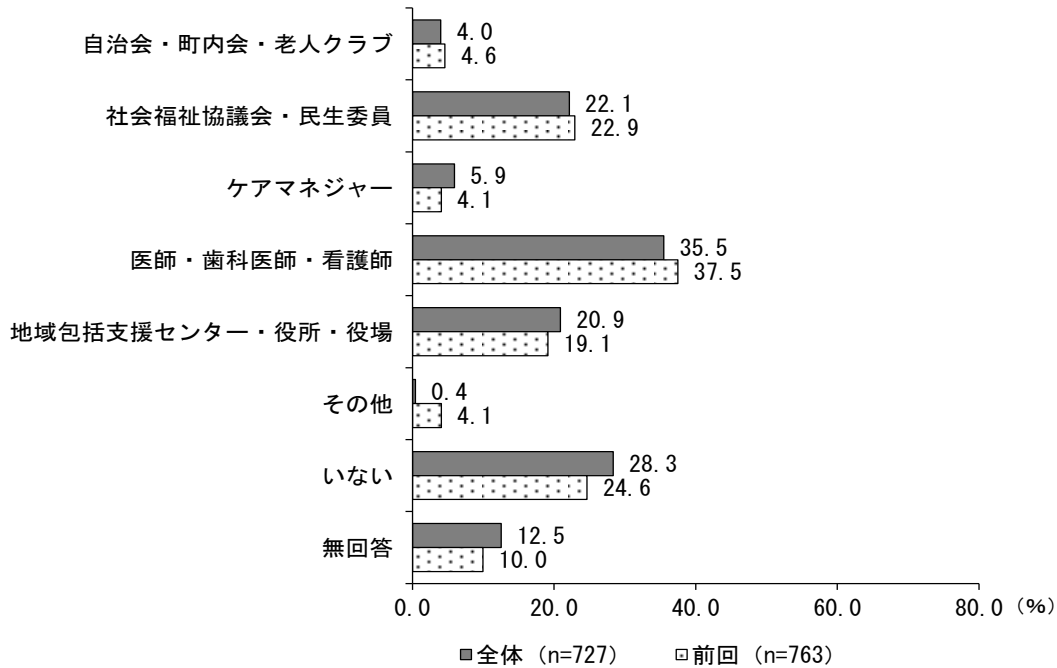


(3) 地域での助け合いについて

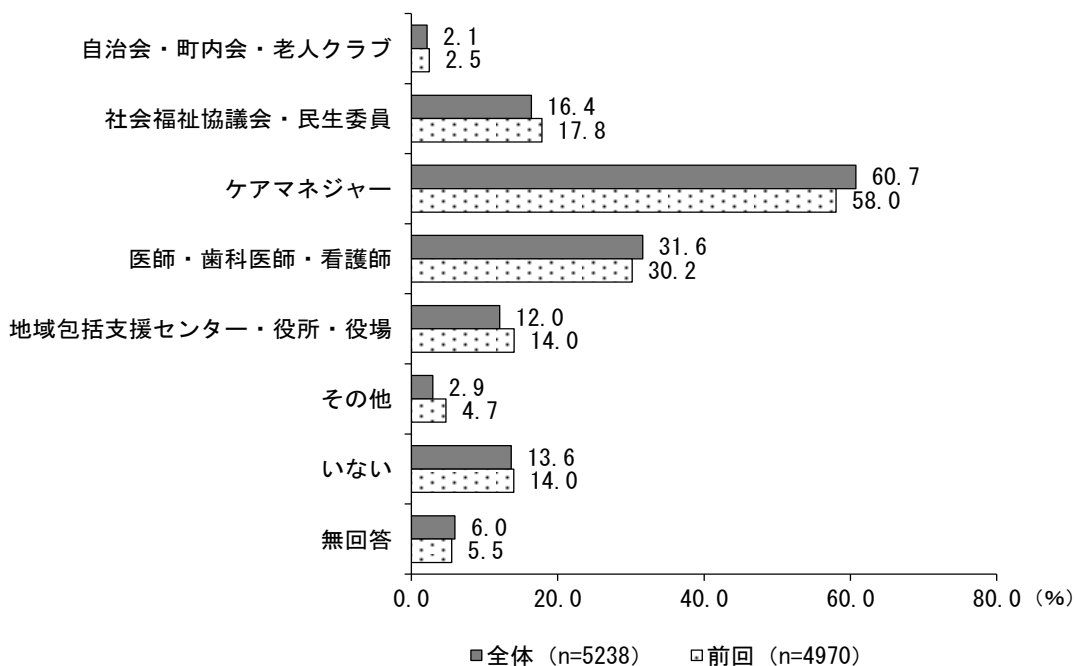
ア 何かあったときに家族や友人・知人以外で相談する相手（元気高齢者・認定者）

- 元気高齢者では、「医師・歯科医師・看護師」が 35.5%で最も高く、「いない」人も 28.3%と高くなっています。
- 要介護認定者では、「ケアマネジャー」が 60.7%で最も高く、「いない」人は 13.6%となっています。

【元気高齢者】



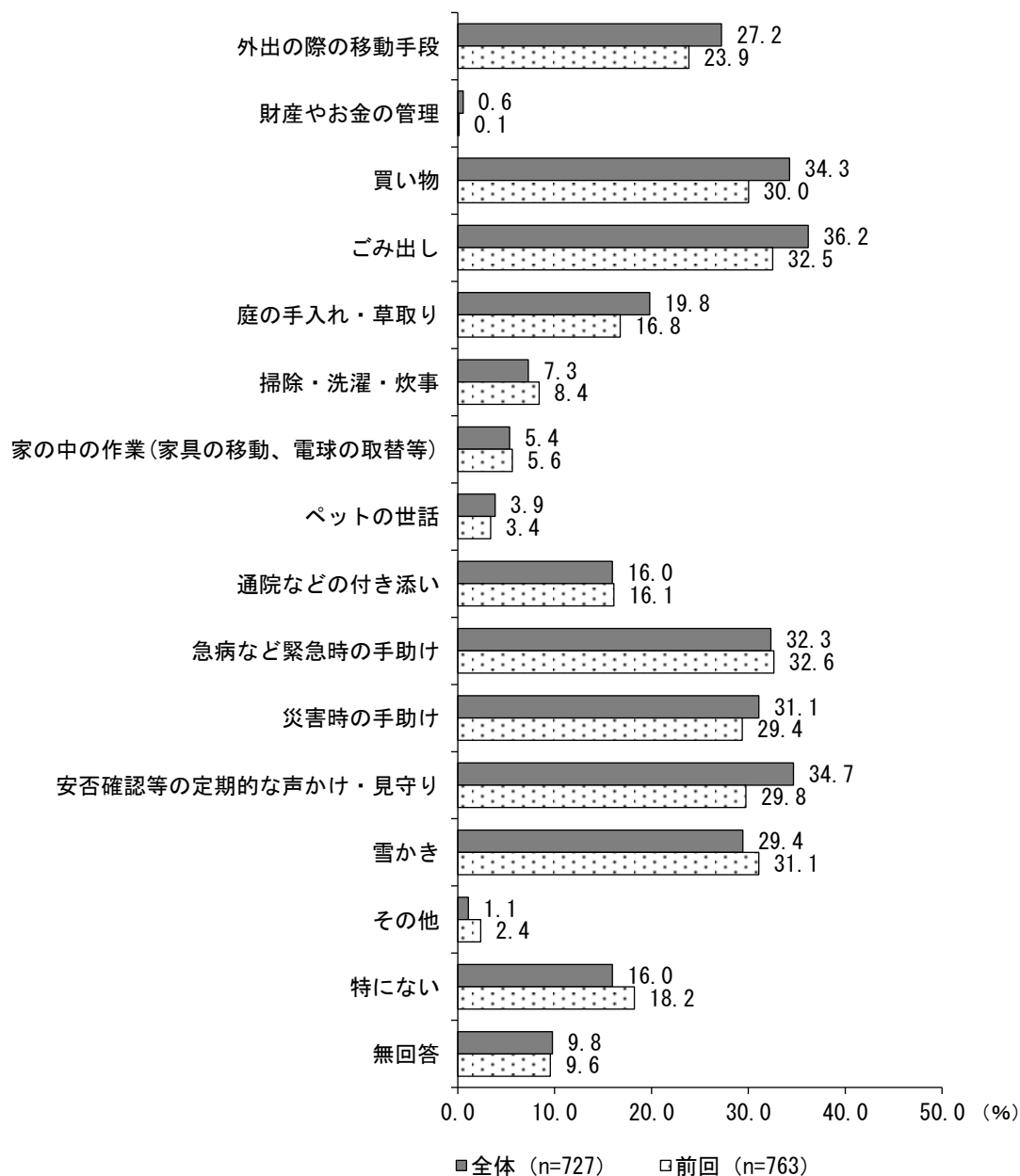
【居宅要介護・要支援認定者】



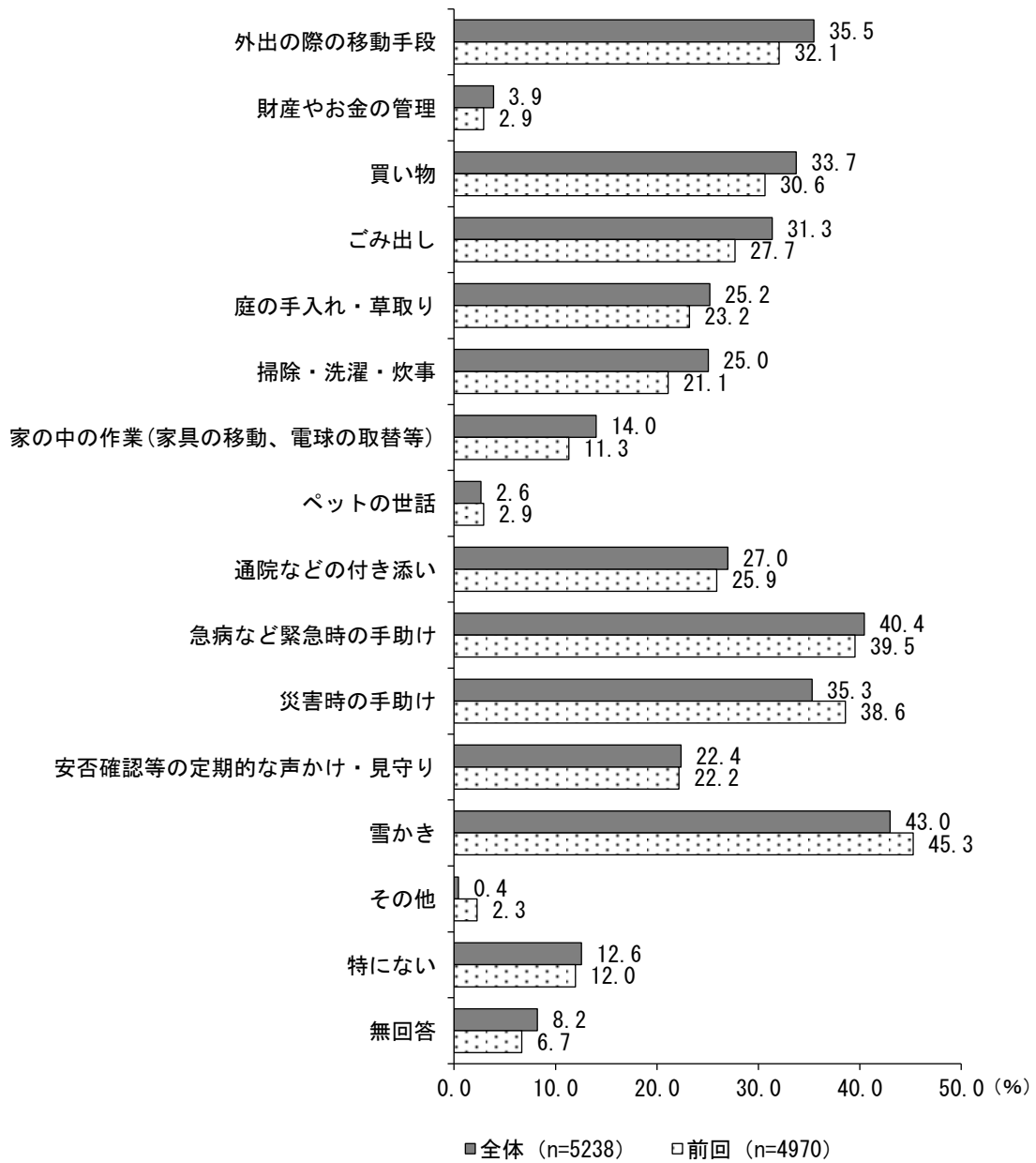
イ 日常生活で手助けしてほしいこと・手助けできること（元気高齢者・認定者）

- 元気高齢者が手助けできることについて、「ごみ出し」が36.2%で最も高く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ」(34.7%)、「買い物」(34.3%)と続いています。
- 認定者が手助けしてほしいことについて、「雪かき」が43.0%で最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」(40.4%)、「外出時の移動手段」(35.5%)と続いています。

■手助けできること【元気高齢者】



■手助けしてほしいこと【居宅要介護・要支援認定者】



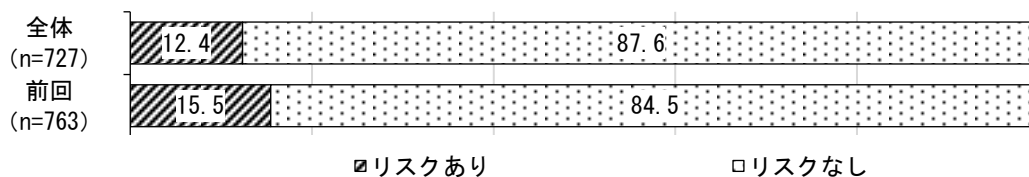
(4) 介護予防について

ア リスク判定（元気高齢者）

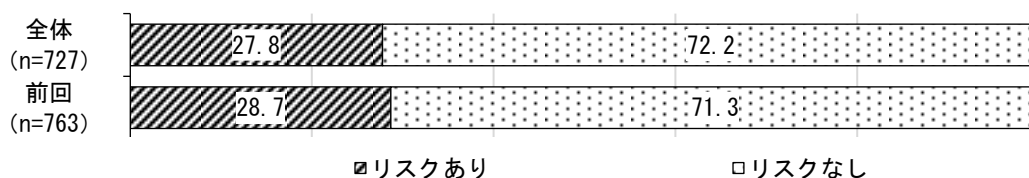
○元気高齢者において、リスクがあると判定された人の割合は、認知症リスクが44.2%、うつ傾向が36.9%、転倒リスクが27.8%などとなっています。

○前回調査と比べると、うつ傾向、閉じこもり傾向等でリスクありの割合が減少しています。

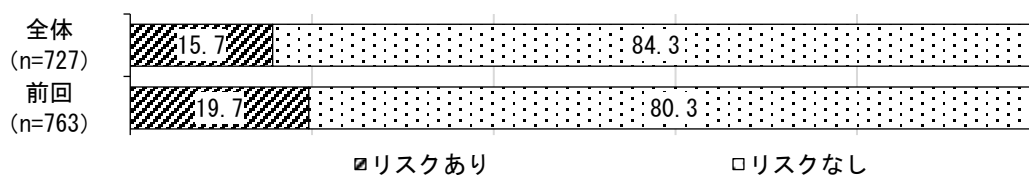
【運動器の機能低下】



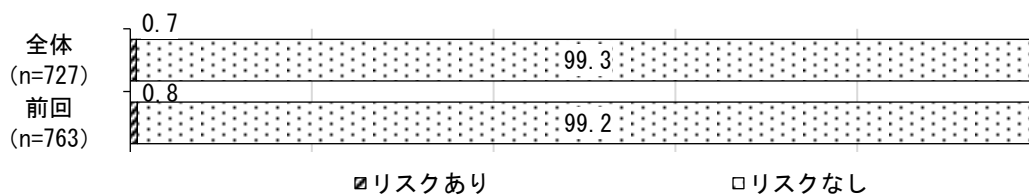
【転倒リスク】



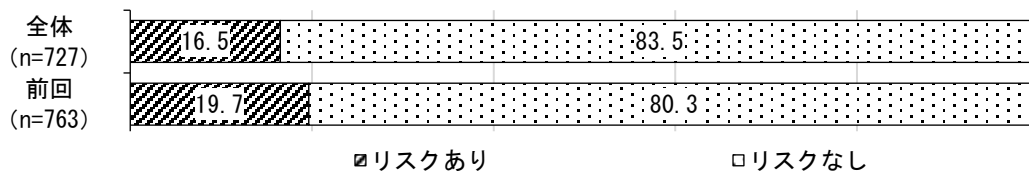
【閉じこもり傾向】



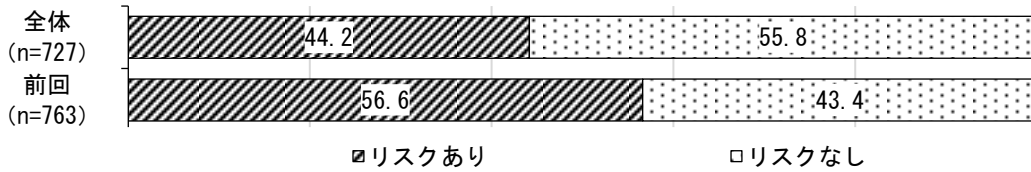
【栄養リスク】



【口腔リスク】

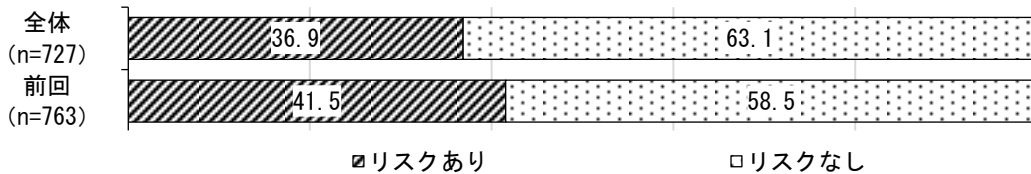


【認知症リスク】

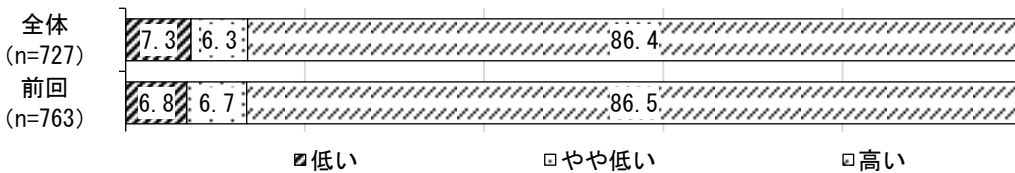


※前回調査時と該当の条件が異なる。

【うつ傾向】

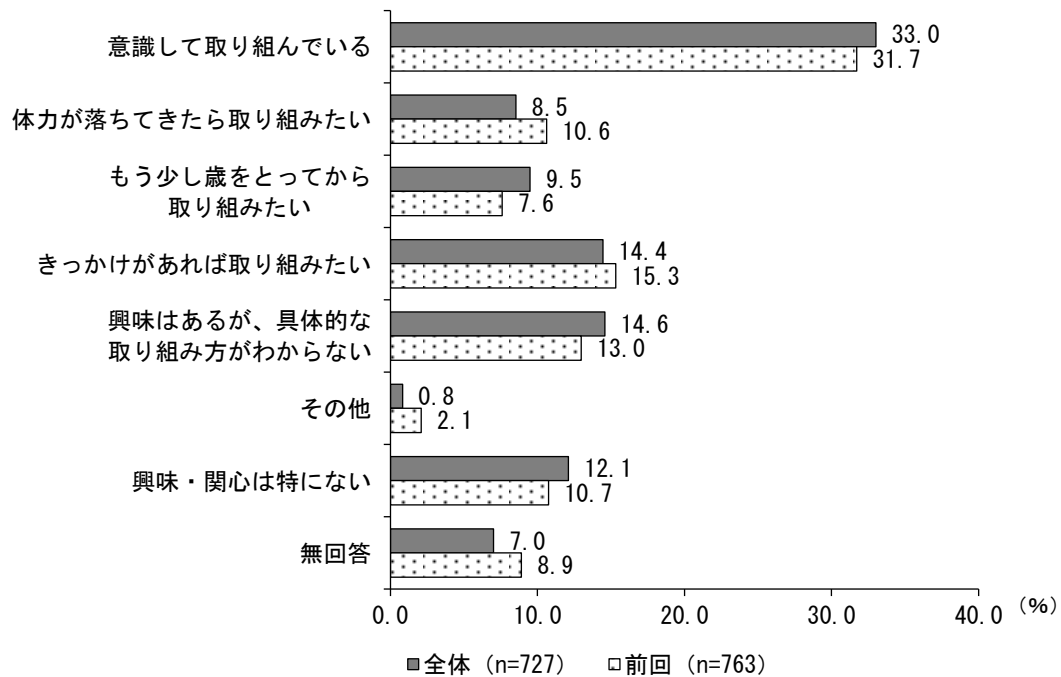


【手段的日常生活動作 (IADL)】



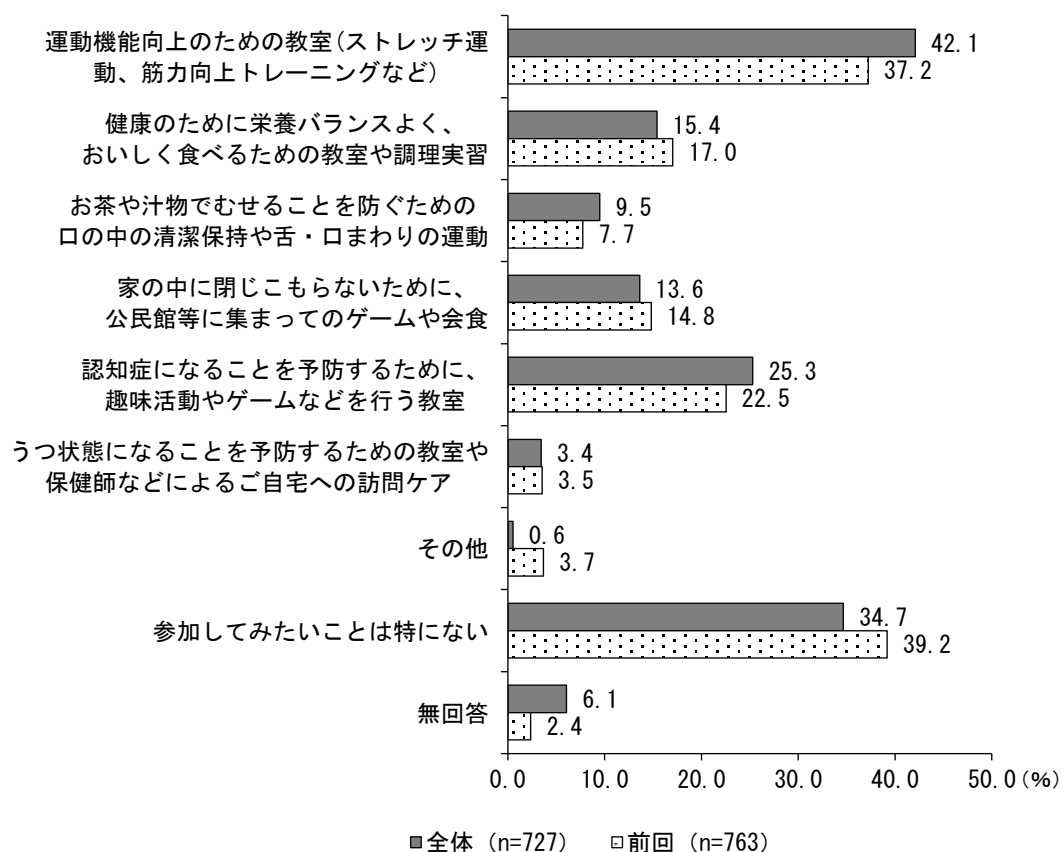
イ 介護予防への取組状況 (元気高齢者)

○元気高齢者において、介護予防について「意識して取り組んでいる」人が33.0%となっています。



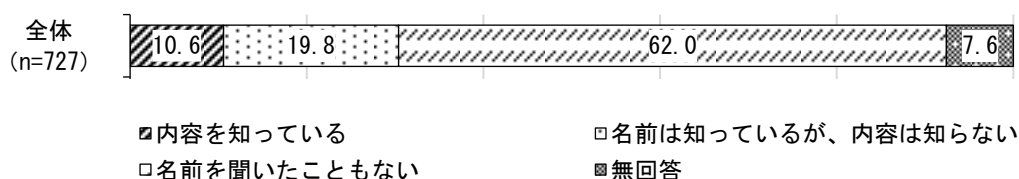
ウ 参加してみたい介護予防事業（元気高齢者）

- 「運動機能向上のための教室」が42.1%で最も高く、次いで「参加してみたいことは特
にない」（34.7%）、「認知症になることを予防するために、趣味やゲームなどを行う教室
室」（25.3%）と続いています。
- 前回調査と比べると、「運動機能向上のための教室」の割合が増加し、「参加してみたい
ことは特にない」の割合が減少しています。



エ 「フレイル」の認知度（元気高齢者）

- フレイルという言葉について、「名前を聞いたこともない」が62.0%と6割以上を占めています。「内容を知っている」人は10.6%、「名前は知っているが、内容は知らない」人は19.8%となっています。

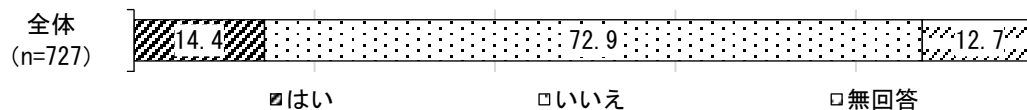


(5) 認知症施策について

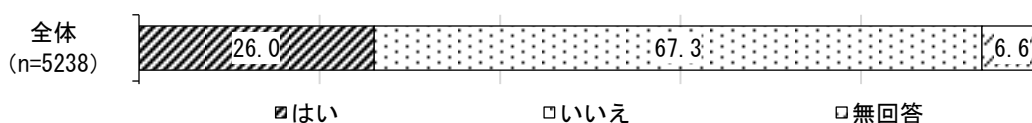
ア 認知症の相談窓口の認知度（元気高齢者・認定者）

○元気高齢者では、「はい」が14.4%、「いいえ」が72.9%、認知症高齢者では「はい」が26.0%、「いいえ」が67.3%となっています。

【元気高齢者】

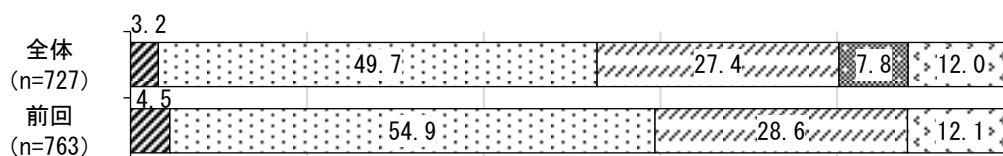


【居宅要介護・要支援認定者】



イ 認知症サポーター養成講座への参加意向（元気高齢者）

○「近くであれば参加したい」が49.7%で最も高く、次いで「参加したいとは思わない(できない)」(27.4%)、「既に参加している」(7.8%)と続いています。



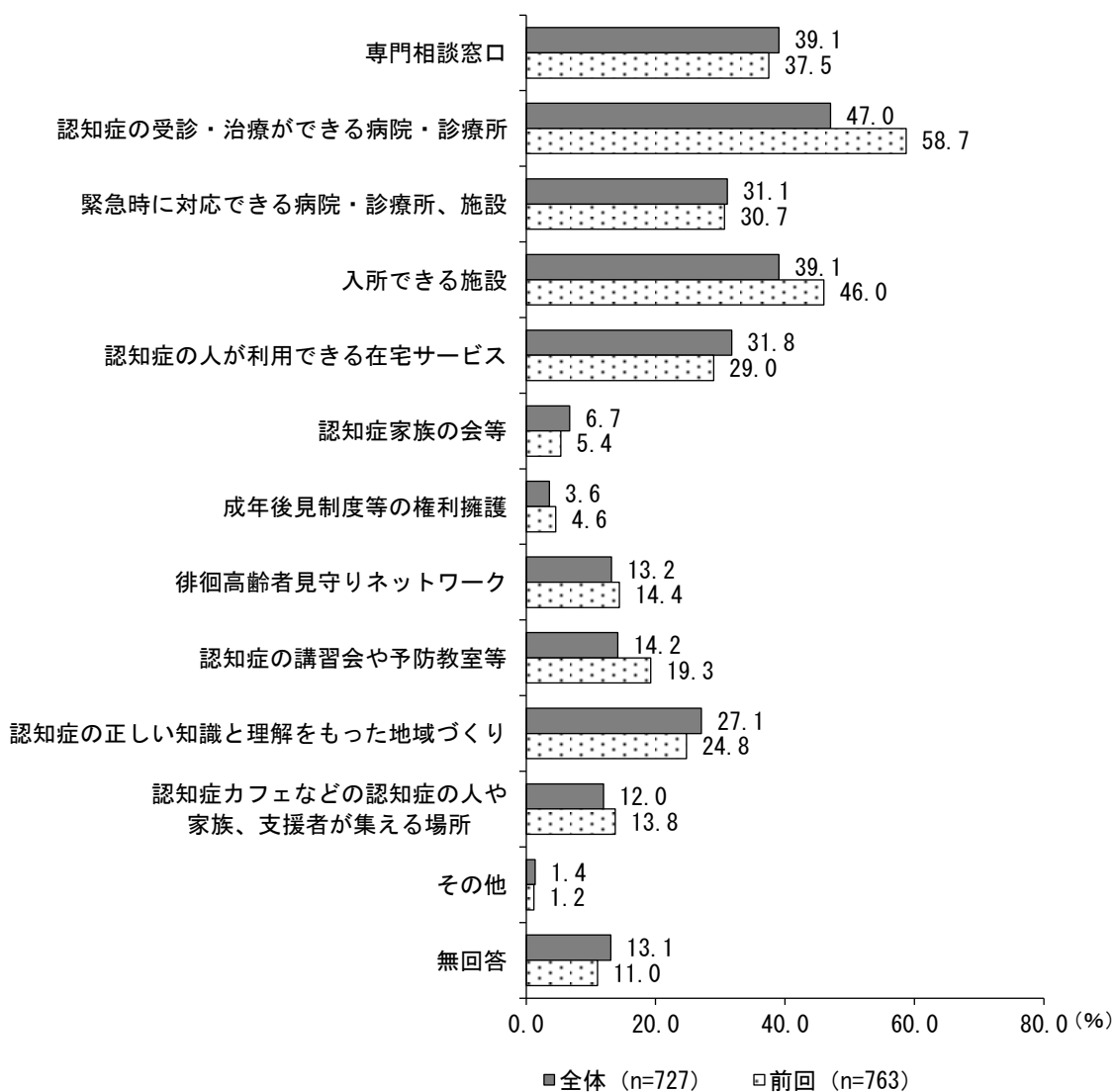
- ぜひ参加したい
- 参加したいとは思わない(できない)
- 無回答
- 近くであれば参加したい
- すでに参加したことがある

※前回は「すでに参加したことがある」の選択肢なし

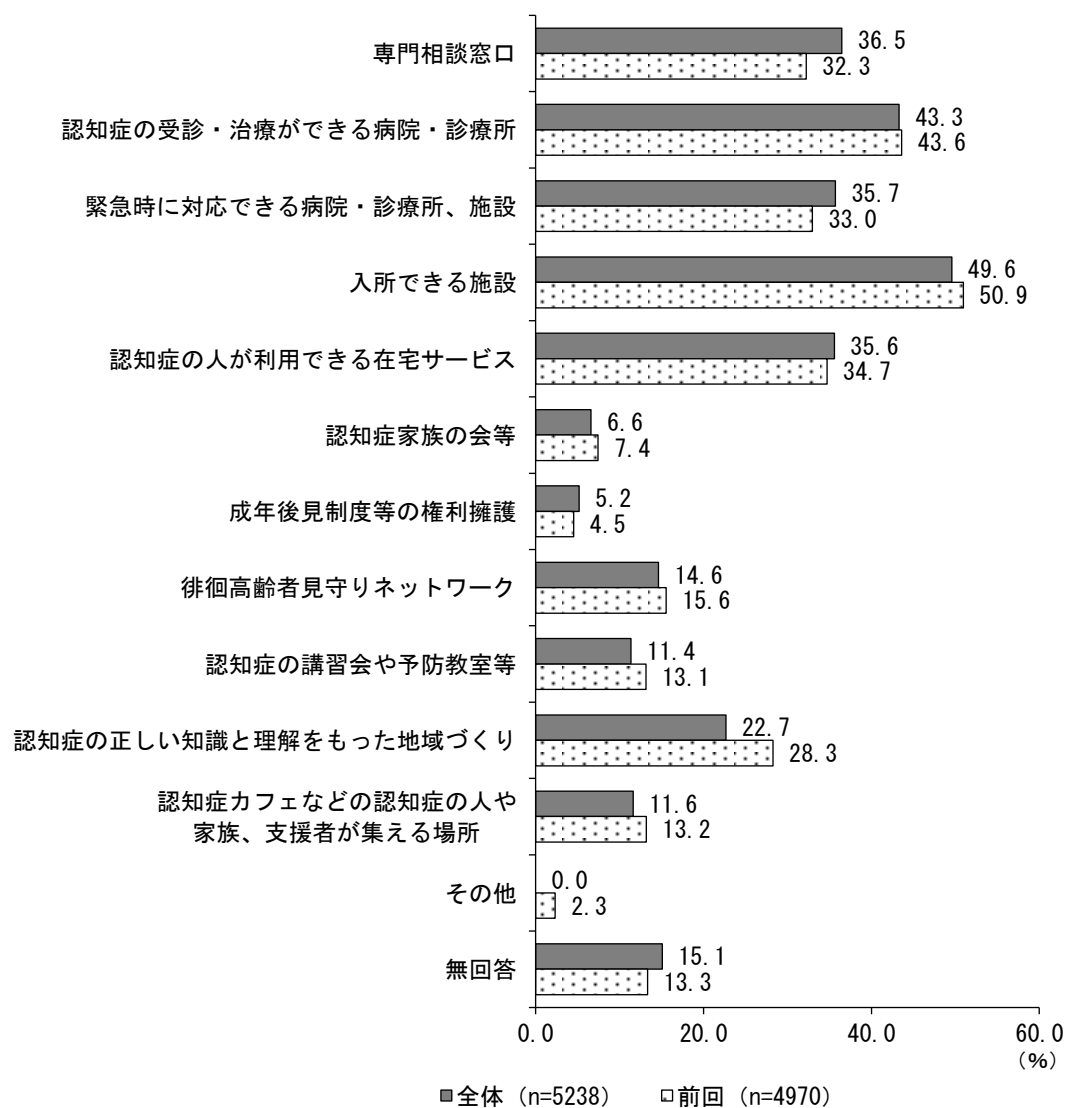
ウ 認知症になっても安心して暮らすことができるための取組（元気高齢者・認定者）

- 元気高齢者では、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が47.0%で最も高く、次いで「専門相談窓口」、「入所できる施設」（各39.1%）と続いています。
- 認定者では、「入所できる施設」が49.6%で最も高く、次いで「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」（43.3%）、「専門相談窓口」（36.5%）と続いています。
- 前回調査と比べると、認定者では「認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり」の割合が減少し、「専用相談窓口」の割合が増加しています。

【元気高齢者】



【居宅要介護・要支援認定者】



(6) 地域包括支援センターについて

ア 地域包括支援センターの認知度（元気高齢者・認定者）

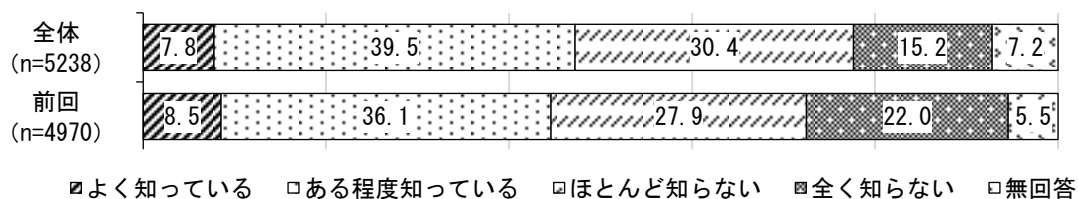
- 元気高齢者では、「ほとんど知らない」が36.5%で最も高く、次いで「ある程度知っている」(28.3%)、「全く知らない」(23.2%)と続いています。
- 認定者では、「ある程度知っている」が39.5%で最も高く、次いで「ほとんど知らない」(30.4%)、「全く知らない」(15.2%)と続いています。
- 前回調査と比べると、元気高齢者、認定者ともに「ある程度知っている」の割合が増加しています。また、認定者では、「全く知らない」の割合が減少しています。

【元気高齢者】



よく知っている
 ある程度知っている
 ほとんど知らない
 全く知らない
 無回答

【居宅要介護・要支援認定者】



よく知っている
 ある程度知っている
 ほとんど知らない
 全く知らない
 無回答

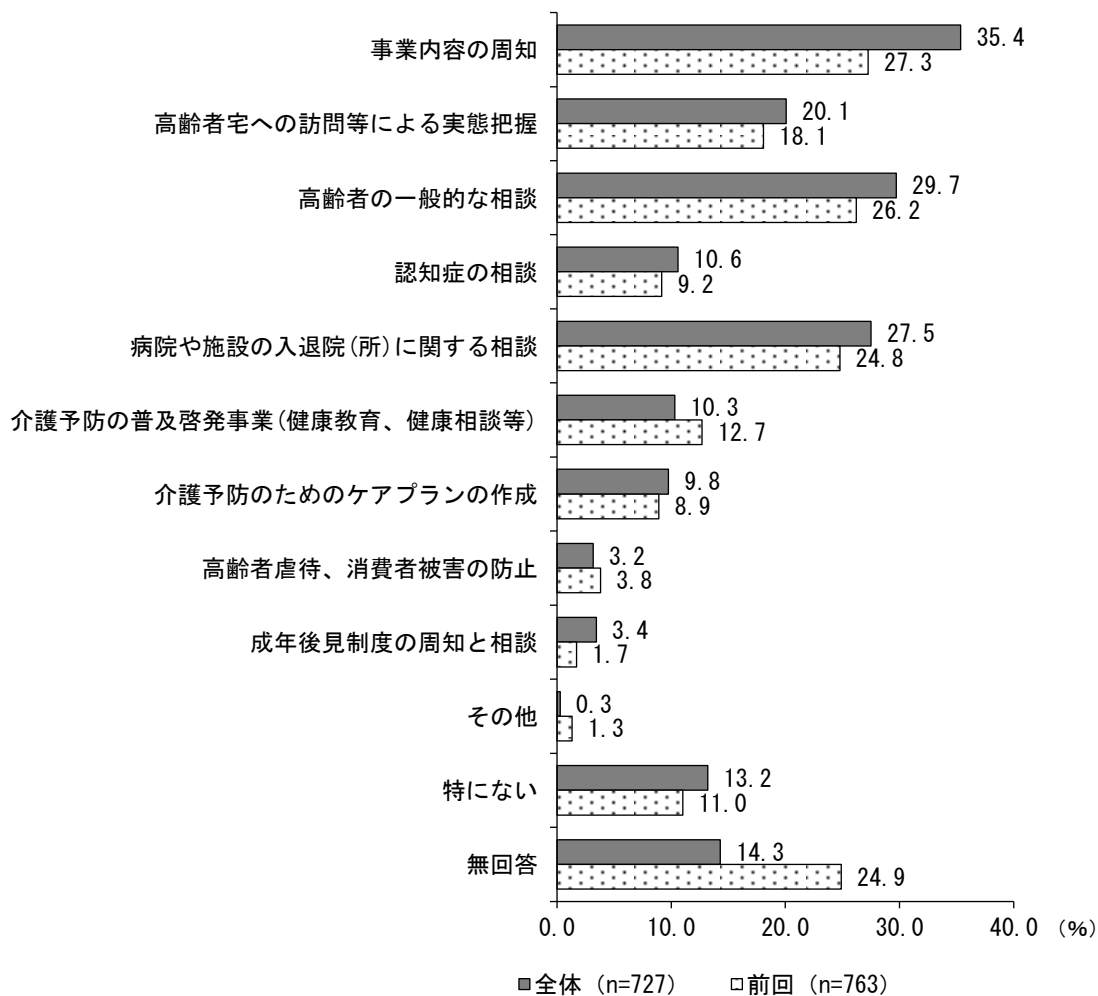
イ 力を入れてほしい事業（元気高齢者・認定者）

○元気高齢者では、「事業内容の周知」が35.4%で最も高く、次いで「高齢者の一般的な相談」(29.7%)、「病院や施設の入退院(所)に関する相談」(27.5%)と続いています。

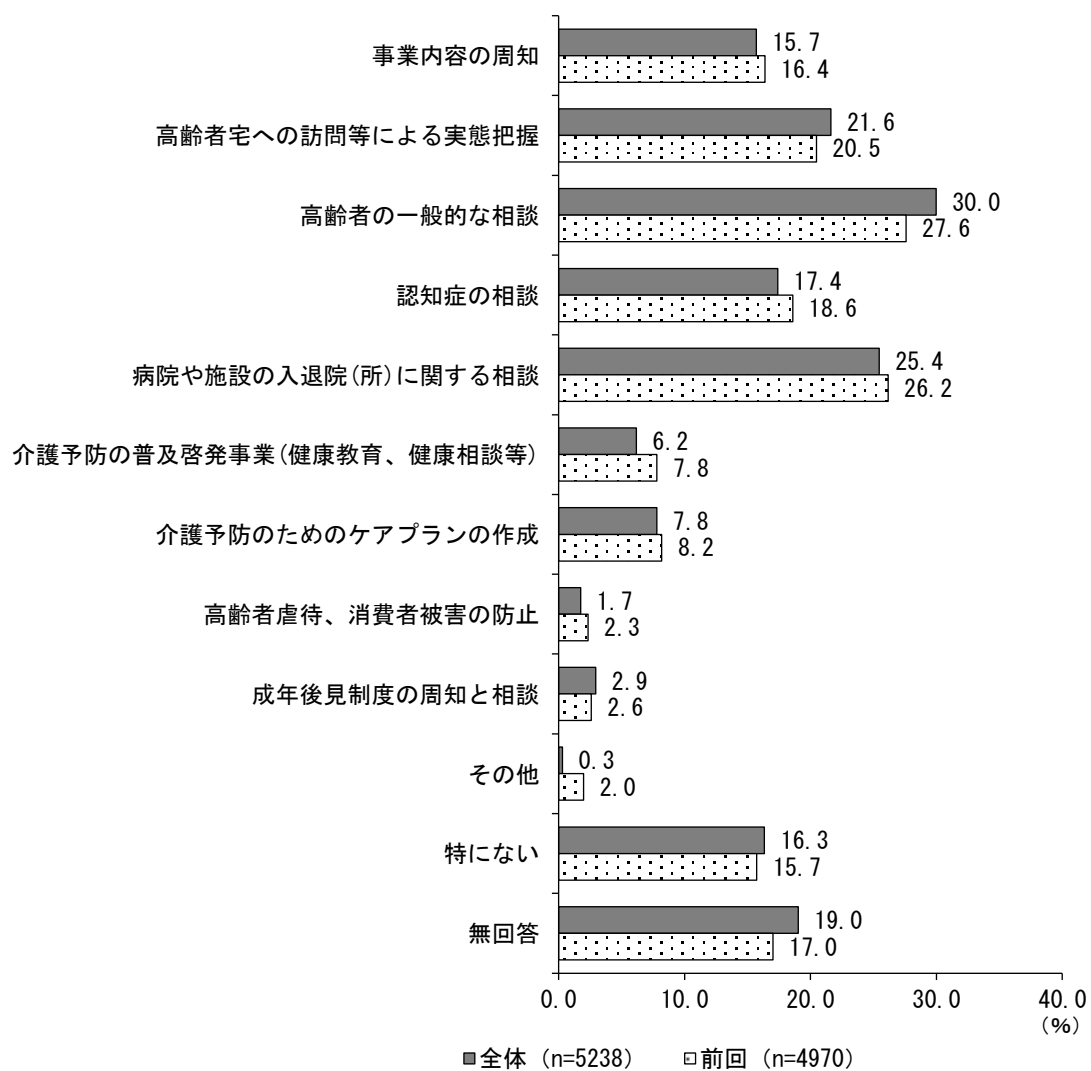
○認定者では「高齢者の一般的な相談」が30.0%で最も高く、次いで「病院や施設の入退院(所)に関する相談」(25.4%)、「高齢者宅への訪問等による実態把握」(21.6%)と続いています。

○前回調査と比べると、元気高齢者で「事業内容の周知」の割合が増加しています。

【元気高齢者】



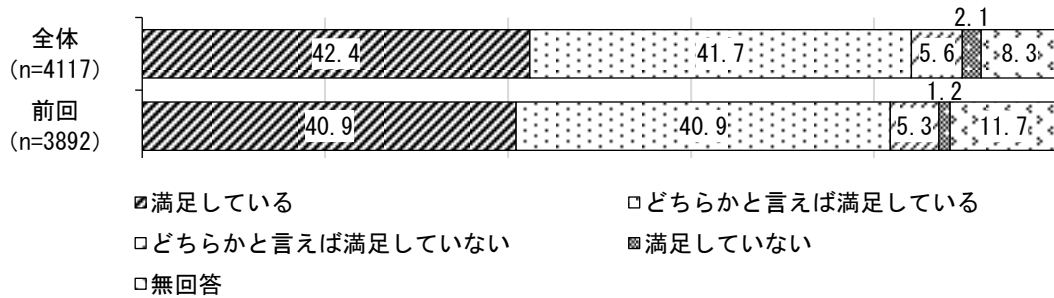
【居宅要介護・要支援認定者】



(7) 介護サービスについて

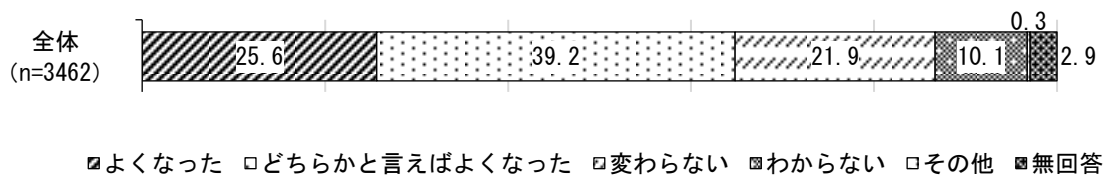
ア 介護保険サービスの満足度（認定者）

○「満足している」が42.4%、「どちらかと言えば満足している」が41.7%となっており、8割以上の方が『満足』と回答しています。



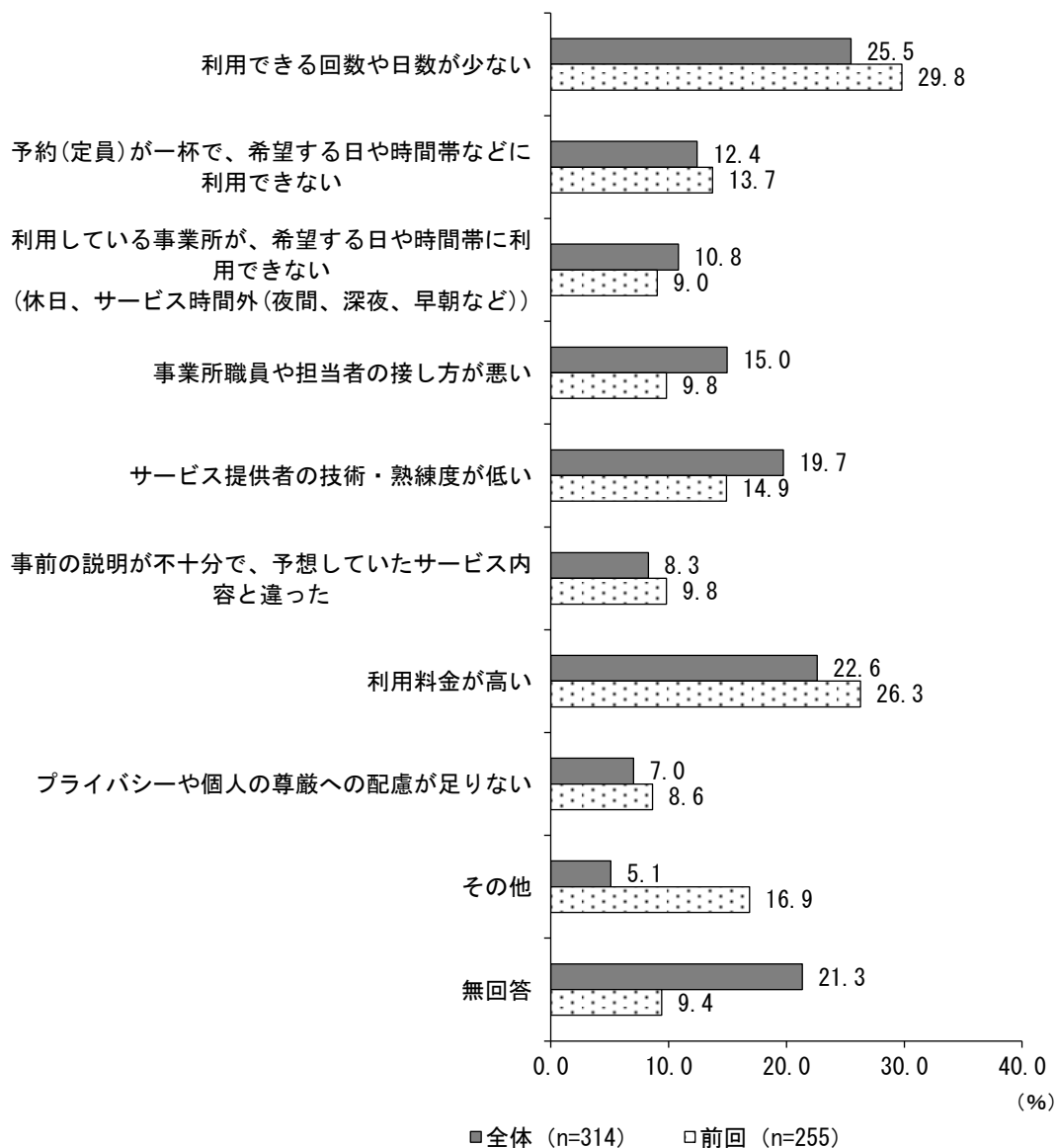
イ 心身の状態の変化（認定者）

○「満足している」または「どちらかと言えば満足している」と回答した人に、介護保険サービスを利用したことによる心身の状態の変化をうかがったところ、「どちらかと言えばよくなった」が39.2%、「よくなった」が25.6%、「変わらない」が21.9%となっています。



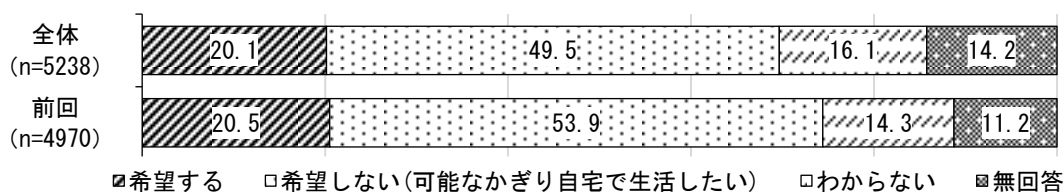
ウ 満足していない理由（認定者）

○「どちらかと言えば満足していない」または「満足していない」と回答した人に、満足していない理由をうかがったところ、「利用できる回数や日数が少ない」が25.5%で最も高く、次いで「利用料金が高い」（22.6%）、「サービス提供者の技術・熟練度が低い」（19.7%）と続いています。



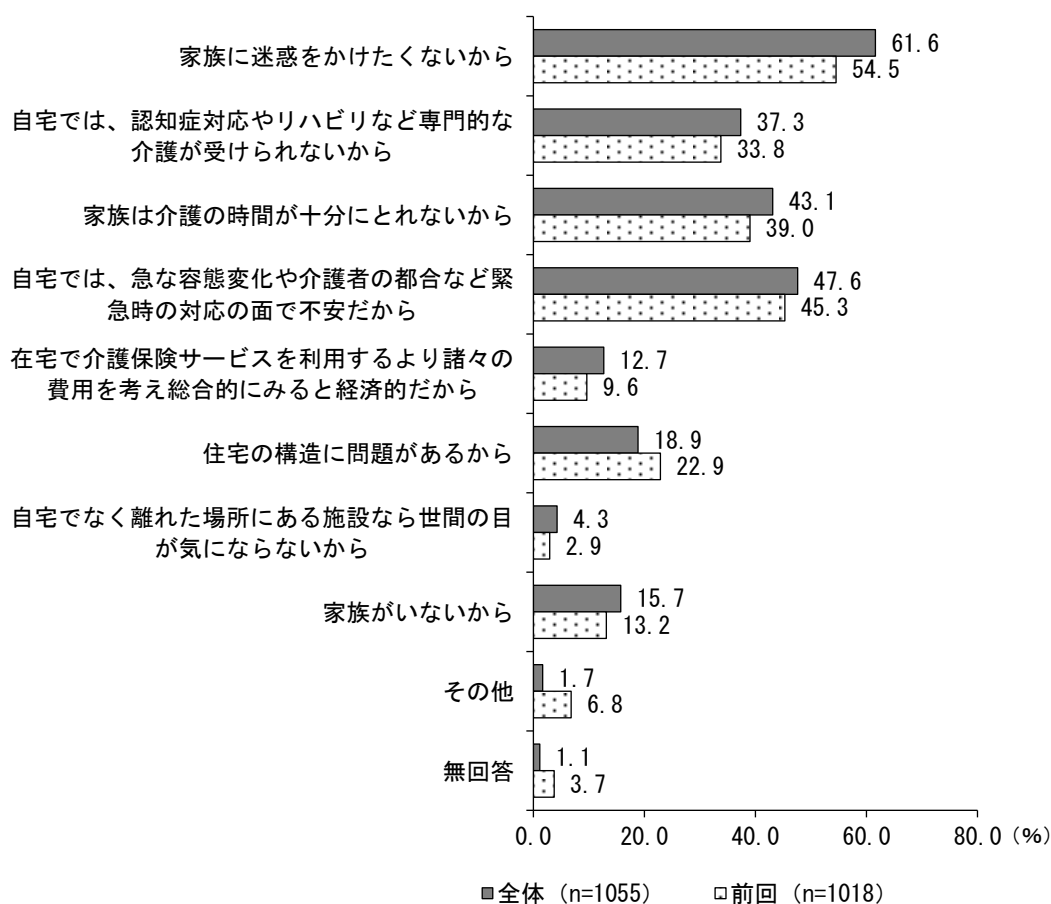
エ 施設等への入所（入居）の希望の有無（認定者）

○「希望する」が20.1%、「希望しない（可能な限り自宅で生活したい）」が49.5%となっています。



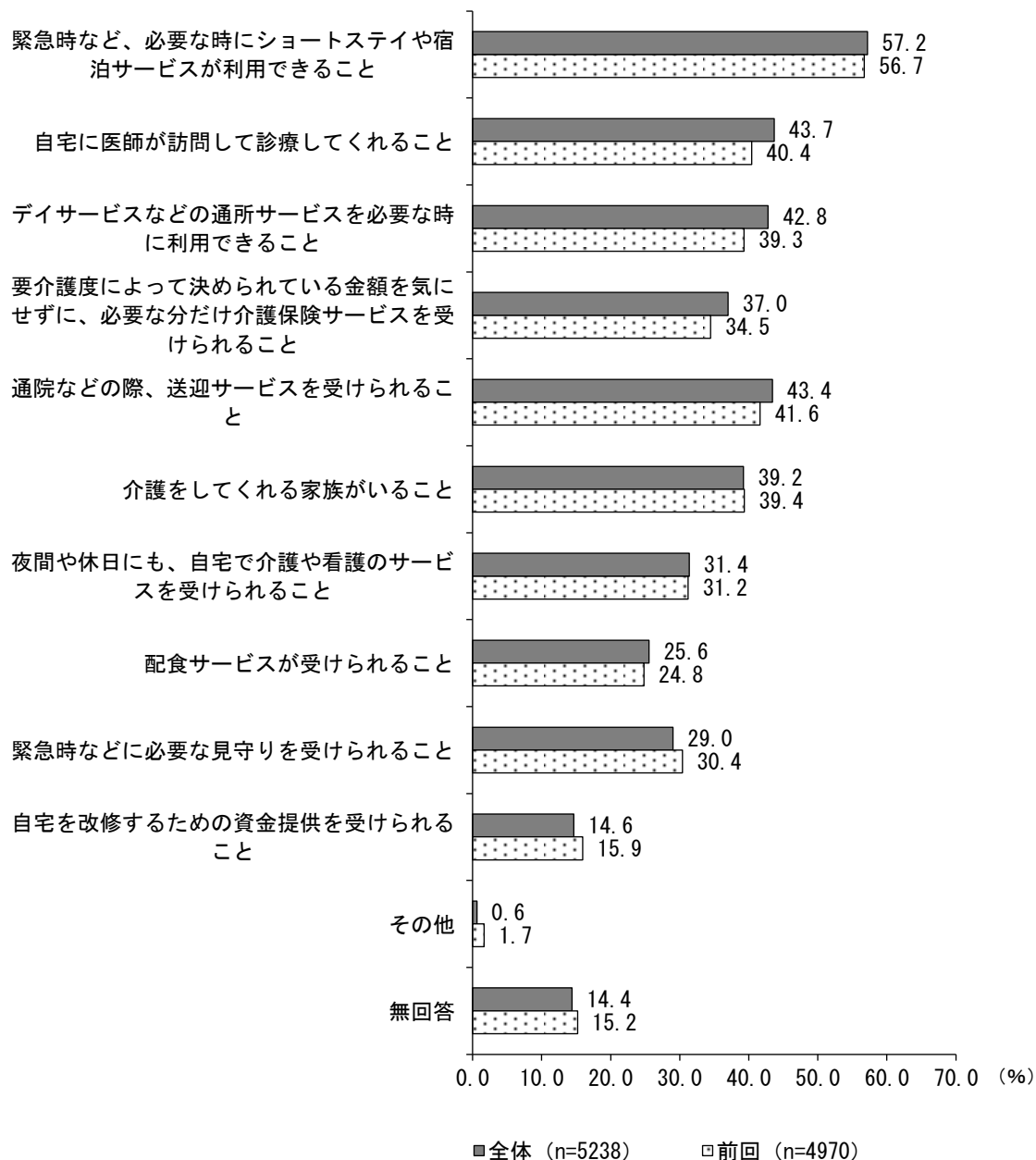
オ 施設等への入所（入居）を希望する理由（認定者）

○「家族に迷惑をかけたくないから」が61.6%で最も高く、次いで「自宅では、急な容態変化や介護者の都合など緊急時の対応の面で不安だから」（47.6%）、「家族は介護の時間が十分とれないから」（43.1%）と続いています。



カ 自宅で暮らし続けるために必要な支援（認定者）

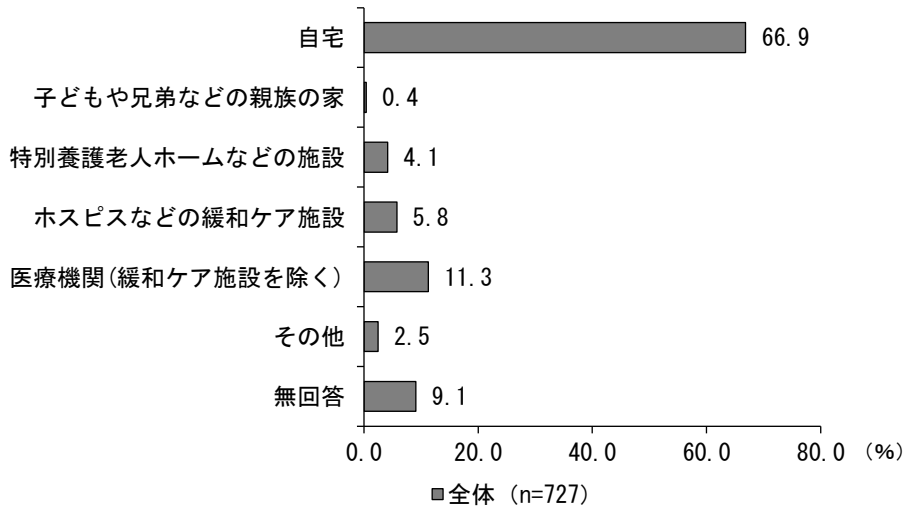
○「緊急時など、必要なときにショートステイや宿泊サービスが利用できること」が57.2%で最も高く、次いで「自宅に医師が訪問して診療してくれること」（43.7%）、「通院などの際、送迎サービスを受けられること」（43.4%）と続いています。



(8) 人生の最期について

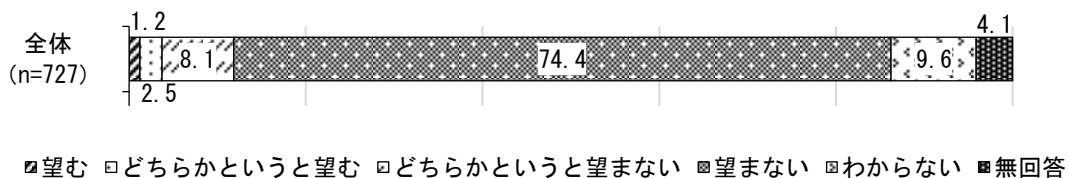
ア 人生の最期を迎えたい場所（元気高齢者）

○「自宅」が66.9%で最も高く、7割弱を占めています。次いで「医療機関（緩和ケア施設を除く）」（11.3%）、「ホスピスなどの緩和ケア施設」（5.8%）と続いています。



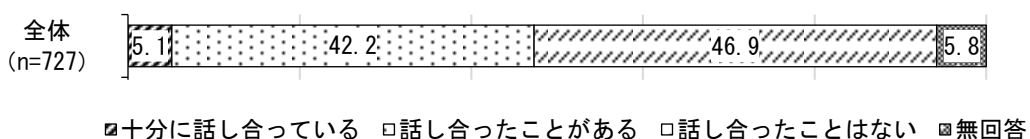
イ 延命治療の希望（元気高齢者）

○病気が治る見込みがなく、死期が近くなった場合の延命治療について、74.4%の人が「望まない」と回答しています。



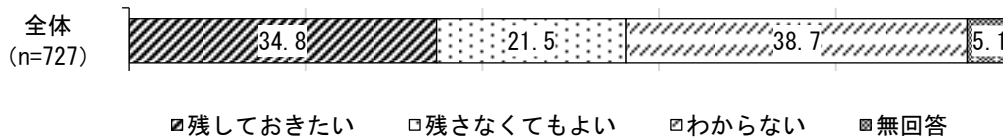
ウ 家族との話し合い（元気高齢者）

○人生の最期をどのように迎えたいかを家族と話し合ったことの有無について、「話し合ったことはない」が46.9%、「話し合ったことがある」が42.2%、「十分に話し合っている」が5.1%となっています。



エ エンディングノートについて（元気高齢者）

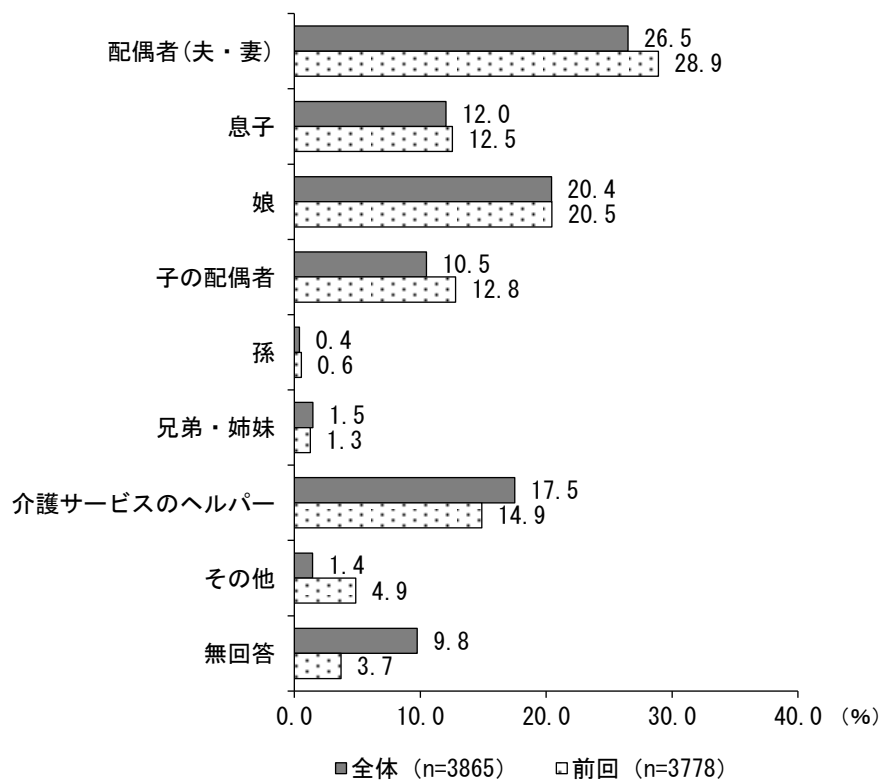
○エンディングノート等により自分の意思を書面に残しておきたいかどうかについて、「わからない」が38.7%、「残しておきたい」が34.8%、「残さなくてもよい」が21.5%となっています。



(9) 介護者について

ア 主な介護・介助者（認定者）

○「配偶者」が26.5%で最も高く、次いで「娘」（20.4%）、「介護サービスのヘルパー」（17.5%）と続いています。

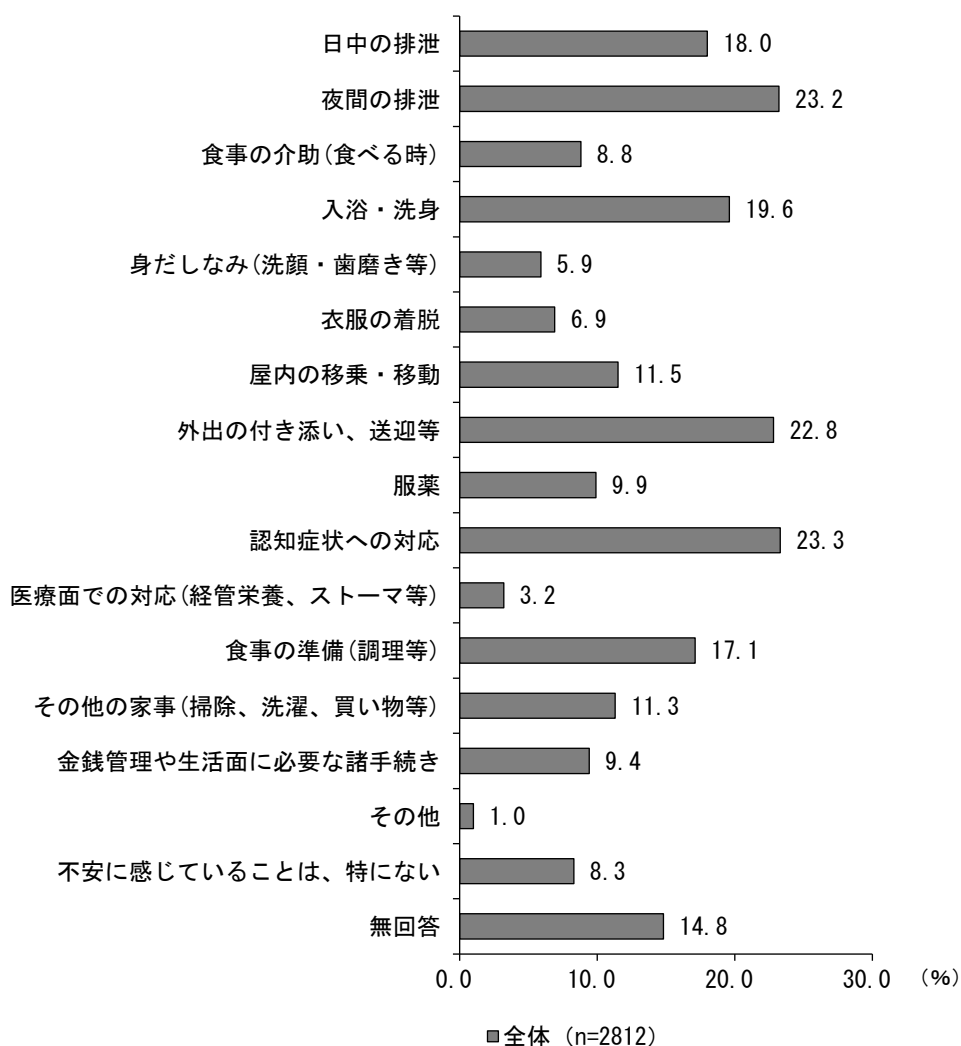


イ 不安を感じる介護や困っていること（認定者）

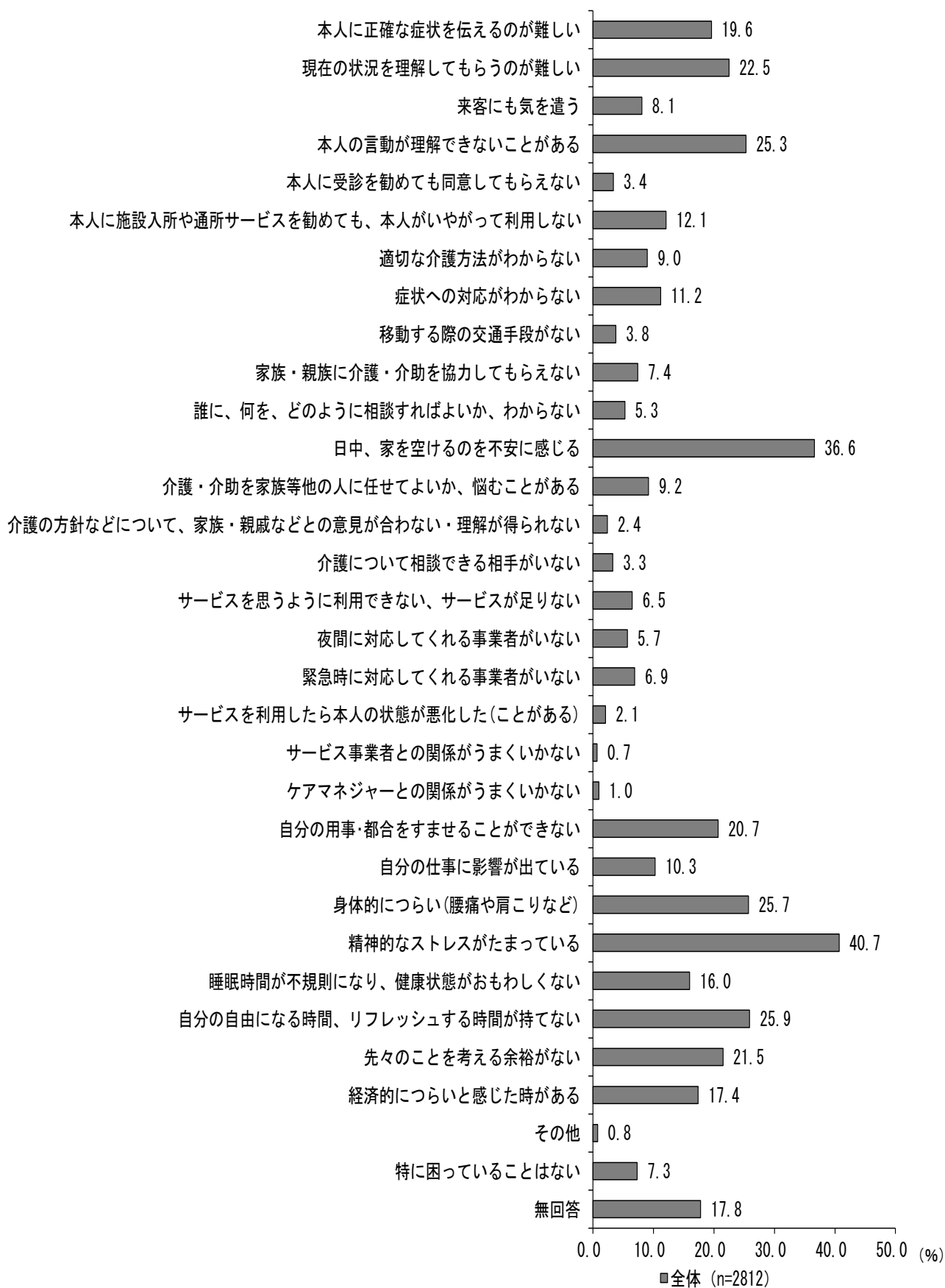
○在宅生活を継続していくうえで不安を感じる介護について、「認知症状への対応」が23.3%で最も高く、次いで「夜間の排泄」(23.2%)、「外出の付き添い、送迎など」(22.8%)と続いています。

○介護・介助する上で困っていることについて、「精神的なストレスがたまっている」が40.7%で最も高く、次いで「日中、家を空けるのを不安に感じる」(36.6%)、「自分の自由になる時間、リフレッシュする時間がもてない」(25.9%)と続いています。

■不安を感じる介護



■介護・介助で困っていること



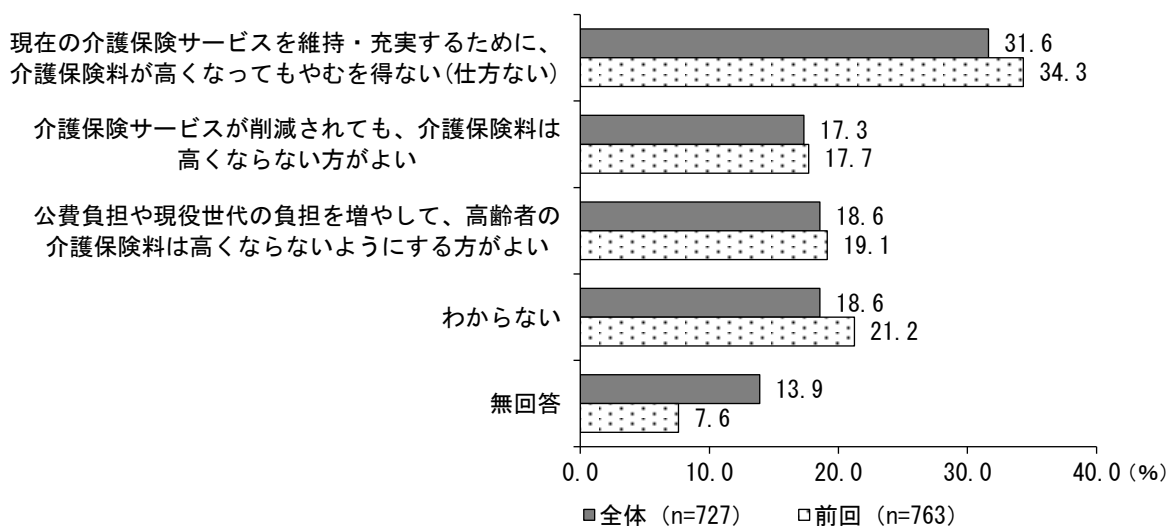
(10) 介護保険制度・高齢者施策について

ア 介護保険料と介護保険サービスの関係に対する考え方（元気高齢者・認定者）

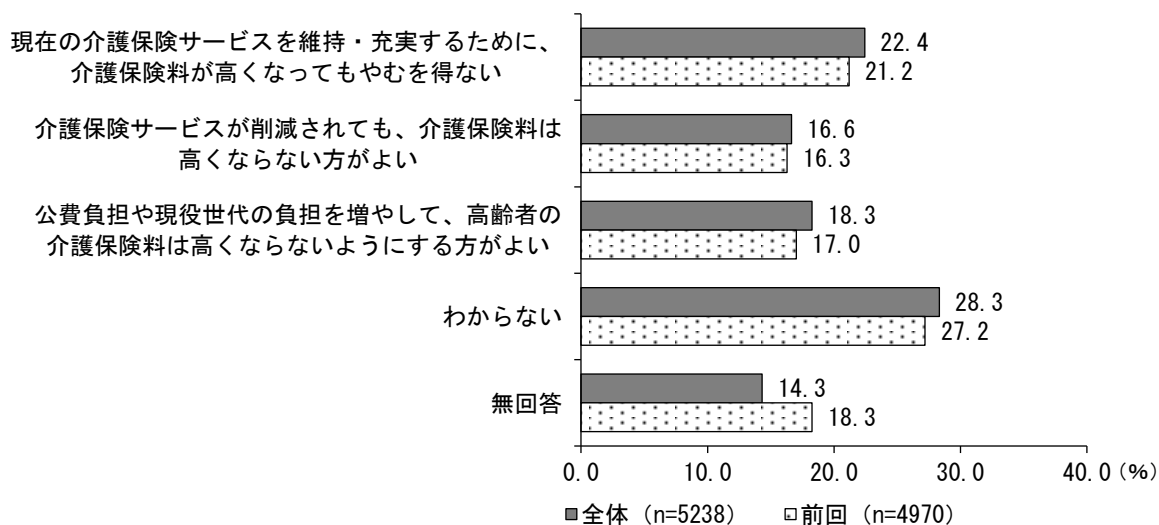
○元気高齢者では、「現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない(仕方ない)」が31.6%で最も高く、次いで「公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい」・「わからない」（各18.6%）と続いています。

○認定者では、「わからない」が28.3%で最も高く、次いで「現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない」（22.4%）、「公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい」（18.3%）と続いています。

【元気高齢者】



【居宅要介護・要支援認定者】

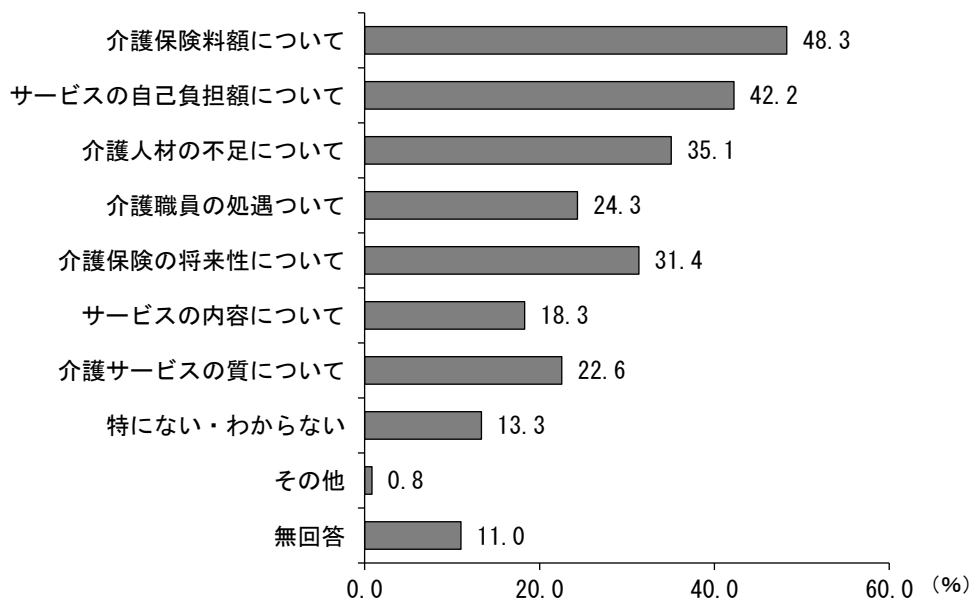


イ 介護保険制度の課題（元気高齢者・認定者）

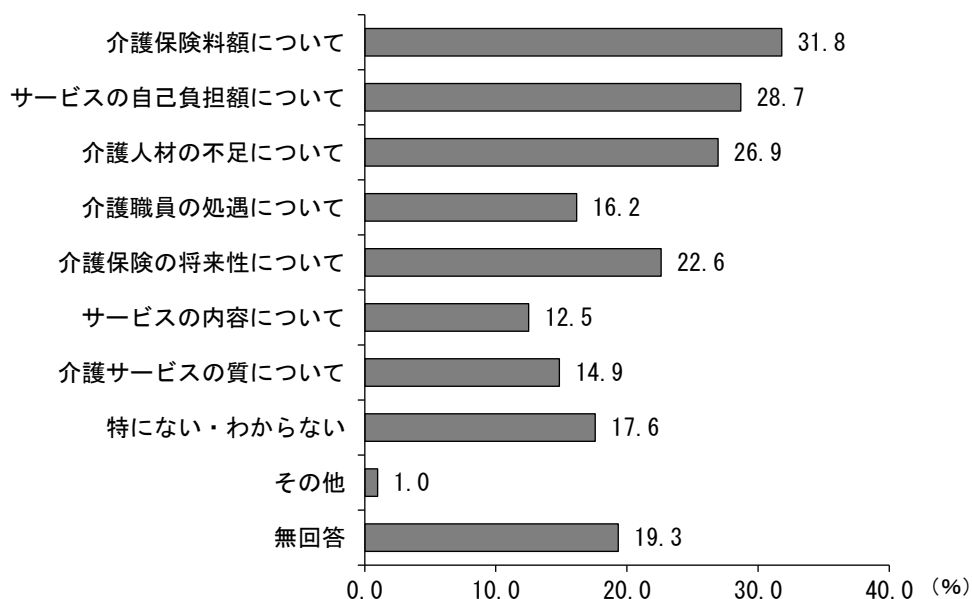
○元気高齢者では、「介護保険料額について」が48.3%で最も高く、次いで「サービスの自己負担額について」（42.2%）、「介護人材の不足について」（35.1%）が続いています。

○認定者では、「介護保険料額について」が31.8%で最も高く、次いで「サービスの自己負担額について」（28.7%）、「介護人材の不足について」（26.9%）と続いています。

【元気高齢者】



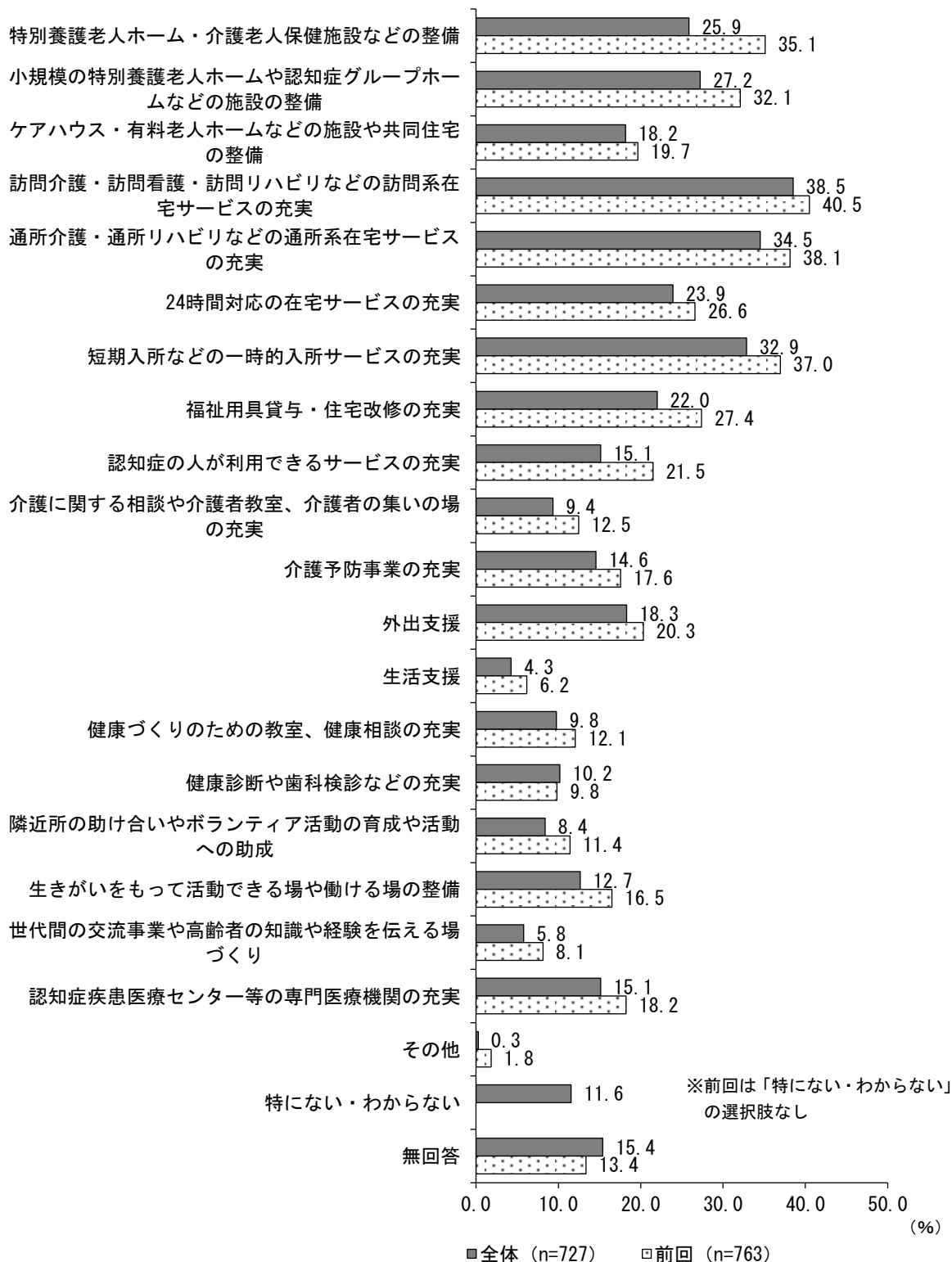
【居宅要介護・要支援認定者】



ウ 介護や高齢者に必要な施策（元気高齢者・認定者）

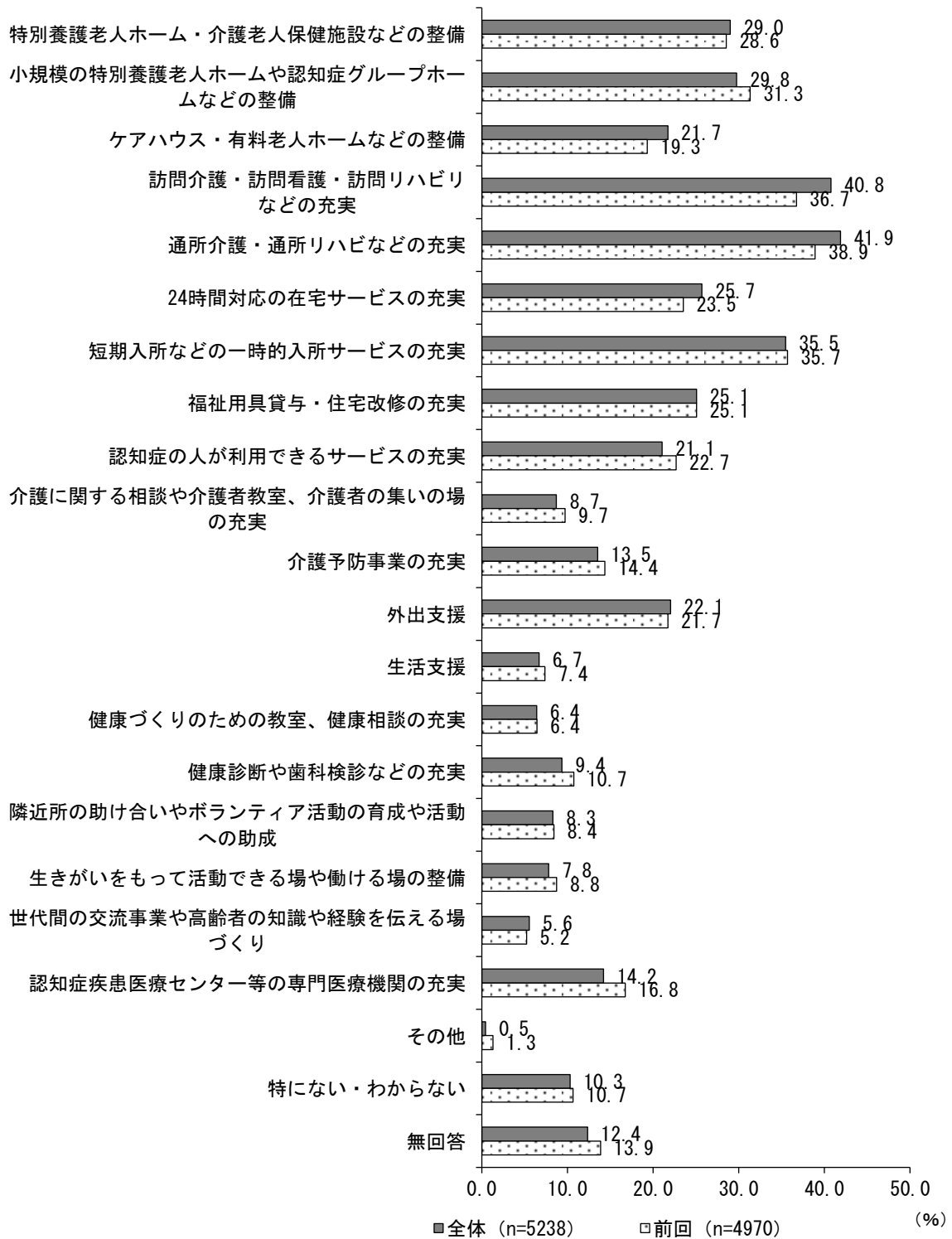
○元気高齢者では、「訪問介護・訪問看護・訪問リハビリなどの訪問系在宅サービスの充実」が38.5%で最も高く、次いで「通所介護・通所リハビリなどの通所系在宅サービスの充実」(34.5%)、「短期入所などの一時的入所サービスの充実」(32.9%)と続いています。

【元気高齢者】



○認定者では、「通所介護・通所リハビリなど通所系在宅サービスの充実」が41.9%で最も高く、次いで「訪問介護・訪問看護・訪問リハビリなどの充実」(40.8%)、「短期入所などの一時的入所サービスの充実」(35.5%)と続いています。

【居宅要介護・要支援認定者】

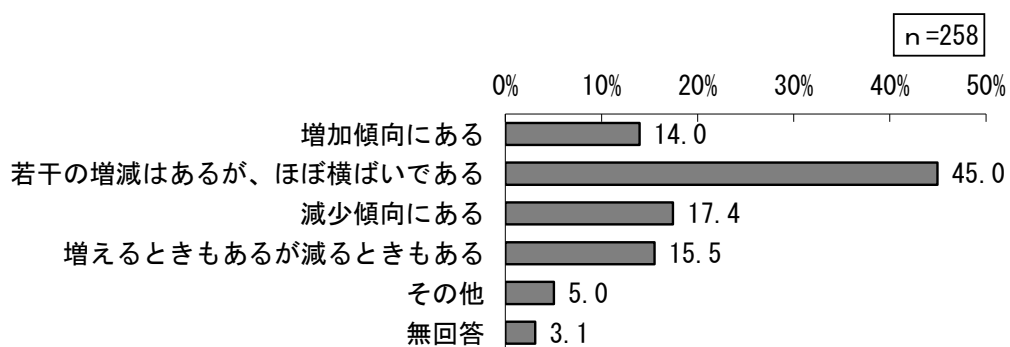


資料2 サービス提供事業者アンケート調査の結果概要

(1) 事業運営について

ア 利用者数の状況

- 「若干の増減はあるが、ほぼ横ばいである」が45.0%で最も高く、次いで「減少傾向にある」(17.4%)、「増えるときもあるが減るときもある」(15.5%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「減少傾向にある」の割合が増加しています。

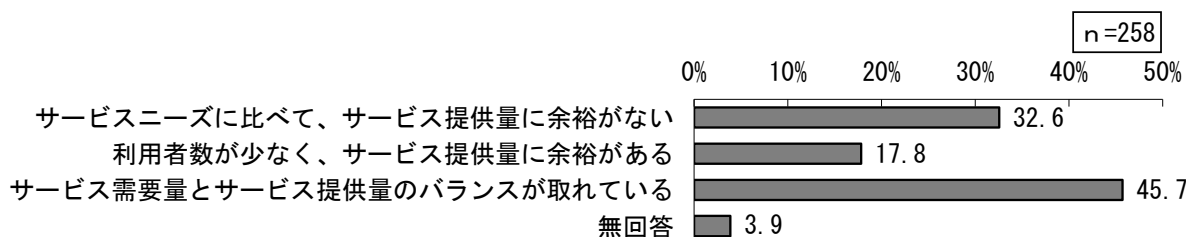


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
増加傾向にある	14.0	17.3	-3.4
若干の増減はあるが、ほぼ横ばいである	45.0	45.8	-0.8
減少傾向にある	17.4	11.8	5.6
増えるときもあるが減るときもある	15.5	18.8	-3.3
その他	5.0	4.8	0.2
無回答	3.1	1.5	1.6

イ サービス提供の状況

○「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が45.7%で最も高く、次いで「サービスニーズに比べて、サービス提供量に余裕がない」(32.6%)、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」(17.8%)と続いています。

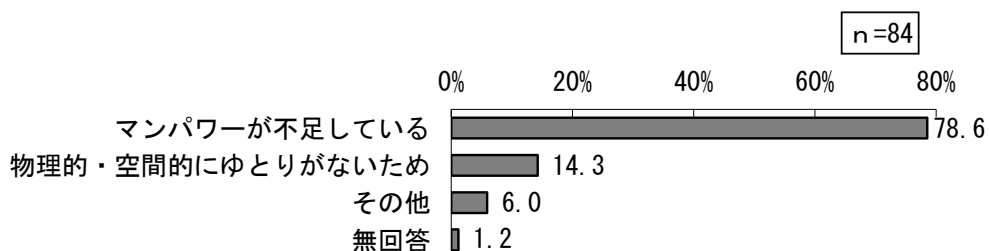


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
サービスニーズに比べて、サービス提供量に余裕がない	32.6	35.4	-2.9
利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある	17.8	15.9	2.0
サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている	45.7	46.5	-0.8
無回答	3.9	2.2	1.7

ウ ニーズに比べて提供量が少ない理由

○「マンパワーが不足している」が78.6%、「物理的・空間的にゆとりがないため」14.3%、「その他」が6.0%となっています。

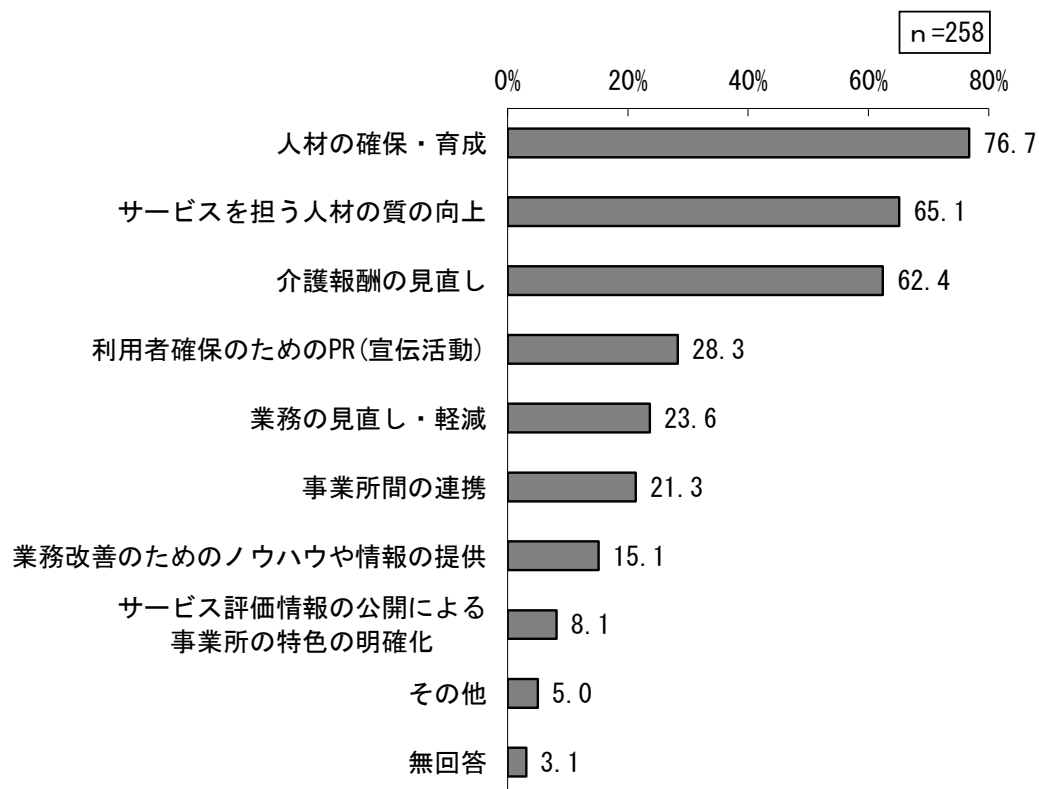


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
マンパワーが不足している	78.6	83.3	-4.8
物理的・空間的にゆとりがないため	14.3	9.4	4.9
その他	6.0	6.3	-0.3
無回答	1.2	1.0	0.1

エ 経営の安定に必要なこと

- 「人材の確保・育成」が76.7%で最も高く、次いで「サービスを担う人材の質の向上」(65.1%)、「介護報酬の見直し」(62.4%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「サービスを担う人材の質の向上」の割合が増加しています。



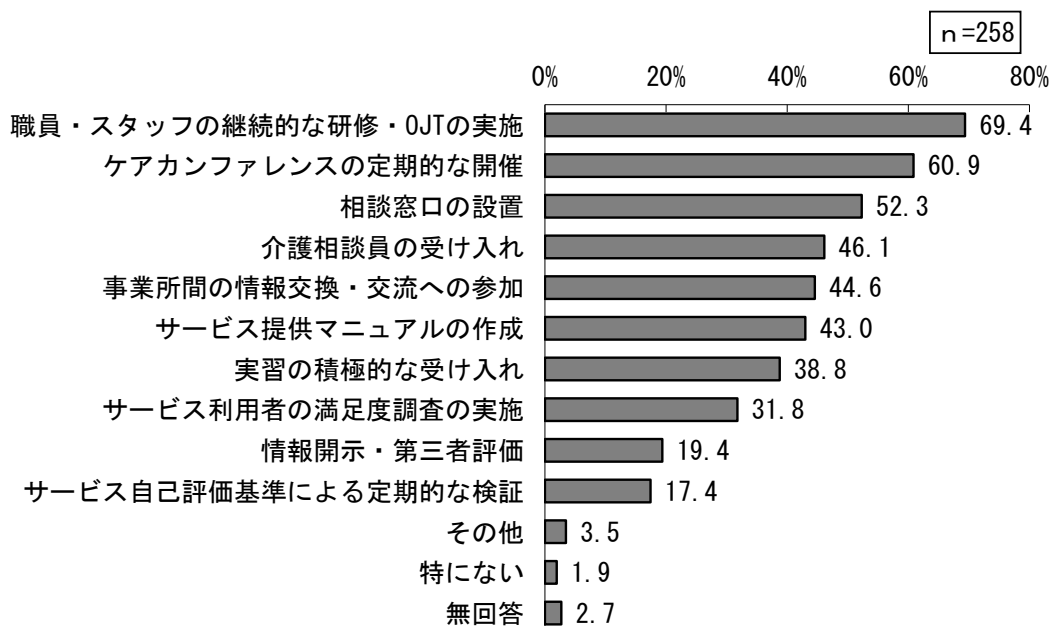
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
人材の確保・育成	76.7	73.8	2.9
サービスを担う人材の質の向上	65.1	59.8	5.3
介護報酬の見直し	62.4	63.5	-1.1
利用者確保のためのPR(宣伝活動)	28.3	32.1	-3.8
業務の見直し・軽減	23.6	24.0	-0.3
事業所間の連携	21.3	20.3	1.0
業務改善のためのノウハウや情報の提供	15.1	16.6	-1.5
サービス評価情報の公開による事業所の特色の明確化	8.1	8.9	-0.7
その他	5.0	5.5	-0.5
無回答	3.1	3.3	-0.2

オ サービスの質の向上のためにやっていること

○「職員・スタッフの継続的な研修・OJTの実施」が69.4%で最も高く、次いで「ケアカンファレンスの定期的な開催」(60.9%)、「相談窓口の設置」(52.3%)と続いています。

○前回調査と比べると、「職員・スタッフの継続的な研修・OJTの実施」、「介護相談員の受け入れ」、「サービス提供マニュアルの作成」等の割合が増加しています。



単位：%

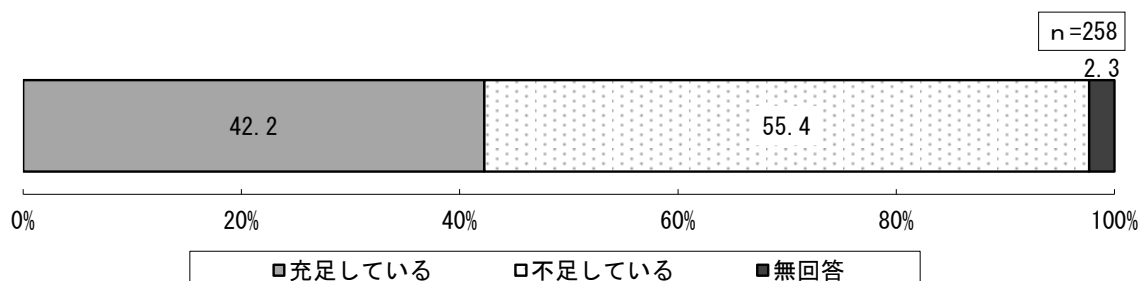
カテゴリー名	今回	前回	増減
職員・スタッフの継続的な研修・OJTの実施	69.4	58.3	11.1
ケアカンファレンスの定期的な開催	60.9	59.8	1.1
相談窓口の設置	52.3	47.2	5.1
介護相談員の受け入れ	46.1	35.8	10.3
事業所間の情報交換・交流への参加	44.6	50.9	-6.3
サービス提供マニュアルの作成	43.0	33.9	9.1
実習の積極的な受け入れ	38.8	-	-
サービス利用者の満足度調査の実施	31.8	24.0	7.8
情報開示・第三者評価	19.4	17.0	2.4
サービス自己評価基準による定期的な検証	17.4	14.8	2.7
その他	3.5	4.1	-0.6
特になし	1.9	3.0	-1.0
無回答	2.7	1.8	0.9

(2) スタッフについて

ア スタッフの充足度

○スタッフの充足状況について、「充足している」が42.2%、「不足している」が55.4%となっています。

○前回調査と比べると、「充足している」の割合が増加しています。



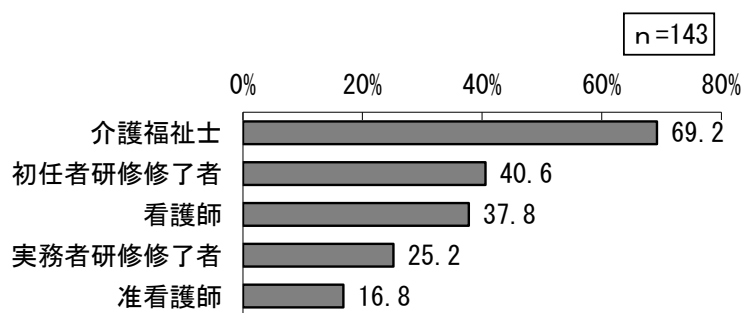
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
充足している	42.2	36.9	5.3
不足している	55.4	61.3	-5.8
無回答	2.3	1.8	0.5

イ 不足している職種

○「介護福祉士」が69.2%で最も高く、次いで「初任者研修修了者」(40.6%)、「看護師」(37.8%)と続いています。

○前回調査と比べると、「実務者研修修了者」の割合が増加しています。



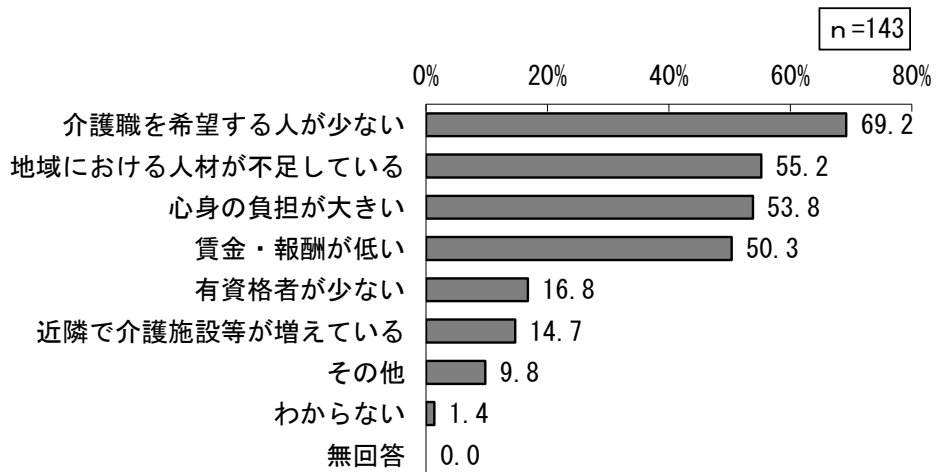
(上位5項目)

単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
介護福祉士	69.2	66.3	3.0
初任者研修修了者	40.6	44.0	-3.4
看護師	37.8	38.0	-0.2
実務者研修修了者	25.2	15.1	10.1
准看護師	16.8	15.1	1.7

ウ 不足している原因

- 「介護職を希望する人が少ない」が69.2%で最も高く、次いで「地域における人材が不足している」(55.2%)、「心身の負担が大きい」(53.8%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「心身の負担が大きい」の割合が増加しています。



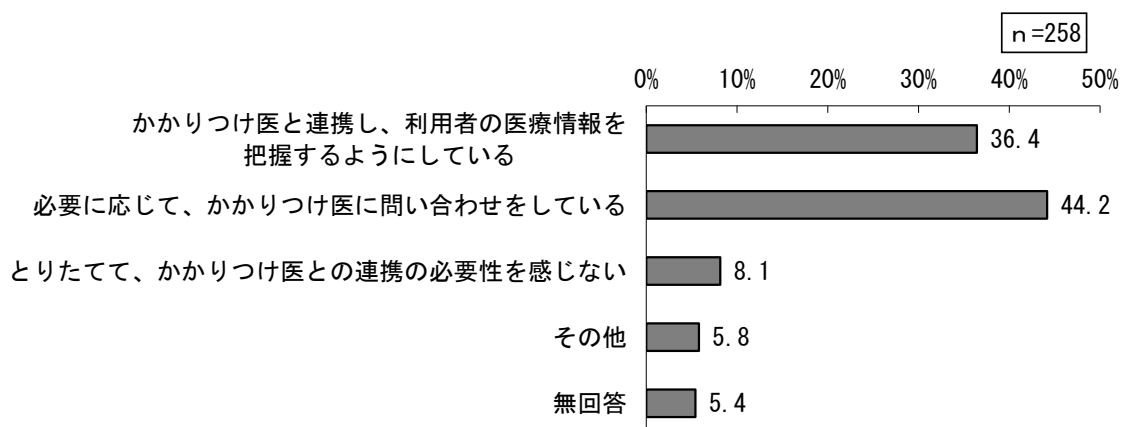
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
介護職を希望する人が少ない	69.2	64.5	4.8
地域における人材が不足している	55.2	51.8	3.4
心身の負担が大きい	53.8	37.3	16.5
賃金・報酬が低い	50.3	49.4	1.0
有資格者が少ない	16.8	14.5	2.3
近隣で介護施設等が増えている	14.7	23.5	-8.8
その他	9.8	8.4	1.4
わからない	1.4	1.8	-0.4
無回答	0.0	0.0	0.0

(3) 医療と介護の連携について

ア かかりつけ医との連携状況

- 「必要に応じて、かかりつけ医に問い合わせをしている」が 44.2%で最も高く、次いで「かかりつけ医と連携し、利用者の医療情報を把握するようにしている」(36.4%)、「とりたてて、かかりつけ医との連携の必要性を感じない」(8.1%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「かかりつけ医と連携し、利用者の医療情報を把握するようにしている」の割合が減少しています。

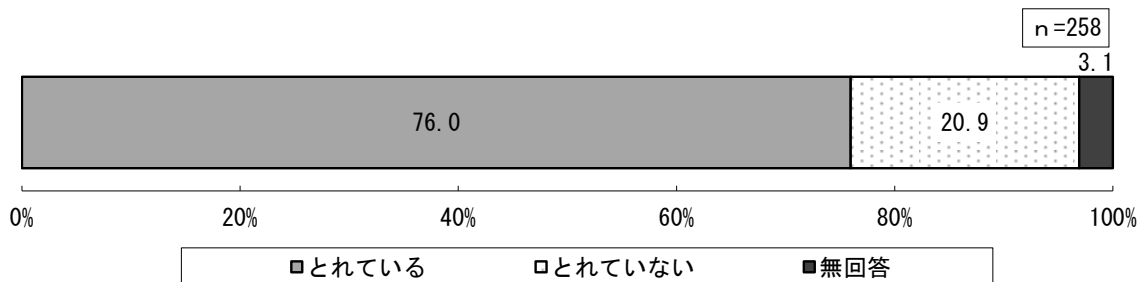


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
かかりつけ医と連携し、利用者の医療情報を把握するようにしている	36.4	49.4	-13.0
必要に応じて、かかりつけ医に問い合わせをしている	44.2	40.6	3.6
とりたてて、かかりつけ医との連携の必要性を感じない	8.1	3.0	5.2
その他	5.8	4.1	1.8
無回答	5.4	3.0	2.5

イ 医療と介護の連携がとれていると思うか

- 「とれている」が76.0%、「とれていない」が20.9%となっています。
- 前回調査と比べると、「とれている」の割合が減少しています。

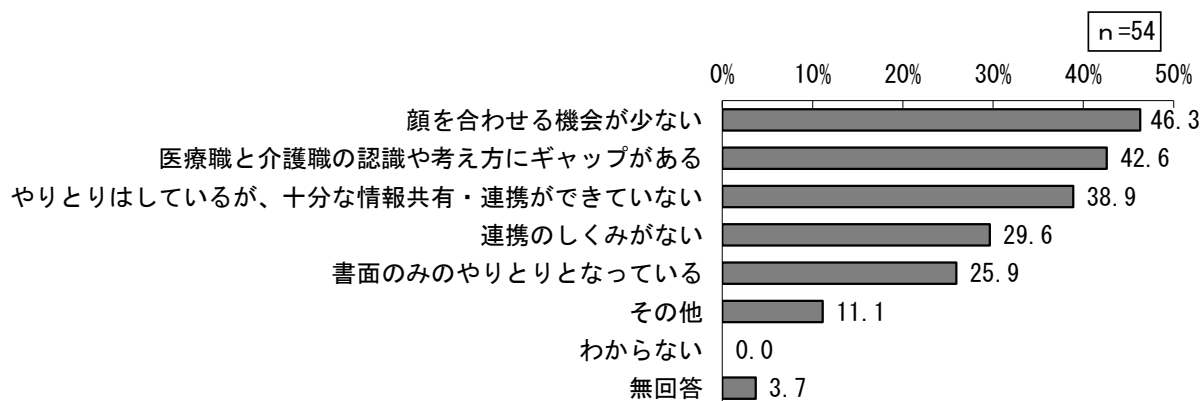


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
とれている	76.0	83.8	-7.8
とれていない	20.9	14.0	6.9
無回答	3.1	2.2	0.9

ウ とれていないと思う理由

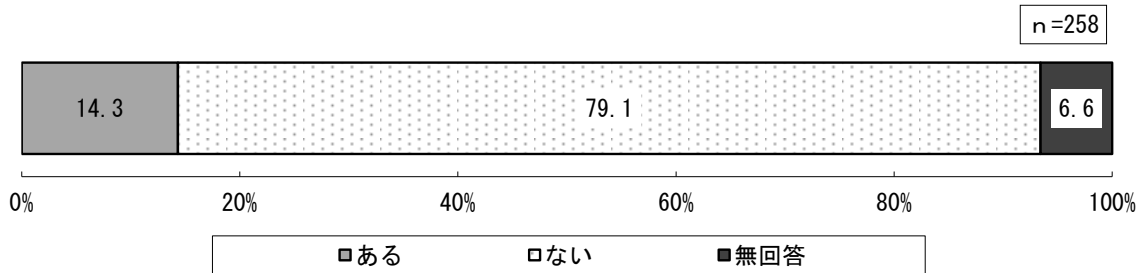
- 「顔を合わせる機会が少ない」が46.3%で最も高く、次いで「医療職と介護職の認識や考え方にギャップがある」(42.6%)、「やりとりはしているが、十分な情報共有・連携ができていない」(38.9%)と続いています。



(4) 高齢者虐待について

ア 事業所内での虐待と思われる事例の有無

○「ある」が14.3%、「ない」が79.1%となっています。

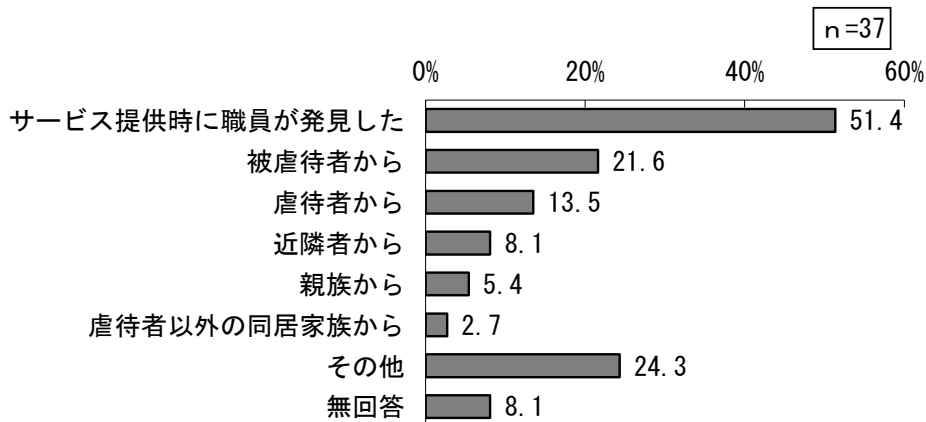


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
ある	14.3	15.5	-1.2
ない	79.1	81.2	-2.1
無回答	6.6	3.3	3.3

イ どこから虐待を発見したか

○「サービス提供時に職員が発見した」が51.4%で最も高く、次いで「その他」(24.3%)、「被虐待者から」(21.6%)と続いています。



単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
サービス提供時に職員が発見した	51.4	66.7	-15.3
被虐待者から	21.6	23.8	-2.2
虐待者から	13.5	14.3	-0.8
近隣者から	8.1	9.5	-1.4
親族から	5.4	7.1	-1.7
虐待者以外の同居家族から	2.7	4.8	-2.1
その他	24.3	23.8	0.5
無回答	8.1	0.0	8.1

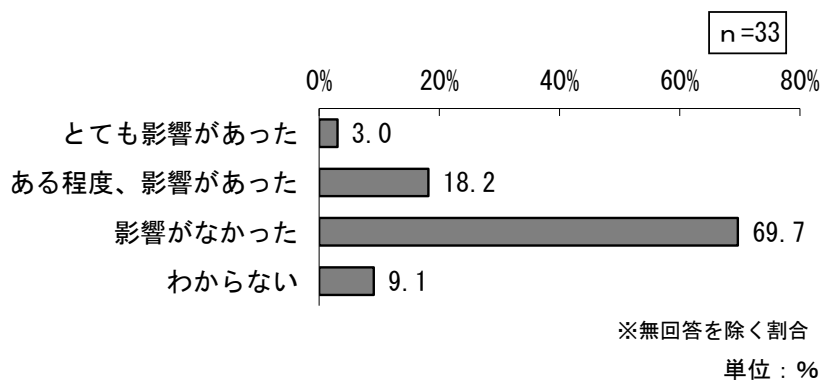
(5) 介護保険制度の改正について

ア 予防給付の地域支援事業への移行による影響の有無

○訪問介護サービス事業所では、「影響がなかった」が69.7%、「ある程度、影響があった」が18.2%、「わからない」が9.1%となっています。

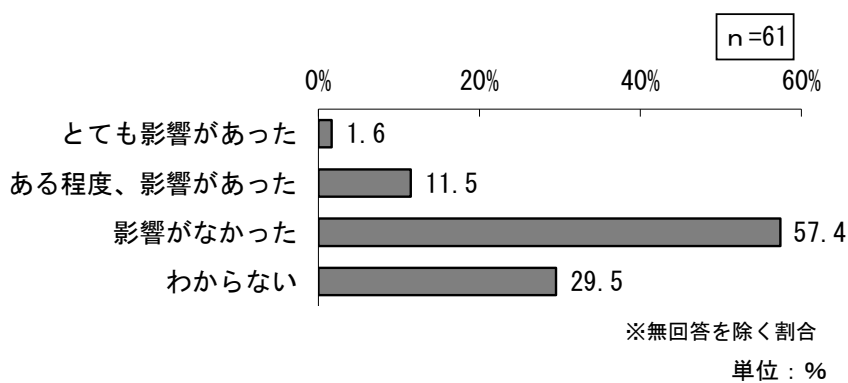
○通所介護サービス事業所では、「影響がなかった」が57.4%、「わからない」が29.5%、「ある程度、影響があった」が11.5%となっています。

【訪問介護サービス事業所】



カテゴリー名	今回	前回	増減
とても影響があった	3.0	5.3	-2.2
ある程度、影響があった	18.2	21.1	-2.9
影響がなかった	69.7	39.5	30.2
わからない	9.1	34.2	-25.1

【通所介護サービス事業所】



カテゴリー名	今回	前回	増減
とても影響があった	1.6	1.6	0.0
ある程度、影響があった	11.5	19.4	-7.9
影響がなかった	57.4	45.2	12.2
わからない	29.5	33.9	-4.4

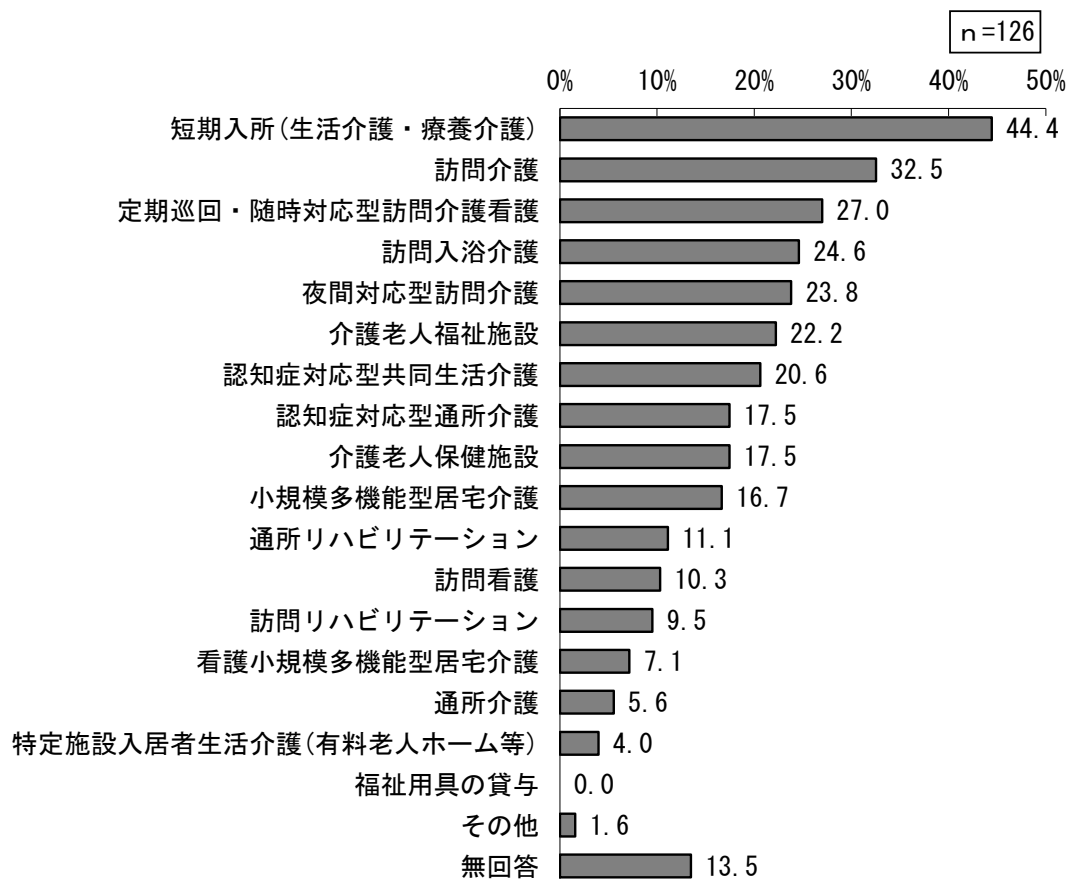
資料3 ケアマネジャーアンケート調査の結果概要

(1) 介護サービスについて

ア 供給が不足していると思うサービス

○「短期入所(生活介護・療養介護)」が44.4%で最も高く、次いで「訪問介護」(32.5%)、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」(27.0%)と続いています。

○前回調査と比べると、「訪問入浴介護」等で割合が増加しています。



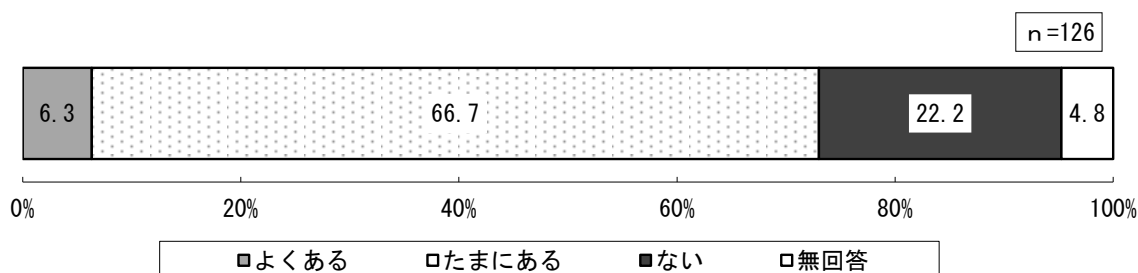
(上位10項目)

単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
短期入所(生活介護・療養介護)	44.4	36.6	7.9
訪問介護	32.5	30.1	2.5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	27.0	24.4	2.6
訪問入浴介護	24.6	4.1	20.5
夜間対応型訪問介護	23.8	24.4	-0.6
介護老人福祉施設	22.2	16.3	6.0
認知症対応型共同生活介護	20.6	14.6	6.0
認知症対応型通所介護	17.5	13.8	3.6
介護老人保健施設	17.5	16.3	1.2
小規模多機能型居宅介護	16.7	14.6	2.0

イ 事業者からサービス提供を断られたことの有無

- 「よくある」が6.3%、「たまにある」が66.7%、「ない」22.2%となっています。
- 前回調査と比べると、「たまにある」の割合が減少し、「ない」の割合が増加しています。

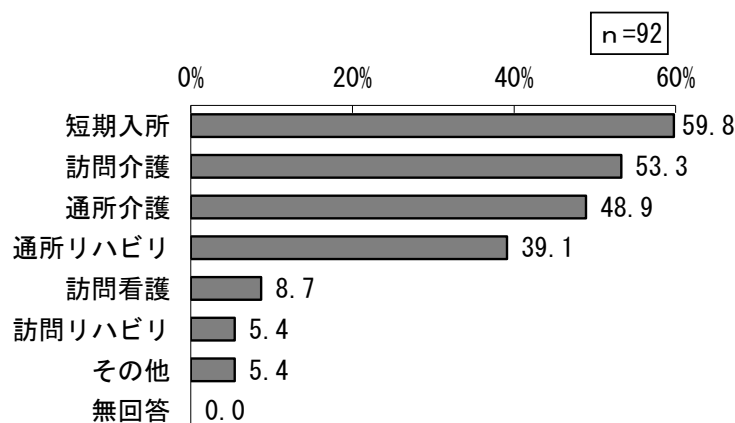


単位：%

カテゴリ名	今回	前回	増減
よくある	6.3	4.9	1.5
たまにある	66.7	79.7	-13.0
ない	22.2	13.8	8.4
無回答	4.8	1.6	3.1

ウ 事業者から提供を断られたことのあるサービス

- 「短期入所」が59.8%で最も高く、次いで「訪問介護」(53.3%)、「通所介護」(48.9%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「訪問介護」、「通所リハビリ」の割合が増加し、「短期入所」の割合が減少しています。

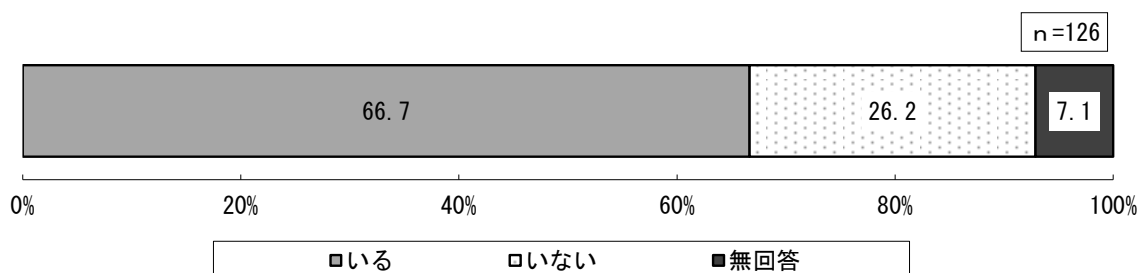


単位：%

カテゴリ名	今回	前回	増減
短期入所	59.8	68.3	-8.5
訪問介護	53.3	39.4	13.8
通所介護	48.9	52.9	-4.0
通所リハビリ	39.1	26.9	12.2
訪問看護	8.7	4.8	3.9
訪問リハビリ	5.4	6.7	-1.3
その他	5.4	3.8	1.6
無回答	0.0	0.0	0.0

エ 在宅生活の継続が困難と見込まれる高齢者の有無

○「いる」が66.7%、「いない」が26.2%となっています。

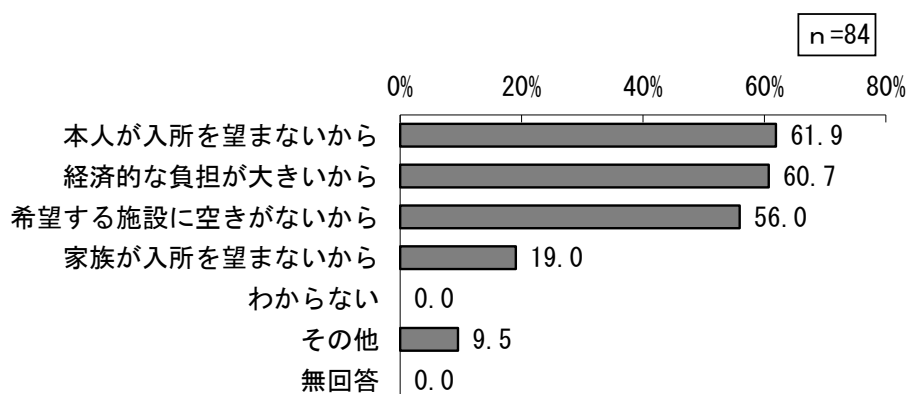


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
いる	66.7	71.5	-4.9
いない	26.2	26.8	-0.6
無回答	7.1	1.6	5.5

オ 施設に入所しない（できない）主な理由

○「本人が入所を望まないから」が61.9%で最も高く、次いで「経済的な負担が大きいから」(60.7%)、「希望する施設に空きがないから」(56.0%)と続いています。



単位：%

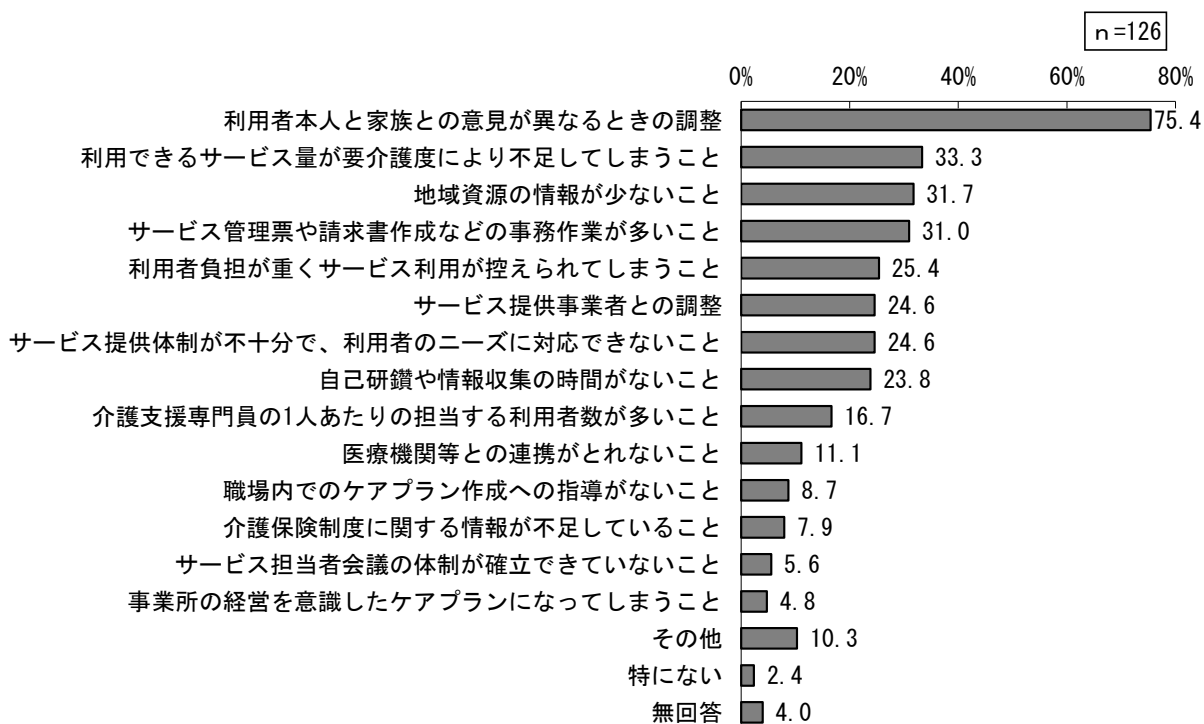
カテゴリー名	今回	前回	増減
本人が入所を望まないから	61.9	55.7	6.2
経済的な負担が大きいから	60.7	63.6	-2.9
希望する施設に空きがないから（※）	56.0	40.9	15.0
家族が入所を望まないから	19.0	27.3	-8.2
わからない	0.0	0.0	0.0
その他	9.5	10.2	-0.7
無回答	0.0	0.0	0.0

※前回は「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の空きがないから」

(2) ケアマネジメントについて

ア ケアプラン作成時に困っていること

- 「利用者本人と家族との意見が異なるときの調整」が75.4%で最も高く、次いで「利用できるサービス量が要介護度により不足してしまうこと」(33.3%)、「地域資源の情報が少ないこと」(31.7%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「サービス管理票や請求書作成などの事務作業が多いこと」の割合が減少しています。



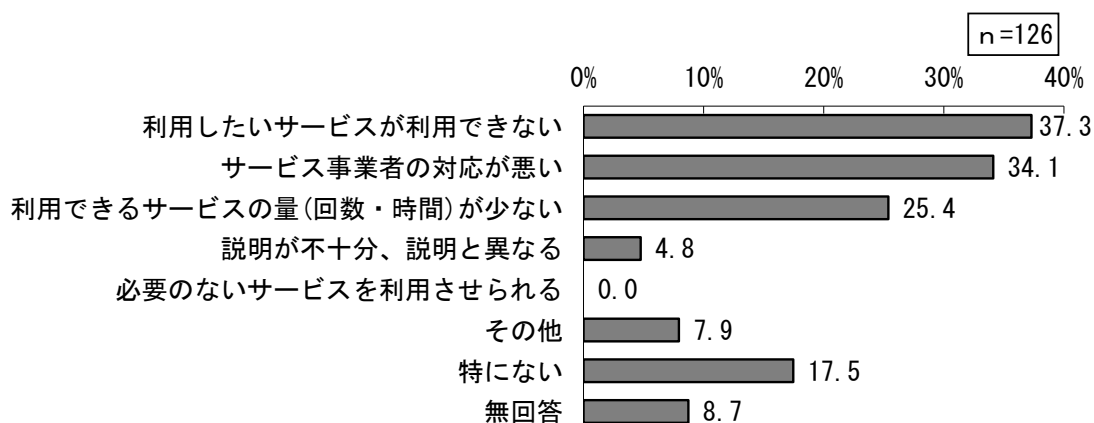
(上位10項目)

単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
利用者本人と家族との意見が異なるときの調整	75.4	76.4	-1.0
利用できるサービス量が要介護度により不足してしまうこと	33.3	34.1	-0.8
地域資源の情報が少ないこと	31.7	30.1	1.7
サービス管理票や請求書作成などの事務作業が多いこと	31.0	38.2	-7.3
利用者負担が重くサービス利用が控えられてしまうこと	25.4	21.1	4.3
サービス提供事業者との調整	24.6	24.4	0.2
サービス提供体制が不十分で、利用者のニーズに対応できないこと	24.6	26.8	-2.2
自己研鑽や情報収集の時間がないこと	23.8	26.0	-2.2
介護支援専門員の1人あたりの担当する利用者数が多いこと	16.7	13.8	2.8
医療機関等との連携がとれないこと	11.1	11.4	-0.3

イ 利用者から多い不満

- 「利用したいサービスが利用できない」が 37.3%で最も高く、次いで「サービス事業者の対応が悪い」(34.1%)、「利用できるサービスの量(回数・時間)が少ない」(25.4%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「利用したいサービスが利用できない」の割合が増加し、「利用できるサービスの量(回数・時間)が少ない」の割合が減少しています。



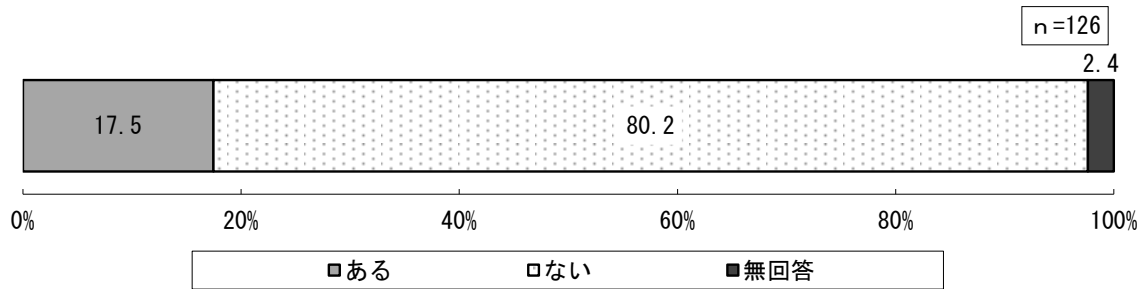
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
利用したいサービスが利用できない	37.3	26.8	10.5
サービス事業者の対応が悪い	34.1	31.7	2.4
利用できるサービスの量(回数・時間)が少ない	25.4	35.0	-9.6
説明が不十分、説明と異なる	4.8	7.3	-2.6
必要のないサービスを利用させられる	0.0	0.0	0.0
その他	7.9	7.3	0.6
特になし	17.5	20.3	-2.9
無回答	8.7	4.1	4.7

(3) 高齢者虐待について

ア 虐待を受けている、又は受けていると思われる事例の有無

○「ある」が17.5%、「ない」が80.2%となっています。

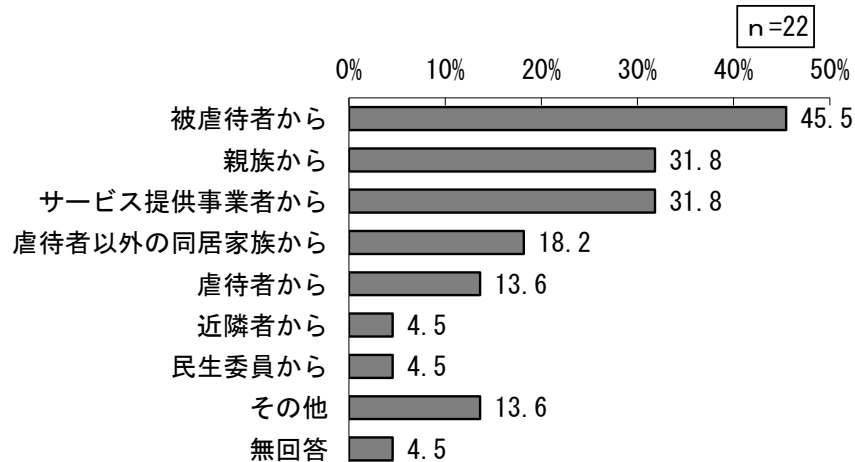


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
ある	17.5	19.5	-2.1
ない	80.2	79.7	0.5
無回答	2.4	0.8	1.6

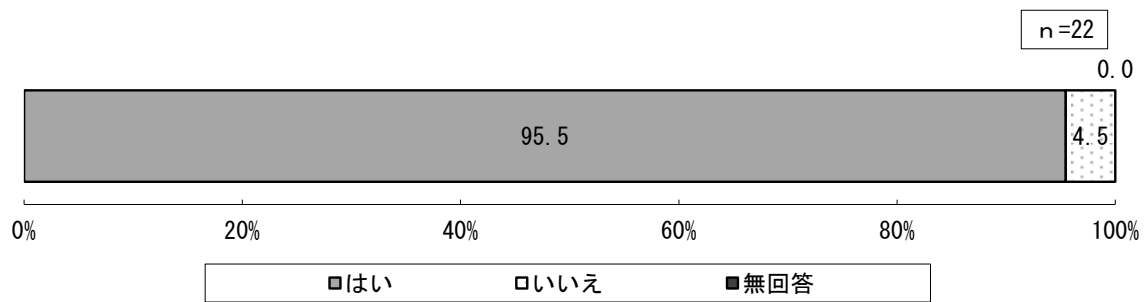
イ どこから発見したか

○「被虐待者から」が45.5%で最も高く、次いで「親族から」・「サービス提供事業者から」(ともに31.8%)と続いています。



ウ 発見した際の相談・通報の有無

○「はい」が95.5%、「いいえ」が4.5%となっています。

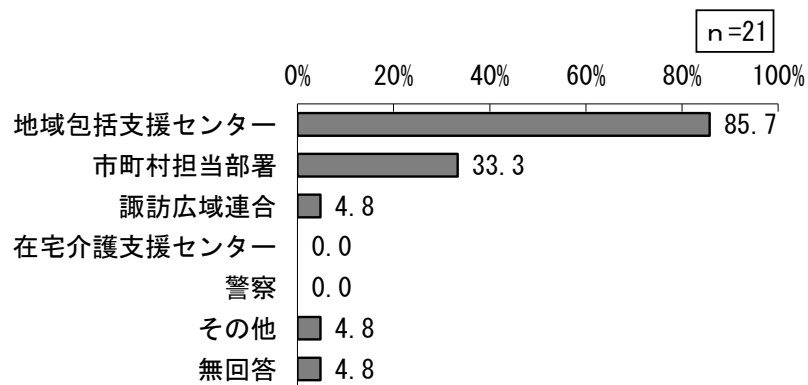


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
はい	95.5	79.2	16.3
いいえ	4.5	20.8	-16.3
無回答	0.0	0.0	0.0

エ 相談・通報先

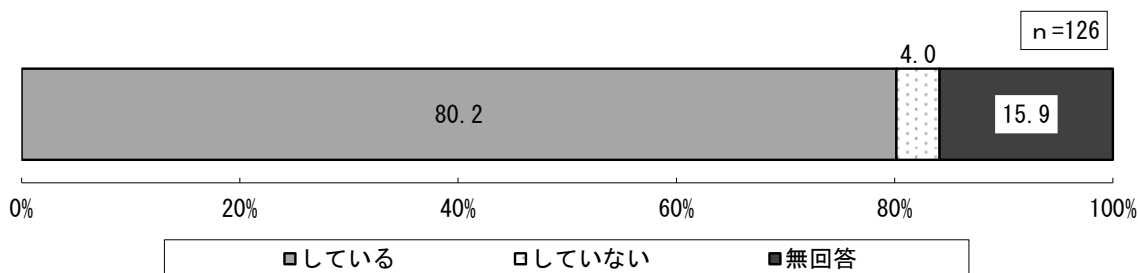
○「地域包括支援センター」が85.7%で最も高く、次いで「市町村担当部署」(33.3%)、「諏訪広域連合」(4.8%)と続いています。



(4) 関係機関との連携について

ア 地域包括支援センターとの連携の有無

○「している」が80.2%、「していない」が4.0%となっています。



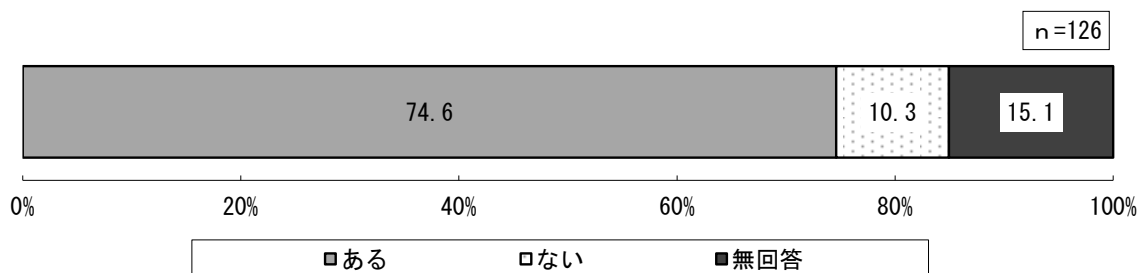
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
している	80.2	78.0	2.1
していない	4.0	7.3	-3.3
無回答	15.9	14.6	1.2

イ 困難事例等の地域包括支援センターへの相談の有無

○「ある」が74.6%、「ない」が10.3%となっています。

○前回調査と比べると、「ある」の割合が増加し、「ない」の割合が減少しています。

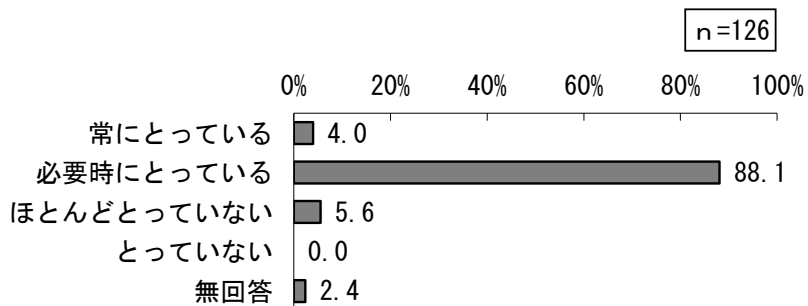


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
ある	74.6	69.1	5.5
ない	10.3	15.4	-5.1
無回答	15.1	15.4	-0.4

ウ 主治医との連絡状況

○「必要時にとっている」が88.1%で最も高く、次いで「ほとんどとっていない」(5.6%)、「常にとっている」(4.0%)と続いています。



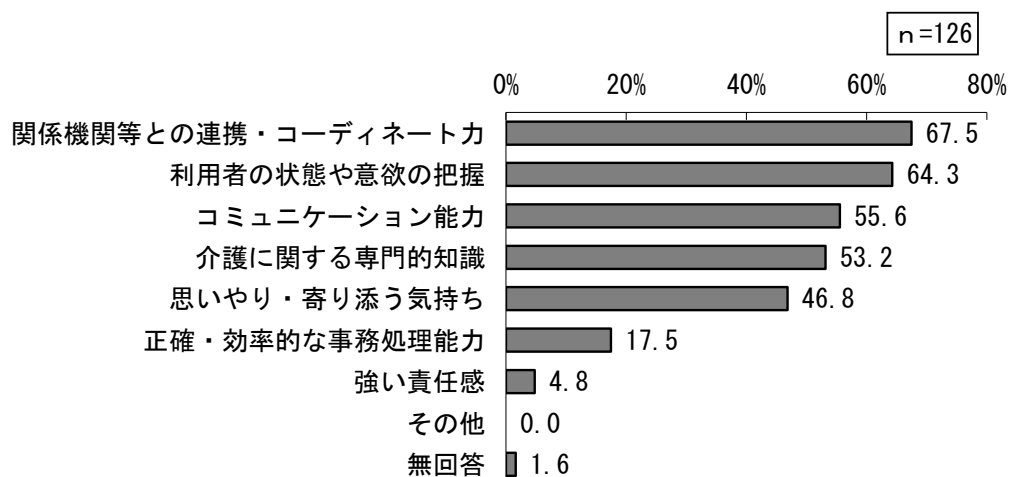
単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
常にとっている	4.0	6.5	-2.5
必要時にとっている	88.1	85.4	2.7
ほとんどとっていない	5.6	4.9	0.7
とっていない	0.0	1.6	-1.6
無回答	2.4	1.6	0.8

(5) 資質向上について

ア ケアマネジャーに求められる資質

- 「関係機関等との連携・コーディネート力」が67.5%で最も高く、次いで「利用者の状態や意欲の把握」(64.3%)、「コミュニケーション能力」(55.6%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「正確・効率的な事務処理能力」、「介護に関する専門的知識」の割合が増加しています。

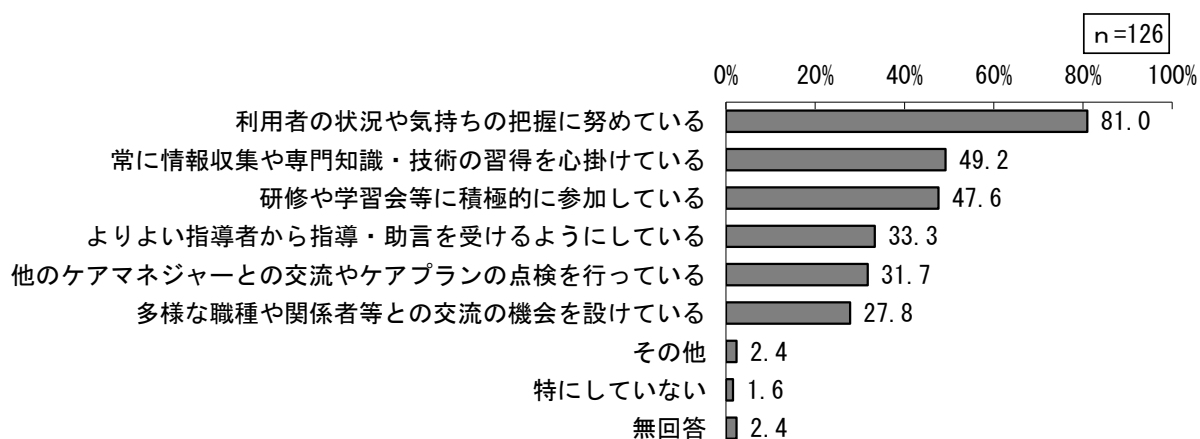


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
関係機関等との連携・コーディネート力	67.5	67.5	0.0
利用者の状態や意欲の把握	64.3	63.4	0.9
コミュニケーション能力	55.6	52.8	2.7
介護に関する専門的知識	53.2	46.3	6.8
思いやり・寄り添う気持ち	46.8	45.5	1.3
正確・効率的な事務処理能力	17.5	8.9	8.5
強い責任感	4.8	4.9	-0.1
その他	0.0	1.6	-1.6
無回答	1.6	2.4	-0.9

イ 資質向上のために行っている工夫

- 「利用者の状況や気持ちの把握に努めている」が81.0%で最も高く、次いで「常に情報収集や専門知識・技術の習得を心掛けている」(49.2%)、「研修や学習会等に積極的に参加している」(47.6%)と続いています。
- 前回調査と比べると、「利用者の状況や気持ちの把握に努めている」の割合が増加し、「多様な職種や関係者等との交流の機会を設けている」の割合が減少しています。

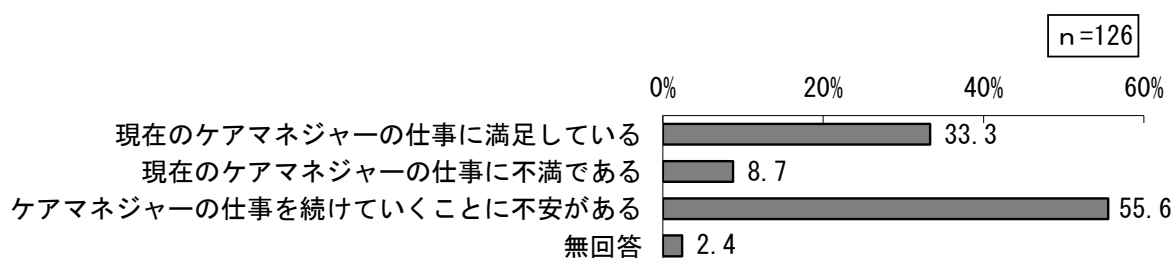


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
利用者の状況や気持ちの把握に努めている	81.0	69.9	11.0
常に情報収集や専門知識・技術の習得を心掛けている	49.2	53.7	-4.5
研修や学習会等に積極的に参加している	47.6	52.0	-4.4
よりよい指導者から指導・助言を受けるようにしている	33.3	28.5	4.9
他のケアマネジャーとの交流やケアプランの点検を行っている	31.7	29.3	2.5
多様な職種や関係者等との交流の機会を設けている	27.8	35.0	-7.2
その他	2.4	3.3	-0.9
特にしていない	1.6	0.8	0.8
無回答	2.4	2.4	-0.1

ウ 仕事の満足度

○「ケアマネジャーの仕事が続けていくことに不安がある」が55.6%で最も高く、次いで「現在のケアマネジャーの仕事に満足している」(33.3%)、「現在のケアマネジャーの仕事に不満である」(8.7%)となっています。

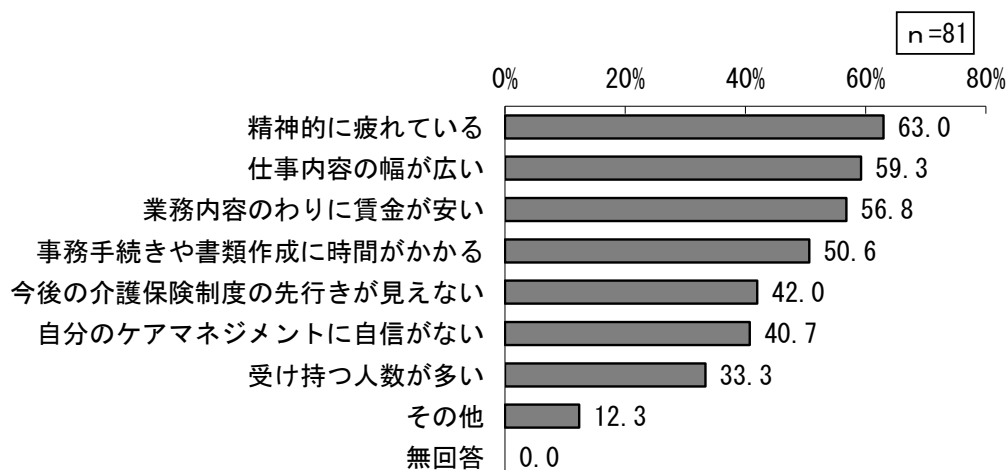


単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
現在のケアマネジャーの仕事に満足している	33.3	30.1	3.3
現在のケアマネジャーの仕事に不満である	8.7	11.4	-2.7
ケアマネジャーの仕事が続けていくことに不安がある	55.6	54.5	1.1
無回答	2.4	4.1	-1.7

エ 不満・不安の主な理由

○「精神的に疲れている」が63.0%で最も高く、次いで「仕事内容の幅が広い」(59.3%)、「業務内容のわりに賃金が安い」(56.8%)と続いています。



単位：%

カテゴリー名	今回	前回	増減
精神的に疲れている	63.0	45.7	17.3
仕事内容の幅が広い	59.3	50.6	8.6
業務内容のわりに賃金が安い	56.8	39.5	17.3
事務手続きや書類作成に時間がかかる	50.6	56.8	-6.2
今後の介護保険制度の先行きが見えない	42.0	48.1	-6.2
自分のケアマネジメントに自信がない	40.7	40.7	0.0
受け持つ人数が多い	33.3	24.7	8.6
その他	12.3	9.9	2.5
無回答	0.0	1.2	-1.2

資料4 パブリックコメントの結果と考え方

(1) 実施概要

ア 実施期間

令和2年12月18日～令和3年1月15日

イ 実施方法

- ①住民周知 誼訪広域広報12月号への掲載
報道 長野日報
- ②資料の提供 誼訪広域連合ホームページに掲載
広域連合介護保険課・各市町村の窓口で提供
- ③募集方法 誼訪広域連合介護保険課宛てメール、FAX 及び郵送回答

ウ 募集結果

意見・要望提出者 9名（3名メール、6名郵送）

(2) 意見・要望の内容とその対応について

○地域包括支援センターについて

意見概要	広域連合の考え方
地域包括支援センターの周知について触れられていますが、認知度がなかなか上がっていない状況が、高齢者実態調査の結果からも見て取れます。今後、益々重要な任務を担う場所であると思います。各自治体と連携してのPRを、計画の中で強調して位置付けてほしいと思います。	ご指摘いただきました事項については、44頁「(2) 地域包括支援センターの周知及び地域連携に向けた支援」の本文を追加・修正いたしました。

○介護従事者の確保と育成について

意見概要	誼訪広域の考え方
介護従事者の確保と育成について、この間「広報すわこういき」でのイメージアップのための連載など、取り組んでいただいた事は、大変ありがたく拝見しています。が、なかなか現場では、改善傾向にありません。コロナも、困難さの理由になってしまってもいます。広域連合としての、財政面での事業所への支援や、小中高生等への職場体験の勧めや進路指導の先生方への働きかけなども、検討頂けないのでしょうか。	ご指摘いただきました事項については、52頁「(3) 介護従事者の確保と育成」の本文を追加・修正いたしました。

○施設整備の考え方について

意見概要	諏訪広域の考え方
<p>介護保険施設整備予定についてですが、介護老人福祉施設 39 床の整備では少な過ぎると思います。待機されている方に、特養以外のサービス提供で対応するのも一つ的手段ではあるとは思いますが、とても追いつかないのではないのでしょうか。600人以上いらっしゃる待機者の解消に、広域連合として責任を持つべきです。再検討を求めます。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、51 頁「(1) サービス基盤の整備方針」の本文に記載のとおりです。特養待機者の所在状況や第7期の整備状況を踏まえて、事業者の状況や意向などを総合的に検討した結果によるものです。特養の整備は、保険料に与える影響が大きいため、待機者数に対しての整備は考えていません。</p>

○保険料の算定について

意見概要	広域連合の考え方
<p>保険料の算定については、白紙のままパブコメを実施するのは、いかがなものかと思えます。もっとも、住民の関心の高い項目であり、「介護保険料は高く、大変」「これ以上の引き上げは勘弁してほしい」という声は少なくありません。</p> <p>それは高齢者等実態調査結果において、元気高齢者でも、居宅要介護・要介護認定者でも、「保険料が高くなってやむを得ない」と答える方より、「高くない方がいい」と答えている方が多いことから、わかります。</p> <p>現在の年額64,200円(月額5,350円)は、介護保険制度化が開始された2000年度年額29,700円(月額2,475円)の倍以上にもなっています。一方、高齢者世帯の一世帯当たりの平均所得は、2000年には319万5千円。公開されている直近の値である2018年は312万6千円と、途中若干上昇する年もあっても減少しています。たとえ、月額100円であっても、引き上げには反対です。</p>	<p>保険料算定のパブリックコメントにつきましては、保険者として認識をしています。介護報酬が定まらない中での保険料の見込額につきましては、慎重になるところです。ご指摘いただきましたことにつきましては、次期計画への参考とさせていただきます。</p> <p>また、保険料の増額につきましては、介護保険委員会にて高齢者等実態調査結果及び自由意見の結果等を報告し、調査結果を踏まえた協議がされ、方針が示されています。この方針を骨子とし、適切なサービス見込量の推計に基づき算定された第1号被保険者保険料への介護給付準備基金の繰入れや、国による低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化策等を継続して取り入れることにより、可能な限り保険料の上昇を抑制しておりますが保険料の増額についてはご理解いただきますようお願いいたします。</p>

○介護保険全般について

意見概要	広域連合の考え方
<p>全般を通しての意見です。高齢化率が上昇し、介護ニーズが増え、給付費が右肩上がりになるのは、高齢者のせいではありません。介護報酬の引き上げや、介護職員の処遇改善を進め、かつ、それに要する財源を被保険者に求めるのではなく国の予算増で賄うことを、強力に求めて下さい。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、10 頁「(2) 計画期間における高齢者人口の推計」や19 頁「(2) 計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計」等から、60 頁以降の「介護保険事業量及び給付費の推計」となっています。各市町村では、介護予防事業を積極的に進めることで、介護給付費の上昇の抑制を目指しています。介護保険制度の抜本的な改革には、保険者だけの対応は困難です。</p>

○認知症について

意見概要	広域連合の考え方
<p>高齢者等実態調査結果概要の認知症についてのグラフ「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」の充実を希望する割合が5割近くあったことですが、元気高齢者でなくとも多くの人が必要を感じていると思います。現状では諏訪圏内の病院では重い周辺症状を有している認知症患者は適切な診断と治療を受けられてはいないと感じます。例えば、様々な事情で自宅での介護が出来ず高齢者施設に入所や入居されても、認知症の周辺症状が重いため、施設内で大声を出す、暴言を吐く、職員を叩く等、色々な行為をしてしまう方がたくさんおられると思います。そんな状態では家族は介護を拒否、施設では職員の休職や離職があり施設側は退去を家族に打診・・・という状態です。そんな中で、認知症専門の病院があればありがたいのではないかとずっと思っていました。一定期間入院をして治療をし、落ち着いた段階で自宅や施設に帰ることが必要ではないでしょうか？認知症に特化した入院施設のある専門病院がほしいと強く思います。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、47頁「4-6 認知症施策の充実」の本文に記載のとおりです。医療施設等については医療計画に沿って整備されていくところであると思いますが、身近な地域における認知症ケアの拠点である認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などについては計画的な整備を推進するとともに、質の高いサービス提供ができるよう職員の資質向上を促進します。</p>

○基本方針について

意見概要	広域連合の考え方
<p>1-5 基本方針の見直しについて (1)第8期計画において記載を充実する事項の中の⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、⑦災害や感染症対策に係る体制整備に特に力を入れて取組みを強化していただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘いただきました事項、⑥については、52頁「(3) 介護従事者の確保と育成」の本文に記載のとおりです。市町村と情報共有を密に行い、連携して進めます。また、⑦については50頁「(1) 災害に対する備え」、「(2) 感染症に対する備え」の本文を追加・修正いたしました。</p>

○地域支援事業の推進について

意見概要	広域連合の考え方
<p>地域支援事業の推進について。地域には現役を退いた看護師や介護関係の仕事をしていた人がいると思うので、そういう人達を巻き込んで介護予防事業を展開していったらいかがでしょうか？</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、85頁「7-1 介護予防・日常生活支援総合事業」の本文に記載のとおりです。住民主体による支援体制の構築は課題となっていますので、地域支援事業の中心となる構成市町村との検討を継続して行います。</p>

○介護従事者の確保と育成について

意見概要	広域連合の考え方
<p>介護従事者の確保と育成は大きな問題だと思います。施設等を訪問していますが、スタッフが少ない為に使われていないフロアがあったり、閉められているユニットがあったりして、折角の資源が勿体ないなと思います。どうしたら介護の人材を集めることができるか？真剣に具体的に考える必要があると思います。これから要介護者が増えていくのは確実です。在宅での介護が困難になった時に頼るべき施設が十分に機能できるように、今から準備をしていくことが必要だと思います。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、52頁「(3) 介護従事者の確保と育成」の本文に記載のとおりです。介護人材の確保につきましては、最重要課題として取り組みます。</p>

○地域包括ケアについて

意見概要	広域連合の考え方
<p>2025年、2040年問題を見据え、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現を目指す中で、まずは支援・介護を必要としない自立・健康な高齢者を増やすことが最も重要だと考えます。そのために、老人（高齢者）クラブや民生委員等の地域組織を活用して介護保険制度を普及・啓発し、適切なサービス利用を促すことが必要なのは言うまでもありません。</p> <p>更に、地域包括ケアネットワークへの参画を促し、高齢者の保健事業と介護予防・認知症予防対策事業を一体的に実施することが大切です。それと共に、高齢者が積極的に地域活動に参画して活躍し、協働して支え合う地域社会づくりを目指さなくてはなりません。例えば、健康講座や趣味・実用講座等、高齢者に役立ち興味を持たせる講習会を複合組織で計画し啓蒙します。</p> <p>あるいは社会参加の働きかけです。行動する意欲があるのにきっかけがなくて外に出ない人が増えています。小さくてもふれあいサロンを各地に更に上手に立ち上げれば、フレイル防止で生きがいを感じる人が増えるはずです。いち早く、複合的な組織の連携による検討・実行チームを作り協働事業として実効を上げるべきだと思います。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、85頁「第7章 地域支援事業の推進」の本文に記載のとおりです。地域支援事業の中心となる構成市町村と情報共有を密に行い、更なる事業の推進に努めます。</p>

○介護従事者の確保と育成について

意見概要	広域連合の考え方
<p>○システムを支える介護人材確保及び業務効率化の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材確保・・・広域又は市町村で教育を補うプログラムが必要 <p>人材不足から、採用条件が未経験でも可になっているが、現場で教育がどのくらいできているか疑問。経験者も「前の施設ではこうしていた。」というような傾向にあると感じ、教育担当者も専従で配置する余裕もない。基本的な教育を行い、その上に各施設での特徴が出せるようになると良いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に管理者の教育も必要 <p>職員のモチベーションを下げない。パワハラ、セクハラ、モラハラなどの防止と対応。</p> <p>同時に利用者からのパワハラ、セクハラなどへの対応方法。施設によっては、アクシデント報告が繰り返されていると聞く。振り返りの仕方、対策などの考え方の指導を具体的に行わなければ改善しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボットなどの積極的な効果事例の紹介。費用の問題もあるので、すぐに導入は困難かも知れないが、器械導入の考え方を促進する。（機械は「面倒」が先に立ち、人力で手っ取り早く行って体を壊す傾向もある。）費用の公的補助があれば嬉しい。 	<p>ご指摘いただきました事項については、59頁「(3) 介護人材の確保とサービスの質の向上」及び52頁「(3) 介護従事者の確保と育成」の本文に記載のとおりです。</p>

○災害や感染症対策について

意見概要	広域連合の考え方
<p>○災害や感染症対策に係る体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設で災害訓練を実施しているが、内容的にはかなりばらつきがあると思われる。施設の訓練内容への支援が必要と思う。 ・要支援者名簿。地域に名簿はあるが実際の活用方法が見えて来ない。私の住む地域では、区で災害マニュアルを更新したが、マニュアルは役員に「貸与」されており、任期終了時に返却する。従って現役の役員以外は内容を把握していない。避難所感染対策も地域差が大きい。地域の対策は行政が指導して推進して欲しい。 	<p>ご指摘いただきました事項については、50頁「(1) 災害に対する備え」、「(2) 感染症に対する備え」の本文を追加・修正いたしました。</p>

○在宅看取りについて

意見概要	広域連合の考え方
<p>○在宅看取り</p> <p>・どこの場所においても、最期の時の支援の質と家族の介護力、満足度の評価を行っていかなくてはならず、病院、施設、在宅間の連携が必要。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、94 頁「7-2 包括的支援事業（4）在宅医療・介護連携推進事業」の本文に記載のとおりです。最後までご本人の生き方を尊重した医療や介護が提供されるように、事業の周知を図るとともに、関係機関では過不足なく情報を共有できる連携体制の構築を図ります。</p>

○短期入所について

意見概要	広域連合の考え方
<p>○短期入所</p> <p>・施設は、ベッド稼働率を考えると空床にしておけない。各施設で工面するのではなく、その辺りのしくみを作る必要があると思う。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、67 頁「施策の方向」の本文に記載のとおりです。</p>

○介護相談員について

意見概要	広域連合の考え方
<p>○役割が把握できない</p> <p>・介護相談員・・・施設では、相談員の訪問の時、必ず施設の責任者に声をかけて頂き、意見をお聞きしました。ノートに記入もして頂くようにしました。それ以前は、施設職員との触れ合いもなく、認知症の利用者さんにインタビューしたことをそのまま受け止め、責任者に「利用者の要望」のような形で伝えて頂いたこともあり、役割が見えませんでした。相談員さんの会議のフィードバックもありませんでしたので、効果的な方法を検討して頂きたい。</p>	<p>介護相談員につきましては、56 頁「③介護サービス相談員」の本文に記載のとおりです。</p> <p>介護サービス相談員の派遣は、介護サービスの現場を訪問する中、利用者からの相談等に応じ、疑問や不満、不安を解消しながら、利用者の尊厳保持や事業者のサービス向上を目指して行っています。</p> <p>介護サービス相談員の養成や事業者への派遣等は、各市町村が主体となって行っております。</p> <p>引き続き、事業の充実に努めてまいります。</p>

○事業者同士の連携について

意見概要	広域連合の考え方
<p>○同一事業者間の連携確保</p> <p>・取り組みましたが、競合相手の為か本音は出にくく上手く行きませんでした。行政、事業の団体が主導するのが効果的と感じた。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、53 頁「（4）事業者相互間の連携の確保」の本文に記載のとおりです。小規模多機能型居宅介護連絡会や有料老人ホームの会など、同一サービス事業者間の連携が取れているサービスもあるため、連携の必要性を事業者に働きかけていきます。</p>

○若年性認知症について

意見概要	広域連合の考え方
<p>○若年性認知症 ・認知症疾患センター、コーディネーター中心に地域を主導して頂きたい。認知症地域支援推進員の立場では、個人情報を持たず、実態の把握もできず手も足も出ませんので、協働の立ち位置であり、疾患センターに意見を届けました。また、それぞれ地域の活動を把握して頂き、疾患センターならではの研修や講演会の企画をお願いしました。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については 47 頁「4-6 認知症施策の充実」の本文に記載のとおりです。構成市町村と連携し、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進に努めます。</p>

○基本方針等について

意見概要	広域連合の考え方
<p>私は団塊の世代なので 2025 年、2040 年問題には一層関心を持ち読みました。高齢化社会において、追加された項目 P6 (2) 基本指針構成等の見直し案の①～⑩は充実してほしいと思っています。</p> <p>P50 (3) 介護従事者の確保と育成の中で、5 割以上の事業所でマンパワーが不足し、サービス提供体制の確保と安定的な経営において人材の確保、育成やサービスを担う人材の質の向上が必要と感じているなど、介護従事者の確保、育成は依然として大きな課題となっています、の部分が少し気にかかり、大きな課題と思っています。</p> <p>高齢化社会において、フレイル、認知症の増加も予測され、P44 介護予防・重度化防止の推進も大切だと思います。</p> <p>近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、今後の有事の際にも備えられるよう考えていかねばと思っています。</p>	<p>諏訪広域連合では、第 8 期介護保険事業計画で 6 頁 (2) の基本指針構成等の見直し①～⑩について記載を充実させた部分について、効率的かつ効果的に運用できるよう構成市町村との情報共有を密にし、連携して進めます。介護従事者の確保、育成の課題については、52 頁「(3) 介護従事者の確保と育成」の本文を追加・修正いたしました。介護予防・重度化防止の推進については、46 頁「4-5 介護予防・重度化防止の推進」の本文に記載のとおりです。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、医療専門職等との連携の充実に努めます。災害・感染症対策の体制整備については、50 頁「(1) 災害に対する備え」、「(2) 感染症に対する備え」の本文を追加・修正いたしました。</p>

※掲載しているご意見のほかに、複数ご意見をいただきましたが、本事業計画に対してのご意見のみ掲載をしております。

資料5 諏訪広域連合介護保険委員会

(1) 諏訪広域連合介護保険委員会設置要綱

平成18年6月1日

告示第17号

(設置)

第1条 諏訪広域連合は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく介護保険事業の健全かつ円滑な実施を推進するため、諏訪広域連合介護保険委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する意見をまとめること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関する意見をまとめること。
- (3) 地域密着型サービスの事業者指定に関する意見をまとめること。
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織し、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者を代表する者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係団体を代表する者
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(諏訪広域連合介護保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 諏訪広域連合介護保険運営協議会設置要綱(平成15年告示第9号)は、廃止する。

(2) 諏訪広域連合介護保険委員会委員名簿

① 保健、医療及び福祉の関係団体を代表する者

令和3年3月31日現在

委員名	推薦団体	推薦・所属団体での役職名等	委員会の役職
向山 茂雄	岡谷市医師会	理事	
松本 宙明	諏訪市医師会	理事	
知見 秀雄	諏訪郡医師会		会長
中根 治	岡谷下諏訪歯科医師会	副会長	
笠原 健一	諏訪市歯科医師会	副会長	
浅井 伸二郎	茅野市諏訪郡歯科医師会	理事	
小林 正子	長野県看護協会諏訪支部	老人保健施設あららぎ施設長補佐	
丸田 哲	諏訪薬剤師会	副会長	
五味 高義	長野県理学療法士会		介護予防部会 部会長
井上 憲昭	諏訪地区老人保健施設連絡協議会	富士見高原医療福祉センター長	介護サービス部会 部会長
池田 しずえ	諏訪地区老人福祉施設連絡協議会	理事	
山口 真願人	長野県介護支援専門員協会諏訪支部		
土井 淳子	長野県介護支援専門員協会諏訪支部		
柳平 文子	長野県介護福祉士会	副会長	
堀口 徹	諏訪地域小規模多機能型居宅介護事業者連絡会		
中田 富雄	岡谷市	岡谷市社会福祉協議会会長	
宮坂 昭男	岡谷市	岡谷市地区社会福祉協議会 会長	
蟹江 弓子	諏訪市	諏訪市地域医療・介護連携センター ライフドアすわ	
若尾 昌充	諏訪市	諏訪市社会福祉協議会	
横井 幸子	茅野市	茅野市介護相談員	
藤森 佐恵子	下諏訪町	下諏訪町社会福祉協議会 在宅福祉推進係長	保険料部会 部会長
朝倉 涼子	下諏訪町	下諏訪町ケアマネジメント研究会 副代表	
小林 功	富士見町	富士見町社会福祉協議会 介護保険事業所長	
山口 美佐子	富士見町	富士見町民生児童委員協議会副会長	副会長
金子 治代	原 村	原村民生児童委員協議会 副会長	介護サービス部会 副部会長
牛山 亜矢子	原 村	原村社会福祉協議会事務局	

※推薦・所属団体での役職名等は委嘱当時のものとなります。

② 介護保険の被保険者を代表する者（公募・市町村の推薦）

令和3年3月31日現在

委員名	推薦団体	推薦・所属団体での役職名等	委員会の役職
齋藤 博子	岡谷市	1号被保険者（岡谷市保健委員連合会会長）	
上條 國男	岡谷市	1号被保険者（岡谷市介護相談専門員）	
大和 洋平	岡谷市	1号被保険者（岡谷市介護相談専門員）	
小島 光治	諏訪市	1号被保険者（諏訪市老人クラブ連合会）	
安部 修二	諏訪市	1号被保険者（諏訪市介護なんでも相談員）	
河西 登志江	諏訪市	2号被保険者（諏訪市保健補導員連合会会長）	
岡村 とみ代	茅野市	1号被保険者（茅野市介護相談員）	
桑澤 昌子	茅野市	1号被保険者（茅野市介護相談員）	
乾 光江	茅野市	2号被保険者（認知症の高齢者を抱える家族会）	
中村 愛子	下諏訪町	1号被保険者（下諏訪町民生児童福祉委員協議会副会長）	
小松 正則	下諏訪町	1号被保険者（下諏訪町民生児童福祉委員協議会副会長）	
小林 茂光	富士見町	1号被保険者	保険料部会 副部会長
清水 文人	原 村	1号被保険者	

※推薦・所属団体での役職名等は委嘱当時のものとなります。

資料6 諏訪広域圏内 介護保険サービス事業所一覧（令和3年1月現在）

○訪問介護（ホームヘルプ）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	従前相当	サービスA
岡谷市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	岡谷市長地権現町4-1-1-50	24-2121	24-3555	○	○
ヘルパーステーション わかば	岡谷市湖畔3-2-18	23-4884	23-4410	○	○
ニチケアセンター おかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2913	26-2916	○	
在宅介護てまり	岡谷市神明町1-2-2	23-8827	23-8852	○	○
宅老所たんぼの家	岡谷市湖畔1-28-16	24-2005	22-6431	○	
宅老所和が家 訪問介護事業所	岡谷市山手町2-3-26	75-5669	78-8482	○	○
ヘルパーステーション 和楽	岡谷市2916-4	22-4057	22-6166	○	
訪問介護事業所そよかぜ	岡谷市長地御所2-13-40	27-7289	28-5268	○	
ヘルパーステーション ホープ	岡谷市山下町2-13-10	78-7979	78-7989	○	
やさしい手 わかみや訪問介護事業所	岡谷市若宮1-5-27	21-2001	-	○	○
ヘルパーステーション 和縁	岡谷市湊2-11-14-4	55-7040	55-6916	○	
ヘルパーステーションなでしこ	岡谷市南宮1-5-16	78-8855	78-8886	○	
諏訪市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	諏訪市高島1-27-2	52-1499	58-7727	○	○
諏訪市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 西山の里	諏訪市湖南4016-2 デイサービスセンター「西山の里」内	56-1499	57-1711	○	○
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンターすわこ	諏訪市豊田文出2400-9	57-5089	57-5102	○	○
諏訪赤十字ホームヘルパーステーション	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院内	57-6688	57-6603	○	
かりんの里訪問介護事業所	諏訪市湖岸通り5-11-5 老人保健施設かりんの里内	57-5261	57-5766	○	○
こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5565	54-5561	○	
諏訪交通	諏訪市四賀103-6	53-1211	58-1194	○	
㈱まごころホーム訪問介護事業所	諏訪市中洲5689-5	54-3011	54-3022	○	
すずらんの里訪問介護事業所	諏訪市高島1-25-14 フジビル201号	54-3320	54-3340	○	
聖母ケアサポート	諏訪市湖南4894-1	78-3551	78-3552	○	○
みよし家介護サービス訪問介護事業所	諏訪市湯の脇2-9-13	58-7205	58-7201	○	○
ニチケアセンター諏訪城南	諏訪市城南1-2658-2 イトウビル2F	78-0041	78-0042	○	
ヘルパーステーションケアこまくさ	茅野市ちの3094-6（虹の森内）	82-0500	82-8088	○	
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンター茅野	茅野市仲町17-33JA信州仲町ビル1階	82-5670	82-5671	○	○
茅野市社会福祉協議会 訪問介護事業所	茅野市宮川3975	82-1415	82-1107	○	
介護センターこすもす	茅野市宮川5010-20	73-7382	73-0019	○	
株式会社ニコニコライフ訪問介護事業所	茅野市ちの9040-1	55-2332	55-1552	○	
ニチケアセンター茅野	茅野市塚原2-4-23	73-7591	73-7592	○	
ニチケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5183	72-0439	○	
エクセレントライフサービス	茅野市北山5513-1	67-0609	67-0610	○	

○訪問介護（ホームヘルプ）

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	従前相当	サービスA
桜ハウス訪問介護事業所	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○	
ヘルパーステーション寿和寮	茅野市宮川5010-1	71-1610	71-1611	○	
ふくろうsuwa支援センターつばめ	茅野市玉川4011-1	75-5296	75-5293	○	
訪問介護事業所 狸	茅野市豊平3765番地	73-5920	55-2200	○	
ゆう	茅野市玉川3152-2	79-7737	79-7737	○	
ニチイケアセンター神之原	茅野市玉川4143-7	75-0856	75-0857	○	
ほっとケア あかり	茅野市宮川7296-18	050-1456-0839	050-1456-0839	○	
訪問介護事業所 ゆかりケア	茅野市ちの274-8	72-2235	75-5567	○	
訪問介護事業所 ユニサボすわ	茅野市ちの上原694-1	75-2820	75-2822	○	
リゾートケア蓼科	茅野市北山4035-1296	75-1031	75-1032	○	
下諏訪町社会福祉協議会	下諏訪町(大門3)162-4	28-8292	27-0890	○	
諏訪共立ヘルパーステーション	下諏訪町(西弥生町)4928-1	28-2499	28-2490	○	○
月岡ケアサービス訪問介護事業所	下諏訪町(東赤砂)4699-15	28-7650	28-7651	○	
カーサ・デ・ソル	下諏訪町(南四王)6150-4	27-3850	27-3865	○	○
ケアサポートふきのとう	下諏訪町(御田町)3134-7	28-5307	28-5392	○	
訪問介護ら・ら・ら24	下諏訪町(東赤砂)4704-10	78-8705	78-8715	○	
ヘルパーステーション春うらら	下諏訪町(武居)5869	78-7884	78-7884	○	
富士見町社会福祉協議会 ふれあい訪問介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○	○
富士見町社会福祉協議会 清泉荘訪問介護事業所	富士見町境7276	61-8210	62-8212	○	○
あくしす訪問介護事業所	富士見町富士見11517-3	78-6484	78-6585	○	
原村ホームヘルプサービス	原村6649-3	79-7228	79-7093	○	○

○総合事業 訪問型サービスA 単独事業所（サービスAのみ提供）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX
岡谷下諏訪広域シルバー人材センター 訪問介護事業所	岡谷市長地権現町4-11-50	23-0760	23-4936

○訪問入浴介護

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ニチイケアセンターおかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2915	26-2916	○
諏訪市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	諏訪市四賀1844-6	52-0088	52-0070	○
ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5184	72-0439	○
ケアエイド諏訪広域営業所	茅野市宮川10996 ピラオクタテボルテ105	75-5995	75-5996	○
富士見町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○

○訪問看護

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市訪問看護ステーション	岡谷市本町4-11-33	23-2000	78-3623	○
ニチイケアセンターおかや 訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2085	26-2916	○
やさしい手わかみや 訪問看護ステーション	岡谷市若宮1-3-15ルミエール花岡D	75-2366	21-2003	○
諏訪赤十字訪問看護ステーション	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院内	57-5151	57-6016	○
宮坂医院	諏訪市元町4-10	52-1711	52-8115	○
諏訪豊田診療所	諏訪市豊田2434-2	52-1802	53-9210	○
訪問看護ステーションみづうみ	諏訪市豊田2400	54-2118	57-3030	○
矢嶋内科医院	茅野市ちの3494	72-2048	72-2748	○
ともみ内科医院	茅野市本町東3-5	82-0424	71-1327	○
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原2-2-22	72-3226	72-0452	○
小口医院	茅野市宮川4441-3	72-2619	72-1787	○
訪問看護ステーションりんどう	茅野市塚原2-5-45	82-1234	82-0188	○
訪問看護ステーションこまくさ	茅野市ちの3094-6	82-8080	82-8088	○
訪問看護ステーションいろは	茅野市玉川4300	72-1000	73-5417	○
尖石診療所	茅野市豊平4485-1	71-6211	71-6210	○
あん訪問看護ステーション	茅野市宮川3987-3	78-7650	78-7995	○
溝口医院	下諏訪町(東豊)6273	27-6266	28-0586	○
平山医院	下諏訪町(塚田町)3149-7	27-8053	28-0346	○
市瀬医院	下諏訪町(西鷹野町2部)4824	26-1717	26-1700	○
諏訪共立訪問看護ステーション	下諏訪町(西弥生町)4928-1	27-0471	27-0105	○
小林医院	富士見町境7372	64-2043	65-3462	○
訪問看護ステーションふじみ	富士見町落合11106-1	62-8003	62-8005	○
ぞうさん訪問看護ステーション	富士見町字長尾根1438-1	78-8866	78-8866	○

○訪問リハビリテーション

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市民病院	岡谷市本町4-11-33	23-8000	23-0818	○
つるみね共立診療所	岡谷市川岸上1-22-21	22-6680	24-3573	○
宮坂医院	諏訪市元町4-10	52-1711	52-8115	○
掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	○
みづうみ	諏訪市豊田2400-9	54-2111	57-3030	○

○訪問リハビリテーション

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
介護老人保健施設かりんの里	諏訪市湖岸通り5-11-5	57-5755	57-5766	○
きみづか整形外科	諏訪市上川2343	78-4001	78-4002	○
諏訪中央病院	茅野市玉川4300	72-1000	72-4120	○
諏訪共立病院	下諏訪町(矢木町1)214	28-3071	28-5241	○
老人保健施設あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	○
老人保健施設さくらの	原村13220-1	70-1222	70-1223	○

○通所介護(デイサービス)

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	従前相当	サービスA
ウェルハート おかや	岡谷市長地片間町1-11-1	28-1000	28-6800	○	
さわらび	岡谷市西山1723-101	21-1180	21-1182	○	○
グレイスフル岡谷	岡谷市湖畔2-6-2	21-7321	24-0711	○	○
ニチイケアセンター おかや	岡谷市長地権現町1-7-26	26-2912	26-2916	○	
温泉デイサービス湯けむり	岡谷市南宮3-3-8	24-2006	24-8211	○	
ツクイ岡谷	岡谷市本町1-7-21	21-1320	21-1321	○	
さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822	24-8824	○	
デイサービスセンター聖母憩の家	諏訪市大和1-5-7	52-1594	52-2252	○	
デイサービスセンター「湯の里」	諏訪市四賀飯島2213-1	57-1800	57-3800	○	○
諏訪市デイサービスセンター「西山の里」	諏訪市湖南4016-1	56-1700	57-1711	○	
かりんの里デイサービスセンターうららか	諏訪市中州下金子3838-4	54-3361	54-3362	○	
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	57-3108	57-2140	○	○
デイサービスきたえるーむ諏訪	諏訪市大字四賀字赤沼1982-2	78-8767	78-8822	○	
諏訪中央病院組合老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300-9	73-8880	71-1641	○	
富士見高原医療福祉センター デイサービスけいすい	茅野市北山4808-1	78-2322	78-2366	○	○
茅野市西部デイサービスセンター	茅野市宮川3975	82-6161	82-1107	○	
桜ハウス玉川	茅野市玉川3046-1	82-7685	82-7690	○	
りんどう苑	茅野市豊平1907-1	82-5882	82-5883	○	
ツクイ茅野	茅野市仲町15-6	82-7801	82-7802	○	
桜ハウス宮川	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○	
憩いの家パセオ	下諏訪町(矢木町3)26	27-0106	27-0129	○	
穂乃家	下諏訪町(東山田第5)社6534-4	26-4530	26-4532	○	○
デイサービスセンターいざわ	下諏訪町6174-1	26-2121	26-2323	○	
富士見町社会福祉協議会 ふれあい指定通所介護事業所	富士見町富士見8988-1	62-6762	62-6772	○	○
富士見町社会福祉協議会 清泉荘通所介護事業所	富士見町境7276	61-8210	61-8212	○	○

○通所介護（デイサービス）

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	従前相当	サービスA
デイサービスセンターかがやき	富士見町境7276	64-2820	64-2821	○	○
紅林荘デイサービスセンター	富士見町富士見3107-2	61-2085	61-2081	○	
原村デイサービスセンター	原村6649-3	79-7228	79-7093	○	○
デイサービスセンターあいりす	原村10377-2	72-8300	72-7800	○	

○地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービス）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
宅老所たんぼぼの家	岡谷市湖畔1-28-16	22-6911	22-6431	○	
きのこの家	岡谷市御倉町2-21	78-3651	22-2740	○	
ホープ岡谷	岡谷市山下町2-13-10	78-7979	78-7989		
和が家新倉	岡谷市川岸中3-4-1	75-2525	75-5509	○	
リハビリデーサービスいずみ橋原	岡谷市川岸東2-7-25	24-1044	—	○	
デイサービスセンターなごやか岡谷	岡谷市神明町1-4-10	75-5780	75-5781	○	○
在宅介護てまり	岡谷市神明町1-2-2	23-8827	23-8852	○	
パセオおかや	岡谷市赤羽3-2-15	22-4155	78-6875	○	
リハビリテーション小菰	岡谷市長地小菰2-8-28	78-3261	78-3262	○	○
めだかの学校	岡谷市天竜町2-3-20	22-7062	22-7062	○	
私をデイに連れてって	岡谷市湊5-9-1	78-8089	78-8098	○	
リハビリデイサービスwagaya岡谷店	岡谷市若宮1-7-35	75-5370	75-5360	○	
ほがら家 南宮	岡谷市南宮1-5-16	21-1230	21-1138	○	
ひかりサロンwagaya	岡谷市中央町1-11-1	24-0837	75-0144	○	○
小さなデイ穂の花	諏訪市大字湖南6581-5	58-0288	57-1711	○	
かりんの里デイサービスセンターこもれび	諏訪市豊田文出310-3（杉菜池）	56-3315	56-3316	○	○
こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5564	54-5561	○	
アストレ城南	諏訪市高島1-17-6	56-6060	56-6070	○	○
宅老所あやとり	諏訪市小和田9-6	52-6229	52-6229	○	
リハビリデイサービスいずみ	諏訪市上川1-1544	52-1677	—	○	
かりんの里デイサービスセンターあおぞら	諏訪市四賀桑原861	54-2210	54-2215	○	○
宅老所いぶき	諏訪市大字中州2741-1	78-8677	78-8167	○	
パセオとよだ	諏訪市大字豊田3040-1	55-2507	78-6875	○	
パワーリハビリ専門 元気活き活きデイサービス	諏訪市大字沖田町1-95	78-3583	78-3593	○	
デイサービス湖岸通り	諏訪市湖岸通り2-305-1	54-5100	54-5222	○	○
みんなのデイハウスにじのわ（共生型サービス）	諏訪市高島3-1405-11	55-5240	55-7482	○	
デイサービスセンター白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575	○	

○地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービス）

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	現行相当	サービスA
デイサービスゆるり	茅野市ちの3502-1	78-3730	78-3720	○	
宅老所みみずく	茅野市ちの2761-7	73-8386	75-5721	○	
ゆうもあ	茅野市塚原2-1-1	72-1010	75-5040	○	
ゆう	茅野市玉川3152-2	79-7737	79-7737	○	
宅老所みみずく玉川	茅野市玉川3255-1	78-3875	78-3870	○	
宅老所なごみの家	茅野市宮川4112	82-9377	82-9377	○	
宅老所夢工房	茅野市金沢2512-22	82-2762	82-2762	○	
宅幼老所しらかば	茅野市北山3419-10	68-2085	68-2085	○	
デイサービス 茶の間	茅野市米沢4133-2	55-7967	55-4973	○	
みんなの家紙風船	下諏訪町（西豊）6175-3	28-7005	78-1480	○	
ほがら家 赤砂	下諏訪町（西赤砂）4406	75-2862	75-2863	○	
デイサービスセンターグレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木）9375-1	26-8872	26-8874	○	○
ほがら家	下諏訪町（西赤砂）4415-1	78-1581	78-1583	○	
デイサービスセンター「陽だまり横丁」	下諏訪町（東山田第3）社6672-15	24-3734	24-3734	○	
デイサービスセンタースマイル	下諏訪町（大門2）121-5	27-0084	28-0737	○	
宅幼老所ひなたぼっこ	富士見町富士見11650-1	61-2335	61-2336	○	○
机デイサービス恵福の家	富士見町落合7912-2	55-3603	55-2883	○	○
あくしす地域密着型通所介護事業所	富士見町富士見11517-3	62-5657	78-6585	○	
宅幼老所とみさと	原村8132-1	79-5027	79-5027	○	

○総合事業 通所型サービスA 単独事業所（サービスAのみ提供）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX
ヘルスサポートクラブ湯けむり	岡谷市南宮3-3-8	24-2006	24-8211
ヘルスケアサロン「あさがお」	岡谷市長地小菰1-11-30	27-5500	28-7012
すわいきいき教室 ラ・サンテ	諏訪市四賀飯島2213-1	57-0088	57-3800
阿部整骨院介護予防事業所 さにい〜♪	諏訪市大字湖南6539-2	53-1282	53-1286
合同会社山本整骨院 デイサービス筋トレ会	茅野市玉川500（茅野市運動公園総合体育館）	78-6918	78-6917
ミニデイサービスたぬき	茅野市湖東8323	78-6210	—

○通所リハビリテーション（デイケア）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市民病院	岡谷市本町4-11-33	23-8000	23-0818	○
つるみね共立診療所	岡谷市川岸上1-22-21	22-6680	24-3573	○

○通所リハビリテーション（デイケア）

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
諏訪湖畔病院	岡谷市長地小萩 1-11-30	27-5500	28-7012	○
介護老人保健施設 白寿荘	岡谷市長地小萩 1-11-30	28-8910	27-5313	○
かりんの里	諏訪市湖岸通り 5-11-5	57-5755	57-5766	○
掬水	諏訪市豊田 837-1	58-3232	58-3202	○
宮坂医院	諏訪市元町 4-10	52-1711	52-8115	○
こまくさの森	諏訪市中洲 5924	53-8833	58-7277	○
みづうみ	諏訪市豊田 2400-9	54-2111	57-3030	○
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原 2-2-22	72-3226	72-0452	○
やすらぎの丘	茅野市玉川 4300	73-1212	73-1509	○
虹の森	茅野市ちの 3094-6	82-0700	82-8088	○
諏訪共立病院	下諏訪町（矢木町 1） 214	28-3071	28-5241	○
グレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木） 9375-1	26-7001	26-7005	○
老健すずかぜ	下諏訪町（西赤砂） 4429-6	26-3033	26-2135	○
老人保健施設あららぎ	富士見町落合 11106-1	62-8008	62-8005	○
老人保健施設さくらの	原村 13220-1	70-1222	70-1223	○
富士見高原医療福祉センター中新田診療所	原村 13221-2	70-1331	70-1332	○

○福祉用具貸与・販売

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
在宅介護リフォームセンター ふれあいショップ	岡谷市塚間町 1-6-9	22-5294	22-6171	○
サクラケア塩尻店	塩尻市広丘吉田 3348	0263-59-4115	0263-59-4116	○
エフビー介護サービス	松本市島内 4972-5	0263-40-3700	0263-40-3770	○
ハトヤメディカルサポート株式会社	諏訪市中洲三ツ俣 5709-31	52-1555	52-1557	○
みよし家介護サービス	諏訪市湯の脇 2-9-13	58-7205	58-7201	○
こころ	諏訪市高島 1-21-14	54-5560	54-5561	○
聖母グッドライフ	諏訪市湖南 4894-1	78-3561	78-3562	○
ケアライフ	茅野市玉川 3619-2	79-7246	79-7246	○
カネミツ	茅野市宮川 4450-1	72-3582	73-5355	○
ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川 4245-1	82-5183	72-0439	○
ダスキンヘルスレント茅野ステーション	茅野市塚原 2-13-39 竹村ビル 1F	78-3422	78-3433	○
介護センター花岡	下諏訪町（高浜） 6188-1	26-1112	26-1113	○
フィット	下諏訪町（武居北） 6750	26-1400	26-1401	○

○短期入所生活介護（ショートステイ）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ウェルハート おかや	岡谷市長地片間町1-11-1	28-1000	28-6800	○
さわらび	岡谷市西山1723-101	21-1180	21-1182	○
ショートステイホーム第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	○
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	57-2111	57-2002	○
かりんの里複合福祉施設	諏訪市高島1-1-11	52-7111	52-7132	○
うぐいすの森	諏訪市沖田町4-2-1	75-1212	75-1222	○
諏訪中央病院組合老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300-9	73-8880	71-1641	○
白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575	○
桜ハウス玉川	茅野市玉川3046-1	82-7685	82-7690	○
りんどう苑	茅野市豊平南大塩1907-1	73-1081	73-1088	○
桜ハウス宮川	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○
ハイム天白	下諏訪町（東町中1）557-2	28-8160	28-8183	○
グレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木）9375-1	26-8851	26-8874	○
ショートステイひまわりの家	下諏訪町（西赤砂）4429-30	26-2127	26-2135	○
富士見町社協ふれあい短期入所事業所	富士見町富士見8988-1	62-6766	62-6772	○
ショートステイやすらぎ	富士見町境7276	64-2828	64-2821	○
富士見高原医療福祉センター 特別養護老人ホーム恋月荘	富士見町境字東平8830	75-5558	64-2288	○
特別養護老人ホーム紅林荘	富士見町富士見3107-2	61-2080	61-2081	○
アイリス	原村10377-2	72-8300	72-7800	○
さくらの	原村13221-6	70-1305	70-1306	○

○短期入所療養介護（ショートステイ）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
白寿荘	岡谷市長地小萩1-11-30	28-8910	27-5313	○
第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	○
かりんの里	諏訪市湖岸通り5-11-5	57-5755	57-5766	○
掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	○
こまくさの森	諏訪市中洲5924	53-8833	58-7277	○
老人保健施設みづうみ	諏訪市豊田2400-9	54-2111	57-3030	○
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原2-2-22	72-3226	72-0452	○
やすらぎの丘	茅野市玉川4300	73-1212	73-1509	○
虹の森	茅野市ちの3094-6	73-2000	73-2211	○

○短期入所療養介護（ショートステイ）

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
グレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木） 9 3 7 5 - 1	26-7001	26-7005	○
老健すずかぜ	下諏訪町（西赤砂） 4 4 2 9 - 6	26-3053	26-2135	○
老人保健施設あららぎ	富士見町落合 1 1 1 0 6 - 1	62-8008	62-8005	○
老人保健施設さくらの	原村 1 3 2 2 0 - 1	70-1222	70-1223	○

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
グレイスフル岡谷	岡谷市湖畔 2 - 6 - 2	21-7321	24-0711	○
グループホームさわらび	岡谷市西山 1 7 2 3 - 1 0 1	21-1113	21-1112	○
グループホーム高尾	岡谷市川岸上 4 - 3 - 4	22-8288	22-8299	○
グループホーム風薫	岡谷市南宮 3 - 3 - 3 3	21-1211	23-7720	○
ニチイケアセンター川岸夏明	岡谷市川岸西 2 - 1 1 - 3	21-1556	21-1557	○
愛の家グループホーム岡谷幸町	岡谷市幸町 6 - 2 4 - 1	21-1580	21-1581	○
医療法人こまくさ会こまくさの森	諏訪市中洲豆田 5 9 2 4	53-8811	53-8815	
かりんの里複合福祉施設 グループホームかりん	諏訪市高島 1 - 1 - 1 1	52-7111	52-7132	○
ニチイケアセンター四賀	諏訪市四賀 1 9 6 5 - 1	54-2181	54-2182	○
グループホームとよだ	諏訪市豊田 1 0 1	78-3032	52-5801	○
こころのひろばグループホーム	諏訪市高島 1 - 2 1 - 1 4	54-5615	54-5618	○
グループホームすずらん	茅野市湖東 7 0 5 0	73-8332	57-7383	○
グループホームせせらぎの家	茅野市宮川 6 3 2 7 - 1	72-4626	72-4645	○
グループホーム寿和寮	茅野市宮川 5 0 1 0 - 1	71-1622	71-1624	○
グループホーム豊平	茅野市豊平 2 5 5 2	73-3010	73-3010	○
グループホームいずみの	茅野市泉野 6 5 5 8 - 1	75-5900	78-3868	○
グループホームアイリス茅野	茅野市宮川 5 7 7 8 - 1	82-6011	82-6012	○
グループホームグレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木） 9 3 1 0	26-8878	26-8878	○
グループホームさくら	下諏訪町（東町中 1） 5 5 6 - 1	26-8888	26-8890	○
グループホームふきのとう	下諏訪町（西四王 2 部） 5 0 0 0 - 8	75-2362	75-2374	○
グループホーム縁	下諏訪町（東山田第 6） 社 7 6 1 8 - 1	26-0170	26-8681	○
グループホームやまゆり	富士見町富士見 3 7 9 6 - 5	61-1011	61-1055	○
グループホームひなたぼっこ	富士見町富士見 1 1 6 5 0 - 1	61-2223	61-2227	○

○認知症対応型通所介護

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ウェルハート おかや	岡谷市長地片間町1-11-1	28-1000	28-6800	○
ニチケアセンター川岸夏明	岡谷市川岸西2-11-3	21-1556	21-1557	
かりんの里複合福祉施設 デイサービスセンターきずな	諏訪市高島1-1-11	52-7111	52-7132	○
ニチケアセンター四賀	諏訪市四賀1965-1	54-2181	54-2182	
認知症対応型通所介護通いサービスはるかぜ	下諏訪町西赤砂4429-30	27-6780	26-2135	○
グループホームやまゆり	富士見町富士見3796-5	61-1011	61-1055	○

○小規模多機能型居宅介護

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
小規模多機能型居宅介護第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	○
和が家日和	岡谷市山下町1-1-22	75-2708	23-6608	○
小規模多機能型居宅介護 梨久保	岡谷市長地梨久保2-18-2	26-2202	75-5016	○
宅老所和が家	岡谷市湖畔4-1-27	24-3708	24-0811	○
和が家間下	岡谷市山手町2-3-26	78-8480	78-8482	○
小規模多機能ホーム集皆所とよだ	諏訪市豊田101	78-3043	52-5802	○
こころのひろば小規模多機能型 居宅介護事業所	諏訪市高島1-21-14	54-5611	54-5618	○
小規模多機能居宅 倶楽部 いずみ	諏訪市大手2-17-2	75-1423	52-5678	○
いぶきゆいの家	諏訪市中洲2536-1	75-2331	75-2883	○
小規模多機能ケア米沢の家	茅野市米沢3515-1	55-6009	55-6001	○
在宅サポート じこぼう	茅野市豊平4478	71-6070	71-6071	○
小規模多機能型居宅介護アイリス茅野	茅野市宮川5778-1	82-6077	82-6012	○
小規模多機能ケアはなもも	茅野市豊平1032-1	55-8630	55-5575	○
月岡ケアサービス多機能事業所月見ヶ丘	下諏訪町(武居北)5927-3	26-0091	26-0092	○
小規模多機能ケア めくもり	下諏訪町(西赤砂)4429-6	26-3057	26-2135	○
小規模多機能ケア やよい	下諏訪町(東弥生町)5247-4	55-4313	55-6867	○
小規模多機能型居宅介護事業所 一本松の家	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766	○

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX
イリーゼ諏訪定期巡回・随時対応型 訪問介護看護センター	諏訪市高島2-1284-1	56-1885	56-1884
定期巡回随時対応型事業所寿和寮	茅野市宮川5010-1	71-1610	71-1611

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX
諏訪共立定期巡回ケア えにし	下諏訪町（西弥生町）4928-1	26-3008	26-3009
24時間ケアサポートふじみ	富士見町立沢815-65	78-6001	62-3766

○特定施設入居者生活介護

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ケアハウス高尾	岡谷市川岸上4-3-7	22-2772	22-3720	○
ツクイ・サンシャイン岡谷	岡谷市本町2-4-10	21-7270	21-7271	○
さわやか絹の郷信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822	24-8824	○
サービス付き高齢者向け住宅「さつき」	岡谷市長地小萩1-11-30	27-6670	27-6681	○
イリーゼ岡谷	岡谷市山下町1-1-37	24-1238	24-2677	○
こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5567	54-5561	○
ウィズ諏訪	諏訪市中洲5853-5	54-3636	54-3639	○
イリーゼ・セントベル諏訪湖	諏訪市大和1-5-5	52-8123	52-8283	○
こころのひろば特定施設入居者生活介護事業所	諏訪市高島1-21-14	54-5612	54-5618	○
ケアホーム豊平	茅野市豊平2552	82-5703	82-5663	○
ラ・ナシカちの	茅野市塚原2-7-29	82-6002	82-6003	○
桜ガーデン茅野	茅野市宮川11400-12	75-5188	75-5187	○
ウィズ茅野	茅野市宮川11005-1	75-1077	75-1078	○
カーサ・デ・ソル諏訪湖	下諏訪町（東赤砂）10802	27-0317	27-0318	○
ケアハウスひなたぼっこ	原村南原18638-1	70-0008	70-0009	○

○地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の特定施設）

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX
おはな和が家	岡谷市山手町2-3-26	78-8481	78-8482

○介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

No. 1

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
さわらび	岡谷市西山1723-101	21-1180	21-1182	10	70
洗心荘	岡谷市長地出早2-6-33	28-6537	28-3949	100	0
松風	岡谷市内山4769-548	21-2200	21-2288	50	0

○介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

No. 2

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	57-2111	57-2002	0	74
ふくろうの森	諏訪市四賀2398-1	53-5577	54-2255	100	0
諏訪中央病院組合老人福祉施設 ふれあいの里	茅野市玉川4300-9	73-8880	71-1641	2	72
白駒の森	茅野市ちの3000-1	82-7500	82-7575	72	0
りんどう苑	茅野市豊平南大塩1907-1	73-1081	73-1088	70	0
ハイム天白	下諏訪町（東町中1）557-2	28-8160	28-8183	0	56
グレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木）9375-1	26-8851	26-8874	14	54
恋月荘	富士見町境字東平8830	75-5558	64-2288	95	0
紅林荘	富士見町富士見3107-2	61-2080	61-2081	4	76
アイリス	原村10377-2	72-8300	72-7800	0	50

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）No. 1

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	20	0
かりんの里複合福祉施設	諏訪市高島1-1-11	52-7111	52-7132	29	0
こころのひろば	諏訪市高島1-21-14	54-5616	54-5618	29	0
うぐいすの森	諏訪市沖田町4-2-1	75-1212	75-1222	29	0
アイリス茅野	茅野市宮川5778-1	82-6011	82-6012	29	0
和音	下諏訪町4770-2	27-3088	27-3089	29	0
さくらの	原村13221-6	70-1305	70-1306	29	0

○介護老人保健施設

No. 1

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
白寿荘	岡谷市長地小萩1-11-30	28-8910	27-5313	66	84
第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	20	0
かりんの里	諏訪市湖岸通り5-11-5	57-5755	57-5766	12	88
掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	0	100
こまくさの森	諏訪市中洲5924	53-8833	58-7277	13	16
やすらぎの丘	茅野市玉川4300	73-1212	73-1509	4	46
虹の森	茅野市ちの3094-6	73-2000	73-2211	28	72
グレイスフル下諏訪	下諏訪町（北高木）9375-1	26-7001	26-7005	22	58
あららぎ	富士見町落合11106-1	62-8008	62-8005	4	80
さくらの	原村13220-1	70-1222	70-1223	51	2

○介護老人保健施設

No. 2

施設名	所在地	TEL	FAX	ベッド数	
				個室	多床室
老人保健施設みづうみ	諏訪市豊田 2 4 0 0 - 9	54-2111	57-3030	79	0
老健すずかぜ	下諏訪町（西赤砂） 4 4 2 9 - 6	26-3053	26-2135	5	24

○介護療養型医療施設

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原 2 - 2 - 2 2	72-3226	72-0452

○居宅介護支援事業所

No. 1

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
岡谷市民病院居宅介護支援事業所	岡谷市本町 4 - 1 1 - 3 3	23-8700	23-8740	○
岡谷市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	岡谷市長地権現町 4 - 1 1 - 5 0	24-2127	24-3555	○
諏訪湖畔病院 居宅介護支援事業所	岡谷市長地小萩 1 - 1 1 - 3 0	26-2525	28-8414	
ウェルハートおかや 指定居宅介護支援事業所	岡谷市長地片間町 1 - 1 1 - 1	28-1000	28-6800	○
ニチケアセンターおかや	岡谷市長地権現町 1 - 7 - 2 6	26-2914	26-2916	○
居宅介護支援事業所 きずな	岡谷市長地御所 2 - 1 4 - 2 フレグランスあずさA棟 2 0 6 号	55-6780	28-5268	○
居宅介護支援事業所 湯けむり	岡谷市南宮 3 - 3 - 8	24-2006	24-8211	○
パセオ居宅介護支援事業所	岡谷市赤羽 3 - 2 - 1 5	78-3284	78-3294	○
ツクイ岡谷	岡谷市本町 1 - 7 - 2 1	21-1320	21-1321	○
介護支援センター 第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町 3 - 8 - 7	89-1211	89-1214	○
居宅介護支援事業所 和縁	岡谷市湊 2 - 1 1 - 1 4 - 4	55-6747	55-6916	○
居宅介護支援事業所 ほーぶ	長野県岡谷市長地梨久保 2 - 1 8 - 1	78-3938	75-5016	○
やさしい手わかみや居宅介護支援事業所	岡谷市若宮 1 - 3 - 1 5 ルミエール花岡D	78-6417	78-6418	○
かりんの里指定居宅介護支援事業所	諏訪市湖岸通り 5 - 1 1 - 5 老人保健施設かりんの里内	57-5533	57-5537	○
諏訪市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	諏訪市四賀飯島 2 2 1 3 - 1 デイサービスセンター「湯の里」内	57-1000	57-3800	○
諏訪市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所西山の里	諏訪市湖南 4 0 1 6 - 1 デイサービスセンター「西山の里」内	56-1000	57-1711	○
聖母介護支援センター	諏訪市大和 1 - 5 - 7	52-3512	56-2244	○
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンターすわこ	諏訪市豊田 2 4 0 0 - 9	57-5089	57-5102	○
宮坂医院	諏訪市元町 4 - 1 0	52-1083	52-8115	○
小松内科クリニック居宅介護支援事業所	諏訪市中洲 2 4 5 - 1 8 小松内科クリニック内	53-7631	57-1869	○
医療法人こまくさ会 こまくさの森居宅支援センター	諏訪市中洲豆田 5 9 2 4	58-7800	58-7277	○

○居宅介護支援事業所

No. 2

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
居宅介護支援事業所 こころ高島	諏訪市高島3-1300-1	54-5613	54-5561	○
いぶき居宅介護支援事業所	諏訪市大字中州2536-1	75-2122	75-2883	○
みよし家介護サービス居宅介護支援事業所	諏訪市湯の脇2-9-13	78-7231	58-7201	○
諏訪赤十字居宅介護支援事業所	諏訪市湖岸通り5-11-50	57-6128	57-6016	
イリーゼ高島城居宅介護支援事業所	諏訪市高島2-1284-1	56-1885	56-1884	○
居宅介護支援事業所 掬水	諏訪市豊田837-1	58-3232	58-3202	○
居宅介護支援事業所 ゆうな	諏訪市四賀2770-3	090-4230-9075	52-8277	○
土橋整形外科歯科医院	茅野市塚原2-2-22	72-3226	72-0452	○
医療法人こまくさ会 池田医院	茅野市ちの2808-1	73-0666	73-0661	○
諏訪中央病院組合介護老人保健施設 やすらぎの丘	茅野市玉川4300	73-1212	73-1509	○
訪問看護ステーション りんどう	茅野市塚原2-5-45	82-1234	82-0188	○
諏訪中央病院 訪問看護ステーション いろは	茅野市玉川4300	72-1000	73-5417	○
茅野市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	茅野市宮川3975	82-0211	82-1107	○
矢嶋内科医院 指定居宅介護支援事業所	茅野市ちの3494	82-6000	72-2748	○
富士見高原医療福祉センター ケアネットセンター茅野	茅野市仲町17-33 JA信州仲町ビル1階	82-5670	82-5671	○
ニチイケアセンターすわ	茅野市宮川4245-1	82-5183	72-0439	○
エクセレントライフ	茅野市北山5513-159	67-0609	67-0610	○
宅老所みみずく 居宅介護支援事業所	茅野市ちの2761-9	73-8386	75-5721	○
桜ハウス 居宅介護支援事業所	茅野市宮川4900-4	75-5720	82-4160	○
ゆうさぼーと	茅野市玉川3152-2	79-7737	79-7737	○
居宅介護支援事業所なごみの家	茅野市宮川4112	82-9377	82-9377	○
居宅介護支援事業所寿和寮	茅野市宮川5010-1 茅野市養護老人ホーム寿和寮内	71-1610	71-1611	○
ウィズの風居宅介護支援事業所	茅野市宮川11005	78-6531	75-1078	○
居宅介護支援事業所ケアマネセロリ	茅野市ちの1353-3	090-9359-7716	73-1314	○
虹の森 居宅介護支援事業所	茅野市ちの3094-6	82-8080	82-8088	
居宅介護支援事業所 米沢	茅野市米沢1659-2	55-1533	55-4973	○
桜の実居宅介護支援事業所	茅野市玉川3046-1	82-7685	82-7690	○
居宅介護支援事業所ゆかりケア	茅野市ちの274-8	72-2235	75-5567	○
社会福祉法人 下諏訪町社会福祉協議会	下諏訪町(大門3)162-4	78-3860	27-0890	○
下諏訪町在宅介護支援センター	下諏訪町(矢木町1)214	27-1195	27-1179	○
居宅介護支援事業所 フラワー諏訪	下諏訪町(高浜)6188-1	26-1119	26-1113	○
指定居宅介護支援事業所 カーサ・デ・ソル	下諏訪町(南四王)6150-4	27-3850	27-3865	○

○居宅介護支援事業所

No. 3

事業所名	所在地	TEL	FAX	介護予防
ケアサポート ふきのとう	下諏訪町（御田町）3 1 3 4 - 7	28-5307	28-5392	○
老人保健施設 あららぎ	富士見町落合 1 1 1 0 6 - 1	62-8008	62-8005	○
富士見町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	富士見町富士見 8 9 8 8 - 1	78-8987	62-6772	○
アイリス	原村 1 0 3 7 7 - 2	72-8300	72-7800	○
原村社協居宅介護支援事業所	原村 6 6 4 9 - 3	79-7228	79-7093	○
老人保健施設さくらの指定 居宅介護支援事業所	原村 1 3 2 2 0 - 1	70-1222	70-1223	○
つくし居宅介護支援事業所	原村 1 1 3 9 0	79-3438	79-3438	○

資料7 諏訪広域圏内 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅一覧

○有料老人ホーム（令和2年11月1日現在）

施設名	所在地	TEL	FAX	定員	種別
ツクイ・サンシャイン岡谷	岡谷市本町2-4-10	21-7270	21-7271	72	介護付
さわやか絹の郷 信州おかや	岡谷市郷田2-1-24	24-8822	24-8824	75	介護付
風の家	岡谷市長地御所2-13-40	27-7289	28-5268	12	住宅型
第2 グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3-8-7	89-1211	89-1214	40	住宅型
住宅型有料老人ホーム ホープ	岡谷市山下町2-13-10	78-7979	78-7989	24	住宅型
イリーゼ岡谷	岡谷市山下町1-1-37	24-1238	24-2677	介53・住7	介護付・住宅型
まごころホーム	諏訪市湖岸通り5-20-10	54-3011	54-3022	20	住宅型
ヴィラ月岡	諏訪市豊田96	28-7650	28-7651	5	住宅型
ウイズ諏訪	諏訪市中洲5853-3	54-3636	54-3639	75	介護付
いぶき ゆいの家	諏訪市大字中洲2536-1	75-2331	75-2883	8	住宅型
パセオすわ	諏訪市豊田3952-1	55-4455	55-1512	13	住宅型
イリーゼ高島城	諏訪市高島2-1284-1	56-1885	56-1884	60	住宅型
イリーゼ・セントベル諏訪湖	諏訪市大和1-5-5	52-8123	52-8283	51	介護付
グループリビングとよだ	諏訪市豊田101	78-3043	52-5802	16	住宅型
有料老人ホーム すばらしき仲間たち	諏訪市湖南4894-1	78-5271	78-5273	48	住宅型
リゾートケアホーム 蓼科	茅野市北山4035-1296	71-8455	71-8471	10	住宅型
エクセレントライフ 蓼科	茅野市北山5513-159	67-0609	67-0610	85	住宅型
ケアホーム 豊平	茅野市豊平字前田2552	82-5703	82-5663	18	介護付
有料老人ホーム 秋桜荘	茅野市宮川5464-3	73-0132	73-0132	4	住宅型
ラ・ナシカ ちの	茅野市塚原2-7-29	82-6002	82-6003	75	介護付
桜ガーデン 茅野	茅野市宮川11400-12	75-5188	75-5187	40	介護付
住宅型有料老人ホーム みみずく	茅野市玉川3255-1	78-3875	78-3870	18	住宅型
あったかホーム 福寿草	茅野市米沢3515-1	55-6009	55-6001	8	住宅型
住宅型有料老人ホーム 狸	茅野市湖東8323	78-7660	78-7915	9	住宅型
住宅型有料老人ホーム みみずく	茅野市ちの丁田2761-9	73-8386	75-5721	18	住宅型
カーサ・デ・ソル 諏訪湖	諏訪郡下諏訪町10802	27-0317	27-0318	介47・住37	介護付・住宅型
パセオハウス	諏訪郡下諏訪町26	27-0106	27-0129	13	住宅型
ゆいまーる 西弥生高齢者複合施設	諏訪郡下諏訪町西弥生町4928-1	26-8311	26-8312	15	住宅型
テラスの森 諏訪湖	諏訪郡下諏訪町10616-10	26-2000	26-2005	60	住宅型
カーサ・デ・ソル 湖浜	諏訪郡下諏訪町南四王6150-4	27-3850	27-3865	60	住宅型

○サービス付き高齢者向け住宅（令和２年９月１日現在）

施設名	所在地	TEL	戸数	特定施設
夢 ゆたか	岡谷市御倉町２－２１	-	6	
サービス付き高齢者向け住宅 さつき	岡谷市長地小萩１－１１－３０	27-6670	40	○
おはな 和が家	岡谷市山手町２－３－２６	78-8481	12	○
やさしえ わかみや	岡谷市若宮１－５－２７	21-2001	29	
サービス付き高齢者向け住宅 ころ高島	諏訪市高島３－１３００－１	54-5560	38	○
ころのひろばサービス付き高齢者向け住宅	諏訪市高島１－２１－１４	54-5612	40	○
ウイズ茅野	茅野市宮川１１００５	75-1077	78	○
住まいる茅野	茅野市ちの２７４－８	72-2235	46	
ル・レポ月岡	諏訪郡下諏訪町東赤砂４６９９－１５	28-7650	6	
ゆいまーる西弥生町高齢者複合施設	諏訪郡下諏訪町西弥生町４９２８－１	26-8311	25	
ハッピーライフ あくしす	諏訪郡富士見町富士見１１５１７－３	78-6484	25	

資料8 用語解説

あ 行

一般介護予防事業

地域の全ての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における介護予防活動を支援する事業。地域支援事業における介護予防事業の一つ。

か 行

介護給付

要介護1から要介護5と認定された方が利用できる介護保険サービスのこと。

介護給付費準備基金

介護保険事業の中期的な財政の調整を図るために設置する基金で、第1号被保険者保険料の剰余金を積み立てている。財源に不足が生じた場合や保険料の急激な上昇の抑制等に活用される。

介護サービス相談員（旧称：介護相談員）

介護保険サービス利用者から、サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供事業者や行政との間に立って解決に向けた手助けを行う人。「事業の実施にふさわしい人格と熱意を持っていると認められた人で、一定水準以上の養成研修を受けた人」を市町村長（保険者）が委嘱する。

令和2年4月より、介護サービス相談員と名称が変更された。

介護予防・生活支援サービス

要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、一人ひとりの心身の状態等に応じて通所及び訪問により行う介護予防事業。基本チェックリスト等により対象者を把握して実施する。

介護療養型医療施設

長期間にわたる療養が必要な要介護者が介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けられる。2017年度末に廃止されることとされていたが、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されることとなり、「介護医療院」への転換のための準備期間として、2023年度末までの経過期間が設けられている。

介護医療院

2018年4月に新たに創設された施設サービス。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・特養）

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられる。

介護老人保健施設（老健）

症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などを受けられる。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービス。医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を行う。

キャラバンメイト

地域で暮らす認知症高齢者やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座において講師を務める人。

居宅介護支援

居宅サービスや地域密着型サービス（施設・居住系サービスを除く）を利用する際に、サービス利用計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービス。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス。

緊急ショート（ステイ）

介護者の急病など緊急時に行う短期入所サービス。

ケアハウス

日常生活上の世話を行う「介護付き住宅」。特定施設入居者生活介護の事業者指定により、介護保険給付対象サービスとなる。

ケアプラン

介護サービスの利用計画のこと。利用者の希望や心身の状態等に応じ、どのような介護サービスをいつ、どのくらい利用するかを決める。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、県知事から与えられる公的資格。介護サービスの利用にあたって本人や家族の相談に応じアドバイスをしたり、希望をもとに心身の状態にあったケアプランを作成し、事業者とのサービス調整を行う。

高額医療合算サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、定められた基準額を越えた場合、越えた分を按分してそれぞれの保険者が支給する制度。

高額介護サービス費

1か月あたりの利用者負担額が高額になり、定められた上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給される。

コーホート変化率法

同じ期間に生まれた集団（コーホート）の一定期間後の変化率を求め、それが将来にも続くことを想定して推計する方法。

個室ユニット型（施設）

少人数のグループを生活単位（ユニット）とし、台所・食堂・リビング等の共同生活スペースを囲むように個室が配置されている施設。

さ 行

サービス付高齢者向け住宅（サ高住）

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）に基づくバリアフリー構造の施設。安否確認や生活相談など高齢者を支援するサービスも提供する。

小規模多機能型居宅介護

主に認知症高齢者等を対象とし、利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心として、必要に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービス。

住宅改修

「手すりの取付け」、「段差の解消」などの住宅改修を行った場合の費用について支給が受けられるサービス。

主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

原則としてケアマネジャー（介護支援専門員）の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者に与えられる資格。介護保険サービスや他の保健・医療サービスとの連絡調整のほか、介護支援専門員に対する助言・指導などを行う。

た 行

短期入所生活介護（ショートステイ）

施設に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。

短期入所療養介護（ショートステイ）

施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

地域支援事業

介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、要介護状態になってもできるだけ地域において自立した生活を継続できるよう支援する事業。介護保険制度の枠組みの中で実施される。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関。介護予防や権利擁護の推進、高齢者本人や家族からの相談対応を行うとともに、必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

チームオレンジ

市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所。

地域密着型サービス

できるだけ住み慣れた地域の近くで利用できることを目的としたサービス。事業所指定は市町村（保険者）が行い、原則として設置されている市町村（広域圏）の住民のみが利用できる。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービス。

通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関などに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービス。

特定福祉用具販売

「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」など、貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の9割の払い戻しが受けられるサービス。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービス。

特定入所者介護サービス費

短期入所生活介護や施設サービス等を利用する場合に必要な食費や居住費（滞在費）について、所得が低い人を対象に限度額が設けられており、平均的な費用（基準額）と限度額の差額が特定入所者介護サービス費として支給される。

な 行

日常生活圏域

地域の特性や実情に応じたサービスの提供及び基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して設定するもの。

認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。標準的な認知症ケアパスとは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくものをいう。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る人のこと。認知症サポーター養成講座を受講することで誰でもなることができる。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービス。

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービス。

は 行

ピア活動

介護が終わった経験者が現役介護者の悩みを聞いたり、病気経験者が闘病中の方の不安に寄り添うなど、同じ立場の者同士が悩みや不安を共有し、互いに支え合う活動。

PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法。

福祉用具貸与

日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」などの用具を貸与するサービス。

包括的支援事業

地域支援事業の柱の一つであり、高齢者の日常生活の実態を把握しつつ、必要に応じて適切な社会資源につなげるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行う事業。地域包括支援センターに委託して実施する。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービス。

訪問看護

医師の判断に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

居宅での入浴が困難な要介護者等の居宅を巡回入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うサービス。

訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービス。

ま 行

民生委員

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める民間奉仕者。「児童委員」を兼ねている。厚生労働大臣から委嘱される。

や 行

夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回や通報による随時の対応を併せた訪問介護サービスを受けられるサービス。

予防給付

要支援1及び要支援2と認定された方が利用できる介護保険サービスのこと。